

あるを全く認識せざるが故である。吾人は當局に對し、此の點に就き篤く活眼を開き留意せられん事を切望請せんとするものなり、當局が此の點を誤認し、頼らしむべし知らしむべからず式の舊式の政治思想を以て誤つたる答申の件に誤つて認可を見るに至らんか、前述の不利なる問題は從つて、値下げ問題や消燈問題等瀕々として起るべきは火を噴るより明かなり、此の點につき吾人は茲に豫め聲を大にして當局に警告するものなり。京成はこの際或は少額の値下げ、或は好條件を聲明するやも知れず、若し然らんか、之れこそ遮二無二讓渡認可を得んが爲めの一時的目ツツシに過ぎず、この如き策動に乗ぜられんか、それこそ禍を將來に招き悔を百年の後に残すものにして當局の最も警戒を要する所以である、更に目を轉じてこの讓渡問題に躍る渦中の主要なる人物をみるに、東電會長の郷誠之助氏あり、京成の専務後藤國彦氏あり、逓信大臣に床次竹二郎氏あり、京成社長に本多貞次郎氏あり、郷會長と後藤専務の關係はかの帝人事件として醜を天下にさらしたる番町會のメンバーたり、床次氏と本多氏の政治的關係は衆知の事柄であり、之らの人物を並列したる時に吾人の眼に映ずる所のものは何か詳述する迄もなかるべし。

一私人の私利と百五十萬縣民の福利と何れを重しとせらるるや、希くば三顧三省せられん事を、更に希くば當局よ、百五十萬縣民の利益擁護のために前記各項を精讀又精讀、調査又調査の勞を惜しまるる勿れ、斯くて一日の早きをあせらず、慎重審議の上認可の可否を決せらんことを懇願懇請するものなり。

千葉地元における反對の烽火が日一日と擴大するに加へて監督官廳たる逓信省の決裁もまた京成側にとつて頗る不利に動きつつあつた。即ち十二月二十六日附を以て認可申請を受けた逓信省は其後四ヶ月間精査の結果、讓受後の京成側の銷却に不満があるといふので事務當局は屢々京成電軌専務後藤國彦氏を招致して、銷却年限の短縮方を内命したが、逓信省の電氣事業法規定による銷却に對して京成側が承服せず、千葉問題は暗礁に乗り上げて仕舞つた。

然してこの際逓信省の要求せるところは一、讓受價格三千三百三十八萬圓と帳簿價格千六百萬圓の差額千七百三十八萬圓の銷却を京成側は廿ヶ年乃至廿五ヶ年として申請したに對し逓信省は十年以内とし五ヶ年乃至七ヶ年程度にて銷却することを要求一、帳簿價格千六百萬圓を京成は四十ヶ年乃至五ヶ年間で銷却を申請したに對し逓信省は廿ヶ年乃至廿五ヶ年銷却を要求

に陥つたが、偶々關西に於て阪神電鐵の難區域を神戸市電氣局に讓渡するといふ計畫が表面化し、難區域の讓渡價格、銷却等の條件はまた千葉區域のそれと相似してゐたためこの難區域に對する逓信省の決議如何が千葉問題解決に鍵を與ふるものとして注目されたが、結局これも昭和十年中には實施に至らずして止んだ。

讓渡讓受申請却下 頼母木源相は昭和十一年四月二十四日遂に東電千葉區域讓渡申請を却下し、これと同時に左の聲明書を發表した。東京電燈が千葉營業區域を京成電軌に讓渡する申請は、その結果が事業の堅實性を損ひ、當省の行政方針と相容れないものあるに依り本日申請は却下する、別に改めて言ふ必要はないが、改正電氣事業法は電氣料金の認可性を執り業務の検査を勵行し、特に電氣事業の重大なる公益的使命に鑑みてその内容を堅實にし料金の軽減を計るに於るもので、この主旨に逆行するところの不良資産を所謂水増しとするが如き合併讓渡は認可せないのであるが、現行法の實施に當り、地方長官、地方逓信局長に通牒したところである、しかしてこの場合一應考慮せねばならぬところは専門の事業者が、それ／＼の立場から算盤をはじいて成立したものを官吏の判斷で押へることの是非の點であるが、しかしこれは取引の自由がある事業についてのものだけであつて電氣事業の如き公共的のものが營利に走り公益を忘れ、官廳の認可を必要とされてゐる

事業にあつては通用せない、即ち公益の擁護の役目は官吏に任せられてゐるものであつて、これを要するに事業の合併讓渡の認可は行政處分であつて、當業者間で價格が問題となり、その當否の裁定を行ふとは異なり、その認可の標準となるところはその事業内容の堅實を害し、結局公益に反する結果を來すに至りたるや否やを検討するにあるもので、本件を周密に取調を行つた結果、事業者には折角の計畫を挫折させることはお氣の毒ではあるが、右の如き主旨に依り不認可としたところである。

### 第十八節 風水害豫防 對策調査

昭和九年關西風水害、北陸水害等に發達設備が甚大なる被害を受け、これが豫防對策樹立に關しては電力聯盟、電氣協會等が各特別委員會を設置して調査研究したが、その調査報告書が昭和十年度に於て續々發表され電氣事業者に豫防具體策の指針を與へた。

電氣工作物に關する風水害豫防對策  
一、發達電所の豫防對策  
發達電所電氣工作物の被害は、風によるものは概ね輕微なものであつて、屋内設備に在ては建造物の損壞より、延いては電氣工作物

に事故を生ぜんとせるものも多少あり、屋外設備に在ては強烈なる風力に對し、振れ止め其の他支持物の強度不足による短絡、飛散、轉動を生じた例があるけれども、風害による電氣工作物の被害は極めて輕微である、之れに反し高潮によるものは、慘禍激甚であつて豫防對策の最も重要なを識るのである、今被害の狀況によりこれを按ずるのに、適當な方法を講ずることによつては、或程度まで相當其の難を免れ得るものと信ぜられる、惟ふに今回の被害の斯くも甚大であつたのは、かゝる高潮の襲來を豫期しなかつたことに基因するもので、現在の設備でも豫め覺悟してこれに備へて居たならば、斯くも無残な大損害を受けなかつたであらうと思はれる、今度の體験を基礎として論ずれば、高潮による水害は洪水等の場合と異り、浸水時間極めて短く且破壊力が比較的乏しいのであるから、豫防には最も容易であると言ふことが出来るのである地震の後に襲來する津浪に對しては多少趣を異にするけれども、其の襲來が反覆性を有すること、破壊力の稍や旺盛であること、を考慮すれば、これが對策は高潮に關するものと大同小異の範圍を出でないものと言ふことが出来る、豫防對策の根本をなすものは、電氣工作物を收容してゐる建物内に水の侵入を防止する事を以て第一となし、建物が浸水しても其の被害の範圍を局限することを以て第二とし、力が及ばずして全範圍に厄災を蒙つても其の回復を可及的迅速ならしめることを以て第三とする。

(一) 浸水防止法  
浸水を防ぐ方法としては所在地の狀況によつて水位の高低に差があり、各々其の場所に應じて適當な對策を施すべきであるが、一般的に其の要項を擧げると、次の通りである。  
(イ) 扉は堅牢且つ水密のものとし、特に幅員の大であるものは水壓並に風壓を考慮して、その破損することのないやうに心掛けること  
(ロ) 低窓はこれを廢するも、其の不可能である場合には、防潮壁のやうなものを築造して窓よりの浸水を防止すること、(ハ) ケーブルダクト、パイプダクト等建物外部と連絡してゐる水の浸入には粘土、アスファルト等の材料を充填して浸水を防ぐこと、(ニ) 排水口の如きはなるべく數量を少なくし、止むを得ないものに對しては、所内への逆流を防止する門扉角落し等の設備をなすべきこと、  
(ホ) 建物床面を容易に高める事を得て、床面浸水を免れ得る場合はこれを實施すること、  
(ヘ) 木造建物又は擴張を豫想して假設された板壁(木板、浪板、石綿スレート等)は十分防水的に施設すべく、特に下部は相當の高さまでコンクリート壁とするのを可とする(ト) 浸水排除用ポンプは手押しスチーム・ジェット、内燃式のものを選置し、電源除去の場合にも其の目的を達せしむべきこと、厄災に際して若し發達所出入口は平常は開放してゐるのが多い、殊に颱風襲來の季節は氣候の關係から殆ど何處でも開放されてゐる、出入口扉を密閉し、排水ポンプの設備が完全であつた

とすれば、浸水水位はあのやうに、高く上らなかつたであらう、扉は風壓の爲め破壊せられた實例があり、殊に高潮又は津浪に際しては木材、船筏其他の衝撃による破損も考慮する必要がある、相当堅牢な鐵製扉のやうなものが最も適當であらうと思料せられる、其の水密性を附與する爲め外開型とし、戸當りにはゴム、フェルト等の壓縮性物質を裝備すれば其効果は甚大であらう、扉の内特に幅員の大きなものには風壓、水壓、衝撃に對する強度等を考慮する必要がある、今次風水害の實例に見てもステイルシヤッターにして、尙ほ左右側溝より脱出したものがある、これ等は風壓を受けた場合に彎曲するものであるからそれら對策を講ずることが必要である。發電所大入口は機械の搬出入に使用するものであるから、据附完了後は鐵筋コンクリート壁として塗り潰すのが最良の策である、若し存置する必要がある場合には平常これを閉じて置いて、尙ほ漏水防止に困難を感じるやうなものに對しては、外側に防潮壁を設けるか、開門の如きものを設備し角落材を使用し、二段階への防水装置とすれば安全である、出入口はなるべく少數とするのがよい、平常作業に不便を來さない限度に於てこれを廢止することが望ましい、非常時にその密閉を忘却するならば、如何に排水設備を完全にしてゐても其の効はないであらう、又自動開閉器を各扉に取付けて置くのも一案であらう、此の際には常に其の監視を怠らない必要がある、動もすれば無断で取外される事があつて、非常

時に用をなさない場合があるからである。次に浸水の憂あるのは窓である、窓は地下室にあるものはこれを廢止するか、地下室全體を外側に防潮壁を廻らしてこれを保護する必要がある、地下室のない場合は窓の下端は普通地盤上一米内外であるが、高潮の水位がこれより以下の場合には、何等憂ひはないがさうでない場合には適當の處置を講ぜねばならない、そして此の際最も重要な事項は水位の決定である、即ち豫想水位より下になつてゐる窓は、なるべく廢止するのが安全である、殊に津浪を考慮する時は窓は最も危険であると思はれる、運轉作業上窓を廢し得ない部分に對しては、特にその部分の窓枠、窓硝子等を堅牢なものとし、且浮流物の衝撃に對して格子又は金網を設ける等十分考慮を拂ふべきである。

るに至ることも考へられる、防潮壁は部分的に實施してよいであらう、但し壁體は水壓並に衝撃に對して相當の強度を保たしめる必要のあることは言ふまでもない、又木構或は並木植樹等は防風防波にも役立つのみならず、高潮襲來に際して、浮遊物の漂流を抑制し、衝撃流材を阻止する上に大なる効果のあることが證明されたのである、推奨すべきもの一であらう、發電所建物は鐵骨又は鐵筋コンクリートが普通であるが、變電所はさうとは限らない、木造、鐵骨浪板張等各種の構造になつてゐるが、要は壁體の間隙からの浸水を防止する方法如何が問題なのである、浪板張の場合には此の點に於て最も不利であると思はれる、完全を期しようとするれば浸水位まではコンクリート壁に改造しなければならぬ、又コンクリートの建物の場合でも將來の擴張を豫想して一面を假壁として浪板又は木板を使用してゐると言ふやうな箇所があれば防止に困難を感じるであらう、此の場合にも相當の高さまではコンクリート壁として置けば安全である。

次に主要なる事項は、排水設備の完備を期することである、以上述べた方法によつて浸水を防止しても漏水のあることは免れることは出来ない、だからこれを排出する方法に缺けるところがあれば、折角の防水設備も一時浸水を喰止めるにとどまり、長時間の浸水ある時即ち建物の所在地の地盤の低い場所に於ては、最高潮の時間は短くても全部の退水に長い時間がかかるものであるから、このやう

な場所に於ては特に排水設備の緊要性が大きい、而して排水ポンプは電動ポンプを使用するのが普通であるが、今回のやうな電源除外の場合に於ては用をなさぬ、内燃機ポンプ、スチームエネクターの様なものも最も適當である、建物面積の小さい變電所等にあつては手押ポンプでも用を辨ずるであらう、最後に一考を要する問題は避難階段の設備であつて、附近住民を救助する爲め入口扉を開放しなければならぬ場合がある、今回の實例を見ても、その爲めに浸水を早め或は屋内浸水を防止し得なかつた例がある、此のやうな場合を考慮して避難民を收容するのに最も便利な方面に外部から直ぐに建物の二階に通ずる階段を設置する必要がある、火災力發電所のやうな大規模なもので、多數従業員が屋外で作業してゐるやうな場合には數ヶ所にこれを設け容易に避難し得るやうにすることも肝要である。

(2) 被害局限法

(イ) 建物の全區域に亘り浸水を防止することが不可能と認められる場合は損害が全線に及ばないやう適當の障壁を設けること、(ロ) 電氣工作物中配電盤、蓄電池、計器用變壓器繼電器、ケーブルヘッド、分線盤等は出来る限り高い場所に置くべきこと、(ハ) 浸水の惧れある場所に敷設する計器用制御用等の電線はなるべく高所に設備するか被鉛線又は電纜を使用するのを可とする前項の防水装置を完全に設ける場合でも、尙ほその操作上に粗漏なきを保し難い、即ち

第一編 電燈電力 第十八節 風水害豫防対策調査

防水扉の設備があつても開放されたものが、一ヶ所でもあれば浸水は免れないし、窓硝子は十分堅牢なものを採用したとしても尙ほ破損しないとは限らない、即ち室内に浸水する場合これを局限する方法を講ずるを以て萬全の策と言ふことが出来る、これに對しては局部的隔壁即ち仕切り壁を利用するのが便利である、發電所にあつては汽機室と電氣室との間、又は汽機室との間等には普通仕切り壁があるのだから、通路に當る扉を防水式とすれば、此の目的に副ふことが出来る、尙ほ平常運轉上大きな不便のない限り、最も重要な機械を限り隔壁内に收めることも考へられるところであつて、各場合に應じて實施するのが適當である、配電盤、蓄電池、ケーブルヘッド、計器用變壓器等は浸水すれば復舊は頗る困難なものであるから輕量で容易に高所へ移轉し得べきものは浸水の憂ひのない箇所に据えて置くのがよい、又計器用、制御用等の配線を止むを得ず、低い箇所に施設する場合には被鉛線又は電纜を使用すれば安全である。

(3) 水害を豫想し發電回復を速かに

する爲め考慮すべき事項 (イ) 低い場所に設置した機械器具で發送電上重要なものに對しては適當數の豫備を有すべきこと (ロ) 給水ポンプは普通電動機によつて運轉する蒸氣運轉設備をも併置すること (ハ) 最も重要な汽力發電所には自力發電をなし得る設備が肝要である、又颱風警報の

あつた時は汽機に蒸氣を發生させて置く等機宜の處置を取ること肝要である (二) 相當大なる容量の汽機給水槽又浸水の懼れない鑿井を有すべきこと 電力の供給は寸断を許さない、現在のやうに遠距離送電線を以て大都市に電力を輸送してゐる状態にあつては颱風颶風の場合に於て停電の憂ひ最も多く、例へば今回のやうな鐵塔の倒壊等は改修によつて今後は跡を絶つであらうと思はれるが、或は外物の障害、例へば飛散物による斷線等被害は絶無であるとは言ひ難い、この場合も重要な役目を演じるものは都市に近い火力發電所であつて、若これが全滅して復舊に時日を要するやうなことがあれば誠に一大事である、萬全の方法を講じても尙ほ免れ難い厄災を考慮して、假令全發電所が水に浸つても、退水を待つて速やかに發電し得る設備を有することも亦肝要のことである、假令全部の發電力の回復を望み得ないとしても、少なくとも各所一臺分の主機を運轉し得るならば、保安上の不安も除去せられるから浸水を蒙る處のある電氣機器の豫備品を所有して、被害を受けたものは直ちに取換へ、使用に充てることが出来たならば此の問題は解決するであらう、例へば給水ポンプ一臺分、補助機用ポンプ電動機一臺分、汽機通風機用電動機一臺分、微粉炭機用發動機一臺分等を備へて置くやうなものである、給水ポンプで蒸氣運轉のものを一臺有して居つた爲めに回復が容易であつたと言ふ實例が多、これ亦考慮を要する問題である、發電所

に自力運轉の設備がない爲めに、回復の遅れることがある、電源の除去がない場合には其の憂ひはないが、今回のやうに鐵塔の倒壊等のある場合は不安であつて、蒸氣を發生して發電する間は其の必要はないと思はれるけれども、これも場合に應じて考慮して置くべきことである、汽罐給水に缺乏を感じこれに掣肘せられて發電全能力を發揮し得なかつた事例は今回の災變に経験したところであつて、相當容量の給水槽を準備し、且此の水槽は浸水の憂なき程度に周壁を高めて置くのがよい更に堅井によつて自家給水を導くことはかかる場合最も望ましい事で、防潮対策上最も考慮すべき事項である。

(4) 運轉上に考慮すべき點

如何に萬全の設備をして置いて其の運用よろしきを得ない時は晝餅に歸すること論を俟たないところであるから、運轉係員は此の意を體し、宜しく今回の體験を基として、今後の變に備ふべく心掛けることが最も緊要のことである、由來高潮は突然襲來するものでない、必ず颶風に伴ひ、これが吹送によつて起る現象であるから、現場係員は常に氣象知識を養ひ、非常時に於て判断を誤ることのないやうに心掛くべきである、此の意味に於て警報受信装置、氣壓計、風速計等の設備をすることは、決して徒勞ではない、暴風襲來の都度、其の程度に注意を怠らず、且つ風速並に風向等を注視して、豫め備へねばならない高潮の場合は相當準備の時間を得ることは難しくないが、地震に際して津波の襲來を受

ける場合は、一時間の餘裕もないから、何等手當を行ふ餘地がないものと覺悟せねばならぬ、運轉係員は時々非常時に處する豫行演習を行つて、其の訓練を積むことが緊要である。

二、送電線路の豫防対策

(1) 總 說

イ、建設地の選定 颶風襲來地域は範圍も廣いので、全然颶風を避けるやうな線路を選定することは實現不可能であつて、我が國土の大部分殊に關西地方に於ては電線路は何れも颶風に襲はれるものと觀念せねばならない、故に寧ろ颶風を避けるよりも、颶風被害を極小に止めるやう、地盤の堅牢な地點を選定することが最も有効であり、又同じく颶風通過區域にあつても、その強弱は地勢によつて大いに影響を受けるものであるから、過去の經驗によつて暴風時に風當りの少ない地域を選定し、湖畔、大河沿ひの地點等は避けるのがよい、高潮襲來又は洪水の虞ある地點を避けるのは勿論である。

ロ、設計の検討 電線路工作物の設計には既に一定の規程又は方式がある、これ等は何れも多年の經驗と研究の結果定められたものであるから、これに準據して大した誤りのないことは今回の颶風に於ても認められるところであるけれども、從來の設計に於ては今回のやうな未曾有の颶風を想像して、これにも確實に耐え得るものとの條件に沿ふものはない従つて既設の工作物は設計上果して、今次のやうな颶風に耐え得るものかどうかの検討を

試みる必要がある、又今後の設計に於ては、現行設計方法に依つて設計したものに對して同様の検討を試みて、相當の強度を有することを確めた上建設すべきものである、若し今回のやうな颶風に對して危険なものであることの明かなものにあつては、現行設計に捉はれず適當の補強を必要とする、又設計は總て土地の狀況に應じてこれに適合せしむべきものであるが、電線路の設計に於ては餘りに標準均一を望む爲めに、特別の注意を必要とするものまで等閑に附して顧みないものがあつたので、被害を生じたと思はれる事例が少なくない、これ等も亦實情に即した再検討が必要である、尙ほ電線路支持物設計の標準に就ては、大體に於て現行規定通りで差支へがないが、計算の根本問題に關し幾多の疑問がありこれが解決に就ては鐵塔及び鐵柱の設計標準に關する調査委員會を設置して調査研究を進めることが極めて肝要である。

ハ、施工の完全 不正なる工事を排撃すべきは言ふを俟たないところであるが、今回の風害の跡を見るのに不正と稱するのは穩當でなく、寧ろ拙劣と解すべきものに被害が現はれてゐるのが多い、これ等は多くの施工方法が不適當なものと、工人の技能が不十分なのに基因するものやうである、爲めに設計上期待した結果を得られなかつたものである、被害の現はれるの否とは間一髪の出來事である故に假令設計に多少の不備の點があつても、工事にして完全であるならば、被害を免れ得る場合もあるであらう、だから工事は飽くま

で設計に忠實であり、無理な施工方法は絶対に避け、技能練達の工人を用ひて所謂難工事を克服するを要する。

ニ、工作物の強化 別項に記載する。

ホ、保守の勵行 今回の被害に於て、平素の保守が完全であれば大事に至らなかつたと思はれるもの、又は被害件数を著しく減少し得たと思はれるものがある、即ち一局部の不完全に基因して全體の破壊を來したやうな事例、又共通の一部に缺陷があつて被害が多數に及んだと言ふやうなことは保守員平素の注意によつて防止し得べきものである、如何に完全な工作物も保守を怠つたならば、幾多の缺陷を生ずるに至ることは言ふまでもないところで、腐朽柱の被害の如きは最も顯著なものである、又、假令不完全な工作物も早く缺陷を究知し、且つ平時の小災に於て現はれる弱點を忽せにせず、直ぐに適當の補修を加へて置いたならば、大災に當つても被害を免れ、又は軽減することが出来るであらう、又總ての物は、如何なる惡條件が重つて來ても絶対に安全であると言つたやうに設計することは不可能であるから普通は實行可能な程度に於て、十分安全であるやう設計するのである、例へば鐵塔に於ても種々の相當惡條件を重ねて考へてあるけれども、何れの條件も決して極惡のものばかりを採るものではないところが今回の風壓は殆どその極惡條件に達したのである、此の場合他の條件も若し相當の惡條件に達し、それ等が重疊したならば、その被害の激甚なことは到底今回の比ではな

いであらう、けれども、幸ひに斷線等の惡條件を伴つたものは甚だ稀であつて大多數の鐵塔は事なきを得たのである、現在の鐵塔に於ては、風災時に斷線を發生しないことが絶対に必要であつて、これは一に平素保守の勵行に依つべきものである、尙ほ今回の被害は他の物の影響に依るものが甚だ多い、例へば樹木の倒れかゝつたやうなものが相當にあり、爲めに支持物の倒壊斷線等の大事故を誘發したものがあつた、これ等は全く平素の保守に於て伐採等の注意をする以外に方法はない、元來電線路の保守は地味地であつて、困難な事情の多いものであるが、電線路の安危は一に懸つて保守にあると言つても過言ではないから、明敏果斷な指導者と、忠實熟練な従業員によつて不斷の勵行をなすべきである。

(2) 鐵塔被害の検討

送電線はその構造が堅牢であつて、ことに鐵塔に至つては決して倒壊のおそれはないものと信じられてゐたにも拘らず、今回の颶風に於て慘狀を呈するもの、あつたことは、一面颶風が猛烈で破壊力絶大であつたことを語ると同事に今日の送電技術に對して一抹の不安心念を懐かしめるものがある、けれども被害の跡を仔細に檢するに及んで、その激甚な割合には被害が比較的少く、殊に最も普通に行はれる形状の鐵塔に於ては被害は全く例外に過ぎず、根本的には何等危懼を感ずるものはなく、又比較的被害の多い特殊形状の鐵塔に於ても相當改善を施すならば將來再び此のやうな被害を蒙るやうなものでないことを推

知することが出來た、これ等の因て來る所以に就いて一應検討を試み、續いて豫防対策を考究しよう。

イ、普通型鐵塔 (普通型鐵塔に被害の多い理由と現在施設の妥當であること)

現行の鐵塔設計方法は主として普通型鐵塔を對象として、規定せられたものであつて、多年の經驗と研究の結果歸納せられたところであるから、自然當を得るに至つたものである、即ち一般鐵塔設計に於て各構材の強度は設計荷重に對して安全係数が三以上と定められてゐる結果、實際のものは各部の構材とも大體三乃至三・五或は遙に大きな安全係數を有して居る、此の鐵塔を工場内に組立て、試験する場合、大凡設計荷重の二・〇―二・三倍で損壞を初めることが普通である、これによつて見るときは實際に建設せられた鐵塔は先づ設計荷重の二倍位までの荷重に對しては倒壊の虞のないものである、ところが設計荷重に於ては、風壓を毎平方米二百瓩(風速に換算して毎秒四十米)と定められてゐるから假りに今回の風速を毎秒六十米とするととき風壓は毎平方米四百五十瓩となり、設計値の二・二五倍に達したのであるから單純に考へれば總ての鐵塔が危険に瀕したではないかと疑はれる、然るに鐵塔の設計に於ては風壓以外に斷線等の荷重をも併せ考へるものであるから、今風壓が二・二五倍に達しても直ちにその全荷重が同様に達するものでなく、従つて鐵塔構材の應力も等しく同値倍せられるものでない、今これを明かにする爲め所設普通

型鐵塔に於て  
 (a) 標準設計條件の場合 (即ち風壓每平方米二百近、斷線一條)  
 (b) 風壓每平方米四百五十近斷線なき場合  
 (c) 風壓每平方米四百五十近斷線一條の場合

| 十五萬四千ウオルト用 |        | 十五萬四千ウオルト用 |        |
|------------|--------|------------|--------|
| 項目         | 標準設計條件 | 項目         | 標準設計條件 |
| 垂直荷重       | 二、一七二  | 垂直荷重       | 二、一七二  |
| 電線張力荷重     | 五、三三三  | 電線張力荷重     | 五、三三三  |
| 電線風壓荷重     | 九、〇七三  | 電線風壓荷重     | 九、〇七三  |
| 鐵塔風壓荷重     | 六、七三三  | 鐵塔風壓荷重     | 六、七三三  |
| 合計應力       | 二二、二七一 | 合計應力       | 二二、二七一 |
| 推定安全應力     | 二六、五三三 | 推定安全應力     | 二六、五三三 |
| 七萬七千ボルト用   |        | 七萬七千ボルト用   |        |
| 垂直荷重       | 一、五〇〇  | 垂直荷重       | 一、五〇〇  |
| 電線張力荷重     | 七、一〇〇  | 電線張力荷重     | 七、一〇〇  |
| 電線風壓荷重     | 七、三〇〇  | 電線風壓荷重     | 七、三〇〇  |
| 鐵塔風壓荷重     | 四、〇〇〇  | 鐵塔風壓荷重     | 四、〇〇〇  |
| 合計應力       | 一九、九〇〇 | 合計應力       | 一九、九〇〇 |
| 推定安全應力     | 二四、〇〇〇 | 推定安全應力     | 二四、〇〇〇 |
| (b) の場合    |        | (b) の場合    |        |
| 十五萬四千ウオルト用 |        | 十五萬四千ウオルト用 |        |
| 垂直荷重       | 二、一七二  | 垂直荷重       | 二、一七二  |
| 電線張力荷重     | 〇      | 電線張力荷重     | 〇      |
| 電線風壓荷重     | 〇      | 電線風壓荷重     | 〇      |
| 鐵塔風壓荷重     | 〇      | 鐵塔風壓荷重     | 〇      |
| 合計應力       | 二、一七二  | 合計應力       | 二、一七二  |
| 推定安全應力     | 二六、五三三 | 推定安全應力     | 二六、五三三 |
| (c) の場合    |        | (c) の場合    |        |
| 十五萬四千ウオルト用 |        | 十五萬四千ウオルト用 |        |
| 垂直荷重       | 二、一七二  | 垂直荷重       | 二、一七二  |
| 電線張力荷重     | 〇      | 電線張力荷重     | 〇      |
| 電線風壓荷重     | 〇      | 電線風壓荷重     | 〇      |
| 鐵塔風壓荷重     | 〇      | 鐵塔風壓荷重     | 〇      |
| 合計應力       | 二、一七二  | 合計應力       | 二、一七二  |
| 推定安全應力     | 二六、五三三 | 推定安全應力     | 二六、五三三 |

鐵塔高さ地上二・二米、主脚地際間隔三・七米である、(二)表に於て應力の單位は斤、計したものは設計荷重の二倍まで安全であるとして假りに合計應力の二倍を安全應用と推定する、(四) 推定破壊安全度は推定安全應力と合計應力との比とす右の表によつて次の事項を推定することが出来るであらう。

(イ) 風壓荷重が鐵塔強度に影響するところ最も大であること。  
 (ロ) 斷線荷重の影響も亦大であつて、普通型鐵塔に於ては今回の強度の風速に於ても斷線の無い場合、破壊に至るまでには、尙ほ二三割以上の餘裕はあるけれども、一線が斷線した場合に餘裕が甚だ少ないこと、勿論右の表は單に一例に過ぎないのであるから、總てに對して斯く斷定するのは稍早計のやうであるが、實際風害後多くの鐵塔に就て檢算を試みた結果もこれと大差がないから、一般に普通型鐵塔に於ては斷線のない限り、今回の程度の暴風では破壊されないのであることが知られる、而して一般に送電線には強力な電線を使用する爲め、風壓と斷線とは別に因果關係のないのは風災の結果に於ても明らかであるから、今回のやうな未曾有の風災時に尙ほ斷線荷重を累加せしむるやうな稀有の場合には設計上考慮の要はないのであらう、斯く考へて來る時現行の鐵塔設計は普通型のものに對しては最も中正妥當なる結果を得るのであつて、殊更に改變を必要としないものと思はれる。

口、川越鐵塔 川越鐵塔は何れも比較的長徑間のものであり、又船舶航行等の爲めに極端に高い構造を要求せられてゐる爲め、高さ四十米に達するものが多く、鐵塔脚部の幅員も甚だ大である、此の高いこと、大であること、は共に構造上の缺陷を生じ易くなるもので又耐風上甚だ不利である、即ち鐵塔の高いことは鐵塔設計上唯一の不動固定點であることとの基礎の遠さがる部分が多くなることとなり、鐵塔の彎曲を増すに至る、又幅員の大であることは水平材に特殊の注意を拂はなければ、鐵塔の固定性を缺き易い傾向があり、従つて此のやうな鐵塔に對しては特に構造の固定性を増進すべき方法を講じては必要がある然るに往々にして單に普通型鐵塔の設計に準じて鐵塔を延長しただけで特別に固定性の増加を圖つた跡の見られないものがあり、甚だしきに至つては水平材の重量節約のため無理な設計をしたやうなものがあり、これ等は既に普通型鐵塔に比して強度の劣つてゐることは明かである、加ふるに建設地の關係上湧水が多く、工事困難で缺陷を伴ひ易いものである、又川筋は一般に風速が大と言ふ傾向があり、殊に高度に應じて風速が大であることは、各地觀測の結果によつても認められるところであるから、川越鐵塔の上部及び電線の風壓は普通型鐵塔に於けるよりも大となる筈で、徑間の大であることも風壓の影響が不利となり、且鐵塔下部に於ても構造物の幅員が廣いため風下の構材面の風壓も比較的大となるは明かである、即ち川越鐵塔に於ては普通型鐵塔よ

りも強度の劣つてゐるに加へて大なる風壓荷重を受けることとなつたのであるから、その倒壞數が比較的多いのは、當然のことであつた、尙ほ鐵塔地際の構造を普通型鐵塔と異にして、基礎ポルトを使用する方法を採つた場合、基礎ポルトに缺陷を生じたものもあつた。

ハ、多數回線用特殊型鐵塔 多數回線を架設する鐵塔は電線の配置上幅の廣い構造を採用して、電線を立脚材の内側に架設したものが多い、これ等のものは普通型に比べて構造上の不利缺陷を伴ひ易い傾向がある、即ち鐵塔構造の幅の廣いことは、水平材の長いものが必要となり、その補強に對し普通型以上の注意を拂はなければ、鐵塔の固定性を減損し易く、且つ電線を立脚材の内側に設けることはその部分に最適の斜材を施す便宜を失ふ爲めに、力の傳導明確を缺くやうな部材を用ふる等、不完全な構造を採るの止むなきに至り、脆弱點を生じ易いのである、従つて此の種形狀の鐵塔と同様に設計したものも、荷重試驗を行ふ場合普通型よりも、成績が稍劣つてゐることが多い、此のやうに構造上の不利を有するものであるのに一方風壓荷重を考へる時は、その構造上風壓を受けることが大であるにも拘らず、之に對抗する力に於て普通型に比し著しく劣つてゐる點がある、風壓荷重の大であることは、鐵塔の上下一様に幅の廣い構造を採る爲め風下の構材面は遮蔽効果を受けること少く、且線條數の多いことは風壓影響の大であることは勿論であつて、鐵塔設

計上諸荷重比率を考慮して不利であることは免れない、又風壓に對抗する力の小さなのは次の理由による、即ち鐵塔に於て電線が片側で斷線した場合は、これによつて生じる電線の不平均張力が加はり、鐵塔を縱の方向に引倒すやうに働くと同時に、撿力を生じて鐵塔を撿じ歪めるやうに働くものである、此の縱の方向の力は鐵塔形狀には無關係であるが、撿力力は鐵塔の形狀によつて大に異なるものである、而して撿力は鐵塔部材の一部に對して横方荷重 (即ち風壓荷重等) と同様の効果を與へるものである、従つて此の撿力に對應する爲め、大きな力を有するやう設計せられた鐵塔は、過剩風壓荷重を受けた場合、斷線が無ければ此の力を直ちに風壓荷重に對應する力に振り替へ利用し得る譯であつて恰度非常時に對する豫備力を有するやうなものである、然るに多數回線特殊型鐵塔は、その形態上一般に斷線の爲めに生じる撿力も小であつて、且撿力に依つて生じる横方應力も小である爲め、普通型に比べると過剩風壓荷重に對する豫備力が甚だしく劣り不利であることを免れない、尙ほ多數回線特殊型鐵塔に於て設計上斷線數を假定すると、普通型同様任意の一條のみを採つたものがあり、これ等は斷線數と線條數の比率により見て前記豫備力を減少するものである、此のやうに多數回線特殊型鐵塔は普通型に比べて風壓荷重を受けることが大であつた、而もこれに對抗する力が劣つてゐるのであるから普通型に斷線さへなければ安全であるとは稱し得ないので比較的多數の

倒壊を見るに至つたのである、尙ほ多數回線特殊鐵塔線路で風災直前に建設を終つたばかりで、基礎の固定が未だ十分でなかつた爲め一層此の種鐵塔の倒壊数を増したのである。

ニ、可撓鐵塔 可撓鐵塔に對しては荷重として架渉線條及び鐵塔の促面に加はつた風壓だけを採つたので、斷線荷重をも支持し得る普通型鐵塔のやうに過剩風壓に對し、轉用し得る餘分の強度のないのは最も不利である、又側面に加はる風壓のみを支持するやうな設計をなし、線路方向に加はる力に對して其の強度不十分な點があつたものであることが認められる、尙ほ可撓鐵塔線路に於ては、所々に引留鐵塔を使用すべきものであるのに、これを用ひずして、單に支線を所々に施してあつただけで、支線にも缺陷があつて引留の用をなさず、連續多數倒壊したものがあつた爲め著るしく被害数を増加したのである。

三、電線路工作物の強化

電線路被害豫防上最も重要なものは、工作物の強化を計ることである、工作物全般に亘つて強化するのが最も可であるが、茲には今回の風水害に於て暴露された缺陷に鑑み來るべき風災に備へる爲め、如何なる補強改良が必要であるかを指摘する。

イ、支持物 鐵塔(送、配電線電話線用各種鐵塔、可撓鐵塔共)

(A) 基礎 (コンクリート基礎、鐵材基礎共) 基礎が不完全な爲め鐵塔被害を生じたものに二種ある一は基礎自體が破損したもので、二は基礎には破損はないが、その安固を欠いて

た爲め、鐵塔基部の安定を失ひ構材部の被害を導いたものである、又基礎の強度は自體の施工に關係するとともに周圍地盤の状態によつて左右せられるものであるから基礎に對しては地盤の状態と基礎の形状、大きさの最も適當なる按配を定める必要がある、けれども未だ此の關係に就いては實用上便利で目的確かな資料がないから、茲には單に基礎の設計施工上留意すべき點を列挙する。

(a) 基礎は必ず現地地盤に應じて設計すること、土壤の抵抗力は土質及びコンクリート型狀に應じて判斷し適當に計算すること、實行上電氣學會編纂「電氣ポケットブック」所載の土壤の性質と基礎の種類を示す表のやうなものを參考にするのがよい。

(b) 基礎の形状は特に上打力に對し有效なものを選ぶこと、從來往々にして形状に關係なく最底面より休息角内の土壤全部が有効に働くものとして設計したものがあるが、これ等は適當な補正が必要であらう。

(c) コンクリート施工を完全にすること 基礎コンクリート工事が點々として比較的少量な爲め、殊に近來のセメント硬化の急速なものを使用する上に不利であるから使用材料の精選、配合、施工には特別の注意と監督を必要とする。

(d) 水中コンクリート施工は極力避けること、湧水甚だしい箇所には特に無理のない施工方法を採用し、水留めした後でなければ上部(又は内部)コンクリートを施工してはならない。

(e) 底面コンクリートと傍コンクリートとの間にはなるべく鐵筋を用ひて連絡を堅固にすること。

(f) 地盤の悪い箇所には各脚基礎を實際附近にて連繫すること、元來鐵塔の各脚基礎を分離することは鐵塔の安定上好ましくはないけれども、地盤が堅固であれば、支障のないものとして、總ての鐵塔は基礎を分離するのが現狀である、地盤の軟弱な箇所には、特に基礎全體を一體とすることが望ましいが、これに準じて實際附近で連絡するのがよい。

(g) 埋戻しを入念にすること、颱風時間直前に施工するものは特に注意を要する。

(h) 特殊の箇所には鐵材基礎を採用すること、混水甚だしい砂地(殊に玉石を混へるやうな)等の場合腐蝕性水質でない場合は困難なコンクリート施工をするよりも寧ろ鐵材基礎とするのが安全である。

(i) 既設鐵塔にした基礎の沈下に對して相當耐力があるが、上打力に對する抵抗力不足のものは鐵塔に支線を設けるのも一方法である。

(B) 鐵塔構材部 今回の風災に於て鐵塔構材部の被害は殆ど川越鐵塔、多數回線架設鐵塔、又は可撓鐵塔等特殊型狀のものに限られ、普通型鐵塔には二・三基の例外があるだけで構材部に缺陷が無かつたから、大體鐵塔構材部は普通型同様の強度があれば支障がない譯である、特殊型鐵塔が普通型鐵塔に劣つてゐる點は前記のやうに明かであるが、如何

にしたならば普通型と同程度の強度とするこゝとが出来れば、數值的に判明しない點が甚だ多くこれ等は今後の研究に俟たねばならない、斯く特殊型が普通型鐵塔に比べて劣るところあり、然もその補正方法に對し適當な數値を以て示し得ないものとすれば、寧ろ特殊型を一切用ひないのが安全であつて豫防對策としても、之を第一に推奨すべきものであるけれども實際に於て特殊型を廢することは不可能であるのみならず、近來多數回線架設鐵塔は益々頻繁に使用せられる傾向があるから茲には主として特殊型鐵塔に於て改良を要すべき點に就き、その概略を列記し且一般鐵塔に共通して特に留意すべき點を併記する。

(a) 風壓の採り方を普通型よりも増すと、地上高さ約三十米以上の鐵塔構成、電線碍子等の風壓は幾分設計値を増すことが必要である、その増加程度はまだ決定し得ないが高さ十米を増す毎に約一割位累進するのであるとの説がある、又川越鐵塔のやうに特に高い爲めに下部結構の幅の広い部分及び多數回線架設の爲め、幅の広い結構を採る鐵塔に於ては、風下の面の風壓が増すべきを以て、普通型に於て鐵計の風壓を片面の一・五倍と規定してあるところを一・五倍以上二倍までの適當の値を採ることが必要である。

(b) 壓力を強固にしその使用に注意すること、幅の広い結構に於ける壓力材は概して長大となるから彎曲を受け易く、爲めに豫期の力に耐へず或は力を傳へず、却つて張力材に壓力を分けるやうなことがあるから、十分

強力なるものを使用するか、又は補助材を十分に使用してその強固を期し、結構の固定性を保持せねばならぬ、殊に長い水平材は風壓のみならず、自重によつても彎曲するものであるから、構造と強度とに特別の注意を拂ひその接續點を中央に設けない等の注意を要する。

(c) 計算の困難な結構を避けること、多數回線架設鐵塔の電線を主脚の内側に設ける形のものに成るべくこれを避け普通形に近い形状を採るのがよい、止むを得ず特殊形状を必要とする場合には、極力公知の方法にて計算し得る結構を組成することとし、計算に大膽な假設を必要とするやうなもの採用しないのがよい。

(d) 多數回線用特殊型鐵塔及び可撓鐵塔には風壓每平方米四五〇距の場合の計算を併せ行ふこと、現行規定の設計をなすと共に風壓を二・二五倍した場合の計算を併せ今回のやうな風速に對しても安全であるやう設計するを要する、勿論此の場合の斷線その他の條件は適當に考慮し、又安全率に就いても必ずしも之を固執する必要はない、要は風災時に於ても普通鐵塔と同程度の強度を保持せしむるにある。

(e) 可撓鐵塔又は半可撓鐵塔の線路方向の強度を適當に考慮すること、可撓鐵塔が撓の狀態に於ける強度及び偏位荷重に對する強度を計算することは困難であるが、可撓性を失はない程度に於て、適當に線路方向の強度を有せしめ、捻曲挫折するのを防止するを要する。

(f) 基礎ボルトを設けて、これに鐵塔主脚部を取附ける構造を堅固にすること、川越鐵塔及び可撓鐵塔に於て主脚を直ちに基礎部に延長せず、別に基礎ボルトを設けて他の型鋼及び鋼板を使用して、多數のボルトを以て鐵塔主脚を取附けたものに被害が夥しい、これは接續部に於ける力の傳達が複雑で多數のボルトに均等に力を傳へることが困難なものと、各種部材の關係位置によつては彎曲作用を惹起する等の缺陷を生じ易いものであるから特に設計上、力の傳達狀態に注意してボルトを餘分に使用する等によつてその構造を堅牢にせねばならない。

(g) 鐵塔組立に無理をせぬ事、鐵塔組立に部材の取付ボルトの鑽孔が合致しない場合ボルト孔を擴大するときにはボルト耐力の不均衡を來すとともに鐵塔の固定性を缺き易く又部材に少しでも彎曲を與へて取附けるときは部材にインシアルストレスを生じてその強度を減ずるから決して無理をしてはならない、製作の良好な鐵塔に於て鐵塔組立にボルト孔が合はないものは多く基礎の位置が正しくないものであるから注意を要する。

(h) 鐵塔部材の接續を完全強固にすること、部材接續點に多數のボルトを使用する場合、ボルトの各個が均等に力を配分することは困難であるから、計算上必要以上に二割程度餘分の數を使用しボルト締めを緊密になし且後になつて弛緩しないやう適當の方法を講ぜねばならない、幅の狭い部材に

ポルトを併列に使用するやうなことを避け又幅の狭い部材の接續を容易ならしめる爲めに加工する場合は部材本來の性能を減損しないことを要する、尚ほガゼットプレートを使用する場合對向部材の中心線を一致せしめるやうにし、又型鋼のバット・ジョイントを施す場合單一平鋼を用ひない等の注意を要する。

(A) 基礎

鐵柱の基礎は單一體をなすから鐵塔基部とは稍趣きを異にし、設計方法も異なるものであるが豫防對策としては、殆ど鐵塔の場合に盡くしてある、即ち左の通りである。

- (a) 基礎は必ず現地地盤に應じて設計すること。
- (b) コンクリート施工を完全にすること。
- (c) 水中コンクリート施工は極力避けること。
- (d) 埋戻しを入念にすること。
- (e) 特殊の箇所には鐵材基礎を採用すること。

(B) 鐵柱構材部

鐵柱には種類が多、單一なものも組立てるものもあり、組立にもリベット、ボルト、鋸接等種々の方法が行はれ、主脚材又はこれを連繫する部材も種々雑多の形状のものを用ひられ、又その用途も送配電線、電話線とも何れも相當廣くそれ、その特長と缺點とを有するものであるから對策も一概に論じ得ない、けれども今回の風災に於て現れた最も顯著な被害の豫防について列記する。

ば大略次の通りである。

(a) 鐵柱部材の接續點を完全堅固にすること、鐵柱は比較的運搬に便である爲め工場に於ては部分的に組立たものを現場に於て接續建設することが多いのであるが、現場に於て接續する部分は缺陷を生じ易いから、運搬の許す限り現場接續點を減じ、その設計施工ともに鐵塔の場合に述べた注意を要する。

(b) 可撓鐵柱の線路方向の強度を適當に考慮すること、二脚柱は殊に捻曲屈折し易い可撓鐵柱は總て其の各部の強度が十分であると同時に、柱體として屈折強度が十分であるやう、電線路の縦方向に對しても相當の強度を有することが必要である、今回の風害に於て古レールを使用せる鐵柱に折損被害のなかつたのは注目すべきことである。

柱

(a) 腐朽を防止し、腐朽の爲め強度の不足するものは建替を勵行すること、普通木柱は材質又は地質によつて多少の相違はあるが部分的の腐朽は比較的早期に表はれるものであるから、常にその防止方法を講じ一旦腐朽し始め強度不足を來す虞のあるものは速かに建替を行はねばならない、木柱の部分防腐方法には種々あつて何れの方法が最もよいかは一定し得ない、各々の場合に適應する方法を選ぶべきであるが、何れの場合にも施工に周到なる注意を拂はなければ防腐の效力を損なうものである、又防腐の爲め當初より注入柱を使用することは一般に推奨するところであるが、注入方法宜しきを得なければ效力がな

いのみならず却つて有害なこともあり、且つ地質によつて注入柱でも侵される例があるから、最初の注入によつて保存に於ても周到なる注意を要する。

(b) 地盤軟弱な箇所等の基礎を入念施工すること、地盤軟弱な箇所、築堤箇所又は支線の施設困難な箇所等は木柱根入を特に深くし又は根柵を増大することを要する。

(c) なるべく支線を多く設けること、木柱に於ては支線を設けるのは勿論であるが、規格上必要のない場合にも許す限り多く支線を施設するのを可とする。

ロ、電線 簡單に要項のみを列記する。

- (a) 長徑間筒引には十分強大な電線を使用すること。
- (b) 電線クランプの電線を損傷しないものを使用すること。
- (c) 電線接續を入念にすること。
- (d) 電線の振動と強度の減損に注意すること。

ハ、碍子 (a) なるべく標準仕様の碍子を使用すること。

(b) ビン碍子のピンは強力なものを使用する。

(c) 碍子取附用具類の完全なものを選び、弛緩脱落を防止すること。

(d) バインド線には鐵線を避け相當太いものを使用すること。

發電所、水路、送電線の非常時對策

電氣協會發電土木調査委員會

電氣協會發電土木調査委員會は、昭和九年の關西地方風水害に伴ふ電氣被害の結論として、通信當局の現地調査を加味し、將來の此種參考として左の如き對策を立て一般に發表した。

第一、設備に關する事項

- 一、河道又は流身は洪水に際しては大變化を來すことあり、故に地形並に地質の上より過去に於ける其變遷の跡及び將來起り得る移動の範圍等を考查すること肝要なり、殊に發電所、取入口堰堤等の位置に就ては嚴密に之を調査すべきなり。
- 二、山腹又は河岸の崩壞より生じたる土砂礫轉石等は河水の流速を阻礙し、且つ河床を高めて洪水位を異常に増嵩せしむ、故に水源地の地質及び植林状態等を調査して豫め、之が洪水に及ぶ影響を考へ成るべく其豫防對策を講ずべし。
- 三、根拔の流木が取入堰堤附屬の洪水吐又は砂吐水門々柱に引懸り洪水の排除を妨ぐることに多し故に之等門扉の經間は成るべく長大にし、小徑間門柱が並ぶときは成るべく、其劍先を凹凸不陸となし管流木材等は決して引懸らぬやう構造すべし。
- 四、取入水門の位置は河川の直線部又は僅かに屈曲せる外周部(コンケーブ、サイド)に設置すべし、内周部(コンベックス、サイド)殊に其下流側に之を設けるときは水門前に寄洲を生じ、洪水の引際に引水の困難を生じ、強いて引水すれば取入水門内へ土砂の崩れ込みを生じ、水路が充塞せらるる

程土砂の侵入すること、之に反し急に曲れる外周部(凸形の河岸)に設けられたる取入水門には砂礫の跳込み多く之亦成績宜しからず。

五、取入水門は成るべく其取水幅を大きくし流入水深を小さくして上水を取ることに注意すべし。

六、河川の屈曲部の外周側は洪水時にありては遠心力により其内周側より非常に高き水位の上昇を見ることがあるを以て其事實上に注意すべし。

七、堰堤上の洪水排水水門又は溢流部の位置は河岸の一方に偏在せしめぬ様注意すべし、堰堤築設前に於ける洪水の流身を、其築設後に於て變化せしむるときは、洪水が左右の河岸へ突當る場所を變へ、又は其程度を激しからしめ、其が爲め或は遠心力に依る洪水位を局部的に高からしめ、又は河岸の崩壞洗掘等を誘發する恐れあり、能ふべくんば堰堤上の溢流洪水が圓滑に流下し、治水上多少なりとも、有益なる結果を齎すべき位置及方向に排水水門及溢流部を設置したきものなり。

八、堰堤特に高堰堤に於ては洪水排水水門幅又は溢流堤頂長を十分に取り、溢流水深を以て成るべく小ならしむべし、又洪水排除水門の捲揚高は十分に設けて洩水位以上尚ほ若干餘分の開放度を有せしむべし、水門捲揚機も可及的高處に置くべし。

風水害豫防對策調査

防水壁を築設すべし、雪崩殊に「あい」に對しても防護壁の必要あることあるべし。

一六、發電所内用機は成るべく密閉式となし且つ所内に排水ポンプを備付くべし。

一七、住宅倉庫等は成るべく高處に置き洪水位以上の地面に建築すべし、さりとて風害雪害等の危険に暴露せしむるが如きこと無からしむべし。

一八、隣接せる各發電所間に豫め送配電線の連絡を圖り且つ各事業者間に豫め非常時電力融通の契約を締結し置くを可とす。

第二、運用に関する事項

一九、係員一般に氣象知識を養ひ、暴風雨、霖雨、雷雨其他局地的豪雨等の本質を理解すべし、而して少くも天氣圖の見方を知り各發電所變電所配給司令所等には氣象臺發行の天氣圖又は毎日新聞に轉載せらるる天氣圖を備へ之を閱覽すべきこと。

二〇、事業者は中央氣象臺又は各地測候所より氣象警報を得たるときは即刻之を各發電所變電所送電所監視所等へ通知すること。

二一、發電所設置河川の源地地の流域面積、海拔高距、地形、地質、植林状態等を豫め知悉し置くこと。

二二、關係各事業者共同して利用河川の源地地又は上流部に雨量計、水位標、積雪標を設置し常時非常時と其報告を取寄せ之に注意すること。

二三、暴風雨の兆を認め又は其警報に接したるときは源地地の風向、風速、降雨量、溫度並に積雪量等を査して洪水量洪水時

間等を豫察すること。

二四、颱風襲來中は事業者は自己觀測を用ひて氣象臺通報を補足し時々刻々の氣象變化に對して善處すべし、初夏等に起る局地的の豪雨は豫察すること困難なれども楔形低氣壓不連續線等に對して警戒するを宜しとす。

二五、同一水系又は河狀氣象等の相似たる水系の發電所間には保安通信上の連絡を取り降雨出水等特に降雨の烈しさ、出水の速さに關し隨時通報を爲すこと、尙ほ電話所には必ず見易き處に呼出附號を掲示し置くべし。

二六、豪雨及び洪水の進行中水位の減退を見るときは上流に山崩による河水堰留の起りし徴證なれば馳て押寄する鐵砲水に對して萬全の手配を爲すべきこと。

二七、水源涵養林、土砂防止林、砂防堰堤等に付き成るべく其施設を完成すべきこと。

二八、道路橋梁其他交通機關の不時故障を成る可く豫防するやうに注意し萬が一交通並に通信の杜絶したる場合の處置も考究し置くこと。

二九、平常より豫備機豫備火力發電所等の運轉に付き準備を整へ置くこと。

三〇、豫備品修繕用品及修理工具等は之を用意し置くこと。

三一、取入堰堤に於ける洪水吐、砂吐水門等は洪水時期前其開閉の具合を試験し必ず運轉の圓滑を期すべきこと。

三二、水路番は水門の操作其他の作業に熟練

する様平素より訓練し且つ事に臨み狼狽せざるやう修養すること。

三三、貯水池排水門の操作は特に注意し洪水必至の場合には豫め貯水位を低め置き水位の増嵩に従つて水門の開放度を増し最高水位に於て最大の開放を爲し決して急激に水門の閉閉を爲さざる様注意すべし、之を換言すれば下流の洪水量をして自然の其よりも少量ならしむる様心懸く可きこと。

三四、大洪水の際は取入水門又は隧道口水門を閉鎖する必要の生ずることあるべし、斯の如き場合には水路番の獨斷專行を許すべきも之に付ては弊害を生ずる虞あり、此點豫め適當なる規定を設け置くこと必要なるべし。

電力聯盟専門委員會

電力聯盟は聯盟専門委員會をして關西風水害による電氣工作物の被害状況の調査並にそれら豫防対策に關する案の作成を命じ、安藏(東電)、益(東邦)、有村(大同)、上野(日電)石澤(宇治電)等の諸氏は數度の現地踏査と研究討議を行ひ案の作成を終り聯盟委員會に提出可決を見た。その内容は豫防対策と應急處置に關する研究を網羅し設備の改造及び新設の指針となり重要視された。左にその全文を掲ぐ。

第一 豫防対策

一、發電所 今回の風水害に當りては水力發電所に於ては被害無きを以て之を除外し、火力發電所及變電所に就て其豫防対策を講ず

る事とし之を

(一) 建物及附屬設備に對する豫防対策

(二) 機械器具及附屬設備に對する豫防対策

の二組に分ち之を記載すべし。

(一) 建物及附屬設備に對する豫防対策  
 建物及附屬設備(各種水路等)に對しては左記各項を適宜採用する事に依りて今回程度の風水災に對しては其難を免れ得るものとす。建物は簡單に其位置に改造し得るものは之を施工する事

ロ、扉は小出入口に對しては堅牢なる外開扉となし、大出入口に對しては防水扉又は角落しを嵌入する事

ハ、浸水の恐れある箇所を於ける窓は之を上方に移すか其他適當なる方法を講ずる事

ニ、建物の全區域に亘り防水不可能なる時には其損害が全般に及ばざる様適當なる隔壁を設くる事

ホ「ケーブルダクト」其他の「ピット」類は必要ある個所に適當なる材料を充填し浸水防止を計るべき事

ヘ、水路による所内への逆流を防止すべき設備を施す事

ト、建物内 漏水又は浸水排除用「ポンプ」の原動機は電動機のみならず、汽機又は内燃機を併用するか、或は其他の適當なる装置(例へば「スチーム、ジェット」の如き)を爲す可き事

(二) 機械器具及附屬設備に對する対策

イ、給水「ポンプ」は其の一部は電動機により蒸気によるものを浸水の恐れなき場所に設備する事

ロ、汽機補給用水設備として相當容量の給水槽を設備するか又は浸水の恐れなき井戸を施設する事

ハ、配電盤、補助電動機、蓄電池、油入開閉器、計器用變壓器、各種計器繼電器類及「ケーブルヘッド」等は出來得る限り高位置に備へ付け浸水の難を免れしむる事

ニ、萬一屋内に浸水し補助電動機の浸水せる場合の対策として重要な發電所に於ては、少くとも發電機一臺に對する補助機用電動機の設備を備へる事

ホ、重要な發電所にして自力發電し得ざるものに於ては暴風警報あると同時に蒸氣を發生せしめ置く等適當なる處置を講ずる事

二、送電線路 送電線の被害を調査するに、鐵塔に就きては被害を受けたものは川越用高鐵塔或は多數電線を共架せる鐵塔の如き特殊鐵塔にして普通型鐵塔には被害殆ど無し、普通型四脚鐵塔の設計は最大風速四十米突の風壓に堪ゆる強度の外に電線の切斷せし場合

に生ずる不平均張力をも引き留る強さを加算しありて、風壓及び不平均張力が同時に活用する事ありたる場合に於ても尙安全なる設計なり、故に風壓のみを受くる時は相當なる餘力を存するを以て、今回の如き異常の風壓に設計上堪へ得るものにして、事實堪へ得る

平均張力を考慮する等風壓に對し餘力を保たしめ、既設鐵塔に對しては適當なる補強を施し此の種鐵塔の將來の被害を免れ得るものとす。以上は大體の方針を指示せるに止まるものにして、勿論斯くの如く特種型鐵塔は其の使用場所個々の條件により夫々異なる設計を必要とするものにして、自然之れが補強方法も亦一様ならず、各個に付き適當なる考慮を拂ふべきものなり、可撓鐵塔並に可撓鐵柱は四十米突の風壓のみを支持し得る設計なるに依り、今回の如き過大の風壓に堪ふる爲には、支線に依り、補強するを要す、尙今後新設線には可撓鐵塔可撓鐵柱は可成避くるを得策とす、鐵柱は可撓鐵塔と圓柱の設計なるを以て之亦支線に依り補強し、今後新設計のものにして支線を省略する場合は鐵柱自身に相當餘分の強度を有するものとし將來の被害を免れしむべし。

木柱は今回の風水害に依る被害輕微にして其復舊も亦容易なり、將來の對策としては支線の強化並に支線の増設に依り容易に安全を期し得べし。

三、配電線路 今回の風水害に依る配電線の被害は相當大なるを以て、之が豫備に就きては完全なる對策を講ず可きものなるも、配電線は送電線と本來の性質を異にするものなるが故に、豫防對策も自然其の趣を異にし送電線の如く完全を期し難き事情あり、配電線は輕快なる工作物を廣範圍に汎く施設する性能のものなるを以て、他の施設物よりの被害を免る能はざる關係もあり、將來今回の如き風

水災に襲はれたる場合事故の絶無を期することとは經濟上到底實行不可能の事に屬すと雖も其の被害を最少ならしむる爲めの對策としては、電柱の建替を合理的に行ひ、電柱には可成支線を設けて補強し、又軟弱なる地盤に建設せる電柱には根柢を増設し、要所々々には特に堅牢なる電柱を配設する等電線路の強化を計り他面電線に對し強度の過不足無き様留意、長徑間個所等には「ラインスペーサー」の如きを以て混線を防ぎ又變電所出口の電線輻輳せる部分に於ては適當に之を分離等の方法を講ずべきものとす。

四、通信線路 通信線は電氣供給設備に於ける神經系統となる可きものなるが、今回の風水害に依り非常なる被害を受け、通信機關殆んど杜絶し、その爲め各所との連絡を失ひ復舊作業を甚だしく遅延せしめたり。

將來は全般的に通信線を強化すると共に主要區間の通信設備を特に安固なるものとするを要す、之が對策として地中管路ある區間は地中線式となし、管路並に電話回線に餘裕ある場合は各事業者相互に之を融通し、又地中管路の無き場合は努めて架空「ケーブル」を用ひ、架空線式の場合に於ては單獨線路として長徑間個所作業の電話線には強力なる電線を用ひ尙重要區間は二個以上の通信系統を以て連絡せしめ、更に主要發電所と主要受電所並に起電指令所間には「キヤリヤーケーブル」式電話を施設し、或は短波無線電話の利用を講ずべきものとす。

第二 應急處置に關する研究

今回の風水害の如き、異常なる天災の襲來を受くる事あるも、電氣工作物に事故を生ぜしめざる様被害の豫防に關する對策を研究實施するの必要なるは勿論なるが、尙更に天災の襲來に際し機宜に適したる應急處置を施す爲め電氣事業者は平素次の事項を研究し、之が豫備並に訓練を爲し置く必要あり。

イ、風水害等異常天災の襲來を受け、重大なる被害が目前に迫りたるを豫想されたる瞬間に臨機適切なる判斷に基き電線路の油入閉器を遮斷し、人畜並に電線路其他供給設備に及ぼす被害を免れしむるため電線路の強行停電を臨機に行ふ事

ロ、事故發生したる場合故障箇所發見を迅速ならしむる爲一層平素の訓練を行ふ事

ハ、通信機關杜絶の際各事業者自體並に相互に採るべき處置を平素打合せ置く事

ニ、非常時に際し各事業者間に既設設備に依る電力融通方法を平素打合せ置くは勿論更に連絡上必要なる設備の新設を講ずる事

ホ、各事業者に於て通信設備の連絡融通を計る事

ヘ、非常時に際し必要に應じ各事業者間に通信設備の融通利用をなす事とし、平素相互に通信設備の連絡を充實し置く事

ト、一事業者の電線路が先に復舊充電されたる爲め他事業者の復舊甚敷く遅延する場合あり、關係事業者相互間に其の復舊の順序を打合せ重要なる電線路の復舊を可及的迅速ならしむる事

チ、應急復舊に際しては機器並に材料の取揃に最も困難を感じるを以て平素之を準備する等適當の用意をなし置くべき事

第十九節 發電土木工事 稟伺手續改正

逓信省は發電用高堰堤取締規則實施に附隨する稟伺手續の改正を昭和十年七月三十日附で各地方廳宛通達した。

改正された手續は從來施行し來つたものを纏めたものとされてゐるが、これが主要部分を爲すものは左の三項に盡きてゐる。即ち

- 一、發電所堰堤の他種利水に關する事項はこれを稟伺すること
- 二、一〇〇キログット以上の發電所堰堤其他土木工事の水利使用認可を内務省へ提出するに當つてはこれが工事實施認可につき内務省提出のものと同様の書類一切を逓信省へ稟伺する事
- 三、其他從來不文律として行はれ來つた個々の通牒類の整理條文化

依命通牒

昭和十年七月三十日 逓信省電氣局長 各地方長官宛  
發電水力ニ關スル訓令ニ依ル稟伺其ノ他ノ手續ニ關スル件  
明治四十二年八月逓信省訓令第一號ニ關スル

第一編 電燈電力 第十九節 發電土木工事稟伺手續改正

稟伺其ノ他ノ手續左ノ通改正相成候條今右ニ準據シ處理相成度  
追テ明治四十二年十月二十一日附電監用第一三四一號、大正四年九月十五日附電技第一八〇一號、大正六年十一月七日附電監用第一五八三三號、大正八年六月十九日附電監第二九二二號及大正九年八月二十四日附電監第四三三八號依命通牒ハ廢止ノ義ト了知相成度

第一條 水力使用許可ノ稟伺ニハ左記事項ヲ具備シタル書類圖面及命令書案ヲ添附シ起業ノ確否等取調ノ上意見ヲ詳具セラルベシ

第一 起業ノ概要  
(一)起業者ノ住所職業及氏名(法人ニ在リテハ商號又ハ名稱及主タル事務所ノ設置地)

(二)起業ノ目的  
(三)工事資金ノ總額及其ノ出資方法  
(四)水力使用期間  
第二 工事計畫ノ概要  
(一)取水河川又湖沼名並ニ取水口放水口ノ位置

- (イ)取水河川 何川水系何川支(派)何川、取水湖沼 何湖(沼)
- (ロ)取水口 何縣何郡何町村大字何字何
- (ハ)放水口 何縣何郡何町村大字何字何
- (ニ)貯水池又調整池
- (イ)位置 何縣何郡何町村大字何字何
- (ロ)全容量及有效容量(立方メートル單位)

(ハ)利用水深(米)單位トス  
(ニ)湛水面積(平方米)單位トス  
(ホ)使用方法

(三)使用水量(毎秒立方メートル單位トス)  
(イ)最大使用水量(發電ニ使用スル最大水量ヲ記載シ河川ヨリノ取水量ヲ附記スルコト)

(ロ)常時使用水量(一年ヲ通ジ連續使用シ得ル水量ヲ記載スルコト)  
(四)有效落差(米)單位トシ總落差及損失差ヲ記載シ計算書ヲ添附スルコト)  
(五)理論水力(キログット)單位トシ計算式ニ依リ計算スルコト)  
(イ)最大理論水力(最大使用水力ニ對スルモノヲ記載スルコト)  
(ロ)常時理論水力(常時使用水量ニ對スルモノヲ記載スルコト)

(六)使用河川ノ狀態  
取水口ノ上流ヨリ放水口ノ下流ニ至ル迄本起業ガ影響スル範圍ニ於テ河川ノ狀態及勾配ヲ記載スルコト  
(七)工事方法  
(イ)取水口ヨリ放水口ニ至ル迄ノ水路耳長(米)單位トス  
(ロ)堰堤、取水口、導水路、沈砂池、水槽、水壓管路、放水路等ノ構造ノ大要位置並ニ位置選定ノ理由  
(ハ)掘鑿土砂ノ數量及處理方法切取盛工法面ノ保護及山地崩壞防止ノ方法



- (二) 高堰堤 (基礎地盤ヨリ堤頂迄ノ高さ十五米以上ノモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ型式、型式選定ノ理由、基礎地盤ノ地質基礎面ヨリノ高さ、堰堤ノ長さ、堰堤ノ體積、水門其ノ他ノ附屬設備及其ノ操作
- (八) 水路一覽圖 (陸地測量部出版縮尺五萬分ノ地形圖又ハ之ト同等ノ圖面ニ堰堤取水口水槽發電所放水口水口等ノ位置ヲ記載スルコト附近ニ於テ灌溉其ノ他許可ノ水利事業アルトキハ其ノ位置及事業者名ヲ記入スルコト貯水池又ハ調整池ヲ設クルモノニ有リテハ特ニ其ノ位置ヲ記載スルコト取水口水口ニ於ケル流域面積ヲ示ス爲流域境界線ヲ記入スルコト)
- (九) 水路豫測断面圖 (縮尺一萬分ノ一以上トシ地形ノ概要ヲ表シ地名ヲ詳記シ堰堤取水口水槽發電所放水口水口其ノ他ノ主要工作物並ニ取水口水口及發電所附近ニ於ケル最高水位最低水位ヲ記入スルコト高低ノ基準ハナルベク陸地測量部ノ水準標ニ據ルコト)
- 第三 使用水量ノ決定
  - (一) 流域面積 (平方呎ヲ單位トス)
  - (二) 流域内ニ於ケル森林ノ狀態 (裸地耕地林野ノ面積歩合等ヲ記載スルコト)
  - (三) 降水量 (附近觀測所ノ調書ニ係ル雨量表ニシテ成ルベク五年以上ニ亘ルモノヲ記載スルコト)
  - (四) 取水口附近ニ於ケル流量ノ測定 (測定ハ成ル可ク渇水時ニ於テ數回之ヲ行フコト、測定日方法計算ヲ記載スルコト)
  - (五) 測定箇所ノ横断面圖ヲ添付スルコト (縮尺ハ適宜トシ最高水位平水位渇水位ヲ記入スルコト)
  - (六) 使用水量決定ノ理由
  - (七) 最大使用水量及當時使用水量決定ノ理由ヲ説明スルコト (河川ノ流量特ニ渇水量査定ノ根據灌溉洗木魚族棲息湖上其ノ他ノ爲放流スベキ水量貯水池又ハ調整池ノ使用方法豫想負荷等ヲ記載スルコト)
- 第四 利水其ノ他公益事業等トノ關係
  - (一) 既許可ノ水力使用ニ及ボス影響並ニ之ニ關スル施設ノ大要
  - (二) 灌溉舟筏ノ通航流木漁業等ニ及ボス影響並ニ之ニ關スル施設ノ大要
  - (三) 名勝舊蹟ニ及ボス影響並ニ之ニ關スル施設ノ大要
  - (四) 堰堤ノ設置ニ伴フ水面ノ隆起ニ起因スル影響ノ程度並ニ之ニ關スル施設ノ大要
  - (五) 貯水池又ハ調整池ノ設置ニ因リ流出水量ニ増減ヲ來タス結果取水河川ノ下流ニ於ケル既許可ノ水力使用並ニ灌溉

- 舟筏ノ通航、流木漁業ニ及ボス影響並ニ之ニ關スル建設ノ大要
- 第五 工事費概算書 (別紙様式ニ據ル)
- 第六 發生電力ノ使途ニ關スル調書
  - 前項ニ依リ稟伺ヲ爲ス場合ニ於テ許可セントスル水力使用ト競願若ハ相關聯スル水力使用ノ出願アルトキハ該出願ニ付テモ調査ヲ遂ゲ同時ニ其ノ内容ヲ詳具セラレベシ
  - 水力使用出願ニ對シ不許可處分ヲ爲サントスル場合ニ於テハ其ノ内容並ニ不許可理由ヲ具シ稟伺セラレベシ
  - 水路工事ニシテ二府縣以上ニ跨ルモノニ付テハ關係府縣知事ノ連署ヲ以テ稟伺セラレベシ但シ關係府縣知事ノ間ニ協議調ハザルモノニ在リテハ許可セントスル府縣知事ニ於テ第一項ニ掲ゲタル書類ノ外協議ノ顛末ヲ知ルニ足ルベキ書類ヲ添付稟伺セラレベシ
- 第二條 左記各號ノ場合ニハ前條ニ準ジ關係書類及圖面ヲ添付シ調査ノ上意見ヲ詳具セラレベシ
  - 一 水力使用權ノ移轉ニ關シ處分ヲ爲サントスルコト
  - 二 許可ノ取消、水力ノ使用停止又ハ許可有效期間、工事實施ノ認可申請期間、工事着手期間、工事竣功期間其ノ他許可ノ效力ニ著シキ變更ヲ生ズベキ事項ニ關スル處分ヲ爲サントスルコト
  - 三 前條第一項第二(一)乃至(三)ノ變更ニ關シ處分ヲ爲サントスルコト

- 四 前條第一項第二(七)ノ工事ノ實施並ニ其ノ著シキ變更ニ關シ處分ヲ爲サントスルトキ但シ左ノ場合ニ限ル
  - (イ) 理論水力一千キロワット以上ノ工事ニ關スルモノ
  - 工事設計及施工ニ關スル説明、堰堤ニ因ル水面ノ隆起ノ及ボス影響等ヲ記載シタル書類並ニ水路一覽圖、水路實測圖 (平面圖、縱断面圖、横断面圖)、各種工作物及附帶工作物ノ詳細ナル構造圖ヲ具備スルコト
  - (ロ) 高堰堤設置ノ工事ニ關スルモノ
  - (イ) 書類圖面ノ外堰堤安定ノ計算及堤體積、基礎地盤ノ種類及狀態 (斷層龜裂、風化、走向、傾斜等)、水門其ノ他ノ附屬設備及其ノ操作設備、洪水時及平水時ニ於ケル水門操作方法、直營又ハ請負ノ別、施工方法 (基礎地盤ノ掘鑿、材料運搬方法、工用諸機械及諸設備等) 及堤體材料ノ説明 (試驗表ヲ添付スルコト) ヲ記載シタル書類並ニ工事進行豫定表ヲ具備スルコト
  - 利水其ノ他公益事業ニ對スル施設若ハ補償ヲ命ジ又ハ之ニ關シ當事者間ニ於テ協議ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末ヲ詳具スルコト
- 第一項中他府縣ニ關係アル事項ニ付テハ第一條第四項ニ準ジ處理セラレベシ
- 第三條 左記各號ノ場合ニ於テハ遲滯無ク報告セラレベシ
  - 一 前二條ニ依リ稟伺ヲ爲シタル事項ニ付

第一編 電燈電力

第十九節 發電土木工事稟伺手續改正

- 處分ヲ爲シタルトキ
  - 二 水力使用ノ許可ヲ受ケタル會社發起人若ハ組合員ノ變更ニ關シ處分ヲ爲シタルトキ
  - 三 水力使用權ノ消滅シタルトキ
  - 四 水力使用許可ノ後第一條第一項第二、(四)及(五)ノ變更ヲ許可シタルトキ
  - 五 工事ニ着手シ又ハ工事竣功シタルトキ
  - 六 命令書中事項ノ變更ヲ爲シタルトキ
  - 第四條 水力使用許可ノ願書ヲ受理シタルトキハ其ノ都度第一條ノ水路一覽圖ヲ添付シ左ノ事項ヲ報告セラレベシ
    - 一 出願人ノ住所、職業及氏名 (法人ニ在リテハ商號又ハ名稱及主タル事務所ノ設置地)
    - 二 出願年月日
    - 三 起業ノ目的
    - 四 取水河川又ハ湖沼名並ニ取水口水口、放水口ノ位置
    - 五 貯水池又ハ調整池ノ位置
    - 六 使用水量
    - (イ) 最大使用水量
    - (ロ) 當時使用水量
    - 七 有效落差
    - 八 理論水力
    - (イ) 最大理論水力
    - (ロ) 當時理論水力
    - 九 流域面積
    - 一〇 水路延長
    - 一一 工事費
    - 一二 競願關係其ノ他

- 第五條 前四條ニ依リ處理スルコトヲ要セザル水力使用 (理論水力百馬力未満ノモノ)ノ出願ニ對シ許可ヲ爲シ又ハ其ノ水力使用權ノ移轉ヲ許可シタルトキハ遲滯ナク許可年月日ヲ具シ報告セラレベシ但シ電氣供給事業ノ用ニ供スルモノニ在リテハ處分前豫メ打合セラレベシ
- 前項ノ報告又ハ打合 (水力使用權ノ移轉ノ場合ヲ除ク) ニハ第一條第一項第一及第二(一)乃至(五)ノ事項ヲ具備シタル書類並ニ水路一覽圖及命令書案ヲ添付セラレベシ
- 第一項ノ水力使用ノ許可ヲ爲シタル後其ノ變更ヲ許可シ又ハ水力使用權消滅シタルトキハ更ニ報告セラレベシ
- (工事費概算書様式)
- 工事費概算書

| 項目   | 日 | 數量 | 單價 | 金額 | 摘要 |
|------|---|----|----|----|----|
| 創立費  |   |    |    |    |    |
| 用地費  |   |    |    |    |    |
| 諸建費  |   |    |    |    |    |
| 堰堤費  |   |    |    |    |    |
| 取水口費 |   |    |    |    |    |
| 開渠費  |   |    |    |    |    |
| 隧道費  |   |    |    |    |    |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 水路橋費              |  |
| 沈砂池費              |  |
| 餘水吐、上砂吐、其他水路附屬工事費 |  |
| 水槽費               |  |
| 鐵管路費              |  |
| 放水路費              |  |
| 掘鑿土砂處理費           |  |
| 調整池又ハ貯水池費         |  |
| 水車費               |  |
| 補償費               |  |
| 雜工事費              |  |
| 電氣工事費             |  |
| 測量及工事監督費          |  |
| 豫備費               |  |
| 何々費               |  |
| 計                 |  |

### 第二十節 有峰貯水池 築造計畫

東洋最大の貯水池となる富山縣和田川上流有峰貯水池の築造計畫は、富山縣電氣局を主體として準備に着手されたが、昭和十年下半年に於て計畫は急速に具體化され、その技術上の安全を期する上から縣電は内務通信兩省及び民間有力者の参加を求め計畫委員會を組織し、第一回會合を十二月十二日東京學士會館に於て開催した。即ち富山縣小西電氣局長を中心にして事業遂行について協議したが、當日の出席者は、

富山縣電側 小西局長、長井電氣課長、金野土木課長△通信省側 野口水力課長、高橋、伊藤兩技師△内務省側 谷口課長、物部試驗所長、高田、宮本、萩原三技師△民間側 日本電力石井土木技術部長

の諸氏であつたが同委員會に於て小西富山縣電氣局長の發表した計畫は左の通りであつた

**有峰貯水池築造案**

本計畫は和田川溪谷幅に於て大堰堤を築造して有峰盆地一帯に湛水し以つて一大貯水池となし更に眞川を折立に於て取入れ全水量を該貯水池に導く、而して貯水されたる水を以て日本電力龜ヶ谷發電所取水口より上流約二〇メートルの地點に建設すべき和田川發電所に於て最大四五、〇〇〇キロ乃至四八、〇〇〇キロの發電をなし更に一部を分水して渴水時に眞川調整池へ導き常願寺川系統既設發電所の出力を定時化せんとするものなり、有峰貯水池の構造次の如し

|  |               |
|--|---------------|
| 貯水面積   | 三〇、四平方軒       |
| 最大貯水量  | 七六、〇〇〇立方方米    |
| 和田川本水路延長   | 六六米           |
| 眞川支流路延長  | 二五米           |
| △本計畫は次の二案を建  |               |
| て研究を爲さんとす  |               |
| 第一案 眞川をして既設發電所定時化の補給用發電を兼ねしめ火力發電所を單に定時化による必要豫備としてのみ設備す |               |
| 第二案 眞川を定時二〇、〇〇〇キロの發電所とし他の發電所の渴水時不足出力は火力發電所を以つて補給せしむ    |               |
| <b>第一案に依る計畫</b>  |               |
| 一、和田川發電所   |               |
| 使用水量   | 平均 五、四七五立方方米  |
|  | 最大 一三、六〇〇立方方米 |
| 有效落差   | 平均 四四、七一      |
|  | 最大 一四、四七      |
| 發電力  | 平均 一、四七 KW    |
|  | 最大 一、五〇 KW    |
| 設備容量   | 一、五〇 KW       |
| 發電力  | 最大尖頭 一、五〇 KW  |
|  | 最大尖頭 一、五〇 KW  |
| 一、大品山發電所   |               |
| 使用水量   | 平均 二、三立方方米    |
| 有效落差   | 平均 三米         |
|  | 最大 一六米        |
| 發電力  | 平均 九〇 KW      |
|  | 最大 一、二五 KW    |
| 發電力  | 最大 一、二五 KW    |
| 三、眞川發電所  |               |
| 發電力  | 定時出力 二〇、〇〇 KW |

|           |               |
|-----------|---------------|
| 最大出力      | 二九、〇〇 KW      |
| 尖頭出力      | 三三、〇〇 KW      |
| 四、豫備火力發電所 |               |
| 設備容量      | 一一、〇〇 KW      |
| 第二案による計畫  |               |
| 一、和田川發電所  |               |
| 使用水量      | 平均 五、八七六立方方米  |
|           | 最大 一三、五五〇立方方米 |
| 有效落差      | 平均 四四、七一      |
|           | 最大 一四、四七      |
| 發電力       | 平均 一、四七 KW    |
|           | 最大 一、五〇 KW    |
| 發電力       | 最大尖頭 一、五〇 KW  |
| 設備容量      | 一、五〇 KW       |
| 發電力       | 最大尖頭 一、五〇 KW  |
| 二、大品山發電所  |               |
| 使用水量      | 平均 二、三立方方米    |
| 有效落差      | 平均 三米         |
|           | 最大 一六米        |
| 發電力       | 平均 九〇 KW      |
|           | 最大 一、二五 KW    |
| 發電力       | 最大 一、二五 KW    |
| 三、眞川發電所   |               |
| 發電力       | 定時 二〇、〇〇 KW   |
| 尖頭        | 三三、〇〇 KW      |
| 四、補給火力發電所 |               |
| 設備容量      | 一一、〇〇 KW      |
| 發電力       | 一八、一六〇 KW     |
| 運轉日數      | 一四日           |
| 利用率       | 三九、九%         |
| 平均出力      | 二、三〇 KW       |
| 五、有峰發電所   |               |

### 第一編 電燈電力 第二十節 有峰貯水池築造計畫

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 平均有效落差                     | 二七、九米       |
| 最小流量                       | 〇、七立方方米     |
| 最大流量                       | 二、八立方方米     |
| 定時出力                       | 一、四七 KW     |
| 特殊出力                       | 三、四七 KW     |
| 最大出力                       | 五、〇〇 KW     |
| 然して右第一、第二兩案の事業費は左の通り査定をみる。 |             |
| <b>第一案</b>                 |             |
| 和田川發電所工事費                  | 一一、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 大品山發電所建設費                  | 一、〇〇〇、〇〇〇   |
| 上流發電所改良費                   | 一、〇〇〇、〇〇〇   |
| 工事期間金利                     | 一、〇〇〇、〇〇〇   |
| 合計                         | 一三、〇〇〇、〇〇〇  |
| △和田川發電所經營費                 | 一、五〇、〇〇〇    |
| 經常費                        | 一、五〇、〇〇〇    |
| 元利償還(六分二十年)                | 一、五〇、〇〇〇    |
| 準備積立金                      | 五〇、〇〇〇      |
| 合計                         | 一、九〇、〇〇〇    |
| △火力發電所                     | 一、九〇、〇〇〇    |
| 建設費(一 KW 一〇〇圓)             | 一、九〇、〇〇〇    |
| 建設期間金利                     | 一〇〇、〇〇〇     |
| 合計                         | 二、九〇、〇〇〇    |
| △火力發電所經營費                  | 一、五〇、〇〇〇    |
| 一ヶ年營業費(一 KW 五圓)            | 一、五〇、〇〇〇    |
| 償却費(十五年割賦)                 | 七三、九五〇      |
| 償還費(六分複利二十年)               | 一八、一三五      |
| 合計一ヶ年經營費                   | 三、〇〇、〇〇〇    |
| △收益計算                      | 二、六一五、九八三   |
| 現在水力發電收入                   | 二、六一五、九八三   |
| <b>第二案</b>                 |             |
| 和田川發電所經營費                  | 一、五〇、〇〇〇    |
| 火力發電所經營費                   | 一、五〇、〇〇〇    |
| 合計                         | 三、〇〇、〇〇〇    |
| 元利償還(六分二十年)                | 一、五〇、〇〇〇    |
| 準備積立金                      | 五〇、〇〇〇      |
| 合計                         | 一、九〇、〇〇〇    |
| △火力發電所建設費                  | 一、九〇、〇〇〇    |
| 建設費(一 KW 一五〇圓)             | 一、九〇、〇〇〇    |
| 建設期間金利                     | 一〇〇、〇〇〇     |
| 合計                         | 二、九〇、〇〇〇    |
| △火力發電所經營費                  | 一、五〇、〇〇〇    |
| 石炭料金                       | 一、六〇、〇〇〇    |
| 一ヶ年營業費                     | 一、六〇、〇〇〇    |
| 償却費(十五年割賦)                 | 一、三六、一七七    |
| 償還費                        | 三三、三三三      |
| 以上合計一年經營費                  | 三、〇〇、〇〇〇    |
| △收益計算                      | 二、六一五、九八三   |
| 現在水力發電收入                   | 二、六一五、九八三   |

和田川發電經營費 一、七〇七、八六六  
 火力發電經營費 八〇三、八七五  
 合計 五、三六六、六三三  
 本計畫實行による電力増収 五、九七〇、六八〇  
 差引利益 六、三三九、三〇〇

有峰貯水池築造に依る下流の既設發電所の出力増大及び新設發電所の出力豫定に關し逓信省電氣局はその調査結果を左の通り發表した(水量は個、出力はキロワット)

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| △真川發電所  | 最大     | 常時     |
| 舊水量     | 三〇〇    | 一〇五    |
| 新水量     | 三〇〇    | 一八〇    |
| 舊出力     | 三三、〇〇〇 | 一三、〇〇〇 |
| 新出力     | 三三、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| △小豆發電所  | 最大     | 常時     |
| 舊水量     | 三〇〇    | 一〇〇    |
| 新水量     | 三〇〇    | 三三八    |
| 舊出力     | 一、九〇〇  | 一、九〇〇  |
| 新出力     | 一、九〇〇  | 一、九〇〇  |
| △中地山發電所 | 最大     | 常時     |
| 舊水量     | 三〇〇    | 一四〇    |
| 新水量     | 三〇〇    | 三三〇    |
| 舊出力     | 二、〇〇〇  | 一、一五〇  |
| 新出力     | 二、〇〇〇  | 一、一五〇  |
| △松ノ木發電所 | 最大     | 常時     |
| 舊水量     | 三〇〇    | 一〇〇    |
| 新水量     | 三〇〇    | 三〇〇    |
| 舊出力     | 二、〇〇〇  | 一、〇〇〇  |
| 新出力     | 二、〇〇〇  | 一、〇〇〇  |

|          |       |       |
|----------|-------|-------|
| △上瀧發電所   | 最大    | 常時    |
| 舊水量      | 五五〇   | 四四〇   |
| 新水量      | 六三三   | 五七七   |
| 舊出力      | 七四〇〇  | 六、一〇〇 |
| 新出力      | 八、六〇〇 | 七、八五〇 |
| △和田發電所   | 最大    | 常時    |
| 舊水量      | 三、〇〇〇 | 二、一五〇 |
| 新水量      | 三、〇〇〇 | 三、〇〇〇 |
| 舊出力      | 四、九〇〇 | 三、九〇〇 |
| 新出力      | 四、九〇〇 | 三、九〇〇 |
| △大品山發電所  | 最大    | 常時    |
| 舊水量      | 四、九〇〇 | 三、九〇〇 |
| 新水量      | 四、九〇〇 | 三、九〇〇 |
| 舊出力      | 四、九〇〇 | 三、九〇〇 |
| 新出力      | 四、九〇〇 | 三、九〇〇 |
| △真川第二發電所 | 最大    | 常時    |
| 舊水量      | 二、〇〇〇 | 一、三〇〇 |
| 新水量      | 二、〇〇〇 | 一、三〇〇 |
| 舊出力      | 二、〇〇〇 | 一、三〇〇 |
| 新出力      | 二、〇〇〇 | 一、三〇〇 |

第二十一節 電氣協會、發電所送電線建設豫定計畫

電氣協會發電水力 電力事業の統制と之による斯業の發達は電力が産

業用動力の大宗たるの點に於て政府に於ても早くより電力國策樹立計畫を進め、改正電氣事業法は實に之を目的として實施せられたものであるが、なかならず將來に於ける電力需給状態を調査し、これに準じて今後の發電所送電線建設の計畫を確定し、需給の調節を計することは電力統制の根幹となるべきもので、これについては政府の五ヶ年間「發電送電豫定計畫」の成案を得たるも、この逓信省計畫は事業監督の立場に於て成案されたもので、事業會社よりみる時は實際に即せざるか、又は民間會社の利害に抵觸すると認めらるべき點なきを保し難い。電氣協會では豫て「發電水力開發調査委員會」を設置し、これを

- 第一部 北海道、奥羽
  - 二部 關東、中京、中部
  - 三部 山陽、山陰、四國、九州
- の三部に分ち、委員に
- 委員長 本間 利雄(池尾芳藏)
- 委員
- 第一部 山本 源太 小林 久治  
穴水 熊雄 櫻井久我治
  - 第二部 白勢 量作 井上昱太郎  
石川芳次郎 影山鏡三郎  
太刀川平治 高橋 保  
内藤 熊喜 浦山助太郎  
久留島政治 益田 元亮  
藤波 收 有田 邦敬  
後藤 佐彦 宮川 竹馬  
杉山 榮 井上昱太郎  
井上 萬平
  - 第三部 井上 萬平

安川第五郎 坂野鐵次郎  
守屋 義之 井上昱太郎

昭和三十九年八月二十二日まづ關東、中部、近畿三地带に於ける計畫が完了、更に東北、九州兩地方に關しては昭和十年九月二十三日成案し、將來發電水力内容の參考資料として内務、逓信兩大臣に願出した。

此中部主要産業都市の電力需要に應じつゝ、ある状況にして本協會の調査に主力を注げる部分も亦此地方にあり、即ち東北は福島、新潟縣より西南奈良、和歌山縣の間に介在する關東、關西、北陸二十三府縣内に於ける水力は昭和六年末現在に於て發電開始のもの二百三十七萬キロワットを除き許可未開發のもの二百五十萬キロワット並に將來開發されるべき未許可のもの凡そ二百二十二萬五千キロワットなるが故に將來の需要増進に應じ起工開發せらるべき水力は凡そ總計三百七十二萬五千キロワットなるべし、而して是等の内主要なる許可地點は東京電燈、大同電力、日本電力、東邦電力、矢作水力、鐵道省並に之等と密接なる需給關係を有する諸會社の計畫に係かり一地點一萬馬力以上のもの總數百九地點出力合計二百五十萬キロワット(發電力増加の變更により一般統計數よりは増大せり)を算す、他面電力需要の趨勢を見るに大正十一年より昭和六年迄十ヶ年間の全國平均増加率は電燈一・六%、電動機七・七%、電力裝置二・七%にして又之れに適應して増設される水力及火力の同期間の平均増加率は水力一・一・七%、火力一・〇%なり而して現今關東關西五大電力會社の總負荷は約百六十萬キロワットにして將來に於ける年増加を九%以内六%以上と假定せば毎年平均二十萬キロワットを發電する必要あるべく、況んや此以外の會社の負荷を合算し之を主として水力を以て應ずるものとせば將來十二年間には有力なる地點は殆んど全部開發し盡され永くとも二十ヶ年

後に於ては、或は河川水力以外の原動力に依るの外なき事情にありと云ふを得べしと存候る状態大要此の如くなるが故に我國に於ける水力 貴重性は年と共に倍加するは論を俟たず隨て將來の電力需要増加に對し前記未開發の水力を如何に按配して發電すべきかに就ては事業者の數多く又地方的關係等もありとは言ひ乍ら是等事業者が各自其欲するが儘に其許可水力を開發するに於ては電力の供給關係亂れて經濟上種々の不利と不合理の生ずべきことは既に經驗したる處なるが故に斯の如きは努めて之を避け宜しく統制して年々の需要に應じ東西各地の水力を適當に按配し其開發順序を豫め確立し置くは現下に於ける最大急務なりと信じてる次第に御座候

上述の趣旨に依り本協會は將來約二十ヶ年を目標として

水力の開發は我國情より逐年發達著しく昭和六年末に於ける全國の既成水力發電力は三百萬「キロワット」に達し火力の總發電力六百六十萬「キロワット」に比し凡そ二倍に及べり、而して昭和元年末に於て火力の百二十四萬「キロワット」に對し水力二百萬「キロワット」なりしを見れば此最近五ヶ年間に於て水力は五割を増し火力の増加二割九分に比し水力の増加割合著しきを見る、而して我國の全可能發電力は凡そ八百六十萬キロワットと稱せらるるが此内既に三分の一、三百萬キロワットは發電せられ更に三分の一、三百萬キロワットは開發の目的を以て起業さるべく許可済なるのみならず此許可済の三百萬キロワットこそ近き將來に於て最も有利なる殘れる水力なることに想ひ到れば之れが將來の開發に就ては深甚の注意を拂ふべきこと言を俟たざる所に御座候

關東關西を含む日本中部に於ては水力の資源地形上割合に集中し前述我國の全包有水力の七割を占むると共に發電開始せる水力も亦七割強に達し恰も東京以西神戸、大阪を含む

第一編 電燈電力 第二十一節 電氣協會、發電所送電線建設豫定計畫

に關し慎重審議の結果別記の通成案を得候右は其の要旨に於て電力統制の本義に適合するのみならず關係事業者の計畫を尊重し且つ事業者の虚心坦懐なる諒解の下に成れるものなるを以て計畫實現性最も確實なるものと存せられ候、就ては將來發電水力に關する御調査の御參考の料に資せられ尙ほ開發に關する各種の處分御處理等の際には特に本調査の趣旨御採納の御高配給は度茲に「發電水力開發計畫書」を捧呈し併せて奉懇願候、頓首再拜

關東、中部、近畿三地帯發電所送電線建設豫定計畫書

本計畫書の説明

一、本計畫書は自昭和九年至同二十八年に亘る關東、中部、近畿三地帯に於ける主要水力發電所(同系事業者に付出力一萬キロワット以上又は一水系を纏めて此程度に達するもの、但し發電所合算が上記の程度に達するも各發電所出力少にして且つ其の完成が著しく長年に亘るものは記載を省略したり)建設豫定計畫を總括したるものにして實際に於ては更に右に満たざる小出力發電所及水力發電所の建設に依り各年の電力總需用に應ぜらるゝものとす

せらるゝ發電所もあるべし。二、昭和九年、十年は大體に於て既設及既定發電所建設計畫實施によりて各年需用を満たし得るものと假定し本計畫は主として昭和十一年以後に重きを置きたり三、本計畫書に示せる開發水力發電力中其の性質に於て尖頭負荷用にして季節的に運轉せらるゝものあり、右は本表集計より除外せり此の外三浦貯水池(木曾川水系)に依る増加出力は機械設備に變更なく單なる補給用火力發電代用と見做すべきものに付本計畫書に掲せざり、馬瀬川(木曾川水系)久々野(同)兩發電所は全部特殊出力に付本計畫書當時出力には算出せず四、大井川發電所(大井川水系)は昭和十一年末若くは十二年初に落成を見るべきも昭和十三年末迄は鐵道省に供給せらるゝ豫定なるを以て其の期間は發電力に加算せず昭和十四年より新規發電力として計畫す五、火力發電所建設豫定計畫は水力發電所建設豫定と共に考究せられたるが其の結果は發電所豫定計畫末項に各年建設豫定計畫を記載したり六、本項資料として補給用火建設限度の算出に於ては、關東、中部、近畿三地帯合計毎年の電力需用豫想數字の七五%に對して新設水力發電所當時發電力の不足する分を火力發電所出力にて補給せんとすの趣旨により自昭和十一年至同二十年迄を算出したり但右當時發電力中には當時尖頭出力も一部

合算し居れり七、將來の電力需用の實狀によりては本計畫書豫定年次(從て送電線建設年次も)を變更せらるゝことあるべし

第一、水力發電所建設豫定計畫

備考 一、△印發電所は「補給火力代用」の性質を有するものなり 二、既設變更出力増加は記載省略

Table of hydroelectric power generation plans for 1930 (昭和十年落成豫定). Columns include system name, maximum output, and normal output. Systems listed include 利根川, 大井川, 矢作川, etc.

Table of hydroelectric power generation plans for 1937 (昭和十二年落成豫定). Columns include system name, maximum output, and normal output. Systems listed include 大井川, 阿賀野川, 同, 木曾川, etc.

Table of hydroelectric power generation plans for 1939 (昭和十四年落成豫定). Columns include system name, maximum output, and normal output. Systems listed include 水系, 大井川, 木曾川, 庄川, etc.

Table of hydroelectric power generation plans for 1942 (昭和十七年落成豫定). Columns include system name, maximum output, and normal output. Systems listed include 水系, 信濃川, 天龍川, 手取川, etc.

第一編 電燈電力

第二十一節 電氣協會、發電所送電線建設豫定計畫

|         |      |        |        |
|---------|------|--------|--------|
| 庄川      | 飯島   | 三、四〇〇  | 三、四〇〇  |
| 黒部川     | 黒部川四 | 九、八〇〇  | 九、八〇〇  |
| 手取川     | 桑島   | 三、五〇〇  | 四、七〇〇  |
| 熊野川     | 北山一  | 八、五〇〇  | 二、五〇〇  |
| 計畫發電力總計 |      | 三二、五〇〇 | 四六、三〇〇 |

|         |     |        |        |
|---------|-----|--------|--------|
| 木曾川     | 久々野 | 六、二〇〇  | 一、〇〇〇  |
| 神通川     | 菅沼川 | 一、六〇〇  | 一、〇〇〇  |
| 同       | 大無雁 | 五、三〇〇  | 七〇〇    |
| 九頭龍川    | 花房  | 九、三〇〇  | 五、〇〇〇  |
| 熊野川     | 北山二 | 六、六〇〇  | 二、〇〇〇  |
| 計畫發電力總計 |     | 三二、三〇〇 | 一〇、七〇〇 |

|         |      |        |        |
|---------|------|--------|--------|
| 計畫發電力總計 |      | 五、三〇〇  | 二六、六〇〇 |
| 水       | 發電所名 | 最大出力   | 常時出力   |
| 阿賀野川    | 大島   | 四、六〇〇  | 三、六〇〇  |
| 同       | 浪拜   | 七、〇〇〇  | 三、九〇〇  |
| 同       | 叶津川  | 三、一〇〇  | 八〇〇    |
| 同       | 白戸川  | 六、三〇〇  | 一、三〇〇  |
| 信濃川     | 清津川一 | 一、〇〇〇  | 四、〇〇〇  |
| 富士川     | 大島   | 一三、六〇〇 | 一、三〇〇  |
| 計畫發電力總計 |      | 八三、九〇〇 | 四七、八〇〇 |

|         |      |         |        |     |
|---------|------|---------|--------|-----|
| 水       | 發電所名 | 最大出力    | 常時出力   | 摘要  |
| 阿賀野川    | 野澤   | 八、〇〇〇   | 三、〇〇〇  | 前平  |
| 利根川     | 尾瀬一  | 四、七〇〇   | 七〇〇    |     |
| 天龍川     | 大谷   | 八、〇〇〇   | 三、六〇〇  |     |
| 庄川      | 木谷   | 九、六〇〇   | 三、三〇〇  |     |
| (火力)    |      | 五〇、〇〇〇  | 一〇、〇〇〇 | 補給用 |
| 計畫發電力總計 |      | 一七四、〇〇〇 | 六、七〇〇  |     |

|         |      |        |       |    |
|---------|------|--------|-------|----|
| 水       | 發電所名 | 最大出力   | 常時出力  | 摘要 |
| 信濃川     | 信濃川  | 八、一五〇  | 四、七五〇 | 前平 |
| 天龍川     | 喬木   | 三、七〇〇  | 一、六〇〇 |    |
| 熊野川     | 北山三  | 一七、三〇〇 | 五、四〇〇 |    |
| 計畫發電力總計 |      | 二九、一五〇 | 七、九五〇 |    |

|         |      |        |        |    |
|---------|------|--------|--------|----|
| 水       | 發電所名 | 最大出力   | 常時出力   | 摘要 |
| 阿賀野川    | 大津岐  | 一七、九〇〇 | 六、三〇〇  |    |
| 同       | 袖澤   | 五、八〇〇  | 一、八〇〇  |    |
| 同       | 北ノ岐  | 一〇、一〇〇 | 三、三〇〇  |    |
| 富士川     | 内船   | 一四、九〇〇 | 二、六〇〇  |    |
| 九頭龍川    | 市荒川  | 一三、三〇〇 | 一〇、〇〇〇 |    |
| 計畫發電力總計 |      | 六六、五〇〇 | 三三、〇〇〇 |    |

|         |       |         |        |     |
|---------|-------|---------|--------|-----|
| 水       | 發電所名  | 最大出力    | 常時出力   | 摘要  |
| 阿賀野川    | 野澤    | 七、五〇〇   | 二、六〇〇  | 後半  |
| 同       | (沼澤沼) | 五、〇〇〇   | 一、〇〇〇  | 力代用 |
| 天龍川     | 山室    | 八、八〇〇   | 三、一〇〇  |     |
| 九頭龍川    | 下打波   | 二、四〇〇   | 一、一〇〇  |     |
| 同       | 東勝原   | 一、三〇〇   | 八〇〇    |     |
| 神通川     | 神通川一  | 九、〇〇〇   | 三、三〇〇  |     |
| (火力)    |       | 五〇、〇〇〇  | 一〇、〇〇〇 | 補給用 |
| 計畫發電力總計 |       | 一三六、〇〇〇 | 六、一〇〇  |     |

|         |      |        |        |    |
|---------|------|--------|--------|----|
| 水       | 發電所名 | 最大出力   | 常時出力   | 摘要 |
| 利根川     | 箱島   | 一〇、〇〇〇 | 六、六〇〇  |    |
| 阿賀野川    | 本名   | 一、七〇〇  | 七、一〇〇  |    |
| 同       | 横田   | 八、〇〇〇  | 二、六〇〇  |    |
| 木曾川     | 坂下   | 五、五〇〇  | 三、〇〇〇  |    |
| 計畫發電力總計 |      | 六二、四〇〇 | 三三、九〇〇 |    |

|         |      |        |        |    |
|---------|------|--------|--------|----|
| 水       | 發電所名 | 最大出力   | 常時出力   | 摘要 |
| 相模川     | 相模川一 | 八、五〇〇  | 五、四〇〇  |    |
| 同       | 相模川二 | 四、三〇〇  | 二、七〇〇  |    |
| 富士川     | 稻子   | 三、六〇〇  | 一、四〇〇  |    |
| 同       | 松野   | 三、一〇〇  | 一、一〇〇  |    |
| 計畫發電力總計 |      | 一九、五〇〇 | 一〇、六〇〇 |    |

備考 (發)は計畫發電所、(變)は計畫變電所、(既發)は既設發電所、(既變)は既設變電所、(開)は開閉所

一、計畫發電力總計

送電線路の經過地區間の概要 電壓(KV)  
 昭和十一年  
 大井川水系(上流)湯山(發)より天龍川水系(水窪川)西渡(既發)に至るもの………七  
 天龍川水系南信地方各發電所より名古屋附近太白(變)に至るもの………一五  
 木曾川水系讀書(既發)より天龍川水系南向(既發)及泰阜(發)に至るもの………一五  
 木曾川水系小坂(既發)より津津(既變)に至るもの………一五

線須原(既變)より上流方面西野川(發)に至るもの………七  
 熊野川水系長殿(發)より下流十津川(發)に至るもの………七  
 昭和十三年  
 木曾川水系(長良川)内ヶ谷(發)より既設線上麻生(既發)に至るもの………七  
 秋元(發)(猪苗代湖附近)より猪苗代新線に至るもの………一五  
 北方(開)より既設線に並行し阪神方面に至るもの………一五  
 昭和十四年  
 庄川水系庄川第一(發)より庄川祖山(既發)に至るもの………一五  
 至るもの………一五  
 (開)に至るもの………一五  
 田代線甲信線の連絡線………一五  
 大井川水系(上流)新設發電所より天龍川(中流)中部(發)を経て名古屋附近岩倉(既變)に至るもの………一五

昭和十六年  
 信濃川水系(犀川)第一(發)より既設甲信線大町附近に連絡するもの………一五  
 庄川水系小白川(發)より既設線に至るもの………一五  
 昭和十七年  
 手取川水系尾添(發)より既設線に連絡するもの………七  
 七又は一五  
 黒部川水系黒部川第三(發)より東京送電幹線に並行し青梅(開)に至るもの………一五  
 昭和十八年  
 庄川水系飯島(發)より同川に沿ひ大山(變)に連絡し更に大阪に至るもの………一五  
 昭和十九年  
 阿賀野川水系(中流)野澤(發)より東京に至るもの(東北線)………三〇  
 利根川水系尾瀬第一(發)より既設上州線に至るもの………一五  
 津津(變)より北方に至るもの………三〇

昭和十一年  
 猪苗代第一、第二(既發)より東京方面に至る一〇KV送電線(既設線)を一三二KVに改修………一三  
 木曾川水系(本流)大井(既發)笠置(發)より名古屋附近大山(既變)に至るもの………一五  
 黒部川水系黒部川第二(發)より既設線黒部(開)に至るもの………一五  
 大井川水系上流大井川(發)より東海道島田(既變)に至る三三KV送電線(既設線)を六六KVに改修………六六  
 熊野川水系長殿(發)より既設線天川(開)に至るもの………七

昭和十五年  
 利根川上流尾瀬沼附近より南下東京方面に至るもの(上州線)………一五  
 甲信線橋本附近より分岐し片山附近に東京外輪線及同外輪線より和田畑に至るもの………一五  
 阿賀野川水系(中流)谷花(發)より猪苗代新線に至るもの………一五  
 大井川水水平谷(發)より田代線に連絡するもの………一五

昭和二十年  
 猪苗代新線と東北線との連絡線(野澤(發)附近にて連絡)………一五  
 昭和二十一年  
 大井川水系(上流)大井川第一、第二(發)より同下流方面の既設線に連絡するもの………一五  
 九頭龍川水系花房(發)より松岡附近にて既設線に連絡するもの………七

昭和十二年  
 木曾川水系(飛騨川)上麻生(既發)より名古屋附近岩倉(既變)に至るもの………一五  
 木曾川水系各(發)より名古屋方面に至る既設

神通川水系(高原川)高原川各(發)より既設線に至るもの………七  
 同右新設線起點より鹽尻(既變)に至るもの………七

昭和二十二年  
 信濃川水系(中流)信濃川(發)より長野輕井澤附近を経て既設線に沿ひ東京方面に至るもの………七

(信越線).....(一五)
信越線と既設上越線との連絡線(信濃川) (發)
附近にて連絡).....(一五)

昭和二十五年
東北線沼澤沼(發)附近より只見川上流各發電
所に至るもの(東北支線).....(三五)
東北支線と上州線との連絡線(只見川第六
(發)附近にて連絡).....(一五)

附記
一、本表には各發電所開發に依り附近既
設送電線に至る線路互長短小なる連絡
線は之を省略す
二、昭和二十五年以降は幹線的送電線の
建設豫定計畫なきに付之を掲げず

二、計畫未定線
一、名古屋附近より天龍川中流を経て濱松附
近に至り之より東海道に沿ひ京濱方面に至
るもの
二、鹽尻より輕井澤高崎附近を経て東京方面
に至るもの
三、「上麻生」より甲信線に接続するもの
四、「信越線」篠井附近より犀川第一(發)經由
北上し青海方面に至るもの

三、希望線
未だ計畫として調上せられざるも希望線と
して將來の研究に値するものは、
一、猪苗代(發)より郡山方面既設線に連絡
するもの(新設)
二、阿賀野川水系既設發電所より五泉、長
岡を経て信濃川に沿ひ長野、鹽尻經由木
曾川水系桃山附近に至るもの(新設及改

東北地帯發電所送電線建設
豫定計畫書

本計畫書の要旨

一、本計畫書は青森、秋田、岩手、山形、宮
城、福島各縣並に新潟縣の一部(阿賀野
川以北)に於ける過去の電力需用の實績に
依り將來需用電力の趨勢を考慮し、殊に東
北産業振興に資するため將來需用の最も確
實性ある大口電力を之に加算して昭和十年
より昭和二十八年に亘る各年の需用電力を
想定し、これに適應する出力三、〇〇〇キ
ロワット以上の主要水力發電所(但し同一
水系を纏めて此の程度の出力に達し且つ經
済的に開發し得るものを含む)の建設を計
畫したるものなり
二、需用電力としては各年の最高負荷期を十
二月と假定し同月の平均最大電力を採用し
たり
三、需用電力と對應する開發發電所出力は貯
水池又は調整池等の施設を有するものは常
時尖頭出力、之を有せざるものは常時出力
を採り其の總計を以てしたり、但し右常時
尖頭出力は各發電所の總可能平均出力が負
荷の平均電力を下らざる範圍に於て採用す
るものとす
四、水力發電所の建設は水力發電所の出力を
有効に利用する目的にて其の特殊電力を常
時化するため又は重負荷期、尖頭負荷時に

於ける供給電力の不足を補ふため必要なる
程度に行ふものとす
五、現在工事中にて本年中に完成すること確
實なるものは本計畫中より削除せり
六、送電線路は六〇、〇〇〇ヴォルト以上の
ものに就てのみ計畫したり
七、將來の電力需要は勿論本計畫に於て假定
したるが如く増加するや否は疑問なると共
に發電地點に於ても本件に著手後日淺きた
め其の調査に對する精確の程度一様ならざ
るが故に將來の實狀に應じ一年又は隔年毎
に適宜訂正するものとす
第一、發電所建設豫定計畫
(備考 ※印は常時尖頭出力)

Table with columns: 昭和十一年, 昭和十二年, 昭和十三年, 昭和十四年, 昭和十五年, 昭和十六年, 昭和十七年, 昭和十八年, 昭和十九年, 昭和二十年, 昭和二十一年, 昭和二十二年, 昭和二十三年, 昭和二十四年, 昭和二十五年. Rows include various power plants like 阿武隈川, 子吉川, etc., with columns for 最大出力, 常時出力, 尖頭出力, 補給用, etc.

第二、送電線建設豫定計畫
一、計畫豫定送電線路
(發) (變) は計畫發電所、變電所
(發) (變) は既設發電所、變電所
は開閉所

Table with columns: 昭和十年, 昭和十一年. Rows include power plants like 阿武隈川, 子吉川, etc., with columns for 送電線路區間, 電壓備考, etc.

第二編 電燈電力 第二十一節 電氣協會、發電所送電線建設豫定計畫

Table with columns: 昭和十三年, 昭和十四年, 昭和十五年, 昭和十六年, 昭和十七年, 昭和十八年, 昭和十九年, 昭和二十年, 昭和二十一年, 昭和二十二年, 昭和二十三年, 昭和二十四年, 昭和二十五年. Rows include various power plants like 岩木川, 新田川, etc., with columns for 最大出力, 常時出力, etc.

|                    |          |             |           |                    |           |         |            |               |        |     |
|--------------------|----------|-------------|-----------|--------------------|-----------|---------|------------|---------------|--------|-----|
| 荒川(發) 一福           | 鳥(既變) 六  | 改造          | 新田川水系     | 新田川第四發) 一平         | (既變) 六    | 改造      | 鈴久名(既發) 一釜 | 石(既變) 六       | 變電壓    |     |
| 福島(既變) 一阿武隈第二發)    | 六        |             | 鹿沼(既變) 一五 | 泉(既變) 六            |           |         | 昭和十八年      | 荒川水系          | 川(發) 六 | 變電壓 |
| 阿賀野川水系             | 阿武隈川水系   | 六           | 雄物川水系     | 雄物川第一發) 一秋         | 田(既變) 六   |         | 井(既變) 一玉   | 川(發) 六        | 變電壓    |     |
| 猪苗代第一(既發) 一阿武隈第二發) | 六        |             | 田澤第一發) 一盛 | 阿(既變) 六            |           |         | 谷(既變) 一酒   | 田(既變) 六       | 變電壓    |     |
| 火                  | 釜(既變) 六  | 當分の内は三KVに使用 | 雄物川水系     | 田澤第一發) 一仙          | 臺(既變) 六   |         | 阿武隈川水系     | 劉田線           | 川(開) 六 | 變電壓 |
| 鹽釜(既發) 一鹽          | 釜(既變) 六  |             | 田澤第一發) 一盛 | 阿(既變) 六            |           |         | 森發) 一白     | 昭和三十九年        | 火      | 力   |
| 昭和三十二年             |          |             | 阿武隈川水系    | 阿武隈川第一發) 一米        | 澤(既變) 六   |         | 館(既變) 一能   | 代(既發) 六       |        |     |
| 子吉川水系              | 田(既變) 六  |             | 劉田        | 澤(既變) 一長           | 井(既變) 六   |         | 最上川水系      | 田(既變) 一日向川(發) | 六      | 變電壓 |
| 鳥海第二發) 一秋          | 田(既變) 六  |             | 米         | 澤(既變) 一最上川水系       | 井(既變) 六   |         | 昭和三十一年     | 昭和三十二年        |        |     |
| 子吉川水系              | 澤(既變) 六  |             | 長         | 井(既變) 一吉           | 川(既發) 六   |         | 井(既變) 一野   | 川(發) 六        |        |     |
| 鳥海第二發) 一湯          | 澤(既變) 六  |             | 盛         | 阿(既變) 一黒澤          | 尻(既變) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 阿武隈川水系             | 澤(既變) 六  |             | 長         | 阿(既變) 一津           | 谷(既變) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 阿武隈第一發) 一福         | 鳥(既變) 六  |             | 廣         | 阿賀野川水系             | 阿武隈川水系    |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 阿武隈川水系             | 新田川水系    | 六           | 廣         | 猪苗代第一(既發) 一阿武隈第二發) | 六         |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 阿武隈第二發) 一新田川第四發)   | 六        |             | 廣         | 濁(既變) 一石           | 卷(既變) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 雄物川水系              | 澤(既變) 六  |             | 廣         | 最上川水系              | 昭(既發) 一水ヶ | 澤(既發) 六 | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 湯                  | 澤(既變) 六  |             | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 澤(既發) 一横           | 手(既變) 六  |             | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 北上川水系              | 北(既變) 六  |             | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 治(既變) 一池           | 月(既變) 六  |             | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 昭和三十二年             |          |             | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 秋                  | 田(既變) 一能 | 代(既發) 六     | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 阿武隈川水系             | 山(既變) 六  | 變電壓         | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 阿武隈第一發) 一郡         | 山(既變) 六  | 變電壓         | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 阿賀野川水系             | 山(既變) 六  | 變電壓         | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 猪苗代第一(既發) 一郡       | 山(既變) 六  | 變電壓         | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 郡                  | 山(既變) 六  | 變電壓         | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |
| 郡                  | 山(既變) 六  | 變電壓         | 廣         | 昭(既發) 一水ヶ          | 澤(既發) 六   |         | 昭和三十二年     |               |        |     |

を經て阿武隈第二發電所に至る送電線路は將來之を適當に組合せ一〇、〇〇〇ヴォルト乃至一五四、〇〇〇ヴォルトに改修し田澤發電所猪苗代發電所間電力需給の連絡を計らんとす

尙阿賀野川水系猪苗代第一發電所より阿武隈川水系阿武隈第二發電所に至る六六、〇〇〇ヴォルト送電線の内一回線は將來適當の時機を見て一五四、〇〇〇ヴォルトに改修し阿武隈川水系發電所猪苗代發電所間電力需給の連絡を計らんとす

九州地帯發電所送電線建設豫定計畫書

本計畫の要旨

一、本計畫は自昭和十年至昭和十九年に亘るものに重點を置き九州管内に於ける主要水力發電所(同系事業者に付約二千キロワット以上又は一水系を經て此程度に達するもの)及單に水力補充の目的に止まらず常時出力増加の目的を以て必然的に計畫せらるべき水力發電所の新、増設を總括したるものにして實際に於ては更に右に満たざる小出力發電所の連繫に依り各年度の需要増加に應ぜらるものとす

二、昭和二十年以後の計畫は需要の増加以上の趨勢を以て推移するものとせば出力の増加は記載せる水力以外隨時火力發電に依るを適當と看做したるを以て該年度以降の表には計畫開發水力の順次のみを羅列し新、増設の火力發電は除外したるが故に實際の

發電計畫キロワットは更に増大するものとす

三、需要電力に對しては昭和十年年度以降の増加を豫想し(各事業者區域内の増加豫想表と過去の実績とを綜合し想定せるもの)之に適應する様建設を計畫したるものなり

四、需要電力の増加キロワットは各年度末を以て最高負荷期としたるを以て各發電所の落成は其年度の需要の緩急に適應して完成し得る豫定とす

五、需要増加の豫想の内には特種のものとして現在電氣事業者の供給しつゝある自家發電を有する大口需要家の増加電力をも含みあるを以て其消長需要期の變化に伴ひ火力發電の容量及建設時期等に多少の變更を來す事は免れざるも其大勢を考慮して順序を定めたり

六、開發水力發電所の出力は總て最大出力を以て需要に應じ得るものとせり、勿論其内容に於ては常時出力、常時尖頭出力或は特種出力等の區別を記載せるも之等は連繫ある既設火力發電所或は將來計畫の新増設火力發電所の豫備及補充設備を以て負荷に應じ適當に按配し得るものとせり従て火力發電所の新増設出力は常時出力の増加キロワットのみを示すこととせり

七、送電線路は六〇、〇〇〇ヴォルト以上のものに就き計畫し又發電所間を連絡する送電線にして互長一〇キロメートルに達せざるものは之を削除せり

八、本計畫は着手後日淺きを以て其調査に對

する精確の程度一様ならず殊に前述せる如く昭和二十年以後のものに對しては本表以外調査未了のもの多きを以て他日更に改訂増補の必要に逼らるゝやも計られざるものとす

第一、發電所建設豫定計畫

(備考) ◎印ハ常時尖頭出力)

|     |        |        |        |        |     |
|-----|--------|--------|--------|--------|-----|
| 水系  | 發電所    | 最大出力   | 常時出力   | 尖頭出力   | 備考  |
| 球磨川 | 川邊川第二  | 六、二〇〇  | 二、二〇〇  | 一、七〇〇  |     |
| 球磨川 | 川邊川第一  | 二、七〇〇  | 七〇〇    | 二、〇〇〇  |     |
| 球磨川 | 瀨      | 二、七〇〇  | 一、七〇〇  | 二、〇〇〇  |     |
| 球磨川 | 迎      | 二、七〇〇  | 一、七〇〇  | 二、〇〇〇  |     |
| 球磨川 | 野      | 一、四〇〇  | 四〇〇    | 一、〇〇〇  |     |
| 球磨川 | 港發電所   | 六、〇〇〇  | 六、〇〇〇  | 六、〇〇〇  | 自家用 |
| 球磨川 | 港發電所   | 六、〇〇〇  | 六、〇〇〇  | 六、〇〇〇  | 自家用 |
| 球磨川 | 小倉發電所  | 六、〇〇〇  | 六、〇〇〇  | 六、〇〇〇  | 自家用 |
| 球磨川 | 小      | 六、〇〇〇  | 六、〇〇〇  | 六、〇〇〇  | 自家用 |
| 球磨川 | 昭和十一年  | 七、七〇〇  | 七、七〇〇  | 七、七〇〇  |     |
| 球磨川 | 昭和十二年  | 八、一〇〇  | 八、一〇〇  | 八、一〇〇  |     |
| 球磨川 | 昭和十三年  | 八、五〇〇  | 八、五〇〇  | 八、五〇〇  |     |
| 球磨川 | 昭和十四年  | 八、九〇〇  | 八、九〇〇  | 八、九〇〇  |     |
| 球磨川 | 昭和十五年  | 九、三〇〇  | 九、三〇〇  | 九、三〇〇  |     |
| 球磨川 | 昭和十六年  | 九、七〇〇  | 九、七〇〇  | 九、七〇〇  |     |
| 球磨川 | 昭和十七年  | 一〇、一〇〇 | 一〇、一〇〇 | 一〇、一〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和十八年  | 一〇、五〇〇 | 一〇、五〇〇 | 一〇、五〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和十九年  | 一〇、九〇〇 | 一〇、九〇〇 | 一〇、九〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和二十年  | 一一、三〇〇 | 一一、三〇〇 | 一一、三〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和二十一年 | 一一、七〇〇 | 一一、七〇〇 | 一一、七〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和二十二年 | 一二、一〇〇 | 一二、一〇〇 | 一二、一〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和二十三年 | 一二、五〇〇 | 一二、五〇〇 | 一二、五〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和二十四年 | 一二、九〇〇 | 一二、九〇〇 | 一二、九〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和二十五年 | 一三、三〇〇 | 一三、三〇〇 | 一三、三〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和二十六年 | 一三、七〇〇 | 一三、七〇〇 | 一三、七〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和二十七年 | 一四、一〇〇 | 一四、一〇〇 | 一四、一〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和二十八年 | 一四、五〇〇 | 一四、五〇〇 | 一四、五〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和二十九年 | 一四、九〇〇 | 一四、九〇〇 | 一四、九〇〇 |     |
| 球磨川 | 昭和三十年  | 一五、三〇〇 | 一五、三〇〇 | 一五、三〇〇 |     |

| 年度         | 電力 (KW) | 増設     | 備考  |
|------------|---------|--------|-----|
| (火力) 港發電所  | 10,000  |        |     |
| 小計         | 10,000  |        |     |
| 昭和十三年      |         |        |     |
| 一ツ瀬川村      | 3,796   | 1,144  |     |
| 筑後川五馬      | 3,100   | 1,100  |     |
| 耳川塚原       | 3,000   | 10,000 | 第一期 |
| (火力) 小倉發電所 | 25,000  | 10,000 | 第一期 |
| 小計         | 56,996  |        |     |
| 昭和十四年      |         |        |     |
| 耳川塚原       | 2,000   | 4,500  | 第二期 |
| 白川白川第一     | 2,100   | 5,500  |     |
| 白川白川第二     | 1,150   | 5,500  |     |
| 小計         | 5,250   | 16,500 |     |
| 昭和十五年      |         |        |     |
| 球磨川五木川第一   | 2,800   | 1,100  |     |
| 小計         | 2,800   | 1,100  |     |
| 昭和十六年      |         |        |     |
| 耳川岩屋       | 2,500   | 5,100  |     |
| 一ツ瀬川越野尾    | 6,500   | 10,000 |     |
| 筑後川津江川     | 2,500   | 1,000  |     |
| (火力) 小倉發電所 | 25,000  | 1,000  |     |
| 小計         | 36,500  | 17,100 |     |
| 昭和十七年      |         |        |     |
| 大淀川寺原      | 5,000   | 1,500  |     |
| 耳川下椎葉      | 9,000   | 2,500  |     |
| 球磨川球磨川本流   | 7,500   | 5,000  |     |
| 一ツ瀬川二軒橋    | 3,700   | 1,200  |     |
| 小計         | 25,200  | 10,200 |     |
| 昭和十八年      |         |        |     |
| 北川中柳       | 1,600   | 600    |     |
| 北川上赤       | 1,500   | 600    |     |
| 五箇瀬川小崎     | 6,300   | 3,300  |     |
| 小計         | 9,400   | 3,500  |     |
| 昭和十九年      |         |        |     |
| 大淀川中推      | 3,000   | 1,100  |     |
| 大淀川板屋      | 1,500   | 600    |     |
| 大野川桑弓      | 5,000   | 1,000  |     |
| 耳川小        | 4,100   | 1,700  |     |
| 小計         | 13,600  | 4,400  |     |
| 昭和二十年      |         |        |     |
| 五箇瀬川高巢野    | 8,600   | 4,100  |     |
| 小計         | 8,600   | 4,100  |     |
| 昭和廿一年      |         |        |     |
| 耳川不士野      | 4,500   | 1,800  |     |
| 小計         | 4,500   | 1,800  |     |
| 昭和廿二年      |         |        |     |
| 五箇瀬川桑ノ内    | 3,500   | 1,100  |     |
| 小計         | 3,500   | 1,100  |     |
| 昭和廿三年      |         |        |     |
| 耳川小曾木      | 4,900   | 900    |     |
| 小計         | 4,900   | 900    |     |
| 小計         | 37,100  | 16,600 |     |

第二、送電線建設豫定計畫

(發)ハ發電所 (變)ハ變電所

| 年度                        | 送電線ノ經過地、區間ノ概要                     | 電壓  | 備考 |
|---------------------------|-----------------------------------|-----|----|
| 昭和十年                      | 送電線ノ經過地、區間ノ概要                     | KV  |    |
| 川邊川第二(發)ヨリ第一(發)ヲ經テ八代ニ至ルモノ | 6.6                               |     |    |
| 八代ヨリ田ノ浦(變)ニ至ルモノ           | 6.6                               |     |    |
| 東邦電力港(變)ヨリ九州電力三池(變)ニ至ルモノ  | 110                               |     |    |
| 昭和十一年                     | 大牟田港(發)ヨリ九州水力羽犬塚(變)ニ至ルモノ          | 6.6 |    |
| 昭和十二年                     | 延岡市ヨリ富高町ヲ經テ宮崎ニ至ルモノ                | 6.6 |    |
| 昭和十三年                     | 九州送電嘉穂(發)ト上津役(發)間                 | 110 |    |
| 昭和十四年                     | 九州送電高千穂(發)及新沈墮發間                  | 6.6 |    |
| 昭和十五年                     | 九州送電塚原(發)ヨリ耳川、高千穂(發)ヲ經テ大牟田ニ連絡スルモノ | 110 |    |
| 女子如中央閉所ヨリ川崎(變)ヲ經テ小倉市ニ至ルモノ | 110                               |     |    |
| 昭和十七年                     | 高千穂(發)ヨリ中川(發)間                    | 110 |    |
| 昭和十八年                     | 小崎(發)高千穂(變)間                      | 6.6 |    |
| 北川水系(發)ヨリ木浦ヲ經テ既設新沈墮見立線ニ連絡 | 6.6                               |     |    |
| 昭和二十年                     | 大牟田、武雄間                           | 110 |    |
| 以下未計畫                     |                                   |     |    |

第二十二節 鐵道省信濃川發電工事

東洋一の發電所工事たる鐵道省信濃川手發電所工事は大正十年に着手してより工程は順調に進捗し昭和十年中その第一期工事を完工、昭和十三年度には全工區を竣工し十四年度から送電開始に至る見込み確實となつた。即ち既に信濃川を堰き止める横斷堰堤及び沈砂池、調整池等は完工し壓力隧道も試験的工事を終へ本工事に入つてゐる。全工事概要左の如し。

第一期及第二期工事

- 取水河川名 信濃川水系信濃川
- 取水口の位置 新潟縣中魚沼郡貝野村宮中發電所の位置
- 新井
- 放水口の位置 新潟縣中魚沼郡千手町大字沖立
- 取水口に於ける河川流域面積七、九九平方公尺
- 取水量(毎秒立方米)
  - 第一期完成後 八三、五
  - 第二期完成後 一六七、〇
  - 使用量(毎秒立方米)
    - 第一期完成後 最大一二五
    - 第二期完成後 最大二五〇
    - 有效落差(米) 最大五三、三

第一編 電燈電力 第二十二節 鐵道省信濃川發電工事

第二期完成後 最大五三、三

發電所の出力(キロワット)

第一期完成後 最大一〇、五〇〇

第二期自昭和十四年至昭和十六年度

取水堰堤

總長凡そ三三〇米内左岸長一八〇米は溢流堰堤である溢流堰堤の高さは基礎岩盤上最高九、七米頂の高さは現在の河川平水面に略等しく此上に徑間一五、一五米高さ七、七八米のストローゲート九門及徑間高さ共七、八八米の排砂門を設ける之等の門扉を全開すれば最大洪水の場合でも水位の上昇極めて僅少である。溢流堰堤より右岸寄の部分はコンクリート重力型無溢流堰堤で基礎岩盤上の高さ最高一八、二七米許りで下流側は盛土をする溢流無溢流堰堤の接する所に魚梯及流木舟筏路を設ける。

取水口

堰堤直上流左岸に設け徑間六〇六米の水門八連より成り、その前面に塵芥除を設ける又其前面に堰堤排砂門を挿んで瀨割堤を設け水は瀨堤を越えて取水口に到り排砂門を開けば取水口と瀨割堤の間の土砂は容易に排出さるゝ様になつてゐる。

沈砂池

取水口に接して設ける、形は龜甲状に近く長さ三五三米、幅一二一米、平均水深五、三米、池内の流速を毎秒〇、二七米以下とし土砂を沈澱せしめる、池は縦に三分し池

水路隧道

水路隧道は二條で沈砂池末端水門より起り淺河原調整池に到る延長七六五三米あり、斷面は馬蹄形で徑間、高さ共に六八二米、勾配は二千分の一、厚〇、六〇乃至一、〇〇米のコンクリート巻立である。

調整池

淺河原溪谷を横斷し高さ最高三九、四米堤頂の長さ三二八、五米の土堰堤を築造し、湛水するものである。満水面積一三二〇〇平方米、利用水深九一、一、有効貯水量一、四二五、〇〇立方米である。土堰堤勾配は上流側三分の一、下流側二五分の一、頂幅七五米粘土心壁を有し心壁の下はコンクリート止水壁を作り地中の不透水層に達せしめる調整池内には水路水槽を設け水路隧道と壓力隧道とを連絡する。

水路隧道より流入する水は一旦連絡水槽に入る負荷の少ない時は、發電所に使用する水は之より二條の壓力隧道を経て發電所に到り残部は溢流して調整池に入る。負荷の多い時は連絡槽に流入する水の一部は一條の壓力隧道により直接發電所に入り、餘水は一旦溢流して調整池に入り池中の水を合せ他の一條の壓力隧道を経て發電所に到る如く使用する、斯様にして調整池使用に依る落差の損失を最も少なからしめる。



千手發電所より信濃川本流に導く放水路は二條の開渠で各一條の断面は梯形で上幅三二八米、敷幅一七六米、深き五、二米、勾配千分の一、延長二軒内面は薄い鐵筋コンクリートで張る放水路附近には第三、第四期水路に接続すべき分擔渠を設ける。

發電所

發電所内部には水車發電機五基を据える内常用四機備一で一基の容量は凡三萬KVAである發電機より出たる電力は發電所の側に設けた屋外變壓器により一五四、〇〇〇ボルトに昇壓して東京へ送る。

送電線

送電線は上越國境を越えて武藏境に至る、其延長二〇〇軒、内上越國境越えの部分は最も難所である。茲で六六、〇〇〇ボルトに選降し、既設六六、〇〇〇ボルトの送電線網により省の赤羽、川崎兩汽力發電所の電力と共に東京近郊の電車及列車電氣運轉の用に供せられる。

第三期及第四期工事

第三、第四期工事着手時期は現在では全く未定であるが、計畫の大體は千手發電所放水路末端分水渠より起る二條の水路隧道により山邊村山本に導水し水槽、鐵管路を経て發電所に送水發電後信濃川に放流する、上記記載した計畫に就て其の特異性を擧ぐれば一、政府事業であるから年度割豫算によつて工事を施行して居ること二、取水量が大であり従つて諸設計が尅大であること

三、本州第一の河川である信濃川を横斷して造る堰堤の最大なること又其の魚梯が大であつて理想的の設備をなせること四、堰堤下の洗掘作用を防止する爲め齒型關といふ獨逸の特許を採用したこと五、信濃川の濁度は比較的大であるから沈砂地の廣大であること

本工事

一、取水口堰堤(請負工事)右岩部工事、昭和七年三月着手同八年十二月竣工左岸部假締切工事、昭和八年十二月着手、同九年十一月竣工左岸部工事、昭和九年十二月着手目下コンクリート締切及取水口前渠の根掘等を施行中にして昭和十二年完成の豫定である

沈砂池(請負工事)

昭和八年三月着手目下掘鑿は八分通り、出入口兩制水門、餘水路隧道は略竣工して居る、全部は昭和十二年完成の豫定である

水路、沈砂池、淺河原間(大部分請負工事)

水路は主として隧道である  
延長四軒六五三米之を(1)管中水路(延長四五八米)(2)第一隧道上部(延長一四二米)(3)同下部(延長一六三〇米)(4)第二隧道(延長八〇〇米)(5)第三隧道上部(延長一四五〇米)(6)同下部(延長一八四米)の六工區に分つた  
水路の最初の着手は昭和六年八月で其内(1)(5)(6)を除きたる三工區は昭和九年十二月迄に竣工し、殘餘も亦十年早々竣工の豫定通り進捗した。

調整池(直轄工事)

工事概況

第一期工事を準備工事と本工事の二に分ちて概説すれば一、電力設備  
變電所所在水澤村容量三、四五〇KVA  
東京電燈會社より六六、〇〇〇Vにして受電の三、三〇〇Vに變壓す  
受電所所在淺河原、魚沼水力電氣會社より

土堰堤餘水路(淺河原の付替)及び連絡水槽の三部に分つ、此は昭和八年六月着手し土堰堤は表土切取止水壁のコンクリートは七分通り進行し餘水路も約三分の二進行して居る。連絡水槽は設計略完了し、近く着手の豫定である。全體は昭和十三年完成の豫定である。

五、壓力隧道(直轄及請負工事)

總延長約三軒で此上流部一軒七〇〇米は鐵筋コンクリート巻とし省の直轄工事として昭和六年八月着手したが現在巻立の完成して居るのは其の一部に過ぎない殘餘の一軒三〇〇米は外側をコンクリート巻とし内側に熔接鋼板を張立てる設計として今回外側のコンクリート巻を請負に附した許りである、全部完成は昭和十三年の豫定である

六、調壓水槽 鐵管路及び發電所は目下鋭意設計中であつて何れも成るべく今年内に工事に着手し昭和十三年には完成

七、放水路(請負工事) 一條の延長二一五〇米昭和九年六月着手昭和十二年完成の豫定

第二十三節 電氣行政改革に關し福澤桃介氏建議

建議

我國水力發電界の先覺者福澤桃介氏は現下水力發電界の情勢とこれに對する監督官廳の方針が往々背馳する實情にあるのに鑑み從來

屢々當局を訪問して忌憚なき意見を開陳して監督官廳の方針の是正に努めてみたが、昭和十年九月十六日次の如き水力發電行政の根本改革案を提出し當局の一考を促すところがあつた。即ちその要旨は  
一、水利地點の出願があれば至急に調査して許可すること、現在は調査に早きも二、三年遅きは十年以上を要する  
二、競願の場合には先願者が只の権利取り屋にあらざる限り先願者に許可するを原則とする  
三、既に許可を得たるものが工事着手を出願すればその電力を何れに賣るや、何に使用するや等と現在の如く調査検討する迄もななく直ちに許可すること  
四、水路設置により木材流下魚族湖上等の苦情に對しては出来るだけ事業家を擁護すること  
五、國又は公共團體は水利使用に對し水利稅の課税は止むを得ざらんも工事完成後は免除すること、現在の如く未着手の分に課税せず完成後に課税する制度は水力開發を獎勵する主旨と相容れざるものあり同時に過重の課税は水力電氣の發電費を高からしめて自然電力金の低廉と兩立せざる不利益あり  
六、電燈並に三十馬力乃至五十馬力程度の小動力の需要者は假令電氣會社の料金高くとも自家發電は經濟的に不可能なるを以て是

建議書全文

水力開發は刻下の急務なり古代文明はユーフラテス、ナイル、ガンジス、黃河の四大河川に發祥せりといふ、近代文明も亦同じく河川の利用にあり、人類生活に必要な光と熱と力とは、主として水力電氣に由つて發生せらる、水の力たるや實に偉大なりと謂ふべし幸に我日本は、天に恵まれ、國內到る處に河川あり、之を利用して得らる可き水力電氣は無慮一千五百萬馬力と稱せらる。加ふるに我國は雨量多きを以て是等河川の上流に貯水

池を設けなば更らに其出力を増大し得べし。英國は、石炭なる天然資源によりて今日の大をなせり。我國は、水力を利用し以て世界の富強國とならざるべからず。然るに一時の利益に眩惑され我國に資源乏しき石炭石油を以てスチームタービン又はディーゼルエンジンを運轉し動力を發生せんとするは、實に國家百年の計を誤るものなり。

水力發電と火力發電との優劣は屢々論議せられたる問題にして昭和六年の秋關西の電氣會社の某氏が「電氣事業に關する刻下の諸問題」と題するパンフレットを發刊し、近畿地方にては水力が水力よりも有利なりと説きたるが、之に對し、予は水力火力の比較研究を試み、水力優越論を公表したる事あり之れを根據として數字に多少の修正を加へ茲に拔萃再録せん。

近畿地方に於ける水力火力發電の比較

Table with 2 columns: Item (項目), Amount (金額). Rows include: 火力發電所建設費 (15000), 送電線建設費 (2000), 變電所建設費 (3500), 合計 (18500), 常用火力發電經費 (18500), 減價償却(年五分複利計算) (40000), 火力發電所 (20000), 送電線 (40000).

變電所 三十ヶ年銷却 〇・六  
▲運轉維持費 三・五〇  
▲火力發電所 〇・〇  
▲送電線 〇・五〇  
▲變電所 〇・五〇  
▲石炭費 五・七九  
▲負荷率六十%石炭一萬斤七十圓一キロワット時一斤

▲水力發電所建設費(一キロワット當り) 四三・八六  
▲水力發電所建設費 三〇〇圓  
▲補給用火力發電所建設費 六〇圓  
▲一キロ當り建設費百二十圓とし水力發電所出力の五割を補給するとし六十圓となる

▲送電線建設費(水力發電所分) 七五  
▲送電線延長二百哩一哩當り六萬圓容量 十六萬キロワット  
▲同上(補給火力發電所分) 五  
▲變電所建設費 二五  
▲合計 四三〇  
▲水力發電經費 四三〇  
▲減價償却(年五分複利計算) 二〇〇  
▲水力發電所 四四ヶ年銷却 二四  
▲補給火力發電所 一八  
▲送電線 二四ヶ年銷却 〇・六

變電所 四十ヶ年銷却 〇・六  
▲運轉維持費 三・五〇  
▲水力發電所 〇・〇  
▲補給火力發電所 一・七五  
▲送電線 〇・三  
▲變電所 〇・五  
▲補給用石炭費 六・六三  
▲六十%負荷の十五%補給用石炭一萬斤七十圓一キロワット時一斤 分

但し(一)常用火力と補給用とは豫備其他に相違あるを以て常用は百五十圓とし補給用は百二十圓とせり石炭は常用一斤として補給用一斤二分とせり  
(二)一般電氣會社の營業費は此外に本社費税金多大の間接費を要するも之は水力火力共に大差なきを以て省略す  
(三)送電ロス、ダイヴアーシチーフラクタ一共に茲に計算せず

或る電氣オソリテイの説に、今日水力發電所建設費は先づ最低三百圓最高四百圓なれば、其中間三百五十圓と見、又火力建設費は機械代金騰貴したる爲め百八十圓常用は之れに二割の豫備を見込みて二百十六圓とするを妥當なりとのことなるも、是れは運轉コストに大なる影響を及ぼすものにあらず。以上の計算に依れば、火力一キロワット一ヶ年の發生電力コスト四十五圓八十六圓に對し、水力コスト十八圓四十二圓となり、水力

の建設費四百六十五圓は、火力の百八十五圓に比し二倍半強に當るを以て資本に對する配當若しくは借入金金利子税金等に相違あるも、コストのみを對照すれば、兩者の優劣は殆んど問題とならざるなり。

火力論者は、スチームタービンのユニットは益々大となり能率は愈々良好となるが故に今日一キロワット時石炭一斤を要するも、往々〇・七斤若しくは〇・五斤にて足るに至らんと云ふも、それは將來新設の場合を豫想したるものにして、火力の機械は複雑鋭敏なる爲め現在の火力發電所は建設五六年後には、能率減退し、最初一斤を要せしものも一斤二分乃至五分とならん、且つ我國の石炭が、年々價格漸騰の傾きあることは争ふべからざる事實なり即ち歐洲大戰前、大阪に於ける火力發電用石炭は、一萬斤三十圓乃至三十五圓見當なりしが、大戰中百圓より百二十圓に騰り、瞬間それ以上に騰貴したることもあり。戰爭終焉、一般物價の低落と共に漸次低下し、昭和六年頃には六十圓若しくはそれ以下に下落したるも、其後再び騰勢に轉じ現在七十圓乃至八十圓なり、蓋し石炭コストの七八割は人件費即ち俸給勞銀なれば、逐年コストの増加するは必然にして、將來石炭價格は到底望むべからざることなり。

されば一日も速かに水力を開發すると共に銷却率を多くし、出來得る丈け建設原價を低下せしむる様努むべし。上記四百六十五圓は山元出力に對する建設原價なるが故に送電ロス一割と見るときは需要地出力に對する原

價は五百十六圓六十七錢となる。之れに對し一ヶ年十圓宛銷却するとせば、五分の複利計算にて、十五年にして二百廿六圓五十七錢、二十年にして、三百四十七圓十九錢を銷却し得るを以て、十五年後には、建設原價二百九十八圓となり、二十年後には百六十九圓四十八圓となるべし。斯く建設原價低廉となれば、需要地變電所に於いて、一キロ五厘乃至一錢(負荷率の高下により)にて販賣するも上記の如く運轉維持費は、補給用石炭量を含みて、二三厘にて事足る結果差引相當の利益配當をなし得べし。

斯の如き低廉なる動力を工業用に供給し得ば電力を主とする化學製品は勿論、紡績人絹に至るまで世界一の低コストとなり何れの市場にて競争するも勝利を得ること疑ひなし。  
▲近畿地方に於ける水力火力發電の比較  
▲一KW當り常用火力建設費  
▲火力發電所建設費百五十圓、送電線建設費十圓、變電所建設費二十五圓合計百八十五圓  
▲常用火力發電經費  
▲減價償却(年五分複利計算) 火力發電所四圓五十錢二十ヶ年銷却、送電線八錢四十ヶ年銷却、變電所三十八錢三十ヶ年銷却  
▲運轉維持費 火力發電所三圓五十錢、送電線七錢、變電所五圓五十錢、石炭費三十六圓七十九錢(負荷率六〇%石炭一萬斤七十圓一KW当り) 合計四十五圓八十六錢  
▲水力建設費(一KW當り)  
▲水力發電所建設費三百圓、補給用火力發電

所建設費六十圓(一KW當り建設費百二十圓とし水力發電所出力の五割を補給するとし六十圓となる) 送電線建設費(水力發電所分) 七十五圓(送電線延長二百哩、一哩當り六萬圓容量十六萬KW) 同上補給火力發電所分五圓、變電所建設費二十五圓合計四百六十五圓  
▲水力發電經費  
▲減價償却(年五分複利計算) 水力發電所二圓四十八錢四十ヶ年銷却、補給火力發電所一圓八十一錢二十ヶ年銷却、送電線六十六錢四十ヶ年銷却、變電所三十八錢三十ヶ年銷却  
▲運轉維持費 水力發電所三圓五十錢、補給火力發電所一圓七十五錢、送電線七十二錢變電所五圓五十錢、補給用石炭費六圓六十二錢(六〇%負荷の一五%補給石炭一萬斤七十圓一KW当り一斤二分)  
但し(一)常用火力と補給用とは豫備其他に相違あるを以て常用は百五十圓とし補給用は百二十圓とせり、石炭は常用一斤とし補給用一斤二分とせり(二)一般電氣會社の營業費は此外に本社費税金等大の間接費を要するも之は水力火力共に大差なきを以て省略す(三)總て比較は同一條件の下に於てなすべきものなるを以て水力は需要地に於て比較するを當然とすれば水力は火力に比し一割内外の送電ロスを計算に入れざるべからず、又現今の發電所建設費を比較するに水力は大凡三百圓乃至四百圓なればその中間三百五十圓とし、火力は

百八十圓、常用は豫備を見込みて二百十六圓とし、次に水力の變電所建設費は進相機五圓を加へて三十圓となすべく、而して銷却は常用火力發電所は十五年變電所は水力とも二十五年を可とするの説あれど何れにしてもコストに對する計算の相違僅少にして本論の根據に影響を及ぼす程のものにあらず。

以上の計算に依れば火力一キロワット一ヶ年の發生電力コスト四十五圓八十六錢に對し水力コスト十八圓四十二錢となり、水力の建設費四百六十五圓は火力の百八十五圓に比し二倍強半に當るを以て資本に對する配當若しくは借入金利子税金等に相違あるもコストのみを對照すれば兩者の優劣は殆んど問題とならざるなり。

火力論者はスチーム・タービンのユニットは益々大となり能率は愈々良好となるが故に今日一キロワット時石炭一斤を要するも往く往くは〇・七斤若しくは〇・五斤にて足るに至らんと云ふもそれは將來新設の場合を豫想したるものにして火力の機械は複雑鋭敏なる爲め現在の火力發電所は建設五、六年後に能率減退し最初一斤を要せしものも一斤二分乃至一斤五分とならん、且つ我國の石炭が年々價格漸騰の傾あることは争ふべからざる事實なり、即ち歐洲大戰前大阪に於ける火力發電用石炭は一萬斤三十圓乃至三十五圓見當なりしが、大戰中百圓より百二十圓に騰り瞬間それ以上に騰貴したることもあり戰爭終焉後一般物價の低落と共に漸次低下し昭和六年頃に

は六十圓若しくはそれ以下に下落したるも、其後再び騰勢に轉じ現在七十圓乃至八十圓なり、蓋し石炭コストの七八割は人件費即ち俸給等銀なれば逐年コストの増加するは必然にして將來石炭價格の低落は到底望むべからざることなり。

されば一日も速かに水力を開發すると共に成るべく配當を少くし、銷却率を多くし、出來得るだけ建設原價を低下せしむる様努むべし、上記四百六十五圓は山元出力に對する建設原價なるが故に送電ロス一割と見るときは需要地出力に對する原價は五百十六圓六十七錢となる、之れに對し、一ヶ年十圓宛銷却するとせば、五分の複利計算にて、十五年にして二百二十六圓五十七錢、二十年にして三百四十七圓十九錢を銷却し得るを以て十五年後には、建設原價二百九十圓十錢となり、二十年後には百六十九圓四十八錢となるべし、斯く建設原價低下とならば、需要地變電所に於いて一キロ五厘乃至一錢(負荷率の高下により)にて販賣するも、上記の如く運轉維持費は補給用石炭費を含みて二、三厘にて事足る結果、差引相當の利益配當をなし得べし。斯の如き低廉なる動力を工業用に供給し得ば、電力を主とする化學製品は勿論、紡績、人絹に至るまで世界一の低コストとなり、何れの市場にて競争するも勝利を得ること疑ひなし。

假りに一步を譲り或は水力、火力優劣なしとするも、或は現在に於て火力が水力に優れりとするも、我國は永遠の國是として、水力

本位を以て進まざるべからざる理由數多あり  
第一 天然の資源は之を大別して一となす、一は自然資本、他は自然利子是れなり、自然資本は開發利用と共に漸次其量を減少して遂に無に歸するもの、之れに反し自然利子、如何に開發利用するも永久無盡なり、即ち石油石炭は前者に屬し、水力は後者に屬す、我國の石炭は、その埋藏量貧弱にして五十年百年の後は採掘し盡して餘す處なきに至るべきも、水力は千年萬年使用するも其活動に變化なかる可し。

第二 現今水力の多くは、冬季洪水に對し火力の外何等の補給設備を講じ居らざるも、河川の上流に貯水池を設けなば補給用として大に役立つものなり、殊に此シーズン・レザイ・グアアは、獨り冬季洪水時の補給のみならず灌漑に多大の利潤を興ふると共に、治水上にも裨益する所抄からざるを以て是等の利害關係者に對し公平に利益を分配し得るの設備を施さば、一層水力經濟を有利に導くこととなり、火力の如く他に何等の餘惠を及ぼさざるものと同日の論にあらず。

電燈動力、即ち電力の需要は、夏季に少く冬季に多くその間一割五分内外の差あり、且つ河川の洪水は、冬季に甚しく夏季に輕し、されば、電氣會社が上流に貯水池を設くるは主として冬季に備へんが爲めにして、會社は夏季には比較的此水を要せざるが故に、旱魃の際、農村に給水し、また灌漑用の水揚げポンプ等の動力の供給をも容易ならしめ、以て農村をして旱魃の厄を免れしめ得べし。

由來我國に於て、河水は飲用に供する外、主として農家専用の習慣となり居るを以て、之を工業に利用するには、先づ以て沿川農家の承諾を得ざるべからず、それが爲め非常なる紛糾を見る場合亦少しとせず、されば將來工業に河水を使用する場合には、從來流れ居たる水量以外に、新規の設備をなして、増水を圖る目的の下に貯水池を設け雨水を貯ふるを以て最善の方法となすべし。然らざれば工業用として河水を得るは困難とならん、例へば全國各地の港灣には既に五千噸、一萬噸の巨船をも自由に横着せしめ得るの人工設備あり、又埋立堀割等によつて廣大なる工業用土地の開拓されつゝある一方に於て、工業に對し絶對必要な河水を得る方法なき爲め、(貧弱なる鑿井水の外)工業家は共に苦しみつゝあるの現状なり。

貯水池設置の例として、木曾川上流御嶽山下に於ける三浦貯水池の如き、常に冬季洪水時電力を補充し得るのみならず、夏季旱魃時には此の水を放流して灌漑の用に供し、沿川農村の幸福を増進することとなる、又矢作川の上流平谷の盆地にダムを築き、水力發電と灌漑と一石二鳥の利益を擧ぐる計畫もありと聞く。

第三 火力建設費の大部分は機械代金なれば芝浦製作所とか日立製作所とか一部に利益を與ふるに止まるか、若しくは海外に注文して徒らに外國製造家のポケットを肥やすのみなり、之に反し水力は其の建設費の大部分を土木工事に使用するものなるを以て莫大の金額

其地方に散布せられ疲弊せる農村を潤はすこととなる。

第四 更に考慮すべきは平時石炭採掘に従事する人々の多くは筋骨逞しく一朝事あれば第一線に立つべき血氣盛んの壯年なり、現に三井の經營に係る三池炭礦にては常に體操訓練を施し居る由、之等奉公の勇者の出征したる後、何人代つて採掘をなすや勞働の不足より來る石炭饑饉の災禍に遭遇するは必然なり。

斯くの如く國家として水力發電を重視すべき理由多々なるにも拘らず近視者流が補給用なる美名の下に火力發電を出願すれば政府は直に之を許可し、此火力が漸次補給の域を超越して常用に供せられ自然水力開發を遅延阻止するの實情にあり現に大阪、名古屋、東京に於ける大火力發電所は多く此例に屬するものなり。

大正時代、福澤桃介は木曾川の水力を開發して大阪に送電するの計畫を立てたるが當時政府は炭價低く火力の方優れりとて許可を躊躇し居る中に歐洲大戰の勃發となり炭價暴騰の結果、大阪は電力饑饉に遭遇したることあり、今日の如くスチーム・タービン跋扈し水力の開発遅延し居る現状にては一朝事變に際會せば再び往年の覆轍を繰り返すこと火を賭るよりも明かなり。

米國は電力の需要供給平衡を得て此上新規の電力を要せざるにも拘らず爛眼なるルーズヴェルト大統領は政府の力を以て莫大の資金を投じコロラド、コンベンヤ、テネシーの諸川に大規模の水力發電工事を起し其中百萬馬

力は近く竣工の豫定にて全部完成の曉には約四百萬馬力を得らるゝことと聞く、之は失業救済の爲めに灌漑、治水發電の三企業を並行するものなりと稱するも其實他日有事の場合に備ふるものにあらずか。

即ち平時に於ける硫安工場、曹達工場等を爆發藥其他の軍需品製造工場に轉じ又是等の工場を擴張することは容易なるも唯必更隨一の電力は其開發に早くも二年永きは三、五年の歳月を要するを以て所謂天の未だ雨降らざるに厠戸を網膠すといふ米國人一流の遠大なる計畫に基くものと察せられる、更らに又歐洲大戰當時軍需工業は主に東海岸に於ける火力發電に依頼して多大の不便を感じたる苦き經驗より中部諸州の水力發電に着眼したるものにあらずか。

然るに我國の現状は如何、政府の力を借らず民間にて水力開發を爲さんとする勇氣ある事業家あるに政府は容易に之を許可せず、是れは先年水力電氣勃興して一時需要供給の均衡を失し販賣競争の傾向ありたるより政府は電力統制の下に此の弊害を矯正せん爲めなるべきも遺憾ながら其運用は極端に失し水力開發を阻止する結果となりたるは角を矯めて牛を殺すの讒を免れざるなり。

本來物資の供給豊富なれば平穩なるべきも缺乏すれば忽ち騒動を惹起す、往年米穀糶らず米價の暴騰したる時、越中滑川に端を發して各地に米騒動の勃發したることあり、然るに最近一兩年豐饒續き米價下落し爲めに農村救済の議論朝野に喧びすしくなりたるも天下

は無事なりき、若し當時供給過剰に怯えて減反を實行し居たらんには昨年の凶作にて米の大不足を來し、再び往年の騒動を繰り返したるやも知れず、それと同じく數年前電力過剰の聲高く電氣事業者、金融業者を初め新聞の論調なども一般に水力開發を抑制するの傾向ありし爲め逡信當局も自然此聲に離れられ水力開發と云へば極端に許可を濫りたり、其結果今日電力の供給は其の需要に對して不足を告ぐるに至り電氣會社は應急對策として火力設備をなすの止むを得ざる状態となり、中には需要者の自家發電を計畫するもの隨所に見受くる有様なり、斯くの如く平時に於てすら既に産業の根源たる動力の供給に不便を感ずる程なるを以て一朝有事の際、如何にして軍用上絕對必要な爆發藥其他の物資を迅速豊富に供給して忠勇なる帝國軍人をして後顧の憂なからしむることを得んや。

現に國家は一旦緩急の場合不覺なからしめん爲めあらゆる準備に汲々たる折柄、戰時第一必要の動力供給に關しては朝野共に比較的冷淡なるは何事ぞや、斯くの如くにして國防の安全那邊にありや、一念茲に至れば轉た戰慄に堪へざるものあり。

彼の伊太利は我國よりも石炭に乏しく僅に年額四十萬噸の產出にして國內消費の四パーセントを補ふに過ぎざるが、茲に隨一の天恵として豊富なる水力發電の強味を有するが故に水力開發を傳統的國策として、政府は大に之を奨勵し、現に水力電氣の發生と利用とに關する法律を制定して、一九一九年一月一日

以後に建設されたる總ての水力發電施設に對し、公稱一馬力當り年額四十リラの國庫補助を支給し居れりと云ふ。

予は我國に於て伊太利の如き補助を望むものにあらざるも、或は煩雜なる法規を設けて事業の不便を醸し、或は種々の課税をなし、延いて電力料金を不廉ならしむるが如き愚擧を止め、今少しく水力企業を認め、速に平穩兩時に備ふる積極的施設に着眼せられん事を望むものなり、之に就き數項の注文を擧げん。

- (一) 水利地點の出願者あれば至急に調査して許可すること
- (二) 現在許可の指令ある迄に早きも二、三年、遅きは十年以上を要する由
- (三) 許可の場合には先願者が只の權利取り屋にあらざる限り先願者に許可するを原則とする
- (四) 既に許可を得たるものが工事着手を出願すれば其電力を何れに賣るや、何に使用するや等と現在の如く調査検討する迄もなく直ちに許可すること
- (五) 水路設置に依り木材流下、魚族湖上等の苦情に對しては出来るだけ事業者を擁護すること
- (六) 國又は公共團體は水利使用に對し水利稅其他一切の公課を免除すること、尙工事着手の認可を得たる分に對し一馬力二十錢位の課税は止むを得ざらんも、工事完成後は免除すること、現在の如く未着手の分に課税せず完成後に課税する制度は水力開發を

奨勵するの趣旨と相容れざるものあり、同時に過重の課税は水力電氣の發電費を高からしめて、自然電力料金の低廉と兩立せざる不利益あり

- (六) 電燈並に三十馬力五十馬力と云ふ小動力の需要者は、假令電氣會社の料金高くとも自家發電は經濟的に不可能なるを以て是れは電氣會社の獨占を認むる一方料金の公平と低廉とを期するが爲め、政府に於て充分なる監督をなすこと固より當然なるべきも一工場千キロ以上を使用する場合には、必ずしも電氣會社の獨占を強制する必要なし但し電氣會社の料金を不満足として、火力に依る自家發電を計畫するも結局不經濟に終るのみならず、斯くして自家發電が無數に續出することとなれば、政府の監督に非常の煩累を來す次第なれば、矯正策として千キロ以上の工場に對しては特定供給の規定を擴大し、他の水力會社より供給を仰ぐことを得る途を開くべし、例へば群馬縣地方の人絹工場が千キロ以上の電力を要する際、東京電燈との間に條件料金等の協定不調ならば、群馬水電若しくは上毛電力をして供給せしむるにあり、即ち無謀の競争により料金ダンピングをなし、各會社ともに經濟的破産に瀕したる往年の事例は大に鑑みる要あると共に、獨占の結果料金を高からしめ、サーヴイスを悪しからしめ、且つ隨所に自家發電を續出せしむるが如き弊害も亦等閑に附すべからず
- (七) 茲に上流に貯水池を設けんとする水力會

社あらば、既記の如く其貯水の利益を享有し得る各關係者をして出來得る丈けその恩恵に均霑せしむる様設備をなさしめ、而して其の受益者は、これに應ずる相當の補償をなすべき法規を制定すること、例へば矢作水力會社が平谷の貯水池を建設する結果矢作川の downstream にある大同電力並に中部電力の發電所は増水の利益を受くることとなるを以て、二會社は矢作に對し、相當の負擔金を支拂ふこと、或は農家が灌溉用に此水を利用するとき、或は名古屋市附近に於ける工業家が之れを工業用を使用するとき夫々代償を支拂ふ等の如きこと

因に我國は流石に水力國の名に背かず電燈電力代即ち電氣料金は、一、二國を除き歐米諸國に比して遙に低廉なり、唯東京、大阪の如き大都會と或地方町村とは料金の懸隔甚だしきを以て之は訂正の必要あり、逡信當局に於ても茲に見る所あり、精細調査を遂げたる上昭和十二年までに公平なる料金に改め實行せしむることなるが予は一日も速に其實現を希望するものなり。

次に或方面にては、電氣料金を低下する爲め電氣國營の議もある由なるが國營とすれば低廉となり民營とすれば高價となると謂ふ譯にはあらざるべし、今日鐵道は國營なるが、之を民營に移して政府が充分に監督する制度に改めなば、却て一層低廉なる料金にて、よりよきサーヴイスをなし得るやも知れず、更に國營、民營の得失は兎も角として、目下我國の公債は百億圓に垂んとす、此の上電氣國

營を實行して數十億圓の新公債を發行せば財政に非常なる影響を及ぼすことにならざるか、寧ろ現在の官營事業を民營に移すか、若しくは半官半民として、民間の資金を此方面に吸收すること、せば幾分公債を減少して、財政上に良好の結果を見ることなきや、朝野識者の慎重なる考慮を乞はんとするものなり。

## 第二十四節 二十二萬ボルト送電線

逡信省電氣通信技術委員會第五部會は、昭和九年一月二十二日の電氣委員會に於て審議可決された送電豫定計畫中北陸方面より京阪神方面へ向ふ送電計畫直長二百六十軒中百七十軒が二十二萬ボルト設計と規定されたので、二十二萬ボルト送電線の技術並に電氣工作物の規定修正等の重要事項を討議事項とし昭和九年以來數回部會を開き研究を繼續した。その主旨及び重要研究事項左の如し。

最近我國の電力需要は益々増進し且つ大なる水力發電建設計畫があるが故に更に高き電壓二二〇、〇〇〇ボルトを用ふる必要が起るべし。この電壓による送電は米獨諸國に於て實施せられてるも我國は國土極めて狭少且つ山岳に富むため送電線と電信電話線とが工事に己むを得ず接近して架設せ

られこれに加ふるに風雪害が屢々襲來するを以てこの電壓を實施するが爲めには我國獨特の研究を促進する要あり。

- △研究事項
    - 一、送電系統安定保持に關する研究
      - (イ) 自動遮斷裝置に關する研究
      - (ロ) 遮斷耐量を増大させる研究
      - (ハ) 系統中の他の機器に損傷を及ぼさざる研究
    - 二、避雷並に送電設備絶縁の合理化に關する研究
      - (イ) 雷に關する研究
      - (ロ) 送電系絶縁耐力合理化の研究
      - 四、架空電線路の材料並に特性に關する研究
        - (イ) 鐵塔若しくは木柱
        - (ロ) 電線
      - 五、整流裝置に關する研究
- 然して同調査中最後の難點とされてきた電氣的及び機械的計算並に送電線安定度に關する研究は昭和十年十月十九日開催された同委員會に於て大半が完了されるに至つた。委員會終了後二十二萬ボルト送電線施設に關し逡信省では左の如く意見を發表した。
- 我國に將來施政を豫想される二十二萬ボルト送電線路は本州中央部に開發せらるべき水力を東京、大阪及び名古屋地方に送電せらるゝものであり、即ち阿賀野川、信濃川等より東京方面に向ふもの、大井川、天

龍川、木曾川等より名古屋方面に向ふもの更に黒部川、庄川等より大阪方面に向ふもの等を擧ぐべきであり、之等の實現の時期は未定なるも左の二系統を選ぶべし。

第二十五節 大井川發電所工事

大井川興業大井川開發の創立 民間電力會社よりの對鐵道省賣電は東電一社に於て獨占權を確保することとなつたが、この東電の對國鐵供給電力は従前の關係に基き契約により東邦電力系大井川電力會社の大井川發電所出力六萬二千キロが完成したる時はこの全出力を擧げて大井川より一旦買電したる上あらためて鐵道省に對し給電することに内約成立し東電、大井川兩社間にこの契約細目に就て折衝を重ねた結果昭和九年二月始め最後の調印を経たので大井川電力の親會社東邦電力は同年二月十三日重役會を開き大井川の右契約を承認したる上、契約並に大井川電力企業要綱を次の通り發表した。

- 一、發電所出力 六萬二千二百キロ
一、發電所名 大井川發電所
一、工事着手 昭和九年四月一日
一、工事竣工 昭和十一年十一月三十日
一、送電開始 昭和十一年十二月一日より
(東電經由鐵道省への送電開始)
一、期限 昭和十四年三月末日まで、但し將來の需給状態に應じて延長さる
一、供給電力量 大井川發電所の全量、鐵道省の火力發電所不足分を責任電力量と稱し然らざるものを代用電力量と稱す
一、電力料金 責任電力量は一キロ時單價二錢一厘とす。代用電力量は昭和八年度省の購入炭價を基礎とし一キロ時一厘とし炭價の高低に比例増減す
一、大井川電力の對東電支拂販賣手数料 大井川は東電に對し送電經費として年額六十萬圓及び手数料として責任電力量の増加に従ひ二毛五厘乃至一厘を支拂ふ
鐵道省、大井川、東 次に鐵道省がその省邦、相互の需給關係 營信濃川發電所が完成し、大井川發電所の電力購入を止めた場合の大井川電力と東京電燈、東邦電力兩社との關係は左のやうになる。
一、鐵道省との契約解約と同時に大井川發電所の全量を東電、東邦兩社長に於て各半分宛受電す
一、期限、對鐵道省供給停止の翌日より二十ヶ年
一、供給地點、東電、東邦兩社は各自社の送電線を大井川發電所まで建設すること

一、電力料金、兩社共に需給開始當時の一般購入電力料を基礎として協議決定すること
大井川開發の 次に大井川發電所の建設資金調達方法 金調達方法の要旨は左の通りである。
一、大井川電力會社の資本金五百五十萬圓
(東電、東邦兩社各半額宛を出資)を更に五百五十萬圓増資し三百萬圓とす
一、別に資本金一千五百萬圓の大井川興業會社を創立し、大井川電力に貸付けたる利息を以て五分の利益配當をなす
一、その株數三十萬株は左の通り引受く
イ、十萬株 東電、東邦等事業關係者
ロ、十萬株 金融關係者
ハ、十萬株 一般より公募
一、大井川電力の増資、大井川發電所工事完了と同時に大井川興業と大井川電力兩社は對等の合併をなし大井川電力を一千八百萬圓に増資す

大井川興業の創立は一種の變態増資とみらるべきものである。即ち大井川電力は工事資金約千六百萬圓を要するを以て當然増資の處置に迫られたが同社は原始定款に於て建設資金利息配當の許可を得てゐないため増資による資金に對しては建設配當をすることが出来ない。よつて變態増資の方法をとつて大井川興業株式會社を設立しやうといふのである。然るにその後この建設資金調達の方法につき模倣替へを行ひ既定の大井川興業のほかに大井川開發なるものを創立することとなつた

即ち昭和九年四月十三日東邦電力重役會に於て大井川電力保有水利地點開發のための從來の案に變更を加へ金融會社たる大井川興業及び大井川開發の兩會社を創立することになつた。その計畫内容は

- 一、大井川興業は資本金五百萬圓で、明治千代田、第一、愛國、帝國、日本及び東京海上の七保險會社でこれが株式を引受ける
一、大井川開發は資本金一千萬圓(二十萬株)のうち十萬株は東電東邦兩社で五萬株宛引受け、残り十萬株は四月末一般公募
一、大井川興業、大井川開發共に第一回拂込みは四分の一で拂込期日は五月十五日創立總會は六月五日の豫定
一、大井川興業の發起人會代表は東京海上社長各務謙吉氏で大井川開發の發起人は東邦、東電、大井川電力各社より各三名宛合計九名
一、大井川發電所完工後は大井川電力(資本金百五十萬圓は近く全額拂込済みとなる)大井川興業、大井川開發三社を對等の條件で合併する。六月一日の創立總會でその承認を求める
一、大井川興業、大井川開發の配當は五分合併後は大井川開發の方は普通株とし大井川興業の方は六分五厘配當付の優先株とし十年間通算して平均六分六厘の配當を受けるを得るといふ累積優先配當の方法をとる。十年後は株主の希望によりこ

れを普通株に引直すことを得る。大井川電力は依然當分無配當
尙かく二會社設立した理由は投資金融團が優先株を希望したためであるといふ。
昭和九年十一月起工式を舉行す 大井川電力の大井川發電所建設工準備はその後順調に進み昭和九年十一月十四日午前十一時から靜岡縣榛原郡上川根村千頭大橋上手海老根川原で起工式を舉行した。東京からは小林東電社長、太刀川東電取締役、松永東邦社長などが出席、地元からは田中靜岡縣知事、縣會議員等約五百名參會し盛會であつた。

大井川の發電計畫

計畫概要 大井川水力の開發計畫概要左の如し。

發電力六萬二千六百キロ、調整池式發電、工事費一千六百萬圓、昭和十一年秋に竣工する豫定で發生電力は全部鐵道省へ長期契約で供給。大井川と寸又川の水を合せそれより隧道を通して崎平に於て發電、即ち大井川本流の水と寸又川の水を合せ調整池に入れ四千二百間の隧道を通し崎平で落水するのである。崎平に於ける使用水量と有效落差は

Table with 3 columns: 最大出力の時, 常時出力の時, 常事尖頭出力の時. Rows show 使用水量 (個), 有效落差 (尺), and 常時尖頭出力 (キロ).

キロ、電力は東海道富士驛附近の東電變電所へ輸送される。大井川發電所の建設費概算、一千六百萬圓、その内譯
水路工事費 六、九七、〇〇〇圓
軌道工事費 九、五〇、〇〇〇圓
索道工事費 三、〇〇、〇〇〇圓
電氣工事費 一、〇〇、〇〇〇圓
雜工事費 一、〇〇、〇〇〇圓
總 係 費 一、五〇、〇〇〇圓
豫 備 費 五、〇〇、〇〇〇圓
以 上 一、九、〇〇、〇〇〇圓
即ち一キロ當り建設費二百六十圓となる。大井川の電力は全て鐵道省に供給されるが豫想收支計算左の如し。
豫想收支計算 鐵道省と東電の需給契約は
一、鐵道省に於ける東京附近の一ヶ年電力使用量が三七五、〇〇〇、〇〇〇キロ時以内の場合、供給量を八七、〇〇〇、〇〇〇キロ時とす。
二、右の消費量を超過する場合、超過量二五、〇〇〇、〇〇〇キロ時毎に一九、六〇〇、〇〇〇キロ時を加ふ。
三、電力料金、一キロ時に付二錢一厘
四、供給餘力ある時は、火力代用として一キロ時に付五厘にて供給。
然して一年間に於ける
一、鐵道省の消費電力量豫想四二六、〇〇一、〇〇〇、〇〇〇キロ時
二、右の内東電よりの責任供給分二二八、〇〇〇、〇〇〇キロ時
この東電よりの供給分は即ち大井川は東電

に對して送電料及び權利料として、責任量八八、〇〇〇、〇〇〇キロ時までは一キロに二毛五糸、それ以上は一厘を支拂ふ事に取極められてゐる。以上に依り大井川電力の一ヶ年供給量を三二九、〇〇〇、〇〇〇キロ時と概定され、

- 一、鐵道省へ第一責任供給 八、〇〇〇、〇〇〇キロ時
- この料金一キロ時二錢一厘から東電へとられる二毛五糸を差引き一キロ時二錢〇七五となり 一、〇〇〇、〇〇〇圓
- 二、同上第二責任 供 給 四〇、〇〇〇、〇〇〇キロ時
- 單價二錢一厘の處一厘を東電に與へ二錢となるから 二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
- 三、剩餘電力 一、〇〇〇、〇〇〇圓
- これは火力代用でキロ時五厘だから 二〇、〇〇〇、〇〇〇圓

合 計 三三、〇〇〇、〇〇〇圓  
即ち一年三百四十三萬圓の収入となる。これを最大出力六萬二千六百キロに對比すれば年キロ五十四圓七十錢で契約したと同じ結果であり電力相場として妥當なものとなる。  
大井川發電工事はかくて昭和十一年一杯順調に進轉し十一月の十月末を期して落成運轉開始をみる豫定である。

### 第二十六節 未開發水利

#### 權寄附問題

長野縣が未開發水利權に 長野縣では發電水利使用料徴收を目的として一馬力に付一圓を徴收してゐるが、更に未開發の水利權を有する電力業者に對しても水利使用料を徴收することに決し、昭和九年五月十四日岩崎長野縣土木部長は縣廳に東電、大同、矢作東信ほか十社の電力業者を招致しこれを通過した。尙長野縣下に於ける未開發水利地點五十二その理論馬力數六十九萬三千馬力を算し既開發水利には匹敵しこれに課税することになれば縣としては相當大きな財源を得ることになるのである。然るに未開發水利に使用料を徴收するといふことは我國では始めてあり、且つ既發電の水利使用料徴收も數年前内務省兩省の協議の結果、五分以上の配當を行ふ電力業者以外は徴收すべからずとの通牒を各府縣に發してゐるところからこの長野縣の新課税は果敢電力界に大センセーションを喚起した。なほ長野縣は未開發の水利使用料徴收を各電力業者に通過すると共に、未開發の發電所の建設時期についても縣當局にこれを申達するやうに通達した。然して建設時期の事實上判然たらざるものはこの際水利權を消滅せしめて仕舞ふぞと電力業者を威嚇した。

と云ふなるのでこれを未然に防止するやう電氣協會に要望した。依て電氣協會は關係業者の苦痛は勿論その不合理なる徴收に對し關係支部業者とも連絡をとり當局に對し阻止運動を起す一方、昭和九年九月十八日左の陳情書を關係當局に提出した。  
後藤内相及び床次選相に陳情  
今般長野縣に於て未開發發電所の豫定使用水量に對し水利使用料を電氣事業者より徴せられんとするの議有之候趣仄聞致候處右は當業者の苦痛は勿論其趣旨に於て甚だ不合理のものなりと思料致され候に付別紙寫の通り長野知事宛陳情致候何卒事情御賢察の上事前に適當なる御措置被成下候様御高配相仰度此段奉懇願候也  
岡田長野縣知事に陳情  
今般貴縣に於て未開發發電所の豫定使用水量に對し水利使用料を徴せらるゝの議有之候趣仄聞致し候然るに電氣事業者が發電所建設の御認可を蒙り候ても其工事費は多きは數千萬圓の巨費を投するものなるを以て輕々に企業致難く一般電氣の需要に鑑み又は經濟界の消長に準據し其施工を遅速ならしむるは營業上蓋し當然の歸結とも申す可く又假りに起工に着手候とも長きは數年を要するものも有之其間何等河川を利用し水利を使用すること無之且つ又収益を伴ふべき何等の事實も無之候然るに之れに對し公課公納金を賦課徴收せらるることは未だ曾つて類例なきのみならず法理上又穩當ならざるものと思料被致候

昨今財界稍好轉の兆ありて電氣事業者も電氣の供給に於て多少増加を致候向も有之候得共數年間に亘る不況の後を受け經營上今以て苦難罷在候折柄右等御内儀有之候事は脅威を感じる事甚しく候條彼此御賢察の上實現無之様御配慮相仰ぎ度此段陳情仕候然るに長野縣は昭和九年の通常縣會に於て多數の議員から唯一の財源なる未開發水利權の整理を強く要望されたのと一面年々河川使用料の減收によつて財政が危殆に類しつゝあるのに鑑み専ら新財源の探究を研究中の折柄未開發水利權の整理を促進するのが最も妥當なりとし、その第一着手として左記十四會社の有つ許可未開發水利權地點數三十八、最大理論馬力四十八萬七千八百一十一馬力に對し一馬力につき二十錢宛の寄附金を徴收し總額約十萬圓の新財源を以て一貫歳入に充てる事とし昭和十年七月一日午前十時から縣廳に關係會社代表

各社の有する水利權地點數並びに出力量は左の通り

| 會社名    | 地點數 | 最大理論馬力 |
|--------|-----|--------|
| 長野電燈   | 二   | 五、五七   |
| 信濃電氣   | 三   | 三、〇〇四  |
| 犀川電力   | 二   | 三、五三六  |
| 安曇電氣   | 二   | 一〇、〇五八 |
| 東信電氣   | 三   | 一三、〇三〇 |
| 東京電燈   | 三   | 一四、六七九 |
| 梓川電力   | 一   | 五、八七三  |
| 長野電鐵   | 一   | 八、六    |
| 伊那電鐵   | 二   | 一、九七六  |
| 大同電力   | 四   | 三、四七〇  |
| 木曾發電   | 三   | 一、三九二  |
| 電氣化學工業 | 二   | 二、四四六  |
| 矢作水力   | 九   | 一、五八八  |
| 諏訪電氣   | 一   | 三、八四七  |
| 合 計    | 三六  | 四七、四七〇 |

電氣協會東海支部は七月十八日午後一時から千代田ビル六階に役員會を開き長野縣における未開發水利使用料徴收問題に對する對策について協議したが、これは電氣協會本部と聯繫して反對陳情する處となり左の通り八月七日後藤内相宛再陳情した。

未開發々電水利使用料徴收に關する再陳情  
昭和十年八月七日  
社団法人電氣協會 會長 池尾 芳藏  
内務大臣 後藤文夫殿  
昨年九月長野縣ニ於て未使用水利地點ニ對シ水利使用料徴收ノ御内儀有之ヤニ承及候

### 第二十七節 東電信濃川開發

發電出力最大十六萬六千三百キロの巨量をも有する東京電燈の信濃川水利權が、逡信省より限定された發電所竣工期間までに工事完成はおろか、工事の著手さへしなかつたため、右權利を擧げて國家に沒收されんとするの危機に直面し所謂信濃川開發問題として世の注目を惹いた。  
信濃川發電地點は大正五年六月廿日渡邊六松氏外四氏を發起人として初申請をなし、大

正七年九月十九日信越電力に引繼がれ、同年十月廿一日付水利使用権の許可を得、大正十一年五月十六日工事実施の認可を申請、昭和二年二月三日付之を許可された。その際、當局より同年五月三日までに工事に着手し、五月四月十九日まで工事を竣工せしむべしとの命令が付されて居た。然るに當時東電は餘剰電力の消化に悩み、新規発電の必要がなかつたために四ヶ年延期の昭和十年四月十九日まで前記期間を延長されんことを出願し、昭和六年五月十六日付これが認可を得たもので、従つてその期日は昭和十年四月十九日に迫つて居るにも拘はらず、竣工等思ひも寄らず、東電については既に當局から許可されて居つて発電未設の水利権が九十四萬キロを有し、これすら遼信、内務兩省の問題となつて居た折柄それと前後して群馬縣吾妻川筋原の町水利地出力二萬四千キロを群馬水利に譲渡したことによつて一層議論を起して居る矢先きであつたため、態度硬化の形勢にある内務當局の諒解を如何にして得るかが問題視され、何分東電信濃川水利地は同社の只見川水系總量五十萬キロ、日電の黒部川水系中未設の分三十萬キロと共に全國三大水利権の一つに擧げられ、殊に東電にとつては將來の寶庫と目せられて居る地盤である。

### 第二十八節 日橋川發電所改造問題

東部電力は昭和九年東邦證券所有の同社株式を大日本電力に肩替はりした事により東邦電力の羈絆を脱したのが機軸となり久しく懸案となつてゐた東京電燈との電力聯繫問題の解決を見昭和十年三月十九日右協定の正式調印を行ふに至つた。内容は左の如し。

- 一、東部電力は福島縣日橋川の東電の猪苗代第二第三發電所の中間にある同社日橋川發電所(出力千五百七十キロワット)を東電との完全なる諒解により東電の十分なる放水水を得ること、落差を從來の五十三尺五から六十九尺一に高めることによつて特別出力常時尖頭七千二百キロ(實際可能最大一萬キロ)に増加する
  - 二、東部電力は右日橋川發電所の電力を東電の猪苗代第三發電所に送り東電の十五萬四千ボルトの送電線によつて栃木縣小山變電所まで託送する
  - 三、之れによつて東部電力は
    - イ、小山水戸間四十二哩六萬六千ボルト二回線に増設する鐵塔送電線を建設する(六十萬圓)
    - ロ、結城笠岡水戸の變電所を改造する、この工費約三萬圓
- 東部電力の痛であつた日橋川發電所も右協定成立に依り一大改造が加へられることとなり、即ち改造前の建設費百九十三萬三千餘圓で改造費百九萬圓合計三百三十二萬三千餘圓となりキロワット當り四百二十圓となる。而して改造前の出力は一千五百七十キロワットであるが、改造後は最低一萬キロワットの出力可能となり一キロワット當り三百圓の低減となる。尙改造後は東京電燈株式會社猪苗代系の發電所と同一の操作によりて運轉する故に濁水補給用の火力發電所と同一の性能を有し然かも發生電力の原價は水力の低廉なる實體をすることとなり更に東京電燈株式會社との協定により日橋川改造後は大體七千キロワットを東電猪苗代第三發電所に送り込み栃木縣小山變電所に於て七千キロワット受電する。建設改造後は電線の擴充と送配電の完備を期するに至り、久しく悩みたる電源問題を解決し且茨城縣下の大部分の送變電工作物の改善を齎すこととなる。

### 第二十九節 帝國電力山形電氣合併

#### 紛争

帝國電力はかねて山形市及その附近町村に營業の根據を有する山形電氣(資本金一千萬圓内拂込資本金六百七十五萬圓)の買収合併談を進めてゐたが漸く條件も折合つたので假調印の運びとなり帝國電力は昭和十年三月五日重役會を開いて附議承認を求めた。合併條件は

- 一、帝國電力四株に對して山形電氣五株の比率による
- 一、三月廿六日同時に臨時株主總會を開いて承認を求め
- 一、山形電氣は合併によつて解消し帝國電力は増資をなす
- 一、合併反對運動起る 然るにこの合併計畫が一度傳へらるゝや山形電氣従業員三千名は果敢反對運動を起し、合併契約廢棄願書を提出、また山形重役中にも合併を不満とする者があり、三月十一日の重役會議は合併反對三名の退出によつて決裂となり、同夜荒木社長と戸田取締役が上京帝國側と合併契約廢棄の嘆願書問題につき重要會議をとげたが解散手當一人平均三千圓の要求は拒絶され、他の三件を容れる事に決し十二日歸形十三日は午後二時から山電本社で更に合併問題その他

一、山形電氣は合併によつて解消し帝國電力は増資をなす

一方山形市は十三日同問題に對する市會議實行委員會を開き電氣市營問題について協議したが、山電、帝電の合併には反對を表示することに決定、従業員側の態度も極めて強硬となり、縣下發電所及び七變電所千數ヶ所の發電所に指令を飛ばして結束を誓つた。

かゝる形勢に直面した山形電氣の荒木社長以下戸田、鈴木、長谷川各取締役及び庄司監査役は十八日上京帝國本社に穴水専務を訪問石津電氣常務を加へ協議し山形側より合併困難に至つた事情を報告して帝電側の諒解を求むるところあつた。然して穴水帝電専務はこれに對し強ひて合併を固執せず、合併契約は廢棄しても差支へなしといふ態度を示し、帝電山電合併談は全く行きづまりの有様となつた。

### 第三十節 灘區域讓渡問題

神戸市電氣局が阪神電鐵から灘供給區域を買収する契約は昭和十年五月九日兩當事者間に假調印を終了し、神戸市會の可決並に阪神電鐵株主總會の承認を得て手續準備の完了を見たので、神戸市電の杉野電氣局長は同二十一日逕信省に出頭、阪神と連名の灘區域讓渡の認可申請書を提出した。讓渡價格は六百八十五萬圓で、その帳簿價格二百五十萬圓から見れば二倍半以上の巨額となつて居り、東電

と京成の所謂千葉區域讓渡問題が逡信省に却下されんとしつゝある際として、其成行きを注目されたが昭和十年度中は遂に實現するに至らなかつた。然しながら灘區域の讓渡は大體左の如き理由からして早晩認可されるものと一般に觀られた。

(一) 賣買價格と帳簿價格との比較に於ては、京成の場合の二倍強に比し二・七倍と言ふ高率を示してゐるが、逡信當局では兩者の内容が完全に違ふとの見解の下に讓受の結果一般需要家の利益保護に對し何等不安を來すが如き事なしと觀てゐる。

(二) 又一燈當りの讓受單價を見るに京成の場合四十二圓五十錢であるが、之は電力、電熱を電燈に換算しての數字であるに對し、灘區域の場合取付電燈數のみの讓渡單價で四十二圓八十錢となつて居り、換算數字で示せば三十圓弱となり遙かに安い譯である。

(三) 神戸市の全區域を統一する事は市營電氣の元來の使命である點から見ても、今度の區域買収は當然の成行きであり讓受の抑々の目的が、神戸全市の電氣料金を統一して場所による不公平を除去せしめんとする點にあつた事も關係方面に好感を持たれた。

要するにその讓受目的並に讓受の結果が一般需要家の利益保護を觀點から見ると不安がないと言ふ點を買はれて、逡信當局に好感を持たれてゐる譯であるが、この點千葉區域の問題と照合して、その間逡信當局の懐く所謂消費者本位の「新電力統制方針」が窺はれて、

關係方面から注目されてゐる。尙灘區域は左の如き内容を持つてゐる。

取付電燈數 一六萬燈  
供給電力 四、二七キロ  
電熱 三、〇三キロ

然して認可申請書を受けた逡信省電氣局はその取扱ひに慎重な態度をとり申請書類の不備な點に關しては再提出を命じ検査、業務、技術の三課に於て所管の調査を進めた結果、測らずも配給區域讓渡特に大都市に於ける該問題の態度決定に當り逡信當局としての根本方針確立と云ふ問題が起り、即ちその重要點は一、大都市の有望な區域を委譲し比較的採算のとれない區域を残存した場合果して料金サービスに影響を與へないか  
二、假令大都市に有利な區域を委譲するとして此の地域に或る程度の限界を設ける必要がないか  
三、現在行政區域に準據して決定して居る區域制度に變更を加へる必要はないか  
と云ふ三點で逡信省はこの三點に關し事務的打合せをとげ大都市區域讓渡の根本方針を定めた。

一方地方の兵庫縣知事及び大阪逡信局長は十月末灘區域讓渡に關する報告書を作成し本省に提出したがその内容は阪神電鐵會社と神戸市電の間に成立した讓受渡價額の妥當性について地元地方廳としての調査報告並に觀察が主となつてをり、即ち  
一、讓受渡價額六百八十五萬圓は帳簿價格の約二倍以上に相當するが實際該灘區域供給區

域の評価に當つては阪神市電双方が大體妥當なる點に於て協定成立せるものと認める事が出来る  
二、従つてこれが買収に依つて神戸市電が過當な財政的負擔を負ふが如き事はあるまいといふのであつた。  
兵庫縣知事の調査報告は電氣事業としての特殊性に立脚した報告書ではなく極めて一般的な調査に過ぎなかつたが該區域の讓受渡交渉の一般を窺ふに足りるものであつた。

### 第三十一節 周波數統一問題

#### 一問題

周波數統一に對する逡信省の方針が確立されてゐなかつたために機器増設又は發電所新増設を繞つて周波數の決定に屢々問題が生じ此の傾向が益々顯著になりつゝあるので逡信當局では遲延ながら確固たる方針樹立に乗り出すことに決定し最も問題となりつゝある水力の四國、九州、北海道の三地帯及び火力の關東、中部、近畿、信越の四地帯に亘つて、周波數別發電量の調査を實行した。大別して何れも五十、六十兩サイクルに區別され特定のものに二十五又は三十五サイクルのものがあるが一地帯の周波數を一つに統制しようとする方針の下に調査結果に基いて研究を進めた。調査の結果を示すと各地帯の周波數と發電

電量關係は次の如くである。(昭和十年九月末現在)

| 地帯      | 周波數別水力發電量 (單位KW) |          |
|---------|------------------|----------|
|         | 最大尖頭             | 常時尖頭     |
| 四國      | 八〇、七七七           | 一八、〇八八   |
| 九州      | 一、八三五            | 一、〇〇〇    |
| 關東      | 一、二九〇            | 一、〇〇〇    |
| 中部      | 一、四九七            | 一、〇〇〇    |
| 近畿      | 一、三〇〇            | 一、〇〇〇    |
| 信越      | 一、三六三            | 一、〇〇〇    |
| 全國各地帶合計 | 一、七〇、一三一         | 一、〇〇、三二九 |
| 同 國 道   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 海 道   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 北 海 道 | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 九 州   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 關 東   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 中 部   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 近 畿   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 信 越   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 地 帯   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 東 部   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 關 東   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 中 部   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 近 畿   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |
| 同 信 越   | 一、一〇一            | 一、〇〇〇    |

### 第三十二節 電力聯盟の撫順炭共同購入

五大電力が火力發電用として消費する石炭

#### 第一編 電燈電力

##### 第三十一節 周波數統一問題

##### 第三十二節 電力聯盟の撫順炭共同購入

の總量は一年約八十五萬トン、これに大同、日電、宇治電三社の關與する關西共同火力の分約十五萬トンを加算する時は一年の消費量實に百萬トンを示し、日本製鐵、鐵道省に次ぐ國內石炭の消費を必要としてゐる。従つて低廉なる石炭の供給方策を講ずることは電氣事業にとつては、電力コストの上からいつて

東京電燈 三、〇〇噸

一九七



|        |         |
|--------|---------|
| 東邦電力   | 三〇,〇〇〇  |
| 大同電力   | 三〇,〇〇〇  |
| 宇治川電氣  | 三〇,〇〇〇  |
| 日本電力   | 一〇〇,〇〇〇 |
| 關西共同火力 | 一〇〇,〇〇〇 |

と決定實行したが、更に昭和十年度の共同購入各社割當については昭和十年七月九日東京に於て委員會を開き朝鮮電力會社創立の件と共に左の通り決定實行した。

|        |         |
|--------|---------|
| 東京電燈   | 四〇,〇〇〇噸 |
| 東邦電力   | 三〇,〇〇〇  |
| 大同電力   | 三〇,〇〇〇  |
| 宇治川電氣  | 三〇,〇〇〇  |
| 日本電力   | 一〇〇,〇〇〇 |
| 關西共同火力 | 一〇〇,〇〇〇 |

即ち合計二十八萬噸であるが、この外宇治川は前年度持越二萬噸があつたから昭和十年度の共同購入の需要高も都合三十萬噸となつた。

**共同購入に至る経緯** 昭和七年十一月石炭の全国的販賣統制を目的とする昭和石炭會社が創立され八月一日より業務を開始し從來炭界には生産カルテル(石炭業聯合會)のみ存在せしものを一躍共販制度の採用により販賣カルテルへ乗り出したもので石炭カルテルは質的大躍進を遂げた。然るに石炭カルテルの強化と時あたかも國內インフレーションの産業界侵襲、軍需工業の活況をはじめとして人絹、窒素肥料、曹達工業、セメント、製紙等一般工業の恢復、毛織物、紡績業等織維工業の活況に基づき石炭の需要は異常に増

加し、特に電力用炭の需要は、一般電力需要の激増、然してこの増加を補ふに足るだけの水力電氣の新規補充が不可能なため火力發電に依らざるを得ない事情に基づき、石炭需要増加傾向に更に拍車をかけた。然して一方石炭の生産がそれに伴はず理想的貯炭高たる百五十萬トンはおろか遂には百萬トン豪をも割つて石炭飢饉を現出して仕舞つた。一方市價は暴騰し、昂騰しカルテルによる「統制の弊害」に對する各方面の非難が愈々猛烈となつてゆきこれが對策として聯合會は屢々増送を行ひ漸く昭和九年に入り炭價の安定をみ、石炭飢饉は一應解消したのであるが、炭價は依然として昭和六年末に比し三割方の昂騰を持續したのである。

この鞏固なる石炭カルテルに對する需要者側の反旗は先づ電力聯盟に依つて上げられた即ち前記の通り昭和九年三月七日聯盟委員會は専門委員會の撫順炭共同購入に關する答申を基礎として方針を決定し、共同購入に成功したのである。

### 第三十三節 第三次水力調査

第三次水力の調査の名で呼ばれる逓信省電氣局の新規豫算要求も毎年擧りつづしの憂目をもてゐるが、昭和十一年度豫算編成に於ては資源對策として第三次調査の必要なる所以

を説き是非でも通過せしむべく大藏省に對し諒解を求めたが遂に實現をみることもなく昭和十二年度に持ち越しとなつた。然し我國に於ける水力の資源漸く乏しくなりつゝあり、新調査の必要なることは誰しも認めざるを得ないから第三次調査の實行をみるのも遠くはないだらうと期待されてゐる。尙逓信省は大藏省に對し左の意見書を送り第三次調査の本質を闡明した。

#### 意見書

一、電氣事業統制の窮極の目的とするところは低廉豊富なる電力を供給し以つて國民の日常生活及び産業活動の基礎を培はんとするに在るものとすべく、現在着々としてその實施を見つゝある發電及び送電豫定計畫の如き亦電氣事業設備の合理化に依りこの目的を達成せんとするものに外ならない。乍然、我が國家經濟上の要請たる電氣事業の統制は獨りこの種設備の合理化のみに止まるべきものではなく、進んで資源開發そのものの合理化をも達成せざるべからざる重大なる使命を有するものである。即ち電氣資源の開發充實方策に關し事業經濟上の考慮に基づき調査探究を行ひ、その開發の順序方法を考慮決定し資源の利用を苟も濫にせず、國富の開發を理想的ならしむるに努める所がなくてはならない。

二、電氣資源として考慮せらるゝ主要たるものは水力及び石炭であるが石炭はその埋藏量に限度あるも水力資源はわが國に於ては

極めて豊富なる故に之が開發を合理化しその利用を完からしむることは結局發電費を低め電氣料金を低廉に導くの方途たると共に燃料問題等との關聯に於ても國家經濟上頗る緊要なる事項に屬する、従つて之が爲めには須く先づ全国的に凡ゆる水力資源の所在を究め、各河川の特徴を明にし、以つて同一水系における水の有機的なる利用方法、河川相互間の配給等眞に合理的なる開發計畫に必要な基礎資料を整備し、水の利用の完壁を期するの要切實なるものがあ

る。

三、我國は前述の如き豊富なる水力資源に恵まると雖も既に開發せられたる水力は約五百萬馬力に達し好適水力地點の如きは次第に減少の傾向にあるがため残存地點の開發は概ね不經濟となるを免れざるの實情である。然るに現下電氣料低下を要請せられ一面電力需要の増進は七年倍加の趨勢に在りこの趨勢に對せんが爲には今後に於ける電源充實方策に關し特に慎重なる考慮を要すべきことを言を俟たない、由來電氣の需要狀況は季節によりて變化あるのみならず、一日中においてもその時刻によりて増減著しきものあるを以つて水力による發電力を最も有効に利用せんがためには電氣の需要變動に最も適應すべき様適當に使用水量の調節をなす事を必要とする、而して之が方策としては貯水池調整池の利用によるを最善なるものとすべく之を電氣事業者の計畫にのみ委ねる場合に於ては自己の發電所の

能率を向上せしむる以上の計畫に出づること實際上至難と言はねばならない、之れ逓信省に於て新たな開發方針に基づくより經濟的なる水力資源利用の計畫に備へんがため、既往二回に互り水力調査の基礎の上第三次水力調査を實施せんとしてゐる理由を爲すものである。

#### 第三次水力調査

第三次水力調査とはどんなことか、何故左様に重要性を持つてゐるのかといふに「第三次」調査なる名の示す通り既に過去に於て二回の水力調査が行はれてゐる即ち第一次は明治四十三年から大正二年までの調査に依つて得た資料に基き我國水力發電工事のプランが立てられ實行に移され今日に至つたのである。この前二回の調査の経緯は前述の通りであるが、然るに、これら調査は流量測定を主として居るため精密な落差帳といふものが完全に出てゐない。また當時の水力發電の方式は専ら水路式に據り今日隆盛をみてるダム式發電といふものが考慮に入られてゐない。かゝる不備缺陷を補ひ、將來の水力開發に備へやうといふのがこの第三次調査であつて、そのプランは全國各河川につき縦斷測量を施行し落差帳を作成しやうといふのが眼目である。この落差帳が完成すれば特にダム式による調整地付發電所の建設に役立つ譯で、逓信省がどうしてもやらなくてはならぬといふ理由は、主として茲にある、過去數年間その都度擧り潰しに逢ひながら飽きもせず豫算に計上し新規要求してき

たものなのである。

**既成調査** 我國の水力調査事業の歴史は明治三十七年日露戰役時代に遡る、即ち當時經濟界の好況に遭遇し、水力電氣の開發せらるゝもの著しく増加したが當時は設計の基礎となるべき河川の流量に關する資料殆んど皆無かつたため、適切なる計畫を施すことが出来ず、従つて事業經營上に充分の能率を發揮することが出来なかつた。逓信省に於てはこれでは不可ぬと將來の發電の趨勢を慮り、明治四十三年臨時發電水力調査局を設置し、五ヶ年の豫定を以て本邦に於ける水力の分布、利用方法及び河川流量等に關する詳細なる實地調査を開始したが、不幸財政の緊縮に遇ひ大正二年これを中止するの止むなきに至つたがその調査資料はこれを「發電水力調査書」として公表した。この調査に於ける流量の調査は前後一年餘にして期間が餘り短かい憾はあつたが當時殆んど資料の除外してゐた水力電氣事業界に對しても唯一の參考資料として裨益するところ甚大であつた。然るにその後電氣事業の發展は益々著しく、殊に工業用電力として使用水量を過水量に止めず、更に標準を高めて平水量附近まで使用するを得策となすものが漸く増加し、一層精細なる調査の必要を痛感せらるゝに至つたので、大正七年曩に中止せる水力調査事務を復活し、同年度以降同十一年度に至る五ヶ年の繼續事業として所謂「電氣工業用發電水力調査」事務開始せられ、豫期の調査を完了したが、その調査結果は七卷より成る「水力調査書」に發表せ

られた。

然しこれら調査は當時にあつては最も信頼するに足る資料を提供したものであつたが元來河川の流量は毎年同一の變化を齎すものではなく、氣象水源林の状態等の變化により年々變遷するは免れないため、將來永くこれら調査を生かしてゆくにはどうしても各河川につき引つゞき長期間に亘りて調査を續行する必要がある、また發電水力の方式が従來の水路式からダム式へと變遷するにつれ、水力調査の方法もまた異つてくるので所謂「第三次調査」はどうしても必要となる、然るに經費の都合上實現が困難だつたので逓信省は不完全なうちに數年間電氣事業者をしてその使用する河川の流量を調査せしめ、これを毎年報告させ出来るだけ第二次調査にて實測せる位置を引繼がしめ、また他に特に必要と認められた河川については新たに測水所を指定し、逓信省にて行へると同様の方法を以て引續き各河川の流量を調査せしめてきたのであるが、勿論その不完全なことはいふまでもなく、この方法も今では全く行きづまつてゐる。以上により第三次水力調査の重要性は明かになつたが當に電氣事業者の利害問題たるのみならず、國家資源の開發問題としても第三次調査は重要なのである。

### 第三十四節 東京市電力自給案

#### 力自給案

電氣事業委員會が多 東京市が二千九百三十萬圓を以て計畫した電力自給案中、その政治的背景の故に一番注目されてゐた多摩川水力(社長中島守利、公稱資本金七百五十萬圓、拂込五百四十七萬七千餘圓)の買収は社長が東京市會の大立物であり、然も買収價格が四百十萬圓といふ巨額のものであつただけに東京市民は多大の關心を持つてゐたが、昭和九年三月三十一日東京市電氣局で開かれた電氣事業委員會は市の裁定による四百十萬圓を認めなかつた。即ち専門家による價格の再鑑定を行ひ次期市會に提案すべしとの希望條件を附して承認するに至つたので、買収は早晩實現される成行きとなつた。然して市が計畫せる電力自給案は市内貯水池を利用しその下流に多摩川が有する水利権を買収しこれに近接せる日原川の水利を計畫し、更に補給として既設の芝浦火力發電所を擴張しこれと相まつて電力自給をなさんとするものである。この完成は尙十年後の豫定であるが完成の時は現在一キロ二錢五毛の料金が一錢四厘五毛に廉くなる計算で、一年に二百四十五、六萬圓の節約が見込まれるのである。

電力自給計畫の全貌 即ち計畫案の全貌左の如し。

- 一、自家用發電所建設計畫に關する件
- 東京市第二次水道擴張事業に依り設置せら

るべき小河内貯水池を利用し、その下流に於て多摩川水力株式會社の有する水利権を買収し、これに近接せる日原川の水利を使用して最大電力六萬餘キロの水力發電をなし更に既設芝浦火力發電所を増設す

- 二、水利権、電氣供給權並にこれに附隨する財産讓受に關する件
- 市電氣事業用電力自給計畫の實施に伴ひ市は多摩川水力株式會社の水利及財産を讓受け、市長に於て左記條項に依り契約を締結し得るものとす
- 記
- イ、承繼すべき權利並財産の概要
- 會社の有する水利権、會社の有する電氣供給權、會社が東京電燈株式會社との間に締結した電力供給契約に基く權利義務會社の事業用土地家屋、水路工作物並に機械器具
- ロ、會社の出願中に係る多摩川水利使用出願人名義を市に變更することに關し市と協力す
- ハ、會社に交附すべき代價は金四百十萬圓以内とす
- 工事概要 尙右工事の概要を示せば
- 一、多摩川第一發電所は使用水量平均毎秒九百五立方メートルとし、落差百六米を以て出力最大二萬五千七百七キロを發生す
- 二、多摩川第二發電所は平均使用水量九百五立方メートル、落差百三米を以て出力最大一萬九千五百八十七キロを發生す
- 三、多摩川第三發電所は落差七十三米を以て

行不能と迄危惧するに至つた小河内貯水池問題も漸く内務省の認可を得て東京府知事より許可せらるゝこととなつた。

#### 協定書

東京市の起業に係る第二水道擴張の爲め多摩川上流に於ける貯水池築造工事に關し、東京及び神奈川の両府縣知事は左記事項の履行を協定するものとす。

- 一、貯水池完成の上東京市は毎年五月二十日より九月二十日に至る間羽村堰より毎秒二立方メートルを常時溢流せしむるものとす、但し兩府縣知事の協定に依り右溢流水量の全部又は一部を貯溜し下流の需要に應じ右貯溜水量の限度に於て適宜之を溢流せしむることを得
- 二、東京市は兩府縣より關係用水路の改修費等として金二百三十萬圓を支出せしむるものとす、但し右金額の内三分の二は神奈川縣、三分の一は東京府の分とす
- 三、上記各項實施の細目其他本件に附帶する事項は兩府縣知事に於て協定處理し新に東京市に對し負擔を加へざるものとす

#### 小河内貯水池計畫問題解決の經過

東京市に於ける舊市域の水道計畫は給水量毎秒二百立方尺(五・五立方メートル)を標準とするものであつて之に要する原水二百五十立方尺(七・〇立方メートル)を多摩川に求め多摩川の豐水時之を引用して村山及山口の兩貯水池に貯溜し需要に充てんとするものであつた。然るに市人口の激増、文化の發展に伴

- (使用水量十二立方メートル)一萬七千五百五十九キロを發生す
- 四、日原川第一發電所(落差百五十米水量百四立方メートル)最大出力四千二百キロ
- 五、日原川第二發電所(落差九十米水量二立方メートル)最大出力三千六百三キロ
- 六、山口發電所(落差二百四十米水量六百九十五立方メートル)千三百六十三キロ
- 七、村山發電所(落差五米六、水量六百九十五立方メートル)二百八十二キロ
- 八、補給火力、芝浦火力發電所一萬キロを二萬キロに増設する

この建設費及び收支計算をみるに發電所及び送電線建設費は二千九百三十萬圓で、この資金を利率年六分額面百圓に付き手取金九十五圓にして五ヶ年据置二十五ヶ年平均分償還の市債に仰ぐ。

小河内貯水池計畫 然して小河内貯水池計畫は多摩川農、工業用水利權問題につき東京府市側と神奈川縣を通じて右用水關係者との間に折衝が續けられ容易に解決の緒に着かなかつたが内務省廣瀬土木局長の調停で妥協成立し昭和十一年三月二日内務省土木局長室に於て廣瀬土木局長立會の下に横山東京府知事及び石田神奈川縣知事との間に左の如き協定書の交換を行ひ、茲に五ヶ年越しの小河内貯水池築造問題も兩者の正式調印を遂げたので内務省では工事施行認可を發し東京市の手で起工することとなつた。之と同時に二日右圓満解決に至る迄の經過並に工事概要を左の通り發表した。此の計畫は百四十九米(五百尺)

ひ使用水量増加を來し現在の水道設備にては年々渇水時には村山、山口兩貯水池の全貯溜量を殆んど使用し盡し、帝都の水不安を生ずることも屢々で市當局は此の不安を除き市民生活の安全を期するが爲に擴張に要する原水を求むる事となり、各地を調査色々比較研究の結果本計畫の如く多摩川上流に大貯水池を設くる案最も適當なるものと認められた。依て具體的に詳細なる調査を遂げ實行し得る見込がしたので計畫を樹て市會の議決を経て正式に東京府知事に許可の申請を爲すに至つた。それは昭和七年八月三十一日で市長は永田秀次郎氏の時であつた。其の當時の東京府知事は香坂昌康氏であつたが市の出願を適當の計畫と認め許可するものとして昭和八年二月内務大臣の認可を申請した。

此計畫は百四十九米(五百尺)の堰堤を多摩川の上流小河内村地内に築造し一億八千四百萬立方尺(六十六億立方尺)の水を貯溜し擴張水道を原水に充てんとするものである。然るに羽村より下流には東京府及神奈川縣の灌漑面積四千八百町歩があり、其の他水道用水、工業用水等を引用するもの多く、多摩川の河水が地方沿岸に及ぼす利用價値の重要なに鑑み内務省の審査は特に慎重を要したのである。一面神奈川縣側は東京市の小河内貯水池計畫が下流灌漑等に大なる支障ありとして反對を續け、容易に同意し難き情勢にあつた。依つて東京市は直接之れ等の灌漑用水關係者と協議を進め、圓滿解決を圖らんとし他

而東京府知事に於ても亦神奈川縣知事との間に折衝する所があつたけれども容易に解決し得べき見込がなかつた。依つて内務省は進んで之が解決に當り、昭和十年夏以來東京府及神奈川縣側の關係者を集め内務省會議室に於て殆ど一夏を費して協議折衝すること十數回に及んだのであつた。然れども兩府縣の主張には甚だしき懸隔があり、容易に妥協點を見出すことを得ないので一時此の折衝を打切るの止むなきに至り、本問題の圓滿解決は見込薄となつた。

然るに東京市水道の給水状態は遷延し難き事情あり、内務省としても未解決の儘何時までも捨て置く事を許さないので本問題の解決に向つて更に努力することゝなつた。内務省土木局長として成る可く下流關係者と東京市との圓滿解決を望むものであつたが止むを得ざる時は最後の方法として法規の定むる所に依り、裁定する事をも辭せざる決意の下に幾度か局議を開き練りに練つて之が裁定案を決したのである。所が内務省が此決意を示すや問題は急轉急下して妥協成り東京府知事と神奈川縣知事との間に右の如き協定書を作成し三月二日内務省土木局長室に於て廣瀬土木局長立會の下に協定書の交換をなすに至つた。之れが爲計畫者たる東京市に於ては一時は實行不能と危懼するに至つた小河内貯水池問題も漸く實現することゝなり、近く内務省の認可を得て東京府知事より許可せらるゝことゝなつた。

此の計畫は總工費一千三百萬圓を以て小河内村地内に多摩川本流を横斷する高さ四百四十九米(五百尺)堰堤長三百廿米(千五百六尺)面積百卅米(四百卅尺)此の體積百四十萬立方尺(二十三萬三千三百立方呎)の大堰堤を築造し一億八千四百萬立方尺(六十六億立方尺)の水を貯溜せんとするもので東京市の人口が六百五十萬人に増加する迄は先づ水の不安なからしめんとする大計畫である。此の堰堤はアメリカのボルダーダム(フーパーダム)に次ぐ世界第二の高い堰堤で世界的大事業であり、東京府の小河内村、山梨縣の小菅村及丹波山村の三ヶ村が水底に没し其大さ山中湖に近き人工の湖が出現することゝなる。

小河内堰堤概要

- 一、小河内堰堤の大き
  - 高 (一四九米) 五〇〇尺
  - 長 (三二〇同) 一、〇五六尺
  - 面積 (三〇同) 四三〇尺
  - 體積 (一、四〇〇、〇〇〇立方尺) 二二三、三〇〇立方呎
- 二、小河内貯水池の大き(山中湖に近し、日比谷公園の約三十倍湛水面積四二五ヘクタール)
  - 長 (約十一軒) 約三里
  - 平均幅 (約三百六十米) 約二百間
  - 最大水深 (百四十一米) 四七〇尺
  - 貯水量 (一億八千四百萬立方尺) 六六億立方尺

第三十五節 京都電燈會社 社宮津火力發電所建設

京都電燈會社山陰支社供給區域の電力需要が近年著しく増加し、また舞鶴軍港を中心とする軍需工場の活況に依り同地方の電力需要増は更に拍車をかけられ、京電はそれが對策として舞鶴に一萬二千五百キロの火力發電所を新設し應急供給策となさんとした。それに對し逕信省は同地方の事情が頗る複雑し派生的に各種の問題が発生する上に軍事的にも重大な關係があるので慎重に調査した。然るにこれを聞き込んだ大同電力會社は大いに狼狽し

一、關西における火力發電は關西共同火力獨占の建前であり、大同もこの意味において關西共同火力に出資をなしてゐるのに、同じ關西共同火力の出資者たる京都電燈が關西の電力區域たる舞鶴にかゝる大規模の火力發電を單獨に建設することは背信的行為で電力聯盟としても當然これを取り上げて問題とすべきである

二、逕信省は卸賣會社の小賣進出はこれを阻止しておきなから小賣會社のかゝる發電計畫を許す如きことがあるならば電力統制の根本精神にも反し逕信行政の片手落であるとして京電の新火力建設に反對した。然し京都電燈の火力發電單獨計畫に對しては大同の

みならず關西共同火力の共同出資者たる日電宇治電等も利害を共にするので又も電力界に一大波瀾を卷起すのではないかと思はれたが結局逕信省は

- 一、京電山陰支社に於ける將來五ヶ年間の電力需要豫想及び現設備の容量との比較
- 二、經濟的に火力發電建設が有利か、又は山陰支社系送電線路と本社系送電線路との連絡するが有利か、の比較
- 三、本社系統に於ける電力需給狀態並びに近畿地方に於ける餘剰電力狀況
- 四、認可した場合に於ける他社(大同電力)との利害關係

等の諸項につき調査協議をなし、結局京電の新火力建設を妥當なりと認め正式に認可し、豫想された電力界紛亂は未然に喰ひ止められた。

第三十六節 電燈未普及 町村調査

本邦電氣事業界にも全國には未だ電燈未普及町村が多く残されこれらも遂次點燈されつゝあるが、全國電燈普及狀況の實數左の如しこれに依れば未だ電燈文化に浴せぬ町村が全國に可成りの數字に上つており、最も未普及町村の多いのは北海道の四十六ヶ町村、これに次いで沖繩縣の三十九町村、更に長崎縣十九町村の次が東京府の十五ヶ町村は皮肉で

あるが、これは大島、八丈島、小笠原島などが含まれてゐるからである。全國縣別の電燈普及狀況を示せば左の如く普及市町村二、五九四に對し未普及二一九となり市町村の數のみから云へば未普及町村數は全國で約二パーセント弱となる。(註島嶼は一村とす)

一、全國電燈普及狀況 (昭和九年十二月末)

| 市    | 町村 | 電燈未普及町村數 |
|------|----|----------|
| 東京府  | 二  | 一〇四      |
| 神奈川縣 | 四  | 一七       |
| 埼玉縣  | 四  | 三五       |
| 群馬縣  | 三  | 三〇       |
| 千葉縣  | 三  | 三五       |
| 茨城縣  | 一  | 七九       |
| 栃木縣  | 二  | 一七五      |
| 靜岡縣  | 四  | 三六       |
| 山梨縣  | 一  | 三三       |
| 愛知縣  | 五  | 三三       |
| 三重縣  | 四  | 三三       |
| 岐阜縣  | 二  | 三三       |
| 長野縣  | 三  | 三三       |
| 福井縣  | 一  | 三三       |
| 石川縣  | 一  | 三三       |
| 富山縣  | 二  | 三三       |
| 大坂府  | 三  | 三三       |
| 京都府  | 一  | 三三       |
| 兵庫縣  | 一  | 三三       |
| 奈良縣  | 一  | 三三       |
| 滋賀縣  | 一  | 三三       |

|          |                |    |                      |
|----------|----------------|----|----------------------|
| 和歌山縣     | 三              | 三  | (小笠原島) 父島扇村 父島袋澤村 母島 |
| 德島縣      | 一              | 二  | 北村 母島沖村 硫黃島 北硫黃島 南硫  |
| 高知縣      | 一              | 二  | 黃島 南島島               |
| 廣島縣      | 四              | 六  | 碓五 (入間郡) 植木村         |
| 鳥取縣      | 二              | 一〇 | (秩父郡) 蘆ヶ久保村 浦山村      |
| 島根縣      | 一              | 三  | (北碓玉郡) 利島村 川邊村       |
| 岡山縣      | 三              | 二  | 群馬 (多野郡) 三波川村        |
| 山口縣      | 三              | 二  | (邑樂郡) 海老瀬村           |
| 香川縣      | 二              | 三  | 千葉 (君津郡) 駒山村         |
| 愛媛縣      | 三              | 六  | 茨城 (鹿島郡) 若松村         |
| 山形縣      | 四              | 三  | 栃木 (上都賀郡) 小來川村       |
| 福井縣      | 二              | 一〇 | (鹽谷郡) 三依村 栗山村        |
| 長崎縣      | 二              | 一  | 靜岡 (安倍郡) 玉川村         |
| 福岡縣      | 一〇             | 一  | 山梨 (北巨摩郡) 多摩村        |
| 大分縣      | 三              | 四  | 愛知 (八名郡) 七郷村         |
| 佐賀縣      | 二              | 三  | 三重 (一志郡) 境村          |
| 宮崎縣      | 三              | 三  | (志摩郡) 神島村            |
| 鹿兒島縣     | 一              | 一  | 岐阜 (養老郡) 一之瀬村        |
| 沖繩縣      | 二              | 五  | (揖斐郡) 徳山村            |
| 宮城縣      | 二              | 〇  | (山形郡) 北山村            |
| 新潟縣      | 四              | 八  | 長野 (上水内郡) 高根村        |
| 福島縣      | 三              | 五  | (益田郡) 馬瀬村 北小川村 南小川村  |
| 青森縣      | 三              | 四  | 高野 (上水内郡) 北小川村 南小川村  |
| 岩手縣      | 一              | 一  | 高岡村                  |
| 山形縣      | 四              | 三  | 福島 (大野郡) 菅見村 西谷村 上穴馬 |
| 秋田縣      | 一              | 三  | 村 石徹白村               |
| 北海道      | 七              | 六  | (三方郡) 西田村            |
| 總計       | 二二             | 二二 | (大飯郡) 内浦村 大島村        |
| 東京 (大島郡) | 利島村 新島若郷村 御    | 三  | 石川 (能美郡) 新九村         |
| 藏島村      | 宇津木村 島打村 青ヶ島 島 | 三  | (鳳至郡) 西保村            |
| (八丈島)    |                | 三  | 富山 (婦負郡) 山田村 大長谷村 卯花 |
|          |                | 三  | 島根 (美濃郡) 道川村         |

|                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| (窪地郡) 五箇村               | 福岡 (宗像郡) 大島村         |
| (知夫郡) 知夫村               | (筑紫郡) 御笠村            |
| 岡山 (上房郡) 吉川村            | (早良郡) 殘島村            |
| (苦田郡) 上加茂村 阿波村          | (田川郡) 津野村            |
| (英田郡) 福山村               | (京都郡) 白川村            |
| 山口 (大島郡) 平郡村            | 大分 (下毛郡) 溝部村 槻木村     |
| (都濃郡) 大津島村              | 佐賀 (神崎郡) 東脊振村        |
| (阿武郡) 大島村               | 宮崎 (西諸縣郡) 須木村        |
| 香川 (大川郡) 五名村 多和村        | (兒湯郡) 西米良村 東米良村      |
| (香川郡) 安原上西村 雌雄島村        | (西臼杵郡) 椎葉村           |
| (仲多度郡) 與島村 廣島村 高見島村     | 鹿兒島 (熊毛郡) 南種子村 下屋久村  |
| 佐柳島村                    | (大島郡) 大和村 宇檢村 西方村 實久 |
| (三豐郡) 栗島村               | 沖繩 (島尻郡) 東風平村 高嶺村 眞壁 |
| 愛媛 (温泉郡) 陸野村 神和村        | 村 鎮西村 與論村 十島村        |
| (越智郡) 魚島村               | 村 喜屋武村 摩文仁村 具志頭村 玉城  |
| (周桑郡) 千足山村              | 村 知念村 渡嘉敷村 座間味村 仲里村  |
| (宇摩郡) 富郷村 金砂村           | 具志川村 粟國村 渡名喜村 伊平屋村   |
| (北宇和郡) 戸島村 日振島村         | 大東島                  |
| 熊本 (八代郡) 柿迫村 栗ノ木村 仁田    | (中頭郡) 宜野灘村 北谷村 讀谷山村  |
| 尾村 久運子村 椎原村 葉木村 樺木村     | 越來村 具志川村 與那城村 勝連村    |
| (天草郡) 御所浦村 福連木村         | (國頭郡) 恩納村 金武村 久志村 東村 |
| 長崎 (西彼杵郡) 伊王島村 高島村 江    | 國頭村 大宜味村 羽地村 今歸仁村 本  |
| 島村 平島村                  | 部村 伊江村               |
| (北松浦郡) 大島村 黒島村 鷹島村 小    | (宮古郡) 多良間村 下地村 城邊村 伊 |
| 植賀村                     | 良部村                  |
| (南松浦郡) 久賀島村 奈良島村 樺島村    | (八重山郡) 竹富村 與那國村      |
| 日島村 若松村                 | 新潟 (南魚沼郡) 三國村 神立村 土樽 |
| (壹岐郡) 渡良村 那賀村 志原村 初山    | 村                    |
| (下縣郡) 佐須村 仁位村 奴加丘村      | (東頭城郡) 浦田村           |
| (上縣郡) 仁田村 峯村            | (岩船郡) 粟島浦村           |
| 第一編 電燈電力 第三十節 電燈未普及町村調査 |                      |
|                         | 佐渡郡 二見村 岩首村 内海府村 外   |
|                         | 海府村 高千村              |
|                         | 福島 (耶麻郡) 檜原村         |
|                         | (石城郡) 荷路夫村           |
|                         | (雙葉郡) 葛尾村            |
|                         | (相馬郡) 玉野村 新館村 大須村 飯會 |
|                         | 村 石橋村                |
|                         | 岩手 (岩手郡) 鏡川村 玉山村     |
|                         | (江刺郡) 伊手村            |
|                         | (東磐井郡) 田河津村          |
|                         | (上閉伊郡) 金澤村           |
|                         | (下閉伊郡) 普代村 有藝村 安家村 花 |
|                         | 輪村 門馬村 小國村           |
|                         | (九戸郡) 山根村            |
|                         | 山形 (南置賜郡) 中津川村       |
|                         | (飽海郡) 飛島村            |
|                         | 秋田 (南秋田郡) 戸賀村        |
|                         | (由利郡) 笹子村            |
|                         | (仙北郡) 豊川村            |
|                         | 北海道釧路支庁 (有珠郡) 徳舞警村   |
|                         | (勇拂郡) 穂別村 占冠村        |
|                         | 千島 (得撫郡) ボンチリボイ島 得撫島 |
|                         | アロトン島 フラットチルノウ島      |
|                         | (國後郡) 泊村 留夜別村        |
|                         | (檜那郡) 留別村            |
|                         | (藻取郡) 藻取村            |
|                         | (色丹郡) 斜古丹村           |
|                         | (新知郡) ライコケ島 ラシヨウ島 ウシ |
|                         | シリ島 マツノ島 ケトウ島 新知島 須  |
|                         | 禮吐寧波島                |
|                         | (占守郡) 幌建村 チリコタン島 オンネ |

コタン島 牟知島 マカシ島 エカシ島  
 マ島 陀宇遠須島 アライト島 シリンケ島  
 島 占守島 捨子古丹島  
 根室國 (花咲郡) 商舞村  
 (野付郡) 別海村  
 天鹽國 (苫前郡) 燒尻村 天賣村 初山別村  
 (中川郡) 中川村  
 北見國 (禮文郡) 船泊村  
 (宗谷郡) 余市村  
 後志國 (余市郡) 赤井川村  
 (奥尻郡) 奥尻村  
 (太櫛郡) 太櫛村  
 (島牧郡) 西島牧村 東島牧村  
 日高國 (沙流郡) 右左府村

第三十七節 森林治水事業全國期成同盟  
 會

森林治水事業全國期成同盟會長上山滿之進氏司會の下に「森林治水事業促進座談會」が昭和十年九月東京丸之内東京會館に於て開催されたが、當日の出席者官廳側より逓信省電氣局水力課長野口寅之助氏、鐵道省保線課長井上隆根氏、農林省山林局林務課長田中八百八氏、横山東京府知事、石田神奈川縣知事出席、民間側増田次郎氏、永田秀次郎氏、下村宏氏、長谷川如是閑氏(徳富蘇峯氏は文書提出)その他、地方より山梨、山口、廣島より

り斯界の経験者列席、森林と治水を各方面より検討し盛會であつたが、特に電氣關係の増田大同社長、野口水力課長は左の談話を試みた。

森林と治水事業の問題は河川關係では最重要で、就中發電水力にとつては水源地を豊かにするが潤渴させるかの問題であり、既に一部電氣事業者中水源涵養植林をなすものもある。然るにこの問題は關係するところ頗る廣汎であつて全般的討議に付すること容易でなかつたので上山滿之進氏等主唱の下に森林治水事業全國期成同盟會が結成され、關係者は勿論論壇の大家まで引つ張り出してきて輿論を喚起してゐる。今回はその相互意志疎通のための座談會であつて、大同電力社長増田次郎氏、逓信省電氣局水力課長野口寅之助氏が出席し、特に發電水力の立場よりする水源問題辯じ

たのである。  
 増田次郎氏が「水力電氣 私は多年電氣事業と治水」に就き意見開陳 業に携はつて居りますから、此森林治水と云ふことに付ても決して無關心ではないのであります。お話し出ました愛水と云ふ言葉の次に私は愛水と云ふ言葉も加へて戴きたいと思ひます。高橋さんの申されるやうに、根本問題は、堤防を造つたり河川改修をしたりする事ではなくて、やはり愛水にあり愛水にあると云ふことを確信する一人であります。殊に私の商賣柄から申せば、治水と森林とは離るべからざるもの

であります。それで私は第一水力電氣と治水第二水力電氣と森林との關係を述べて見たいと思ひます。

第一に水力電氣と治水に付て私の意見を述べます。私は私共の水力電氣事業が往々河川沿岸の諸産業と利害相反する様に考へられて居る事が誤りでありまして、上流に於ける色々な電氣工作物、例へばダム等が如何に下流治水の目的に適して居るものであるかと云ふことを色々な機會で主張して居るものであります。殊に新しい水利政策として河川の上流に貯水池を設置すべきものであることを數年來主張いたして居ります。今度の東北の水害でも十和田湖の水が一尺程も増したと云ふ大雨が降つたのであります。もし十和田湖がなかつたならば其災害は尙一層甚だしく想像以上のものがあつたに違ひないと思はれます。

この理窟で、大きな貯水池を人工的に河川の上流に築設して、洪水の豫防並に流水の調節に利用したといふ例は外國では色々あるといふことを聞いて居りますが、我國は地勢上老なる貯水池を造るに適しませぬから洪水の調節として充分の働きを發揮すること困難なる事情にありまして、若し夫れ全效果あることは明瞭であります。若し夫れ全河川に亘り數多の貯水池を設くるに至りますれば洪水調節上充分にその效力を發揮するに至るべきものと思はれます。  
 一體今日迄の治水と云ふことは下流に堤防を築いて水の氾濫を防ぎ河水を無爲に流して

しまふことを本位として居つた様でありまして河川の利用と云ふ方面を全く忘却して居る様に思はれますが、此貯水池に依る治水は上流に於て水を調節し、洪水期には之を蓄へ濁水期には之を放流する事が出来るのでありますから、早急に備へ船航を便にし、水道に利用し、河川下流沿岸の諸産業に與ふる水利の増進となるばかりでなく我々電氣業者は此水を發電の用に供することが出来るのであります。して全く一石二鳥處の話ではあります。それでありますから我國の様に雨量多く、河川に富んだ國柄に置きまして、今日迄治水事業が此點に目を著けなかつたことが不思議に思はれる位であります。今後の治水事業は單に植林や堤防のみに俟つことなく、此様な貯水池による治水も盛んに奨励し、以て最近各所に續發する様な慘憺たる水害を絶無にすると同時に水利産業の股盛を期すべきであると思ひます。

私の會社が此度計畫いたしました三浦貯水池は東洋第一の大貯水池と云ふ大掛りなものでありますから之が獨り水力電氣事業の利益となるに止まらず、下流他種權益に裨益するや絶大なるものと信じますので、この機會に御参考までに之が御紹介を致して見たいと思ひます。貯水池の場所は木曾御嶽の南麓三浦村の三浦といふ御料地内の盆地であります。この地に居られる野口さんにもお願ひして、このほど許可になつて今年から工事を進めますが、貯水池の總面積は約九十萬坪(三百町歩)

で貯水量は二十億立方尺餘、流域面積は四五萬里、標高(即ち満水面)は海拔四千二百九十七尺、年流量約六十億立方尺であり、堰堤の高さは床面上百九十五尺でありまして基岩上よりは二百七十八尺、堰堤の長さは八百六十四尺(即ち百四十四間)で堤の體積は五萬八千立方尺であります。工事は四ヶ年繼續事業と致しまして、工事豫算總額は一千三百萬圓であります。此の貯水池に平水量以上の水即ち下流に害を爲す水を湛へ夏期、冬期の濁水時約四十日間毎秒最大六百三十五立方尺を放流し之れに依つて木曾川筋に於ける既設發電所の補給水量に充當し約五萬キロワットの出力を増加し今後開發すべき發電所を合し約十萬キロワットの出力を増加する筈であります。此の様な大工事でありまして公益事業とは申せ一營利會社の仕事としては少しく大きすぎる位のものでありますから、適當なる政府當局の援助と民衆の理解と支持を得、今後盛に斯かる事業が起ることを希望して止まない次第であります。今日治水事業の根本的建直しの一助として、國營貯水池若し之が民營の助成方法等を政府當局へ建議し、一方民衆の理解を深める様に運動することは實に刻下の急務でありまして森林治水事業全國期成同盟會等斯道の方々の重大なる御使命の一つだと愚考致します。

第二に水力電氣と森林に付て私の意見を述べます。良い水源を持つ爲には水源に良い森林が無ければなりません。良い水源を有すると云ふ事は水害旱害の災害の豫防軽減に止らず常に國民生活の安定と産業振興と相關連して國運の消長に重大なる關係のある事は申す迄もありません。我々電力事業者にとつても良い水源を有する事は何よりの強味で、之が爲め良質の電氣を常に豊富に起す事が出来延いて一般需要家に良い安い電氣を供給する事が出来ると云ふことで一般産業の振興に資することとなり國家に裨益する所大なる事と信じます。維新前後に亘り山地取締の弛緩、文化の向上と相俟ちまして伐木が盛んに行はれ、山地の荒廢を來し洪水の害を増進し、常水量は日々に減少しまして灌漑水力に對する利用價值を低め剩さへ河川に流出する土砂は河床及港灣を埋め、沿川に於ける洪水の害を異進し、港灣の機能を阻害するのみならず、灌漑水力等の工作物に脅威を與へ就中貯水池の如きは流入土砂のため其容量漸次縮減されまして多額の工費を投じたる堰堤の生命を縮めて居る状態でありまして、起業者として非常の脅威であります。

政府に於かれましては種々の方法を以て荒地復舊に要する防砂工事並に森林造成等により水害の豫防並に水源涵養に盡力されて居るのであります。未だ充分とは思はれないのであります。尙一段の御努力を煩はしたいのであります。經費に制限がありまして容易に完璧を期する譯には参りません。存じますから、先づ手近で實行比較的容易なる保安林の制度を尙一層活用して戴きたいと思ふのであります。統計上から見ますと未だ保安林も充分とは思はれないのであります。

私は原則として水源は保安林とするのが最良の方法であると考えたのであります。水源を保安林にすれば伐採の期限が統制され従つて濫伐がなくなりやすから良い森林を得らるゝ事になります。私有林を保安林にする事は必要により法律上は出来ても實際上私有林を保安林にする事は甚だ面倒でありませう。即ち私有林を保安林にする時は地租の免除があり其金額は僅少でありますから私有林所有者の金融の足しになりませぬ。

故に私有林所有者は金融上必要の時に伐採する事が出来ませんから保安林に編入される事を喜びません。寧ろ私有林所有者の苦痛とする所でありませぬ。こゝに森林濫伐の起る所があるものでありまして、私有林を保安林にするためには、どうしても私有林所有者の金融を考へてやらなければなりません。銀行は私有林なら擔保として金融致しますが、保安林にすると金を貸さない、それならばと云つて政府が金を貸すと云ふ事は出来ませんから政府は期限を定めて立木を買ひ取ると云ふ方法でも取らねばなりません。

こゝに於て政府當局並に金屬業者の御一考を願ひたい所があります。現在林野の状態を見ますに全國林野の半分が私有林になつて居つて、他は御料林、國有林、公有林、社寺有林であります。而して立木地と無立木地の割合を見ますに、無立木地は全國林野の一割四分で、公有林は私有林にも劣る成績で、之は誠に残念な現象であると思ひます。保安林の箇所面積について見ますと、制限、禁伐保安

林の合計は一、三八八、五〇〇町歩であり全國林野の一割二分に當ります。

之は甚だ心細い次第で、この「パーセンテージ」を毎年増加させて行かなければ水源涵養の目的に添はぬ事と思ひます。昭和三年以降五ヶ年間の統計表を見ますに、箇所には九千箇所ほど増加して居りますが、その面積に於ては十三萬餘町歩の減少を見て居るの如何なる理由でありませうか、仄聞する所によりますと、農村當局に於ても村政上保安林を増加し伐採を制限するの諸提案に關し豫算を毎年提出するさうであります。内部的組織の不備から之がものならず實現せずして葬らるゝ由、之は誠に遺憾に思ふ次第であります。

私は良い水源を得る爲に、水源地に於ける私有林を保安林に編入する事を提唱いたしますが、一方荒地を出来るだけ早く復舊して戴きたいと思ひます。これに付いては現在各府縣に於て植樹獎勵補助規定を設けられ、各種樹種の苗木を無償配布又は其他の方法で植林の獎勵をされて居りますが、伐採の期限については何等制限が設けられて居りませぬので、折角植樹しても薪木となる程度に發育すると直ぐ伐採してしまふので又元の荒地になつてしまふと云ふ様な事が少なくないと云ふ事は最も當局に於て考慮せられて戴きたい所であります。

「伐採を制限するには如何にしたら宜いか」之が重大な問題でありまして前述の保安林増加の問題と同時に論ぜらるべきものであると

思ひます。よく私どもは地方で、一般の私有林に植林をするにまつ寄附を申し付かることが随分あります。其處に地面を持つてゐる者が負擔するのは當然かも知れませんが、そんなことでは到底完全な事業は出来ない、一縣一國を通じて植林すべき所、どういふ木を植えてよいか、林相をどうするか、保安林、こゝにいふことについてまで關係者の御配慮に預つたならば各所で開く山林會とか森林大會が自然とさういふ事に向つて御相談になつてお祭騒ぎなどはなくなると思ひます。

ところでお前達は木材を流さないやうに水力電氣ですらないかと云ふお話がありませうが、それは幾らでも方法がある。川を通すことも出来れば、大森林ならば森林鐵道も出来る、方法が幾らでも立つて、國家も損がないし、實業者も損がないと云ふ道はありますが、たゞ一つのものにこだはると云ふ事が一番困る、町村や私人の爲にこだはつて折角の事業が打壞はされることありますから、その點に付ては當局の充分なる御賢慮を仰ぎたいのであります。

逓信省野口水力課長 水源涵養植林一涵養植林の重要性を力説 覽表について少しく御説明申し上げたいと思ひます。この表に載つて居るのは水力電氣會社に關係あるものだけであつて其他のものは少しも含まれて居りませぬ、この表の合計を出して居りませぬが、一番上の欄の面積の合計は十一萬三千六百町歩になつて居ります。支出して居る金額の合計は四百八十六萬三千圓ばかりになつて

居ります。この面積から見ますと僅かに十一萬町歩ばかりで餘り廣くはありませんが電氣事業をやつて居られる方に於て、この水源涵養の非常に必要なことを感ぜられて段々に民有地を買収して植林を致して居るのであります。

森林濫伐の結果洪水時に際して水力電氣の出力が半分位に減つたといふ例を我々は屢々見るのであります。殊に流域が小さく山の淺い所にある發電所は、少し濫伐を致しますと出力が直ぐ半減するといふやうな例があります。それから水力電氣では近頃貯水池を盛んに造つて居ります。貯水池には數十萬或は數百萬圓を投じて造るのであります。砂防といふことに對しては電氣業者は比較的重きを置いて居りませぬ。

それで私共は、折角數十萬數百萬圓を投じて貯水池を造る以上は、それが忽ちにして埋没しないやうに土砂の押し止の爲にどうして先づ砂防をやつて戴きたいと云ふことを近頃電氣業者の方に御説明して居るのであります。それから水力電氣の爲に近頃は堰堤がよく造られますが、堰堤を造りますと、人に依りますと洪水に害があるといふことを申しますが、是は全く認識不足であります。一つの川に堰堤が二つ三つ出来ると洪水は著しく減少するものであります。それはどういふ爲かと申しますと、堰堤が出来ますと、堰堤より下流の川底が年と共に下つて参ります。つまり治水工事をしたと同じやうな効果があつて、堤防が高くなり川底が段々下つて来るので、

水源涵養植林一覽

Table with columns: 事業者名, 面積, 樹種, 用地費, 植林費, 水力地敷, 流域面積, 記. Rows include 竹田水電, 飛越電氣, 神岡水電, 宮城縣電, 仙臺電氣, 福岡電燈, 富士電力, 九州水力, 東海紙料, 竹田水電, 飛越電氣, 神岡水電, 宮城縣電, 仙臺電氣, 福岡電燈, 富士電力, 九州水力, 東海紙料.

|           |         |            |                       |                         |
|-----------|---------|------------|-----------------------|-------------------------|
| 富山縣電氣局    | 15,000  | ブナ、樟ト、ツガ、檜 | 29,000                | 大正九年七月常願寺川上流水源涵養林トシテ買収ス |
| 帝國電力      | 1,000   | 落葉松        | 5,000                 | 用地費、計畫等ハ火災ノタメ烏有ニ歸シ不明ナリ  |
| 伊豫鐵道電氣    | 11      | 杉、檜        | 200                   | 僧都、横川、野村、横林ノ各發電所上流ニ散在ス  |
| 四國中央電力    | 3,600   | 潤葉樹        | 114,800               | 銅山川、吉野川                 |
| 山口縣電氣局    | 5,179   |            | 11,325,000            | 5,500                   |
| 中國合同電氣    |         | 扁柏         | 11,325,000            | 5,500                   |
| 九州送電      | 6,100   | 杉、檜        | 10乃至50                | 6,900                   |
| 東邦電力      | 1,100   | 杉、檜        | 22,000                | 7,700                   |
| 北海道炭礦汽船電氣 | 10      | 雜積地        | 1,328,800             | 7,700                   |
| 廣島電氣      |         |            | 積立金                   | 300                     |
| 村上水電      | 10      |            | 30,000                | 0.4                     |
| 北越水電      | 111     |            | 3,182                 | 詳細ハ別紙水源涵養ニ關スル參考ニ記載ス     |
| 中央電氣      | 110     |            | 3,182                 |                         |
| 新潟電力      | 100     |            | 3,182                 |                         |
| 矢作水力      | 113,850 |            | 3,182                 |                         |
| 計         |         |            | 6,410,905,863,632,670 |                         |

水源涵養に關する報告

梓川電力 當社に於ては是等に關する施設並計畫等なきも霞澤發電所上流一帯全部は國有林なり 多摩川水力電氣

多摩川筋山嶽地帯全面積は東京市水道の水源涵養林にして上流部は雜木多きも下流部地域は針葉樹大半を占む 種田水力電氣 鯉川水系四時川筋四時川第一發電所上流は

死と全部國有林にして濫伐等もなく林相良好なり 黒部川電力 一、黒部川水系愛本橋上流は主として國有林に屬し一部民有林存在すれども植林施設殆どなし 二、海川水系海川第一發電所の流域は全部國有林なれども植林計畫なし 三、姫川水系、大所川發電所、小瀧川發電所も主として國有林の地域なれども植林の施設計畫はなきものゝ如し 増田水力電氣 當社所有發電所の上流は潤葉樹を主とする國有林にして針葉樹植林も相當廣範圍に施行せらる

廣島電氣

水源涵養施設の必要を感じその擁護植林費として年々積立金をなし昭和九年末現在に於てはその額三萬圓に達したるも未だ詳細なる植林計畫を樹立するに至らず目下實施方法に付研究中なり

村上水電

昭和四年度新潟通商縣會に於て御大典記念事業として水源涵養造林の計畫ありしを以て當社に於ては之に賛成し昭和四年より同十四年に至る十一ヶ年に造林費の一部として五千四百四十四圓分割寄附せり而して涵養地域は荒川水源地帯二十町歩なり 酒田市電氣部 當社日向發電所の上流は殆ど「ブナ」密集の國有林にして林相頗る良好なり、此の地

域を十五林班に區別し施業案に従ひ現に伐採しつゝあり最近十一ヶ年に於ける伐採地積は一百九十四町歩に達せりといふ而して伐採跡地には逐次植林しつゝあり 鶴岡水力電氣 當社關係の最上川水系大島川筋には赤川普通水利組合に於て流域内千三百五十五町歩の地積に對し水源涵養の植林計畫あり内四百三町歩は植林施業済みなるが残りの九百五十二町歩は雜木林なり 小坂鑛山 當社關係の能代川水系大湯川筋は潤葉樹の密生せる國有林なり 古河電氣鑛業 當社關係の大谷川の流域は主として國有林又は保安林なり 會津電力 一、阿賀野川水系湯川、東山發電所上流は大部分國有林にして森林状態良好なれども年々薪炭材として伐採せらる 二、同水系鶴沼川、鶴沼川發電所上流の地域は鬱蒼たる密林にして林相特に良好なれども近年木炭の撤出多きに伴ひ漸次伐採を加へられつゝあり

を縣に提供せり、その植栽流域は信濃川水系破間川及平石川流域を合せ百三十一町歩とす 大湊水電 正津水系正津川第二發電所上流の流域は全部國有林にして檜の密林なり

第三十八節 愛岐水力株式會社創立

昭和九年十月二十四日大同電力、東邦電力兩社共同の木曾川飛騨川合流地點今渡水力發電所の工事が遷信省より認可されたので兩社共同出資で愛岐水力株式會社設立の準備を進め、諸般の手續完了したので昭和十年七月二十日大同電力本社に於て創立總會を開き定款決定の後役員を左の通り選定した。

設立要綱

資本金 五百萬圓、四分の一拂込 出資 大同電力、東邦電力兩社折半 役員 取締役六名、社長松永安左衛門(東邦)常務田邊久三(東邦)粕谷哲策(大同)取締役増田次郎(大同)藤波收(大同)吉原隆之介(東邦) 監査役四名、進藤甲兵(東邦)宮川竹馬(東邦)永松利熊(大同)淺野猶龍(大同) 社長は初代の松永安左衛門の後増

田大同社長が就任 本事業 東京 木曾川、飛騨川の合流點今渡に出カ一萬七千キロの逆調整發電所を建設

今渡逆調整發電所

大同電力の木曾川筋のダム式發電所は何れもその位置が下流部に位してあり、使用水量を濁水量の四倍内外に決定してゐるため、毎日の水量調節が下流灌漑その他の用水の取水水位に變動を與へる結果となり、最下流のダム式發電所に於ては木曾川の流量が低水時以下になると殆んど使用水量の調節不可能といふ状態になつて仕舞ふ。かかる照條件を解消するため東邦電力と大同電力が協力して飛騨川合流點の直下流今渡町に逆調整のダム式發電所を建設することとなつたのである。東邦電力がこれに協力するのは同社は飛騨川筋に多くの發電所を有し大同とは同様の下流關係があるためである。即ち上流のダム式發電所に於て必要に應じ自由に發電し放流した不自然な流量をその貯水作用を利用してその河川の自然流量に還元して下流へ放流する發電所で、その今渡の逆調整發電所は出力一萬七千キロ、堰堤の高さ河床上五米半その貯水量は約一億三千萬立方尺である。この調整池を利用して大同東邦兩社の夫々木曾川及び飛騨川筋の發電所の放水量を自然流量に還元して下流に放流するのである。

北越水力電氣 昭和四年度新潟通商縣會に於ては御大典記念事業の一として電力水源涵養造林を決議し同年度より縣當局之が經營に當り施業費を關係流域の電氣事業會社に寄附せしめ當社は造林費として昭和四年より同十四年に至る十一ヶ年に涉り三萬三千四百三十六圓

### 第三十九節 大同三浦 貯水池

大同電力の木曾川筋開設 大同電力の木曾川筋に於ける主要發電地帯は木曾川の飛騨川合流地點附近より上流三浦御料林まで、その間は所謂木曾谷及び惠那峽と呼ばれ兩岸相せまり、上流部はほとんど木曾御料林となつてをり森林状態は頗る優秀であつて雨量も年三五〇〇ミリ程度、水量は豊富で水力地點としては理想的なものといはれてゐる。大同電力は過去十數年間その開發に當り現在水路式發電所としては桃山(二萬四千六百キロ)徳原(一萬キロ)、大桑(一萬二千百キロ)、讀書(四萬二千百キロ)、賤母(一萬六千三百キロ)の四つ、またダム式發電所としては落合(一萬四千七百キロ)大井(四萬二千九百キロ)の二つと他に建設中の笠置發電所(三萬五千五百キロ)がある。これらによる發電力總計二十萬キロであるが、なほ開發に残されてゐる地點九箇所約二十萬キロがある。これを利用して落差の上からみると既設又は工事中のもの四百十キロ、未設六百五十キロとなつてゐる。

**三浦貯水池** さてこれらの中水路式發電所はその使用水量を満水期の一俵半乃至二倍にとつてゐるから満水期に於ては火力の補助をまたざるを得ないので、若し上流に適當なる貯水池を設けることが出来れば莫大な電力を

常時化することが出来るのである。大同電力ではそも／＼木曾川筋開設の當初からこれが調査研究を行ひ即ち三浦貯水池建設計畫となつたのである。即ち木曾川の支流玉瀧川上流海抜千二百四十五米の地に河床約六十米の堰堤を築造し、三浦平一帯を貯水池とする計畫で、その貯水面積約三百町歩、周圍六里二十町、その有效貯水量二十億立方尺である。流域面積は約四万半里半で決して大きいものとはいへないが雨量が非常に多く、實測の結果年流量六十一億立方尺に達してをり、平水量以上を貯水するとしても利用し得る水量四十六億立方尺に及び有効貯水量の約二倍三分の餘裕があり、その貯水池一立方尺の流量の發電力は實に八千キロであつてこの計畫により既設發電所の特殊電力約六萬キロを常時化するのみではなく未開發地點に對しても約六萬五千キロを常時化し得る計算となる。即ち木曾川全體で約十二萬五千キロといふものを常時化する結果となる。

大同電力の三浦貯水池工事は昭和十年七月監督官廳の認可を得、東京電燈會社顧問森忠藏氏を同社三浦貯水池建設所長とし直ちに着工せんとしたが、同工事が帝室御料地との關係を有する關係上、御料地九十三萬坪の御貸下げを請願したため着工は豫定より遅れ同年十月廿四日現地に於て起工式を擧行した。

**起工式擧行** 大同電力木曾川上流三浦貯水池地鎮祭並に起工式は十月二十四日午前十一時より現地に於いて行はれた。即ち同日午前十一時先づ森忠藏所長に依つて開式の辭は述

べられ御嶽神社宮司の修祓神官のかなづる神樂と共に四ヶ年の工期間は勿論永遠に三浦貯水池を保護する守護神は木曾御嶽山の麓に降神、神樂は更におごそかに響くと共に獻饌を終り宮司は茲に三浦貯水池起工を告げ、宮司の御入の式に移り次いで祭主増田社長長森所長の御入の式を完了し、祭主増田社長長森所長三矢帝室林野局長官、上野同局長技師、小林同木曾支局長、内務省土木局長代理内村技師、逓信省電氣局長代理菊池技師、長野縣知事代理土肥土木部長、岐阜縣知事代理安岡主事、名古屋逓信局長代理星野貞次氏、地元玉瀧村長、藤波大同常務、永松常務、前川顧問の順にて玉串奉奠を終り、神樂と共に撤饌神官の嚴なる昇神の祝詞はあげられ、増田社長の祝辭終つて三矢帝室林野局長官の祝辭、長野縣知事、名古屋逓信局長、地元玉瀧村長の祝辭あつて十二時森所長の閉式の辭に依つて地鎮祭並に起工式は終つた。

我社多年の懸案たりし三浦貯水池築設に關する諸般の準備成るを告げ本日茲に起工の式を擧ぐるに方朝野貴賓の御貴臨を辱ふするを得たるは我々關係者一同の最も光榮とする所にして茲に謹而滿腔の謝意を表す抑々本工事は玉瀧川上流三浦御料林中に高さ基岩上二百八十尺の一大堰堤を築造し豊水時二十億立方尺有餘の水を貯溜し満水時毎秒五百立方尺の水を放流し下流發電所の出力を増大せんとする計畫にして工事費一千三百萬圓の巨費と工期期間四ヶ年に亘る

長年月を要するのみならず本企業が公共の福利を増進する所大なるを思召され特に皇室より敷地御貸下の恩命に接し感激措く處を知らず我等は其責任上畢生の努力を捧げて本企業の完成を期する元より當然の覺悟なりと雖も又一般の發電所建設と異なる特殊の大事業なるを以て之れが完璧の如何は獨り我が社運の隆昌に重大なる關係を有するのみならず公益上に影響する所亦渺からぬと信ず

我等は只神明の加護を祈念し奉ると共に今後一層宮内御當局の御同情と監督官廳の御指導を仰ぎ併而關係地方諸賢の御援助に依り所期の目的を達成し以て國家産業の發展に資する所あらんとす

昭和十年十月二十四日  
大同電力株式会社  
増田 次郎

### 第四十節 神戸送電線 問題

日本電力と宇治川電氣との大阪神戸間の送電線は何れも一杯に利用され送電餘力がないので逓信省に對し日電は改修工事の認可申請、宇治電は増設の許可申請を行ひ兩社競願の形となつたが、逓信省は昭和十年八月五日電力統制の立場から日電に對し認可した。かくて日電は三萬キロ増加して乗せ得ることに

なるので當局は

一、日電は宇治電の電氣を乗せること  
一、宇治電は日電の送電線を利用するため兩社協議してその實行に當ること

等の條件を付して之を認可したのであつた。宇治電の申請は七萬七千ボルト神戸送電線一回線増設、日本電力の申請は既設七萬七千ボルト神戸送電線を十五萬四千ボルトに上昇せしめる改修計畫であつたのが、結局日電の申請が容れられこれによつて生ずる送電餘力を宇治電にも利用せしめるといふのである。逓信省としては宇治電に増設を認可すれば當然日電との間に競争が発生することを恐れ、また阪神方面の送電線統制の見地より増設を却下したもので、日電現在の送電量に多分の餘裕を生じこれを宇治電に利用せしめれば二重設備の弊を避け頗る意義ありと考へたのであるが、實際は宇治電にとつては、日電に對し常に一步を譲らねばならず、且送電上の機密が漏れ商戦上不利となるので日電の送電線を利用することを喜ばず日電側も十五萬四千ボルト送電線を自社で獨占使用したい肚であり、兩社各々その主張を守つて譲らなかつたのである。尙本問題に關する逓信省の調査内容は左の通りで、宇治電の増設を統制上不可なりとする電力統制上の方針が判然とされてゐる。

**逓信省調査**  
現在宇治川電氣の神戸方面に對する供給左の如し  
イ、神戸市神戸第一及び第二兩變電所に夫々

當時二萬七千キロ及び一萬九千キロの契約を有し供給実績は夫々二萬千キロ及び一七萬千八百キロを示してゐる

ロ、阪神電鐵の東明變電所に九千キロの契約八千三百キロの実績

ハ、山田電燈に對し當時千五百五十キロ、実績千キロ

ニ、山陽電鐵に對し契約千五百キロ実績千七百キロ

即ち計算時五萬八千五百キロ四萬九千八百キロの供給実績である。次に同社神戸送電線の送電容量をみるに、神戸方面の負荷の力率を八十五パーセントとして

**【第一の場合】** 最長區間なる寢屋川變電所吹田開閉所間に故障發生し同區間を切り離し送電する場合は調相機容量を三萬KVAとせば約五萬八千キロワット、調相機容量を四萬五千KVAとせば約七萬七千キロワットとなる

**【第二の場合】** 全線を通じて二回線使用の場合には調相機容量を約三萬KVAとせば約六萬四千キロワット、調相機容量を四萬五千KVAとせば約七萬七千キロワットとなる

會社當事者の計算に依れば送電設備の現狀に於て線路の最大區間に故障發生しこの區間のみは残りの一回線にて送電する場合、電線最小なる碓銅線部分の許容電流を五二〇アマペアとし故障時には一〇パーセント以上の送電々壓の降下を許され得るものとして設備の現狀に對する送電容量を計算すると約六萬二千キロワットとなるといふ。然るに現在神戸その他神戸市を中心とする



供給區域に對し送電すべき責任を有する常時契約電力は五萬八千五百キロワットに達してゐること以上の如し、送電餘裕は既に幾何もなく線路の最大區間に故障發生し故障區間は一回線である場合の送電電力に就き考慮するときは特に十パーセント程度の送電餘裕を有するに過ぎない

日本電力神戶送電線は設計に於て十五萬四千ボルトなるも現在は七萬七千ボルトに使用してあり、神戶方面に對し負荷の力率を八十五パーセントとするときは二回線にて、約四萬キロワットの送電容量を有してゐる。然るに供給電力の實績は最近の調査に依れば一萬八千キロワットの程度に過ぎず、尙二萬二千キロといふ送電餘力を有してゐる即ち宇治電の増設は認め難く、日本電力改修(十五萬四千ボルト)により生じた送電電力を日電、宇治電共同使用とするのが二重設備を避ける所以である。

### 第四十一節 青森縣營電氣事業第二期擴張

電力統制上空前の論議を醸した揚句其特殊性を認められて嚴重な條件付きで認可された青森縣電氣事業は、第一次に於て青森、弘前、八戸の三電燈を買収したものであるが、爾後青森縣電氣局は第二次買収計畫として大湊、奥入瀬、七月、川内の四電燈會社に交渉を進

めた結果會社及び青森縣電氣局間に交渉成立し、逕信省內務省大藏省方面へ起債並に事業認可申請し、逕信省はこれが買収は諸般の調査の結果支障なきものと認め、三月廿日附で正式認可指令を發した。第二次買収は大湊電燈(資本金三七五、〇〇〇圓)奥入瀬電燈(資本金五〇、〇〇〇圓)川内(資本金六〇、〇〇〇圓)を總額百八十萬圓で買収したものであるが、逕信省では青森縣電氣事業認可に際しては電氣委員を召集し、電力統制を著る憂なしと認め且今後に於ては可及的の青森縣内の小電力會社併合方を期待してゐたので、第二次買収は問題なく唯其買収價額の適不適にのみ懸つてゐたものであるが買収價額百八十萬圓は妥當なりと認められたわけである。尙買収認可申請書には四電燈會社の供給區域全般に亘り現行料金より五分値下げ實施も含まれてゐた。

### 第四十二節 北海道河川法實施

北海道昭和九年十一月 北海道第二次拓一日より河川法を實施 殖計畫遂行のため、昭和九年十一月一日より河川法を實施して水利使用料を徵收することとなり河川法實施により道廳當局はさし當り十七萬圓の新財源を得る計畫を立てた。即ち同年八月末道廳當局が逕信省に稟伺したる「北海道發電水利使用料徵收規程」及びその調査資料に依れば道廳當局は一理論馬力當り當時以下一圓當時最大間五十錢の使用料を徵收する計算を立てこの収入年十七萬圓と豫定したのである。然

して北海道の水力開發計畫を含んで計算するとこの収入は近き將來に於て三十萬圓に到達する見込みでこの新財源の獲得は電力原價を幾分昂めることとは否定出来ないとしても會社の業績にまで影響を及ぼし、ひいては配電を低下せしめるなどいふ惧れは全然ないと説明した。

北海道の電氣事業者水 これに對し、北海

利使用料徵收に反對 道に河川關係を有する電氣事業者は北海道電燈、北海水力、帝國電力、王子製紙等であるが、これら諸社は豫て河川法實施に先立ち密々協議しその對策を考究したが、周知の如く北海道に於ては電柱税の税率は他府縣とさしたる差異はないが、北海道の電氣需用の密度が疎であるため、電力一單位當りの電柱本数が少く、従つて全體として電柱税は他府縣に比し多額となつてゐる。然し道廳當局は從來北海道には他府縣の如く水利使用料の徵收なきを理由としてこの過重負擔を水電會社に受諾せしめてきたのであるが、水利使用料徵收ともなればこの理由を失ふことになり電柱税負擔の軽減を計るべきが至當である。然し道廳財政の上からはこの十七萬圓の新財源をどうしても必要とし、電柱税収入の低下を來すやうなことになるので同年九月中旬水電會社の代表者を道廳に招集し、この點に關し特に諒解を求めるところあつたが、水電會社側は道廳の方針に對し一齊不滿の意を表明した。

### 電氣協會の反對陳情 北海道河川法實施に

よる水利使用料徵收に關し北海道一圓の各電氣事業者は何れも反對し九月中旬佐上長官に對し反對の陳情をなすと同時に、電氣協會にその阻止後援方を依頼してきたので同協會では左の反對陳情書を同年九月十五日逕信、内務、北海道廳に提出した。

叙上の如くにして電柱税は内地に比して其賦課重く殊に先年電柱税の増税を行はるゝに際し水利使用料を徵收し居らざることを御考慮の上御決定相成候事情も有之此の上水利使用料を徵せらるゝに於ては益々加重の負擔となり事業者の受くる打撃は決して鮮少なからず候 惟ふに北海道に於ける産業は近來異常の發達を爲し拓殖事業に對する御計畫の成果として慶賀措く能はざる所なれども尙以て開拓の途上に在りとも申し得可く此際當り産業の基礎たる電氣事業に負擔を加重ならしむるは其發達を阻害するものにして遺憾に堪へざる所と奉存候希くは電氣事業者の苦衷と彼此御實察の上水利使用料徵收の義は當分御猶豫被成下候様特に御詮議相願度此段及陳情候也

Table with columns: 地方別 發電馬力數, 面積, 一方哩當り馬力數. Rows include 本州, 九州, 四國, 北海道, 全國.

第一號表 地方別水力包藏量(逕信省の調査に依る)

Table with columns: 地方別, 發電馬力數, 面積, 一方哩當り馬力數. Rows include 本州, 九州, 四國, 北海道, 全國.

第二號表 使用水量別による水力地點 (逕信省の調査に依る)

Table with columns: 使用水量, 水力地點. Rows include 一圓以上, 一圓以下, 未計.

第一編 電燈電力 第四十一節 青森縣電氣事業第二期擴張 第四十二節 北海道河川法實施

|     |     |     |     |       |       |
|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 仙臺  | 五二四 | 一一一 | 一四一 | 二四四   | 一、九〇〇 |
| 東京  | 一八二 | 一八二 | 三三三 | 四〇二   | 五、〇〇〇 |
| 名古屋 | 一七五 | 一七五 | 一〇三 | 三三三   | 四、〇〇〇 |
| 大阪  | 七六  | 七六  | 二四  | 三〇一   | 二、〇〇〇 |
| 熊本  | 七三  | 七三  | 一〇三 | 一三三   | 二、〇〇〇 |
| 全 國 | 六、六 | 六、六 | 八〇三 | 一、四三三 |       |

### 第四十三節 屋久島水力調査

薩南群島屋久島の水力開發調査のため逓信省電氣局水力課後藤技師を主班とし踏査隊が編成され現地調査を行ひその結果が水力課から發表されたため屋久島の水資源は一躍有名となつた。その調査全文左の如し。

### 屋久島に於ける發電水力の調査概要

#### 逓信省電氣局水力課

屋久島は鹿児島市の南方海洋上の一孤島なるが本島の水力に關しては逓信省に於ける第一次臨時發電水力調査及第二次水力調査に際しても其の實査よく本島に及ぶ能はざりき。然るに元來本島には高山峻嶺立し且島の位置たるや颯風其の他季節風の通路に當り爲めに毎年極めて多量の降雨を誘致し従て本島は自ら水力資源に富むこと近時漸く世人の注目をひくに至れり。されば逓信省に於ては昭和十年二月の濁水期を選び、調査員を派遣して實地に河川の踏査を行ひ以て水力地點の選定をなせり。降雨量及河川の流量に就ては長期の資料を必要とするを以て諸所に雨量觀測所及水位觀測所を設置し、引續き調査を行ふこととせり。以下記述する處は屋久島河川踏査報告書中より其概要を摘記せるものなり。

#### 一、一般狀況

##### (一) 地勢、地質

屋久島は鹿児島市の南方約九十三海里の海上にあり、直徑約六里の圓形の孤島にして、其の總面積は約三十方里を算し内八割三分は國有なり。本島は鹿児島縣熊毛郡に屬し、島の北半を上屋久村、南半を下屋久村と稱す。本島の海岸線は出入少く島の中央に九州第一

##### (二) 林 況

本島斷斷的に暖帶、温帶、寒帶の三地帯に亘り、南部海岸の山麓地帯にはアコウ、ガジュマル、ヘゴ、フトモモ等の亞熱帶樹木あり、島の中央部宮の浦嶽頂上附近にはシ

ヤクナゲ、ビヤクシニ等の寒帶性樹木を見るも大部分は温帶に屬しスギ、ヒノキ、モミ、ツガ、マツ、イス、カシ、タブ等を生ぜり。而して山麓地帯を占むる潮葉樹林は標高一千米の附近より次第に針葉樹を混じりそれより一千五百米迄の間は著しく針葉樹増加して過針潤混林となり、更に一千七百米附近より高きに至れば樹木頗る萎縮し遂に高原地帯を現出せり。本島の山林は大部分國有林に屬し、樹種は概ね常綠樹にして針葉樹林は約二割を占む樹林は鬱蒼として繁茂し畫尙暗く稀に見る良好なる林相を呈し、河川水源地としては本邦内地に於ては殆んど之と比肩する所少なし。

##### (三) 氣 象

本島は潮流の關係上海洋氣候を呈し氣温高く寒暑の差甚だしからずと雖も、前述の如く海拔五千尺を超ゆる連峯各所に聳立するを以て、山地と海岸部とに於ては著しき差あり、山麓地帯は四時霜雪を見る事なく年平均氣温二十度内外なりとす。

降水量は北部海岸永田附近(標高六二米)は年雨量にて三〇〇〇耗内外、安房川口附近に於ては四〇〇〇耗乃至五〇〇〇耗を算し一ヶ年を通じて降水の少きは、冬季十一、十二、及一、二月の候にして、月雨量は一〇〇耗乃至二〇〇耗内外なり。然るに標高七〇〇米の安房川上流小杉谷所附近は年平均氣温十六度程度にして十二月頃より翌年三月頃迄積雪あるを常とし降水量は著

しく多量にして年量六〇〇〇耗乃至八〇〇〇耗に達す。而して山嶽の頂上附近は觀測の設備なく正確なる數字を以て示し難きも小杉谷に比し氣温一層低下し、十一月頃より翌年五月頃迄積雪を見る。風向は所により多少の相違あるも春より夏に至る間は東風又は東南風多く、秋冬の候には北西風多し。

##### (四) 交通及人口

本島に於ける主要なる港灣は島の東岸にある宮ノ浦港にして鹿児島港との間に定期航路あり、鹿児島港を發する三百六十噸級の汽船は途中熊毛郡種ヶ島西ノ表港に寄港して約十二時間を要す。港灣は前記宮ノ浦港の外島の南方に安房港北方に一湊港あり、何れも天然港の形を備ふるも雖も港灣としての人工設備を施行するもの少く、僅かに熊本營林局貯木場として宮ノ浦及安房港に小規模の岸壁築造せられあるのみ、港灣水深五、六尋にして巨船の碇泊には適せざるが如し。

一湊港の水深は海岸より二、三町沖合に於て約七尋あり、西側は十尋以上に及び漁港として漁船の碇泊するものあれども港灣としては別段の施設なし。此の他栗生港、湯泊港、尾ノ間港、鯛の川口等何れも天然漁港にして何等の施設なし。本島内の道路は海岸線に沿ひ延長約二六里あり、内約二十里は路面幅約一間半乃至二間にして昭和六年以降乗合自動車便開けあるも、西海岸六里の間は峻峻の道路にし

一の高峰、宮ノ浦嶽あり海拔一千九百三十五米に達す、宮ノ浦嶽に接し北に永田嶽、南に黒味嶽あり、其標高前者は一千八百九十米、後者は一千八百三十六米なり、右の外標高一千米を超えるもの三十有餘ありて里人呼んで八重嶽と稱す。中央最高部に源を發し本流する安房川は本島第一の大川にして、東北流する宮の浦川之に距ぎ、北西流する永田川、西南流する栗生川と共に本島の四大川と稱せらる。又島の南部に於て南流する鯛ノ川、鈴川、湯川及島の北部一湊港に流入する一湊川等は之亦本島に於ける著名の河川たり。而して是等各河川の河床は概ね花崗岩よりなり巨岩大石河中に散在し急湍瀑布をなす所多し本島は主として花崗岩より成り、西北を除きたる他の海岸に沿ひて水成岩の露出あり此の水成岩は時代未詳の中生層にして砂岩粘板岩の互層を主とし稀に礫岩を見る。花崗岩の部分は地勢急峻を極め基岩の露出するもの多きも、中生層の部分は地形緩にして全海岸線に沿ひ中心に向つて約半里の間平坦又は緩斜なる臺地を形成せり。西海岸即ち永田港より西南數里の間は山脚海に延び斷崖絶壁をなし、瀬切川、大川の河口は瀑布をなせり。

##### (五) 灌 漑

本島内に於ける灌漑總反別は上、下兩屋久村何れも約百町歩にして多くは海岸部にあり、其の灌漑用水は島内の主要河川より引水せるも取入口は何れも河口近くにおいて發電水力地點に直接關係を有するもの甚だ稀なり。

##### (六) 電氣事業

本島内の電氣事業は極めて幼稚にして島の北西、永田川の西方を流る、嶽野川に於て屋久島水力電氣會社經營に係る總出力一五〇「キロ」の水力發電所あり、現

在に於ては上屋久村永田、吉田、一湊の三部落の電燈、電力に供給せられ居るも前記三部落以外に於ては石油又はアセチレン、ランプを使用して居れり。

未だ發電を開始せざるもの七ヶ地點あり内二ヶ地點は鹿兒島電氣會社に屬し其の出力一、二、三六八「キロ」にして是等の總計二〇、六四三「キロ」を算す其の内譯は次表の如し

水力使用許可未發電地點 (昭和十一年一月末現在)

Table with columns: 事業者, 水系, 河川, 使用水量, 有效發電水力, 落差, 互長, 流域面積, 水利使用許可年月日. Rows include 鹿兒島電氣, 安房川, 大東水電, etc.

二、踏査河川の概要

(一) 安房川 安房川は源を宮ノ浦嶽及黒味嶽に發し流下する事約二里、小杉谷所附近に於て稍急瀾なる平坦地を見ると雖も、之より下れば海岸迫り、河中には巨岩大石散在す。小杉谷所伐所より下流約一里にして一大支川荒川を入れ更に下る事約半里にして千尋瀧に出づ。

千尋瀧より下流は上流と同じく川は峽谷の間を奔流し安房港に於て海に注ぐ、全流域約五、四六里にして本島第一の河川なり。本流域内より産出する木材は總て安房川左岸に敷設せる軌道により搬出せらるゝを以て本川及支流共に流木の慣行なし。本川に於て選定せる水力地點は三ヶ地點、支川荒川に於て一ヶ地點合計四ヶ地點にして此の

(二) 永田川

永田嶽に發し北西流する數多の小支流を合する河川にして河中に巨岩大石散在す。兩岸の山勢は比較的緩にして内地に於ける河況を思はしむるものあり、水力地點として小支流を引水する地點を二ヶ所選定せり水力利用區間の勾配は約九分の一なり。

房川水系交流荒川と稍平行して流れること約二里にして方向を變じ南流して海に入る。本川は流域面積約一方里の小河川なれども落差に富み大東水電の既許可地點(出力四、四八「キロ」)あり選定水力地點は水路を其の對岸に採り原、麥生用水に支障なき様一ヶ地點を選定す。

山勢急峻ならず恰も内地の河川を思はしむと雖も、河中に巨岩大石散在し兩岸岩盤の露出せる箇所多く利用區間の河川勾配は約七分の一なり。本川には鹿兒島電氣會社の既許可地點其の出力二、八三一「キロ」のものあり。

(十) 中波瀨川及小田組川

前記各河川と大同小異なり、水量も比較的豊富にして一水力地點を選定せり。而して本地點に選定したる水は灌溉開墾用水として利用するを得策なりと史料す。

(六) 鈴川

割石嶽、本富嶽を隔て、鯛ノ川と接す。全流域〇、七方里の小河川なれども落差に富み山勢急峻なり、大東水電の既許可地點あり、其の許可出力二、七六二「キロ」なるも取水口は花崗岩の一枚岩盤にして絶好の取水口と云ふべし。

小揚枝川は源を宮ノ浦及黒味嶽に發し西流すること約二里、太鼓嶽の北を廻りて漸次方向を轉じて南流す。此の附近馬背に似たる小山脈によりて大川口と接し其の最短距離約十町に過ぎず。河川勾配は比較的緩かにして黒味川と同様内地の河川を思はしむ。利用區間の河川平均勾配は二十二分の一なり本水系に於て水力地點三ヶ地點を選定せり。

(十一) 中間川

本川は栗生川の東南方にある小河川なるが、流域小にして良好なる水力地點なきが如し。大東水電は本川に二ヶ地點合計三二四「キロ」の水利権を有す。利用區間の河川勾配は約十分の一なり。

(七) 湯ノ川

破砂嶽にて鈴川と水源を同ふし七五嶽にて黒味川と水源を同ふす。河況は鯛ノ川及鈴川に類似し頗る落差に富み、河川平均勾配五分の一にして大東水電の既許可地點あり、其の出力七八〇「キロ」なれども水壓管路を延長すれば著しく落差を増大することを得べし。

大川は源を永田嶽に發し西南流す。小河川なれども山勢急峻にして急湍激流相繼ぎ落差に富む。河口より上流約十町の處に落差約一〇〇尺の大川瀧あり。夫より上流約十町の箇所として河口迄利用し得べし。瀧切川は大川の北に位し屋久島の西海岸に注げる小河なるが河況大川と酷似し、急湍激流多く河口迄水力地點として利用し得べし。

(八) 粟生川

河口より約半里上流海潮を感じる所に於て黒味川と小揚枝川とに分る。黒味川は源を黒味嶽及七五嶽に發し全流域一、三方里あり。

大川と瀧切川とを連絡利用して二箇の水力地點を得たり。

本島内各河川の踏査により選定せる水力地點は總計十九地點を數ふ。是等水力地點は地勢的關係上利用し得べき流域は至つて狭小なれども河川は何れも勾配急なるを以て落差に富み數百尺又は千數百尺に達し二〇〇尺程度ものは僅かに二地點に過ぎず而して是等水力地點中には鹿兒島電氣及大東水電既許可地點と關係あるもの數地點あり。

Table with columns for river names (e.g., 荒房川, 安房川, 宮ノ浦川), measurement methods (観測位置, 観測開始年月日), and data points. Includes a sub-section (四) 雨量観測所 (Rainfall Observation Stations) listing various rivers and their respective measurement details.

Table continuing the data from the previous one, showing measurement results and locations for rivers like 荒房川, 安房川, 宮ノ浦川, and 鹿兒島電氣既許可. Includes a sub-section (五) 水位観測所 (Water Level Observation Stations) listing rivers and measurement details.

Table with columns for river names (e.g., 千尋川, 瀧川, 荒川), measurement methods (観測位置, 観測開始年月日), and data points. Includes a sub-section (B) 新設水位観測所 (Newly Established Water Level Observation Stations) listing rivers and measurement details.

Table continuing the data from the previous one, showing measurement results and locations for rivers like 千尋川, 瀧川, 荒川, 鹿兒島電氣既許可, and 大東水電既許可. Includes a sub-section (A) 既設雨量観測所 (Existing Rainfall Observation Stations) listing rivers and measurement details.

九州共同火力発電會社創設
一、九州北部と西部とでは五〇サイクルと六〇サイクルとの相異があり
二、北九州炭鐵プロダクトと西部九州三井炭鐵とは経済的にも融和し難きものあり
三、三井は北九州共同火力への乗り込みが乗りを示すも北九州側ではこれを拒否するの氣運にある
九州共同火力発電會社側と協議を進めてみたが

第四十四節 西部共同火力發電會社創設

西部共同火力發電會社創設

九州水力會社平松火力發電所二萬五千キロ建設方申請に端を發する北九州共同火力發電會社建設案は逡信省に於て既設九州共同火力發電會社と合流する九州共同火力發電會社を創設し度き意向を以て九州水力會社に指示するところあり、これによつて九州水力會社は

致し逓信省の既定方針たる「一逓信局管内一共同火力主義」の意味を説明し、北九州に勃興せる各火力發電計畫即ち九軌の小倉五萬キロ、大門二萬五千キロ、日鐵八幡の三萬二千キロ、九水の平松一萬キロ等は假令北九州共火會社として設立をみるも將來既設九州共火との合併を條件として設立すべきものなる點を明らかにした。

日鐵對戸畑市の交渉紛糾 西部共同火力の建設は昭和十一年四月中に認可されるものと見られ加盟各社に於てそれ／＼準備が進められたが、敷地問題に就て日鐵對戸畑市の交渉が意外に手間取り、戸畑建設に決してゐるとは云へ日鐵に對する戸畑市の態度は表面的に最後の決定を福岡縣當局に白紙一任せるも船溜既得權放棄に伴ふ代償として工業用水問題その他日鐵に對する幾多の懸案を一舉に而も有利に解決せんとする方針にあつたので交渉成立までには時日を要したが結局戸畑市緊急市會は一月十四日開會、日鐵との間に交換すべき左の如き覺書が滿場一致可決し直ちに此の旨日鐵及び福岡縣當局に報告するところありこゝに西部共同火力の戸畑建設は最後の決定を見たのであつた。

覺書

曩に内務省土木會議に於て決定したる若松港(洞海湾を含む)修築全體計畫に基く戸畑修築計畫に依れば日本製鐵株式會社は戸畑作業場の經營に絕對必要な川代海岸線の大分及其の後續地帯を提供せしめられ、之に代る岸壁を計畫するの止むを得ざ

る次第となる處右計畫に依る戸畑修築完成後は公共施設として中原埋立地内船溜の重要性に相當事情の變更を生ずるものと認めらるゝのみならず西部共同火力發電株式會社の發電所を戸畑市に誘致するに付ては右船溜築造の豫定地を使用せしむること必要なるを以て戸畑港の修築に關聯し此の際左の如く協定す

- 一、昭和二年九月二十八日戸畑市長と東洋製鐵株式會社社長と協定したる戸畑市中原理立地内に於ける船溜の計畫は之を取止むること
- 二、西部共同火力株式會社發電所は前項の船溜豫定地に設置すること
- 三、日本製鐵株式會社は發電所北側に別紙圖面に示す通り公共用船溜を築造すること
- (イ)發電所の東側に幅員二十米の連絡道路を設く
- (ロ)前項の連絡道路に沿ふ埋立線と道路の間に發電所用地として發電所が必要とする區域を存置し其の區間は道路を發電所側に彎曲せしむ
- (ハ)連絡道路東側荷揚場東側及北側は捨石とす
- (ニ)荷揚場は船溜に面する側二〇〇米間は干潮面以下三米の護岸壁を築造す
- (ホ)荷揚場の北及西側前面に幅員四十米の公共用水面を置き前項と同等の水深に浚深す
- (ヘ)前項西側水面の外方に八十米以上及

北側水面外方に二十米以上の日本製鐵株式會社専用水面を存置す但し公共荷揚場發着船舶の運航を妨げず

- 四、戸畑作業所川代附近に於て縣に提供すべき川代岸壁後續陸地の境界豫定線の岸壁點より燒結工場敷地の南端までの岸壁(約五十米の見込)を市の利用に提供すること、し該岸壁の後續陸地二萬二百五十七平方米(約六千坪)を無償にて戸畑市に譲渡すること、但し本岸壁の使用及陸地の引渡は同地域に設くべき燒結工場置場の代地として同工場の北部を埋立て置場の移轉を了したる時期とす
- 五、内務省土木會議に於て若松港(洞海湾を含む)修築全體計畫の一部として決定せられたる名護岸地先の埋立計畫を日本製鐵株式會社が行ふこととなり縣に關する場合は戸畑市は戸畑修築計畫に關し會社の負擔する犠牲の大なると會社が戸畑作業場の充實擴張を期し右埋立をなすものなることに鑑み無條件にて之を認むること
- 六、前項埋立工事は戸畑商港修築と併行して着手し商港對岸岸壁は商港修築中起工すること
- 七、本協定は即時效力を發生すること但し若松港(洞海湾を含む)全體計畫に關する國の豫算公布せられざる場合は本協定は第二項を除き總て失効するも當初計畫の中原船溜に關しては更めて双方協定を行ふこと

依て逓信省は昭和十一年五月六日附を以て福岡縣廳を通じ創立許可の指令を發した。創立總會 西部共同火力は五月十八日東京丸の内工業俱樂部に於て創立總會を開き會社に關する一切の事項を決定した。

設立要綱

- 一、會社名 西部共同火力發電株式會社
- 一、資本金 一千五百萬圓(第一回四分の一拂込)
- 一、役員 社長木村平右衛門、常務久松茂(以上兩氏が代表者)、常務八塚秀次郎、同福井正晴、取締役草刈雄治、古田正康、平井宣英、内本浩亮、内山進一、山縣凱介、田中實、監査役 眞貝寛一、村上巧兒、上妻博湯ノ上重太夫、橋本義雄
- 一、計畫發電力 十萬キロ
- 一、本社所在地 東京市麹町區丸ノ内三ノ六一、發電所建設地 戸畑市

第四十五節 大同東電兩社新協約

昭和九年六月七日大同電力は、突如東京電燈に對し大正十三年六月三日附契約同日附覺書及び昭和四年十月十一日附協約を破棄する旨通告し、電力界協約時代に果然大センセーションを巻き起した。電力事業界は茲數年比較的靜穩なる状態を續け、かつての華々し

い競争時代から漸く協調時代に進展したかの觀を呈してゐたが、この現象は決して各社が心底から協調を欲しかつたから驚らされたものではなく、その實は横溢せる野心を藏しながらたゞ力の整備と機會の到來を待つ間の一ふく状態に過ぎなかつたとみるべきである。東電大同の抗争は表面化したのこそ最近のことであるがその由來を既に昭和四年以來折衝を重ねられつゝあつた問題で、これが遠からず爆發するであらうことはこの間の消息を知る者は誰しも豫想してゐたところである。

兩社争議の歴史

東電大同の争議の歴史は古いもので、それは妙くとも大正十三年の神戸(東電)福澤(大同)協約、及び昭和四年の小林(東電)増田(大同)協約の由來を回顧せねば争議の實體は掴み得ない。先づ神戸福澤の協約はそれまでの市場獲得競争を止め天龍川を境とした東西市場に於ける不可侵の原則を確立したもので、同時にその代償として大同から東電に五萬キロの供給契約を設定したものであつた。然しながらその實行が豫期の如く行はれず、ために昭和四年に至り更に小林増田の協約を以て再度市場の協定を行ひ、大同の東京送電線及び變電所の運用、東電の擴張並びに愛知、三重への進出等を相互に承認し、同時に昭和七年十二月以降は初年度一萬キロ、二年度一萬キロ、三年度五萬キロ、合計二萬五千キロの受電増加を東電に於て承認したのである。即ち神戸福澤の協定は更に確認され一層強化されたのであるが、そ

れの實行に際し矢張り種々紛議をかもし容易に問題は解決されなかつたのである。即ちこの協約の内容の中から兩社間にはおよそ四つの問題が伏在することが判る。第一に五萬キロの需給問題、第二は二萬五千キロの受電増加の問題、第三は東京送電線及び變電所の運用問題、第四に東西市場不可侵の問題、この四つであるが然もこれらの問題で圓滿に片附いたものは一つとしてない有様であつた。

協約不履行、兩社背反

第一の五萬キロの需給問題からして小林増田協約成立の直後昭和四年十一月の契約更改期に於て早くも料金、需給地點、負荷率等の條件に關する兩社の意見が食ひ違ひその後二年間も揉めた揚句昭和六年四月に池田成彬、木村清四郎二氏の仲裁に依て漸く落着いたといふ有様であつた。元來この五萬キロは大正十四年四月の契約に依り、長野縣鹽尻渡、年キロ當り百圓を需給されてゐたものである。それを昭和四年十二月以降、東電は鹽尻渡八十圓を妥當と認めてその限度で支拂をなして譲らず、これに對して大同は前記諸條件の解決を求めて止まなかつた。然るに池田、木村裁定は單に料金を八十四圓と決めただけで、他の諸點に就ては速かに解決せられんことを希望したに止まつてゐた。これが、今回の抗争を惹き起した遠因とみることが出来る。大同としては料金の問題も大事であるが、千五百萬圓も投じたといふ送電線變電設備等の運用は更に主要な問題であり、これが何ら裁定されず、且つ東電もその後問題の解決に一向熱をみせず、然かも

料金が引下げられたのでは大同が窮地に立つのは當然である。

大同東電に誠意なし 故に、今回の抗争はとみ契約廢棄を決定 二萬五キロ受電増加及び東京送電線變電設備の運用の不履行を直接の原因とし、これに關聯して不睦協定の破棄問題を惹き起したものである。受電増加問題は昭和四年十月の小林、増田協定に基き六月十一月末までに條件を決定し、七年十二月から受電を開始すべき箇のところが、その後何ら具體的に決まるところがなく、東電が需給開始の前日になつて漸く「需給期間を三ヶ年とし、受給電力をその儘更に大同に同一料金で賣戻すべき」旨申入れた程であるから東電に受電の意志なしと大同がみたのは當然のことであつた。事態かくの如きであるから大同が五萬キロ及び二萬五キロを全部東電に供給することを條件として認容した關東に於ける直接供給の権利の自制も守る必要を認めない、といふ譯で前記三點に關する協約の破棄を六月七日附を以て東電に通告したのである。大同の協約破棄宣言書全文を左に掲ぐ。

大同電力の協約破棄宣言  
東電、大同は大正十三年以來親善關係を保持して共存共榮の下に電力需給を實行し現供給量五萬キロに達する迄は當初の契約通り圓滿に増加し來りしも、東電は其後増加受電すべき契約電力二萬五キロに付ては其の需給開始期を過ぐる既に一年有半に及ぶも餘剩電

力夥多の故を以て受電を爲さず尙大同東京送電設備の活用にも遂に圓滿なる解決を見るを能はず、即ち大正十五年十二月一日現供給量五萬キロに達して以來東電は大同より一キロも増加受電を爲さず、仍て大同は東電のみに依頼して關東方面に於ける既設設備の活用充實を期すること不可能なりと認め茲に東電のみを得意とする從來の方針を棄てざるを得ざる状態に立到りたる次第なり。

一、現在大同は東電に對し大正十四年四月一日附契約に依り長野縣鹽尻に於て電力五萬キロを供給し居れるが、其外に昭和四年十月十一日附協約に依り昭和七年十二月一日以降初年度一萬キロ、二年度一萬キロ、三年度一萬五キロ、累計二萬五キロの電力を逐年増加需給すべきものなり。

月八日附書面を以て幾々事由を詳述し反省を求めたる處、其後東電より今後文書に依る交渉は之を避け話合に改度き旨申出ありたるを以て大同は之に應じ更に數次折衝を重ねたるも徒らに押し問答を繰返すのみにして議全く纏らず、而して其間遷延を重ね大同は之が促進につき焦慮するも東電は殆んど意に介せず、意ふに東電は此間故意に遷延策を採りたるものにして其眞意は依然前記昭和七年十一月三十日附書面申入の通り該電力を受電する意思なきものと斷ずるの外なし、既に供給開始期日たる昭和七年十二月一日を過ぐることも一年有半にも及び居りて之に依る大同の損失は多大なるものあり。

契約を實行せざるものなり。右大同の東京送電線及東京變電所の全設備竣工し官廳の使用認可を得たるは昭和五年八月三十日なるを以て爾後既に約四ヶ年を経過し今日迄大同の投下資本金約一千五百萬圓の未活動による損失亦多大なるものあり。

四、大正十三年六月三日附契約書、同日附覺書及昭和四年九月十一日附協約書は大同の關東方面に於ける直接供給を制限し大同は一手に東電に對してのみ電力を供給し東電は之を需用すべきことを約せるものなる處、東電は口頭にては二萬五キロの受電年度割を一兩年延期するならば前述の二萬五キロの外猶順次相當電力を受電すべき意を洩せるも其料金は法外なる安値たるべきことを仄かして大同の關東方面に於てする供給權行使留保の對價の如きは全く之を無視せんとし、其の受電の時期に付ても前述の二萬五キロの問題に徴し到底信賴すること能はず、畢竟右は單なる交渉上の辭令に過ぎざるものにして毫も其誠意を認むることを得ざるを遺憾とす。

猶外に現在供給の電力五萬キロの契約期間満了(昭和九年十一月末日)の問題あるも未だ其時期に達せざるを以て茲には言及せず。

五、之を要するに東電は言を左右にして契約を實行せず、兩者共存共榮の趣旨に成る契約に對し大同の權益を無視し大同に其義務のみを守らしめんとするものにして、斯く

ては大同の關東方面に於ける事業發展の途は全然閉塞せられ到底其經營を完うすることを得ず、大同としては此上時日を遷延し益々損失を増大せしむることは耐へ難き所なるを以て自衛上已むなく昭和四年十月十一日附契約書第七條に依り東電に對し大正十三年六月三日附契約同日附覺書及上記昭和四年十月十一日附協約破棄の通告を爲すに至りたるものなり。(參照)

昭和四年十月十一日附協約書第七條 東電及大同兩社の孰れか一方に於て今後舊契約甲(大正十三年六月三日附契約及同日附覺書)、舊契約乙(大正十四年四月一日附電力需給契約)又は本協約に違反する行爲ありたるときは相手方は違反者に對し右三契約の全部又は壹部を破棄し且其損害賠償を請求することを得。

大同大口需要者獲得の戦術に出づ 事業界不振に崇られて隱忍に隱忍を重ねてきた大同も、この上の我慢は成らぬと、時あたかも經濟界の活況と共に電力飢饉の叫ばれる好時機を狙つて立ち上つた恰好である。まづ二萬五

の一週間前の六月一日關東地方に於ける供給權の再認可を逕信省から受けたのを機會として關東小賣市場の獲得實行に入つた譯である。

重復供給區域の矛盾暴露 電氣事業が公益上、殊に我が産業動力上、その合理化統制は歴代内閣に於ける重要政綱の一つに掲げられこのため政府はさきに斯業に對する監督發動權を擴大強化し計畫經濟による斯業統制の完成促進を目的として、事業の保護並に助長時代に制定された電氣事業法を根本的に改正實施する處あつたが、就中事業者相互間に於ける割込競争の基盤たる重復區域については、現に一事業區域内に於て二つ以上の事業者が重複して夫々に營業をなしつつある者に對しては公益命令又は勸業によつて營業上の協定を締結實施せしむる。

二、一會社が他會社の營業區域に對し電力供給權の許可を得、しかも未だ現實に權利を行使し居らざるものについては、原則として期限満了を待ちこれを整理すること

に行政方針の確立をみたのである。従つて五月三十一日を以て權利期限の到來する大同電力の東京市、横濱市、川崎市及び神奈川縣橋本郡に於ける百馬力以上の電力供給權は前記當局の行政方針に對し最初によつ、かつた問題だけにその成り行きは各方面から注目されてゐたのであるが南遷相は三十一日附を以て、昭和九年六月一日以降五ヶ年を限り大同電力の京濱地帯に於ける電力供給權を許可したのである。

認可區域は前記の通り舊東京市内、横濱市川崎市、神奈川県橋本郡等であるが、これらの地域は東電の重要な供給區域であり、有力な買電先が蟠集してゐる上に、特殊電力は供給區域の制限を受けないから他區域に於いても東電の供給先を横取り出来るから足許から鳥が立つやうに東電が慌てたのは無理もないことである。一般消費事業者は供給競争の結果電力料金が引下げられることはむしろ歓迎すべきことであるとし大同は極めて短時日の間に意外の好成績を以て東電の需要者を奪取することに成功した。

**東電對大同聲明書を發す** さて、大同から破棄通告を受けた東京電燈は昭和九年六月十五日、郷會長以下各常務等會合し協議の結果大同に對しては今回直接の問題となつた二萬五千キロ及び大同の東京送電線活用問題につき、東電は終始誠意を以て交渉し來り、契約違反の事實なく、大同が不可侵協約締結後に於て東京府下及び神奈川県下に於て供給區域擴張の認可申請をなしたる如きはむしろ大同側こそ協約違反をなせるものであるといふ意味の反駁書を發送することとなり、直ちに新井取締役は逓信省を訪問し問題の茲に至れる経過を報告して諒解を求めた。東電の聲明書全文左の如し。

聲明書 (東電)

一、東電大同間に於ては相互に滿二十ヶ年事業區域の不可侵及競争防止の目的を以て大正十三年六月三日紳士協約を締結したり

東電は大同の關東方面不進出の代償の意味を以て翌十四年四月一日五萬キロの電力供給契約を締結し、夥多の餘剰電力を擁するに拘はらず現に該電力の需給を繼續しつゝあり。

更に紳士協約確認の爲め昭和四年十月十一日附紳士協約を締結し同七年十一月三十日附現需給電力五萬キロの外初年度一萬キロ次年度二萬キロ三年度三萬五千キロの電力を供給することとし其需給條件は同六年十一月三十日迄に協定することを規定せり

二、昭和七年夏に於ける新電力二萬五千キロ需給條件協議に際し大同は供給電力の乏しき實情より該電力を一キロ年百三圓を以て東電に供給し、同時に東電より三萬キロの電力を一キロ年二十五圓(後日水力發電に依る分一キロ時五厘火力發電に依る分一キロ時一錢三厘と變更せり)にて買戻さむことを要求せり。

右は東電より五萬キロの電力に年額百八十二萬五千圓の金子を添へ大同に呈上すると同様の計算となるべし。東電は昭和七年十一月三十日附を以て二萬五千キロ、一度大同より購入するも其全部を其儘更に大同に同一料金を以て同一期間買戻し形式上契約を遂行することの穩當なるを申入れたり。

三、大同は前項東電の主張を以て二萬五千キロを受電せざる意思の表明なりと云ふも、當時大同は事業供給餘力無し、若し協約通り東電に供給するものとして官廳に其認可を申請したりとするも不許可となり、大同

の東電に對する該電力の供給權を消滅せしむる俱あるべきを以て、大同の爲めに右の通り受電すると共に之を賣戻すべき申入を爲し大同の權利を存續せしめたるものにして協約に違反し受電せざるの意にあらざり。大同が二萬五千キロの電力を東電に供給すると同時に東電より三萬キロの買戻を求めたるは大同に於て二萬五千キロの電力を供給するに足る電源を有せざることを示すものにして、大同が昭和八年八月及同九年八月の電力聯盟専門委員會に提出せる資料に於て發電力の不足を明記せるは右電源不足を裏書するものと思料す。

四、大同は昭和七年十二月八日附東電宛書翰に昭和九年十一月迄は東電大同間の需給電力は東京渡四萬五千キロ(山元に換算すれば從來通り五萬キロ)とすべき大同側の希望條件を明記す。

五、昭和九年三月に於ける東電大同間電力問題交渉に際し大同は現需給電力山元五萬キロを東京四萬五千キロに變更すること一山元に換算すれば從來通り五萬キロ一電力料金は從來通り年額四百二十萬圓即ち一キロ年九十三圓三十三錢とする、及新需給電力二萬五千キロには一キロ年百三圓五十四錢とすることを主張す。

東電は甲信線の送電能力充分なる以上五萬キロは契約に基き當然山元にて需給する方針なり、而して東電は自己の發電原價を基準とし山元に於ける購入電力料金は契約満期又は料金更改期毎に之を一キロ年五十六

圓五十錢の標準に更正せしめむとし既に敎社の料金を改訂せり。大同に對しては其特殊の事情を察し一キロ年六十五圓迄買進むことを申入れたり。而して如斯變更の上は東電は大同の東京送電設備建設費一千五百萬圓に對する年五分の割合を以て算出したる金額年七十五萬圓を大同に支拂ふことを申出でたり。更に東電は山元受電を東京受電に變更するときは東電の送電線路に於ける損失減少に依る東電の利益評價額年五萬圓を全部大同に支拂ふ意志あり。即ち東電主張の山元需給料金單價六十五圓の不廉なりやを決定すれば本問題は解決せらるべきものなり。

六、東電は關東方面の門戸を閉して大同よりの増加受電を遷延し大同の供給權行使留保の對償の如きは全く之を無視し、新紳士協約に於て大同の東京送電線及變電所設備と其運用を承認し乍ら之が運用を阻止するものなりと大同に於て主張すれども詭辯も甚しなものなり。

東電は既に甲信線故障ある時は大同の送電設備を使用し相當料金を支拂ふことを約定せるは右設備の運用を無視せざる證據なり又新紳士協約に依り將來受電すべき二萬五千キロは東京受電とすべき旨申入れ且つ東京送電設備一千五百萬圓に對し五分に當るべき金額年七十五萬圓を支拂ふことを申入れある次第にして大同の東京送電設備の運用に就き充分の考慮を拂ひつゝあること何人も疑はざる處なるべし。

七、東電は誠意を以て大同と協議中なるも未だ一致點に到達するに至らざるは遺憾とする處なり。紳士協約に於て協議調はざるべきは仲裁者の協定又は裁定者に依る特約を定めあるにも拘らず、此手段にも出でずして、昭和九年六月七日附を以て突如東電に對し紳士協約破棄の通知を發すると共に各方面に不穩なる聲明書を發し電氣界の統制を擾亂せむとするが如き東電の誠心外とする處なり。

八、東電に於ては誠意を以て協約遵守に努めつゝあるにも拘らず、大同は

(一) 當社と相互不可侵の協約締結後に於て殊更に東京府下及神奈川県下に對し供給區域擴張の許可申請を爲したること

(二) 關東地方既許可區域供給開始期限の到來と共に其延長許可申請をなし横濱方面に於て當社の需用家に對し電力供給に付勸誘したること、及

(三) 何等の理由なきに拘はらず昭和九年六月七日附内容證明郵便を以て當社に對し契約一部破棄を通告したるのみならず各方面に不穩當なる聲明書を發表したること

は明かに紳士協約第四條に規定したる「東電及大同は如何なる方法を問はず相互に其の主たる事業地域内に於て競争をなし又は競争を惹起すべき行爲をなさないものとす」に違背する行爲と思料す。

**大同戦備を固む** 六月十五日附東電は右の通り大同に對し反駁の回答を與へたが、よつ

て大同増田社長は當時區販中の藤波事務以下常務重役の上京を求め、六月二十一日日本社に緊急重役會を招集對策を審議した結果、

一、兩社間の紳士協約が嚴存するものであるとの見解に立ち、東電より當方に對し提示される件については再考の餘地なきこと

二、十五日附當方に對する東電反駁文中には事實相違又は牽強附會の節が多いが當方としては此上先方に對し再反駁をなすの必要なきこと

三、大同としては永年隱忍の後遂に契約を根本的に破棄するに至つたのであるから今更東電の反駁的答に對し一々逐條的論議を加へる必要を認めないこと

に態度決定、直ちに増田社長の名を以て東電小林社長宛で最後絶縁狀を發附し、大同は電力卸賣專業會社から小賣兼業への新社是に基き飽まで同社關東區域に於ける小賣進出方針の肚を固めた。

**東電の聲明に對し大同更に反駁** 然しながら、七月三日に至り六月十五日附東電より大同宛の反駁書及びその後東電が逓信省、金融業者需用者方面に配布した聲明書に對し改め左記の再反駁書を發表した。

**東電の聲明に對する大同の反駁**

一、東電は頻りに大同に供給餘力なきことを説き恰かも大同の利益の爲めに受電を延期したるが如く主張するも、當時大同は相當の供給餘力を保有し東電に對し契約に依る増加供給に關し屢々協議を重ねたるも東電

は電力過剰の故を以て之に應ぜず、大同は此供給余力を徒らに保有する能はざるを以て其一部は之を他に振向け一部は受電力の整理に依り漸く余力の調節を爲し得たるものなり、殊に當時大同は宇治電との間に電力問題交渉中にして宇治電は昭和七年十二月一日(恰かも東電に一萬キロ増加送電の期日)以降大同よりの受電量を昭和八年度は九四、八〇〇キロ(二八、五〇〇キロ減)に昭和九年度は八〇、〇〇〇キロ(更に一四、八〇〇キロ減)に昭和十年度以降は七〇、〇〇〇キロ(更に一〇、〇〇〇キロ減)に、減量受電すべき旨を固く主張して譲らず、爲めに十二萬三千三百キロの大量電力問題の解決に陥り兩社當局が苦心を重ね居りたる際なるを以て東電に對し「二萬五千里を確實に受電するならば東電對大同、宇治電對大同の電力問題は一舉に解決すべきを以て直ちに契約通り受電せられ度」旨申出たる處東電は爾後大同の余力存否の問題には言及せず、受電の言明を避けて只管遷延策を採り、宇治電對大同の電力問題解決後の今日に於て當時大同に送電の自信なかりし如く巧辭を弄するも此一事を以ても東電の誠意なかりしことは洵に明白なり。

一、大同の東京送電線設備運用に關し東電は從來充分なる考慮を拂ひ之を阻止するが如き事實なしと言ふも「鹽尻」渡し需給電力五萬キロに對する現行電力料金は年額四百二十萬圓なるに對し東電の提案に依れば右電力料金を三百二十五萬圓に値切り残りの九十五萬圓の内七十五萬圓を大同の東京送電設備に對する利息及維持の費用として附加し合計四百萬圓、即ち「鹽尻」渡しの現行電力料金よりも猶低廉なる料金を以て東京變電所にて受電せんとするものにして如斯は全く契約違反の責を免れんとする偽裝的提案に外ならず、尙東電は是迄大同の東京送電設備の運用を開始するに至らざりしは東電の甲信線に重大事故發生せざりし爲めなりと辯明するも、誰か東電の送電線事故發生の場合に備ふる爲め千數百萬圓の巨額を投資するの愚を爲す者あらんや。

議しその割當數量を決定したが、肝腎の東電大同問題については池田、各務兩顧問が缺席したのと問題が非常にデリケートな關係に置かれてゐたため出席者は故意に一言これに觸れる者なく散會した。

電力聯盟調停に乗り出す 然るにその後問題は文書戦を一段落して表面平靜裡に對峙の形を續けたが、電力聯盟ではその設立目的たる電力界の統制といふ立て前から何時までも拱手傍觀すべきではないといふので遂に係争の渦中に入り出して解決に努力することとなり、七月二十三日臨時委員會を開き、聯盟の立場から問題の経過並に兩者の忌憚なき意見を聴くことになつた。

電聯顧問會の裁定に一任 二十三日、聯盟臨時委員會は丸の内銀行集會所に開かれた。池田、各務、結城、八代の四顧問、小林、松永、池尾、増田、林の五委員全部出席、先づ東電小林、大同増田兩社長より紛議の内容と経過につき詳細説明報告を求めたる後、聯盟當番幹事たる宇治電林社長より「本緊争の裁定を電力聯盟に一任されたし」と希望せるに對し、小林、増田兩氏は「聯盟の裁定に無條件一任する」旨の應諾があつて散會、これにより東電大同兩社は聯盟本部宛双方の主張その他關係書類を提出し、聯盟では委員を除く池田、各務、結城、八代の四顧問を以て裁定委員會を構成し提出された書類を基礎として可及的速かに裁決を行ふこととなつた。

兩社の主張益々背反 聯盟に裁定一任と決し、大同小賣を死守 定したので、これに

つき東電大同兩社は七月二十六日、裁定の基礎資料並に兩社の主張意見書を四顧問宛提出し同時に東電は小林社長、新井取締役、また大同は藤波常務が夫々逓信省に大橋次官を訪ひ同一文書を提出諒解を求めた。然して東電側の主張はあくまで兩電間の不可侵協約が現存し居ることを基調とせしめ、大同側は一、既往の経過に徴し相互關係を一新すること非れば東電と圓滿なる協調を保ち行くことは絶対に不可能である

二、大同が直接供給を開始するは、自衛止むを得ざる結果として、供給區域許可申請の本旨に立戻りたるものである。但しこれを實行するは大同本来の業務にして、その結果斯業の統制を紊るが如き懸念は毫もなく却つて斯界の平和を永遠に維持する所以である。

となし、兩者の主張に根本的間隔があることが判明した。

大同脱退を以て牽制 第一回裁定顧問會議集會所で開催、顧問全員出席二十五日附兩電から提出された双方の参考書のみにては十分兩社の主張點を理解することが困難だといふので當日は改めて東電小林大同増田兩社長を招致、重ねて口頭を以てその最後の要求點の説明を求めた。これに對し東電小林社長は依然東電大同兩社間の不可侵協約が現存してゐることを固執し、

一、兩電間の現需給電力五萬キロ

二、二萬五千里の増加電力

三、大同の東京送電線活用

の三項に局限し、問題は簡單に解決さるべきものとの建て前をとつたのに反して、大同増田社長はあくまで兩電間の不可侵協約は既に大同側の破棄通告によつて失効に歸したることを主張し

一、協約が既に破棄されてゐる以上、關東に於いて大同が東電以外の他の事業者又は一般需用家に電氣の直接供給をなすは大同の自由なること

二、從つて増加電力二萬五千里及び大同の東京送電線に關し大同側として東電にその消化並に活用についての制肘を受くる必要は全然ないこと

を執つて譲らず、更に増田社長は右に敷衍し大同は既に關東に於いて一萬五千里内外の直接供給を獲得しあるも、若し直接供給不可能に陥りたる場合は需要家に對し契約違反の損害賠償の責めに應ぜざるを得ない立場にあるにつきこの點特に顧問各位に於て御含み置きを希ひたい

と重大な釘を一本打ち込む等、兩電の言ひ分には餘りに大きな開きがあり、もし裁定の結果大同の直接供給を拘束するが如き壓迫的判決をみたる場合は大同は斷乎聯盟を脱退し、次第によつては金融財閥を向ふに廻しても東電との一戦を惜しまざる底の頗る強硬な態度を示した。

關東電力界風雲急を告ぐ 折角電力聯盟の裁定一任で係争鎮壓を思はしめた關東電力界の風雲は、こゝに再度緊迫を告げ、險惡化を

憂慮されるに至り裁定の結果如何は各方面から注目されることとなつたのである。

大同のこの強腰に今度は電力聯盟に危機が叫ばれた即ち顧問の裁定如何では大同は斷乎聯盟を脱退するといふ決意をし増田社長を始め大同の首脳部は公然とこのことを外部に向つて聲明し、若し大同の脱退が實行されるに於ては電力聯盟はその組織趣意並に機能の大半を失墜して仕舞ふので全部的な崩壊を免れず電力統制の破綻を危惧されるに至つたのである。

裁定の實體逓信省に移行 さて裁定一任された聯盟顧問は八月の休會期を過ぎ九月に入ると裁定案の作成に着手したが、大資本を擁する東電大同二大會社の興隆衰亡は電力事業界のみならず、直ちに財界全般の安定是非に關する重大問題として顧問四氏も大事をとり、電力統制の行政的見地に於ける逓信當局の意見並に基礎數字を求めた。此の種電力係争の裁定に當つては監督官廳たる逓信省の電力統制行政上に於ける意見並に調査數字が裁定の基準となる習はしであるから茲に實質上問題は逓信省の手に移つたのである。然るに逓信省は東電大同兩電の場合に徴すに法律まで改正して電力統制の強化を根本方針にとつてゐる以上みず／＼電力界を再び混亂に導くのを憂ひある大同の東電區域割込みを許可する譯にはゆかず、さりとて大同の東京區域五ヶ年延長を認め、殊に東京送電線建設費を許可して大同をして千五百萬圓の巨費を投じてそれを竣工せしめた以上京濱供給權行使を許可しな



いといふ譯にはゆかず、行政上の矛盾に落ち込んで仕舞つた。  
 遂に顧問裁定を下し兩社承服 この間、種々揣摩臆測が行はれ、委託送電式の認可方法が考へられてゐるとか、最大制限量付で大同の小賣権行使が認可されるだらうとか、種々取沙汰されたが、逕信省では大橋逕信次官、清水電氣局長、立花業務課長等が中心となり、數次の討議を経て漸く十一月初旬調査完了の結果が聯盟顧問に手交された。顧問四氏は尙再三協議を行ひ十一月十九日遂に最終顧問會議を開き最後案を決定した。續いて二十一日銀行集會所に於て聯盟委員會が開かれ當番幹事たる日電池尾社長より各委員に左の裁定書が交付された。

裁定書

昭和九年七月二十三日電力聯盟委員會より東京電燈株式會社と大同電力株式會社との間に於ける繁争問題の裁定を下名等に委嘱せられたり。  
 元來東電大同兩社間の親善關係たるや各々分を守り相協力して營業を健全ならしめんとするものにして、大正十三年六月三日附契約書(同附帶覺書)大正十四年四月一日附電力需給契約書並に昭和四年十月十一日附協約書に於て、大同は供給權を自制し東電は大同の發電力を購入することに依り兩社の利害を一致せしめ相互に侵犯せざることを盟約したる所以なるが、此の趣旨は下名等も亦諒とし來りたるるところなり。

然るに既供給五萬キロの料金既契約二萬五千キロの受給並に大同送電線運用問題に關し昭和七年五月來兩社當局者は屢々折衝を重ねたるも協議調はず、遂に昭和九年六月七日に至り大同は東電の不誠意と契約違反を理由として親善契約を破棄し京濱方面に於ける直接供給開始の準備に着手するに至れり、若し兩社が勢の趨く所無採算の競争と二重投資の弊に陥ることあらんか、斯業の統制上頗る遺憾とする事態を招來するの虞なしとせず、如斯に當に兩社の營業を危殆ならしむるのみならず需要家に對し不公平なる料金と待遇を與へ且料金に付不安定なる地位に置く結果となるべし。  
 主務官廳に對する關係に於て大同の供給權が保持せられつゝ今日迄上記兩社年來の關係が支障なく行はれたる所以も叙上の事情を考慮せられたる結果に出でたるものと認むべく、下名等も亦其の趣旨に依るを適當と信ずるが故に兩社親善の本意に悖ることなく且統制の精神に則り兩當事者並に需要家永年の利益を參酌し公正の立場に於て裁定事項を決定したり。  
 受給電力の決定に付ては東電は大同の電力を或程度優先的に受電すべきことを建前として、大同の既設送電設備の運用を圖ると共に兩社の電力需給状態を調査し、且大同の京濱方面に於ける供給区域内の需要の實情並に東電が毎年確定的に受電するも其の需給關係上支障なかるべき程度等を參酌し尙既契約に依る二萬五千キロ分に就ては其

の経緯に關する考慮を加味したり。  
 電氣料金に就ては逕信省の料金認可基準に準據し、且大同の送電設備運用に關する特殊の事情と協商中に現はれたる兩社の主張を考慮したり。  
 而して兩社間の電力供給關係と大同の供給區域とは相關關係に在りと認めらるべく、大同供給區域に於ては従来の維持に付支障なきものと推せらるゝを以て、本裁定に依り大同は東電との受給關係が將來共圓滿に履行せらるゝ限りは必ずしも小賣を實行するの要なかるべく唯電氣事業者に對する特定供給は主務官廳に許可基準の存するを以て電力聯盟規約の範圍内に於て之を自由とするを妥當なりと認む。又東電は今後重複區域内に於て事業上の安定を得て需要家に對し一層公正なる料金と待遇とを提供し得るに至るべきものと信ず。茲に於て東電大同兩社は速かに多年の親善關係に復り電力聯盟の精神たる共存共榮の實を擧げ以て公共事業たるの使命遂行に務むべく、特に東電に於ては需要家の立場に對し特別の留意をなし苟くも獨占の議を受くが如き行爲は嚴に之を戒むることを要す。  
 以上の事由に依り左記の通り裁定す

(イ) 受給期間 昭和九年十二月一日より昭和十九年十一月末日に至る滿十ヶ年  
 (ロ) 受給地點 大同電力株式會社東京變電所

(ハ) 受給數量 左記年度割に依る  
 昭和九年十二月一日以降 四萬五千KW  
 昭和十年十二月一日以降 五萬五千KW  
 昭和十一年十二月一日以降 六萬五千KW  
 昭和十二年十二月一日以降 七萬五千KW  
 昭和十三年十二月一日以降 七萬五千KW  
 昭和十四年十二月一日以降 八萬五千KW  
 昭和十五年十二月一日以降 八萬五千KW  
 昭和十六年十二月一日以降 九萬五千KW  
 昭和十七年十二月一日以降 九萬五千KW  
 昭和十八年十二月一日以降 十萬KW

本項の受給電力にして一旦受給を開始したるものに就ては之が廢止又は變更に付主務官廳の許可又は認可ある迄之を繼續するものとす。

本項電力受給に關し東電の増加受電申請をなすべき期日を確定し置く  
 (ニ) 電氣料金 一キロ年九十六圓 負荷率毎日六〇%  
 但し右電氣料金の適用は當初の五ヶ年とする

(ホ) 料金の更改 電氣料金の更改は五ヶ年とすること  
 前項の料金更改は期日六ヶ月前に協議を開始し若し期日一ヶ月前迄に協議調はざる時は直に第三者の裁定に附すべきこと

料金更改期日迄に料金が決定せざる場合は舊料金に依りて受給なし決定の上精算すること

(イ) 受給電力に關する負荷曲線に就ては適當に協定し其他前各項以外の事項に關しても必要に應じ兩社協議の上決定し置くこと

(ト) 大同は右の電力受給が履行せらるゝ限り契約の期間中東京市、川崎市、横濱市及び橋本郡(何れも現在の行政区劃に依る)に於ては電氣事業者に對する供給を除き電氣の供給を自制すること 以上  
 昭和九年十一月二十一日  
 電力聯盟 顧問 池田 成 彬  
 顧問 各 務 謙 吉  
 顧問 八 代 則 彦  
 顧問 結 城 豊 太郎

兩社新協約締結 然してこの顧問裁定書に基く新協約作成され同年十二月一日より裁定通りの需給を開始したが、尙兩社首腦者は更に其後折衝に努めた結果、昭和十年九月上旬に至り漸く新協約が締結された。それによる裁定容量の十萬キロを更に三萬五千キロ増量し十三萬五千キロとして調印が成つたのである。

大同東京送電線全容量運轉 大同の東京線の容量は技術的計算に基き東京著十三萬五千キロ位がほゞその經濟的輸送限度である。従つてこの新協約は大同にとつては東京送電線のフルの利用となり、設備運用の上からいふと確に大同側の成功であつた。然し昭和九年

の裁定では尙三萬餘キロの送電餘力が残されてゐたものが、この新協約では消失することとなり、電力聯盟顧問はこの點を特に配慮し當時裁定に當つては慎重にも電氣事業者に對する供給及び裁定書記載以外の地域に於ける特定供給は許容するとしたのである。これは或意味では大同に尙武器を與へたもので東電としては頗る無氣味に感じ、不満であつたがこの新協約締結に依り、これは解消し大同も東京送電線の全容量運轉が可能となつたのである。

第四十六節 五省土木會議

會議

内務省を主宰とし之に農林、逕信、鐵道、商工の四省が参加せる五省土木會議は昭和十年十月一日より昭和十一年四月十六日まで半歳に亘り開催され、各般の土木問題が討議に附されたが、それに先立ち専門部會は各擔當部内の専門的討議を行ひその結果が本會議に於て報告された。

河川部會諮問事項 土木會議河川部會は昭和十年九月十六日午前十時より内務省第一會議室で開會され、諮問案  
 一、水害防備策の確立  
 二、第三次治水計畫の追加  
 三、河川法制の整備  
 の三綱目につき討議した。當日の出席者は

内務省側より後藤内相、赤木次官、廣瀬土木局長、武井河川課長等、鐵道省側より藏園次官、平井工務局長等、逓信省より清水電氣局長、農林省より長瀬次官

諮問事項

一、水害防備策の確立に關する件

近時各地に頻發する水害の慘禍に鑑み其の原因を究明し之が防止軽減の方途を攻究し以て恒久的防備策を講ずるは刻下の急務なりと認む、その方策如何

二、第三次治水計畫の追加に關する件

昭和九年風水害の實情に鑑み、昭和八年本會議に於て決議したる第三次治水計畫に對し左記の通り追加し之が施行をするの要あり、依つてその會の意見を諮ふ

記

國に於て直轄施行するもの

手取川、天神川

府縣に於て施行するもの

工費千七百六萬圓

三、河川法制定の整備に關する件

現行河川法は其の制定の年既に古く之が施行の實績に徴し諸般の改正を要するものあり、夙に調査攻究中の所、近時の災害の頻出並に河川利用増加の趨勢に鑑み、其の緊要なるを認むるを以て、茲に左記要綱に依り河川統制を整備せんとす、依て其の會の意見を諮る

記

第一 河川法適用範圍の擴張

現行統制上、河川は河川法施行河川、同準用河川、及普通河川の三種に分れ、普通河川は河川法の支配外に在るが爲、其の取締上支障尠からざるのみならず、權義の明確を缺くの憾あるを以て、公共の利害に關係あるものは之を河川法の對象と爲し、以て其の取扱を整備すること

第二 治水事業の促進助成

治水費國庫補助制度を擴充するの外、河川敷地造成の爲土地整理又は換地を爲し得る途を開き治水事業の財源に充つる爲廢川敷地を改修費負擔團體に歸屬せしめ受益者負擔規定を整備する等、治水事業の促進助成に資すること

第三 水害防備の強化擴充

水害の誘因となるの虞ある行爲の取締を強化し、出水豫報、水防施設、水防演習、河川愛護等河川の維持並に水害の防備に關する現定を整備し、以て災害の防止軽減に資すること

第四 治水及利水の調和統制

水利權の賦與と治水及既存の權益との調和に努め、治水其の他公益上必要あるときは水量調測、水量調節、利水工作物の共用者は共同施設又は其の費用の分擔を命じ、工作物の直接管理を爲し得る等、治水及利水の調和を圖り併せて各種利水事業の圓滿なる發達に資すること

委員會は同日午前十時後藤内相の挨拶を以て開會され諮問事項を提示、水害防止對策と第

三次治水事業を一括して特別委員會を開き、各省より數名の委員を選定し、河川法改正に關しても獨自の委員會を開くこととなつた。五省土木會議河川部會 五省土木會議河川部會が水害防止策を決定 部會は十月十九日部會を開き、水害防止關係各省協議會に於て立案された注意事項を承認した。

水害防止に關する注意事項

道路、鐵道、軌道に關する事項

- 一、路線の位置は成べく之を氾濫區域外に選定すること
- 二、已むを得ず氾濫區域内に路線を選定する場合の路面高又は施工基面高は洪水位より三〇厘以上とし築堤勾配は一割五分より緩ならしめ且つ充分の排水能力を有する遊溢橋を設けること
- 三、氾濫區域内の道路にして路面を洪水位以上に築造し難き場合は溢流に堪ゆる構造とし且つ路面は成べく硬質鋪裝となす事
- 四、河岸に沿ふ路線は河積を縮少せざる位置に之を選ぶこと
- 五、護岸兼用の土留石積は其の根入を充分にし且つ法勾配を五分より緩ならしむること
- 六、根固を施工する場合には治水上の障礙なからしむる様特に留意すること
- 七、河岸に沿ふ道路の切取面は特に注意して之を保護すること
- 八、溝橋は充分なる流水斷面を有せしめ其

の呑口及吐口に於ては築堤との取合に注意し且つ床掘れを防ぐ施設をなすこと

橋梁に關する事項

- 一、斜橋は成べく之を避くること
- 二、河川屈曲部及狹窄部には成るべく架橋せざること
- 三、橋脚は洪水時に於ける流水の方向に一致せしむること
- 四、橋脚は流水に對する障礙を最少ならしむる構造となすこと
- 五、流水多き河川に於ける橋脚は其の柱間に流水の懸らざる構造となすこと
- 六、幅員狭小なる河川の流心には成るべく橋脚を設けざること
- 七、河床洗掘の虞ある箇所の橋脚基礎には成るべく井筒の類を用ふること
- 八、橋脚は其の根入を充分にし且つ床止工に頼りて根入を減少せざること
- 九、岩盤上の橋脚及橋臺基礎は充分岩盤中に切込むこと
- 十、橋臺は有堤河川に在りては堤脚より突出せしめず、無堤河川に在りては出來得る限り河岸より後退せしむること
- 十一、桁下高は洪水位上一・五米以上となすこと但し已むを得ざる場合に在りては橋臺上に於て之を一・二米以上となす事を得
- 十二、兩端の徑間長は之を著しく縮少せざること
- 十三、低水路の徑間長は成るべく大ならしむること

十四、橋梁が上下流に隣接する場合には同一徑間割を採用し橋脚を亂立せしめざる

用水取入に關する事項

- 【甲】一般
  - 一、出來得る限り之を統一し成るべく其の箇所數を減ずること
  - 二、堰堤に依る取入は下流平地部にありては成るべく之を避くること
  - 三、止むを得ず堰堤を必要とする場合には可動堰となすこと
- 【乙】堰 堤
  - 一、堰堤に關する事項參照
- 【丙】樋門及樋管
  - 一、堤防に設くる樋門類は破堤の原因とならざる様最も堅固なる構造とし特に縱斷の方向に對しては充分なる耐力を與ふる
- 【丁】用排水路
  - 一、用水路を修築する場合には充分なる流水斷面積を有せしむること
  - 二、堤防に接近して水路を設けざること
  - 三、已むを得ず之を設ける場合には充分堅固なる護岸を施すこと
  - 四、河岸山腹に沿ふ用水路は特に堅固なる構造となすこと

林業に關する事項

- 一、山林の濫伐を防止すること
- 二、保安林の取締を一層嚴にすること

【甲】設計

- 一、一般
  - (イ)築造位置は水害を助長するが如き箇所を避け且つ洪水の疎通を妨げざる構

造となす

- (ロ) 方向は河身に必ず直角となすこと
- (ハ) 堰堤高は最小限度に止むること
- (ニ) 堰堤にして基礎に岩盤を得られざるものに在りては一〇米を限度となすこと
- (イ) 堰堤箇所は於ける最大洪水量は實測計算等による結果に相當の餘裕を見込みたるものを採る

二、土堰堤

- (イ) 堤頂幅は最小四米、法勾配は上流側最急二割五分、下流側最急二割とし高さ、使用材料、構造等を考慮して充分の安全を保たしむること
- (ロ) 最高水位より堤頂迄の餘裕高は最小一、二米となすこと
- (ハ) 上流側法面は波浪に因る法崩れを防ぐ法面保護工を施し下流側は滲透水を排出し得る工法を採ること
- (ニ) 取水又は排水用の管、樋等は堤體外の地山に之を設けること
- 己むを得ず堤體内に設くるものに在りては基礎地盤を相當切込み充分堅牢に築造すること
- 三、「コンクリート」又は石積堰堤
  - (イ) 堰堤の基礎が堅牢なる岩盤に非ざる場合には充分の長さ及堅牢なる構造の水叩及その保護工を設けること
  - (ロ) 堰堤の下流両岸が堅牢なる岩盤に非ざる場合には元付護岸は堅牢なる構造とし少くとも水叩保護工末端まで之を

延長すること

- (ハ) 石積堰堤は必ず練積となすこと
- (ニ) 堰堤の兩袖及底部は地盤中に充分之を切込むこと
- 四、其他
  - (イ) 堰板は出水中と雖も直に之を取外し得る構造とすること但し多量の泄水を一時に瀉流するが如き構造(例へば決瀉坂の類)を避くること
  - (ロ) 堰堤に附設する大形の水門屋類の開放は電動に依るの外豫備として「ガソリン」又は「デイズル」機關等に依らしむること
  - (ハ) 可動堰の堰柱は成る可く其の數を減すること

【乙】施 工

- 一、土堰堤
  - (イ) 堰堤心壁の築造材料を充分吟味すること
  - (ロ) 築造前に基礎地盤の掃除及根柢を完全にし堤體と地盤との密着を計ること
  - (ハ) 一回の盛土厚は二〇糎以下とし之を三分の二以下の厚に搗固め決して速成的に築造せざること
  - (ニ) 土砂が氷雪を混し又は凍結の虞ある場合には盛土作業を休止すること
- 二、「コンクリート」又は石積堰堤
  - (イ) 假締切工を完全にし水中「コンクリート」を避くること
  - (ロ) 堰堤に用ふる玉石「コンクリート」の玉石混入量は「コンクリート」の實

- 積の二〇「パーセント」以内とし玉石の肌離れせぬ様搗固を充分になすこと
- (ハ) 嚴寒中の「コンクリート」打に對しては完全なる防寒設備をなすこと

【丙】維持及操作

- 一、堤體
  - (イ) 常に龜裂、變形、漏水、滲透水等の有無を檢査すること出水期の前後に於ては特に入念に檢査すること
  - (ロ) 土堰堤の下流側法面は常に掃除を行ひ雜草、樹木等を繁茂せしめざること
  - (ハ) 堤體中に設けたる取水又は排水用の管、樋等の破損、腐朽に留意し、之を發見したるときは直に修理すること
- 二、水叩工
  - 特に底面に生ずる空洞及先端直下流の洗掘に留意すること
- 三、洪水吐
  - (イ) 流水斷面積が洪水量を安全に流下し得るや否やを調査し若し不足する場合に於ては速に適當なる對策を講ずること
  - (ロ) 溢流式洪水吐には絶対に土俵、角落等を置かざること
  - (ハ) 水門扉、角落等を備ふる洪水吐に在りては出水時に於て之を迅速に開放し得る様平時に於ける試運転を怠らざること
  - (ニ) 「サイフォン」式洪水吐の呑口が流木芥等にて梗塞せられざる様留意すること

四、水門屋類の操作

- (イ) 平時より捲揚機の手入を充分にし、錆付、其他の故障無からしむること
- (ロ) 出水時に於て堰頂又は洪水吐に附設する多數の大形水門扉を一時に開放する場合には下流及支川の水理に對する影響を考慮し慎重に操作すること
- 五、其他
  - 洪水吐の設備なき土堰堤には速に之を設けしむること
  - 鐵塔及電線路に關する事項
    - 一、鐵塔及電柱は成る可く之を河川敷地内に設けざること
    - 己むを得ず之を設くる場合には成る可く木柱を避け且つ流水に對する障害を最少ならしむる構造となすこと
    - 鐵塔及電柱を氾濫地域内に設くる場合亦前項に同じ
  - 二、鐵塔及電柱は其の根入を充分ならしむること
  - 基礎「コンクリート」は之を地盤上に突出せしめざること
  - 三、電線橋に就ては橋梁に關する事項に準ずること

一、鐵塔及電柱に關する事項

- 一、鐵塔及電柱は成る可く之を河川敷地内に設けざること
- 己むを得ず之を設くる場合には成る可く木柱を避け且つ流水に對する障害を最少ならしむる構造となすこと
- 鐵塔及電柱を氾濫地域内に設くる場合亦前項に同じ
- 二、鐵塔及電柱は其の根入を充分ならしむること
- 基礎「コンクリート」は之を地盤上に突出せしめざること
- 三、電線橋に就ては橋梁に關する事項に準ずること

採鑛(砂鑛を含む)に關する事項

- 一、採鑛、採石に伴ふ鑛滓、土石類を河川又は溪流に流下せしめざる設備をなすこと
- 二、採鑛、採石に伴ふ鑛滓、土石類の堆積に依り河岸の安定を破り其の崩壞を誘發するの虞あるものは之が對策を講ずること

河川法改正論議

- 三、河川敷、堤防及河川附近地内に於ける坑内掘鑿跡及不用坑道は陥落閉止及水密に關し適當なる方法を講ずること
- 四、採鑛、採石の掘鑿跡を其儘に放置し爲る山地崩壞し土石を溪流又は河川に流下する虞あるものは之が防止設備をなすこと
- 五、洗鑛に依り生ずる殘滓土石は絶対に之を河川又は溪流に流下せしめざること
- 六、煙毒の爲に山森を荒廢せしめざる様一層有效なる施設をなさしむること
- 建築物に關する事項
  - 一、堤防又は河岸に接近して建築物、溝渠又は井戸を設けざること
  - 二、氾濫區域内には成るべく建築物を設けざること

河川法改正と發電水力法制定

河川法改正と發電水力法制定 河川法改正に關し内務省兩當局討論の最大の因を爲してゐる治水及利水の調和統制問題については逓信省の制定目論見中の發電水力法、並に農林省の農業水利法と密接の關係を有するものであるが、土木會議に於ける河川當局との説明並に質疑應答は主要次の如きものであつた。

武井河川課長 行政の取扱上又は理論上に於ては河川行政を治水及利水に分類出来るが實際の運用では兩者不可分の關係にある。現行河川法は制定古く爲に利水の規定に不備の

點がある。現在之を補ふに訓令通牒に依つてゐるが、時勢の進展は河川法制定を準備させる時期に到達せしめてゐる先「水利權の賦與と治水及既存の權益との調和に努め」と云ふ事は新しく水利權を賦與する場合其の水利權の賦與と治水との調和に努めるは勿論、更に既存權益との調和に努める事が必要である。例へば發電水利使用を許可する場合、灌溉、流水、漁業等の問題が惹起する。河川の水利使用を許可する場合、既存の水に關する權利又は利益との調和に努める事が最も必要になつてゐる。日本の河川は洪水時には水の氾濫多く平時には水不足である。之に反して水利事業は日々に進み従つて之等各種の利水事業の需用を充たし難い實情にある。公益上必要ある場合、治水上必要ある場合には水の利用者に水量觀測の義務、或は現在利用してゐる水の使用水量を調節せしめると云ふ事も必要で更に進んで水利工作物を利害關係を等しくしてゐる者の間で其の工作物の共用若しくは共同施設をなし、或は一人が施設した工作物を他の者が利用する。或は利用しなくとも一人の工作物の設置、爲に、他の者が利益を受けること云ふ様な場合に於ては、其の工作物の維持費用の一部を負担する事も必要な事で、勿論是等の事は出來得る限り協議を以て妥協の間に進むのが望ましい事であるが、必要ある場合は河川管理廳に是等を命じて得る權限を與へて置く事も必要であらうと思ふ。又河川に設けた工作物の管理を河川管理廳に於て直接管理し得る様な途を開いて置く必要もあらうと

清水電氣局長 治水と利水の調和を圖ると言ふ必要は御話の通りで、常に逡信省として許可の稟何ある際に、治水上の支障其の他を篤に調査して處理してゐる。此の事は内務省でも稟何を取つて居られるから其の結果許可になつたものは、治水上の考慮を十分されたと思つてゐる。随つて今日迄施設された發電許可地は治水上に悪影響はなく、寧ろ洪水の一部を阻止し下流に於ける洪水量を減少し又堰堤に依つて上流からの土砂を干止し、下流流水の氾濫の程度を少くしてゐるものと思つてゐる。

清水電氣局長 治水其の他公益上必要ある時とあるが、此の必要ある時と云ふ認定は地方長官に委すと云ふ御趣旨か。

武井河川課長 現在の河川の管理、河川使用の許可の權限等が地方長官にある根本の制度は、私共は今後も維持して行き度い、但し公益上公共の利害に重大なる關係を及ぼす河川は主務大臣が代つて管理する例外規定は設けた。原則として地方長官が此の任に當るのが適當と思つてゐる故に、此の治水其の他公益上必要ある時と云ふ事も、地方長官が河川管理廳として、又國の官廳として、公益上必要ある場合に於ては、是等の事を命じ得る權限を法令に規定して置き度い。然し是は最後の權限で濫りに行使せしむるものでなく、隨つて斯の如き場合は中央官廳に於て、地方長官が斯の如き權限を行使する場合は認可と

か稟何と云ふ手續を執らしめたい。清水電氣局長 認定權は原則として地方長官に與へると云ふ事であるが、發電水力の如き全國的に統一して處理する必要があるものに付いては河川法制定を準備するならば、寧ろ中央官廳で之を統一處理する様にすることが必要と考へてゐる。

武井河川課長 發電水力に關する事項は重大で其の電氣の資本等も五十億にも上るとか云ふ話で、其の經濟的效果は極めて大なるものがあるが、之を河川行政の立場から見ると河川使用の一態様に屬するもので今日の經濟情勢は、發電使用以外に人相其の他工業用に水を使用する事は日に増加しつゝある。是等の水の使用する爲に幾つかの工作物を設けた場合、其の工作物と治水との關係は最も慎重に考慮せなければならぬ譯で、小さい一つの用水堰が、水害の因を爲した例は實見する所で、些細なる工作物と雖も能く河川の性情に合す様に設置する必要がある。況や發電所の爲に堰堤を設置する場合は最も慎重なる考慮を要する。是が爲には須く河川の性情を最もよく知つてゐる可き官廳に於て其の使用を許可するのが、最も實情に適してゐる發電用の爲にする水利事業は既に過半は許可済で、今後の許可は河川の中流乃至下流に於ける場合が最も多いと思ふ。従つて益々治水との關係が生じて來る譯で、誰に此の權限を與へる事が最も適當かは平素能く河川の性情を知つてゐる可き官廳に於て水の使用處分をする事が適當であると思つてゐる。若し地方

長官が判斷するに足らぬ所ある場合は中央官廳に於て熟議の上指揮命令を發しても足らぬと思ふ。

清水電氣局長 私共は成程地方長官が自分の管内の河川狀況を知る事は最も精しいと思ふが、發電水力の利用方法については、つと廣い範圍に考へべきで、一府縣之範圍内に於ける事情に精しいからと云つて其の人が認定するのが最も良いと云ふ事は考へられない事ではないか。

武井河川課長 此の點は御意見の存する所で、私共も篤と拜聴して居る譯であるが、併しながら勿論其の水を使用して起す電氣に關する行政の關係上茲に問題が起る事であると思ふ。勿論地方長官は其の管内に於ける部分管理して居るもので有るから、他府縣に於ける河川行政に付ては兎角權限も無し又之を判斷すべき能力も無い譯で發電の爲にする水利使用と雖も河川に有る限り矢張り河川の利用を各種の觀點から見て單り發電水利使用のみならず農業漁業水道其の他の工業等各種の水の使用の狀況から見て判斷するのが最も良いと思ふ。而して其の水の使用で生ずる電氣の行政及電氣を統制する事に付ては逡信御當局に於かれて電氣事業法の運用により、十分に電力統制の目的を達せられる事有ると思ひますので、其の本になる水の使用に付ては地方長官に其の許可の權限與へる地方長官の爲す所を御覽になつて居られたらそれでも最も缺陷の無い行政が出来るのでないかと思ふ。

清水電氣局長 大體に付て現行河川法を改正する事は同感です、唯之を改正するにはどの方法を執つたら良いか。河川法で總てを規定する事が良いと云ふ内務省の御意見の様ですが、其の點に少しく意見を異にする。發電水力の利用の點から河川法の制定を見ると河川法の制定は古く當時水力發電事業が幼稚であつたので之に關する考慮が非常に少いのは已むを得ないが、發電水力利用の許可權が地方長官の權限に屬してゐる關係上、發電水力の様な國家全般の利害を考慮して統制する事が至當で有るものにはどうも具合が悪い。逡信省は發電水力法を制定して全國的に統一して之を處理したい意嚮之下に目下進捗中で有る。従つて其の方針で進んで居る。發電水力は國家資源の利用の立場から、全國的に之を統一して開發する必要があると考へられて之を統一處理する事が適當で有ると考へられる。發電水力の利用は單なる水の使用でなく落水差を必要とし他の利水が主として水の使用のみをすすめるのは異り發電用の水は使用後放流され灌溉水道に使用される。發電水力の利用は巨額の資本を投じて特殊の施設をなすを要し發電水力の利用は他の種の利水事業とは著しく事情を異にして居る。隨つて利水に關する權利義務の内容が違つて居る且動力資源の乏しい我が國としては將來益々其の開發に努める必要が有るから、特殊の權利を認めて其の發達を助長し之に適當なる監督を加へて行く必要が有ると思ふ。それで他の關係法令と分つて特別の法律を制定する必要が

あると思ふのです。是の特別法を作つても他の關係との調和を破ると云ふのではなく、例へば發電水力の使用は主務大臣が許可するに際しても治水と他の利水との調和を圖る爲に許可に當つて主務大臣は内務大臣、農林大臣と協議する。斯う云ふ規定を設ければ調和は執れるのではないかと考へる。

廣瀬土木局長 只今發電水力に付て河川法の特別法みたいなものを造ると云う御意見ですが、此の御意見は既に逡信省が電氣事業調査會に數年前お出しになつたものと同一御意見であらうと推測します。其の當時内務省の委員は其の會議に於て發電水力法に遺憾乍ら反對を強く述べて居る。是は非常に面倒な問題で未だに實現して居らぬ今日の案がどう云う案かしらぬが、果して前に提案された御案であれば矢張り内務省は賛成し兼ねる。發電の爲に特別法を認るならば農業上の特別法も認めなければならぬ、其の外水道、流木工業用等色々な利水の目的の異つた各種の法律を作ると言う事になりはせぬか、斯くては利水相互の間が圓滿を缺くに至ると言うだけでなく遂には河川自體を破滅に陥らしめ即ち別の言葉で言へば治水の全きを期し難い、矢張り河川行政は治水を根本として利水相互の關係を考へて圓滿にやつて行かなくてはならぬ、私共の希望としては矢張り河川法と言ふものに治水と共に利水を統一して、河川の行政に付ては第一次に地元の實情を明かにして居る地方長官をして、第一段としては之に當らしめ之が監督に付ては矢張り内務大臣が全體を統

轉して監督して行き度いと考へて居る。隨つて逡信省の發電水力法には依然として内務省は反對である事を申し上げる次第です。

### 第四十七節 電力聯盟發 送電計畫

産業界の活況に伴ふ電力需用増加の供給策に關し電力聯盟は専門委員會をして討議研究せしめたが、昭和八年度中に決定をみたる聯盟の水力開發方針たる一社一發電所主義は最早や放棄せざるを得ない事情となり、よつて更に五大電力及びその傍系會社關係の發送電網擴充に關し具體的な計畫を立てることゝなり關係各社より各自の目論見を提出せしめこれを突き合せて聯盟公認の計畫を立てることとしたが、昭和九年六月六日銀行集會所に池田、各務、結城、八代の各顧問、小林東電、松永東邦、池尾日電、林宇治電各社長、藤波大同常務出席の上左の通り計畫原則及び五年計畫の決定をみた。

一、東電、東邦、日電、大同、宇治電の五社及びその傍系會社將來の發送電網計畫は關東、中京、關西三地帯に於ける電力需給の現状及び將來の信憑すべき想定數字を基礎とし電力統制の大局的見地よりみて公平且つ適切と認めらるるものに限り承認する。  
二、計畫一期間の年度は五ヶ年間とする。  
この原則に従ひ

**東電**  
 イ、發電所  
 九年 下流 ..... 五、〇〇〇 KW  
 十年 下流 ..... 五、〇〇〇 KW  
 同 上 ..... 九、〇〇〇  
 十一年 小野川 ..... 二六、〇〇〇  
 同 送電線 ..... 二六、〇〇〇  
 十一年 猪苗代線現在の十一萬一千ワオルトを十三萬二千ワオルト線に擴充

**東信**  
 イ、發電所  
 十年 干保 ..... 三、〇〇〇 KW  
 同 坂井 ..... 一〇、〇〇〇  
 十一年 鹽坪 ..... 一〇、〇〇〇  
 十二年 小ヶ峰 ..... 一六、〇〇〇

**口、送電線**  
 鹽坪猪苗代新線建設十五萬四千ワオルト  
 上毛  
 十一年 九沼 ..... 一〇、〇〇〇 KW  
 十二年 一ノ瀬 ..... 一四、〇〇〇  
 矢作水力

**イ、發電所**  
 九年 黒田 ..... 三、〇〇〇 KW  
 同 眞弓 ..... 一、七〇〇  
 十年 泰阜 ..... 三、三〇〇  
 同 豊 ..... 一三、〇〇〇  
 十三年 爲栗 ..... 四〇、〇〇〇  
**口、送電線**  
 十年 奉阜、豊、名古屋間十五萬四千ワオルト  
**日本電力**  
 イ、發電所

十一年 山崎 ..... 一、七〇〇 KW  
 十一年 黒部川 ..... 六五、一〇〇  
 十三年 馬瀬川 ..... 二七、八〇〇  
**口、送電線**  
 十年 小坂笹津間十五萬四千ワオルト  
 十一年 黒部第二より開閉所間十五萬四千ワオルト  
 十三年 馬瀬川より瀬戸を経て既設線に至る十五萬四千ワオルト  
 北方大阪變電所間十五萬四千ワオルト

**宇治電**  
 イ、發電所  
 九年 池郷 ..... 七〇〇 KW  
 同 伊吹 ..... 三、七〇〇  
 十年 大平 ..... 一、七〇〇  
 十一年 長殿 ..... 八、八〇〇  
 十二年 十津川 ..... 一六、六〇〇

**口、送電線**  
 十一年 長殿天川間七萬七千ワオルト  
**合同電氣**  
 九年 津火力 ..... 三、〇〇〇 KW  
 十年 十津川 ..... 三、〇〇〇  
 同 宮川 ..... 三、〇〇〇  
 十一年 松田 ..... 二、七〇〇  
 十二年 神納川 ..... 一、三〇〇  
**南海水力**  
 十一年 猿川 ..... 七〇〇 KW  
 九年 石野 ..... 四、〇〇〇 KW

十一年 明知川 ..... 一、〇〇〇  
 十三年 東小川 ..... 八、〇〇〇  
 同 關東水力 ..... 四、〇〇〇  
 十二年 佐久 ..... 三、七〇〇  
 同 萬場 ..... 三、〇〇〇  
 同 奥利根川 ..... 八、三〇〇  
**第二富士電力**  
 イ、發電所  
 十年 湯山 ..... 一四、〇〇〇 KW  
 十二年 大間 ..... 一五、〇〇〇  
**口、送電線**  
 十年 第二富士湯山西渡間七萬七千ワオルト

**群馬水電**  
 十二年 原町 ..... 三、〇〇〇 KW  
**大同電力**  
 イ、發電所  
 九年 木曾發電 ..... 二、〇〇〇 KW  
 十年 笹戸 ..... 七、〇〇〇  
 十一年 笠置 ..... 三、三〇〇  
 同 相澤 ..... 四、〇〇〇  
 十二年 西野川 ..... 一、〇〇〇  
 同 今渡 ..... 八、〇〇〇  
 十三年 兼山 ..... 二、七〇〇  
 同 越母 ..... 二、〇〇〇  
 十三年 高原川二 ..... 一、〇〇〇

**口、送電線**  
 十年 木曾川電力讀書齋木間十五萬四千ワオルト  
 十一年 笠置大井大山間十五萬四千ワオルト

十二年 西野川より既設線間十五萬ワオルト  
 十三年 兼山より同社既設線間七萬七千ワオルト  
**東邦電力**  
 イ、發電所

九年 名古屋火力 ..... 一、〇〇〇 KW  
 十年 川上 ..... 二、〇〇〇  
 十一年 名倉 ..... 一六、〇〇〇  
 十二年 凸平 ..... 五、四〇〇  
 同 森山第一 ..... 三、七〇〇  
 同 今渡 ..... 八、五〇〇  
 同 内ヶ谷 ..... 三、七〇〇  
 同 矢作川 ..... 四、七〇〇  
 同 松原 ..... 六、七〇〇  
**口、送電線**  
 十二年 東邦上麻生岩倉間七萬七千ワオルト

**大同東邦兩社の變電** 電力聯盟は十一月七日  
 所送電線建設を承認 日午前十時から銀行  
 クラブに定例委員を開き結城爾間、池尾(日  
 電)林(宇治電)増田(大同)進藤(東邦)河西  
 (東電)の各委員出席、大同、東邦兩社提出  
 の左議送電變電所新設計書を承認した。

大同電力の分

一、大井笠置、大山間送電線新設(イ)區  
 間、大井笠置發電所を経て大山變電所に至  
 る(ロ)電壓一五四、〇〇〇ワオルト(ハ)延  
 長四六キロメートル(ニ)工事着手十年十  
 月(ホ)工事竣工、十一年十月(目的)笠

置發電所落成に伴ふ電力を既設大阪送電幹  
 線で關西方面に輸送  
 一、松岡武生間送電線新設(イ)區間、松岡  
 變電所より武生變電所に至る(ロ)電壓七  
 七、〇〇〇ワオルト(ハ)延長二三、三一九  
 キロメートル(ニ)工事着手、十年十二月  
 (ホ)工事竣工、十一年三月末(目的)大  
 同肥料に對し電力増加送電のため  
 一、松岡變電所増設(イ)位置、福井縣吉田郡  
 坂岡町(ロ)容量三〇、〇〇〇キロワオルト  
 アンペア(ハ)工事着手、十年十二月(ニ)工  
 事竣工、十一年三月末(ホ)目的、大同肥料  
 並に福井方面の需用増加に應ず  
 一、武生變電所増設(イ)位置、福井縣南保郡武  
 生町(ロ)容量、二二、〇五〇キロワオルト  
 アンペア(ハ)工事着手、十年十二月(ニ)工  
 事竣工、十一年三月(ホ)目的、大同肥料に  
 對する増加送電

東邦電力の分

一、大垣一字變電所新設(イ)位置、岐阜縣安  
 八郡中川村(ロ)容量一三、〇〇〇キロワオ  
 ルトアンペア(ハ)工事着手、十一年十一月  
 (ニ)工事竣工十一年三月  
 一、起加納間送電線新設(イ)區間、起變電  
 所より加納大垣變電所に至る(ロ)電壓七  
 七、〇〇〇ワオルト(ハ)延長一三、一キロ  
 メートル(ニ)工事着手、十一年一月(ホ)工  
 事竣工、十一年四月  
**昭和十年以後新規** 電力聯盟は昭和十年  
**變電所建設設計書更改** 十二月十一日銀行集  
 會所で委員會を開き左記發電所新設計書を可決  
 承認した。當日の出席者は額田池田成彬、委  
 員池尾芳藏、松永安左衛門、増田次郎、委員  
 林安業代理山崎主計、同小林一三代理河西豊  
 太郎の諸氏、ほかに大同藤波收、東邦宮川竹  
 馬の兩氏列席した。尙原案中東邦名古屋火力  
 増設、日電名古屋火力新設の兩項は當日は最  
 終的決定を爲さず次回以後に於て討議を續行  
 することになった。

新規發電所

| 東電     | 東邦             | 大同     | 西野    | 王瀧     | 日     |
|--------|----------------|--------|-------|--------|-------|
| 信濃川第二期 | 最大常時尖頭常時特殊補給豫備 | 山名古屋火力 | 西野第一  | 王瀧第一   |       |
| 八三、一五〇 | 八三、一五〇         | 五〇、〇〇〇 | 一、七〇〇 | 一、七〇〇  |       |
| 七三、一七〇 | 七三、一七〇         | 三〇、〇〇〇 | 五、八〇〇 | 一〇、〇〇〇 |       |
| 二二、三六〇 | 二二、三六〇         | 一〇、〇〇〇 | 五、八〇〇 | 一〇、〇〇〇 |       |
| 九、九六〇  | 九、九六〇          | 一三、〇〇〇 | 五、八〇〇 | 五、八〇〇  |       |
|        |                | 一五、〇〇〇 | 五、八〇〇 | 五、八〇〇  |       |
|        |                |        | 五、八〇〇 | 五、八〇〇  |       |
|        |                |        |       |        | 十四年十月 |
|        |                |        |       |        | 十五年十月 |

|          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 名古屋火力第一期 | 三三,000 | 十三年十月  |
| 同 第二期    | 三三,000 | 十四年十月  |
| 字 十津川 第一 | 三三,000 | 十二年十一月 |
| 同 第二     | 三三,000 | 十三年十一月 |
| 共同火力     | 七五,000 | 十二年十一月 |
| 合 計      | 三三,000 | 三三,000 |
| 水 力      | 一六,000 | 一六,000 |
| 火 力      | 一七,000 | 一七,000 |

### 第四十八節 朝鮮電力會社創立 (南朝鮮炭移入計畫)

我國五大電力は電力の需用増加、新規水力發電の運轉開始、冬季湯水等を受けて火力設備のフル運轉、設備の改造擴張等を餘儀なくせられ、これに従つてまた火力用石炭の消費も巨額に上つたが、炭價は一途上昇を辿り、石炭購入問題は愈々以て緊切を極めた。曩に撫順炭共同購入、一般購入炭の共同購入方針が立てられ實行に移す等その對策は練られたが昭和十年に入るや局面打開され、朝鮮南部の電氣供給事業と引換に朝鮮炭の移入に成功した。また一方聯盟非加盟會社の一環は佛領印度支那から安價な石炭を購入する目論見を立て實行に着手するなど、さしも二一兩年我國電力業者を苦しめてきた火力用石炭の購

入問題も遂に解決の曙光を認むるに至つた。朝鮮電力會社創立 朝鮮炭の移入計畫といふのは電力聯盟と南朝鮮事業者とが提携して新たに朝鮮電力株式會社なるものを創立し、朝鮮南部に優良安價な電力を供給するのと引換へに朝鮮總督府が保有する寧越炭田の無償提供を受けやうといふプランである。これは名を南朝鮮の電力界統制にかりて、我國五社の燃料策を解決する一石二鳥の名案である。即ち右炭田の埋藏量は推定六千萬乃至七千萬トンに上る尠大なものである。無償提供の條件として採掘石炭を市場で販賣することを禁止し、その代りに電氣の原動力として内地に於て消費することが許される。一ヶ年間に於て五大電力が消費する石炭は約百萬トンと見積られてゐるために今後六、七十年間の供給は大丈夫な譯であるが、尤も内地にこれを移送する時は一トン當り十二、三錢の税金が賦課される筈であるが、それにしても六七十年分の石炭が僅かの税金で得られることは大成功であつた。

朝鮮電力會社の創立準備は着々進められ、昭和十年二月十五日大阪日本電氣株式會社の專門委員會が招集され、原案の作成に着手したが、計畫の要綱は當初左の通りであつた。一、資本金總額を一千萬圓とし内五百萬圓は鮮内五社五百萬圓は聯盟五社均分出資する。二、工事は差當つて寧越火力發電所三萬五千キロの建設、次いで咸江水系二十五萬キロ洛東水系四萬キロの開発に従事するものでその際必要に應じ増資する。三、火力發電用石炭には總督府所有にかゝる寧越炭田(埋藏量七千六百萬トン)を使用すると共に同炭を聯盟各社は内地に於て利用する。新會社創立 然るにこの新會社の創設問題は同年三月七日の電力聯盟委員會で果然異様な空氣をかもし出した。といふのはこの計畫に對する聯盟各社の利害關係が異なり、五社の意見に喰ひ違ひを生じてきた。即ちまづ宇治川電氣と大同電力の二社が熱意を失ひ、東電、東邦も氣乗り薄となり日電獨り孤立の状態に立ち至つた。何故こんなことになつたかといふに、元來この計畫は投資的妙味の對象として起つたものではなく、火力用石炭の購入問題の解決策として生じたものなのである。即ち朝鮮電力會社への投資はいはゞ南朝鮮の電力統制の母胎をなす中央火力發電所の建設に引きかへに電聯が多年苦しみ抜いた石炭購入問題を解決せんと目論むたものであることは前記の通りであるが、然るにその後調査

の結果この寧越炭なるものは落質は無煙微粉炭と稱せられるもので、これが燃焼には火力設備としては特殊の設備が必要であり、主としてかかる技術的事情を異にしてゐたのが基因しまた投資上の利害も異つたため五社の足並が亂れた。

萬五千キロの火力機三臺を備へ付け、大體昭和十四年末までに完了の見込。二、出力は電力小賣會社に獨占的に供給し、尙大口需用家には直接供給を行ふが、このため電壓十五萬四千ボルトの送電線を二百三、四十軒建設する。三、第二期計畫としては漢江、洛東江の水利權の開発を行ふが、火力のみで昭和十五、六年までの需要は充分満たし得る豫定なので第二期計畫の着手もそれに準ずる筈で、その出力は三十萬キロ。四、寧越炭の一部は聯盟五社の火力用として内地に持つて来るがその代價は輸送原價のほかに總督府への納付金としてトントン錢程度の負擔。五、建設配當は五分、最高配當は一割に限定す。第一期完成の曉、朝鮮四社の出力二萬キロの火力は新設備に廻す。六、社名は朝鮮電力株式會社、本社は朝鮮に置く。

取締役 林安樂(宇治電社長)、同小倉武之助(大興電氣社長)、同香椎源太郎(朝鮮瓦斯電氣社長)、同上林孝八(南朝鮮電氣社長)、同松永安左衛門(東邦電力社長)、増田次郎(大同電力社長)、同古谷修一(大同電氣社長)、同小林一三(東電社長)、同水野巖(朝鮮瓦斯電氣重役)、同樋口監査役 裏松友光(大興電氣重役)、同樋口虎三(南朝鮮電氣專務) 支配人 三木喜延(日電東京出張所長) 三陟開發會社 朝鮮電力は電力聯盟加盟の大五電力並に傍系會社の火力發電用石炭年百萬噸の自給自足確立のため朝鮮無煙炭から信託譲渡を受けた三陟炭田の開発に當ることになり、三陟開發會社並びにこれが輸送のため三陟鐵道會社創立を決定し、昭和十三年中には事業開始の豫定であり、開發、鐵道共に約五百萬圓の資本を投ずることになる。

その結果宇治川、大同の兩社は新會社への投資を出来るだけ少額ならしめやうといふことになり、大同の如きは三月八日の重役會で最少限度の持株方針を決定した程であつた。寧越炭移入に最も乘氣なのは日本電力であつたが、日電の尼崎、東京兩火力は石炭消費量最も大きくまた微粉炭燃焼の最新設備を擁してゐる。然し乍ら問題はこの購入石炭量と投資額と均衡如何にかかり、いくら割安な優良炭を買へるといつても投資的に採算の取れない持株を日電一人で背負ふ譯にはゆかず、要するに新會社への投資比率が問題となつてきた。然し局面は電聯内部の不統一を表面化せず日本電力の半犠牲的投資によつて新會社は華々しくスタートを切つた。なほ三月七日委員長會に於て更に具體化された朝鮮電力計畫案は左の通りであつた。

朝鮮電力株式會社創立 朝鮮電力株式會社の創立總會は昭和十年七月一日午前十時から丸の内東京銀行集會所で開催され設立其他を決定、業務を開始した。資本金 二千萬圓(四分一拂込) 本社 朝鮮大同 事務所 大阪、朝鮮寧越(火力發電所建設) 寧越尖嶺兩事務所) 役員 社長池尾芳藏(日電社長)專務取締役 役内藤燕喜(日電副社長)

電氣協會東北支部は東北六縣冷害に伴ふ振興策として二月開會中の議會に同支部として働きかけることとなり二月十三日仙臺市商工會議所に於て左の如き陳情案の成案を遂げ更に二月十四日東京電氣俱樂部にこれらの打合

第一期計畫として寧越炭田附近に出力三

第一篇 電燈電力 第四十八節 朝鮮電力株式會社創立 (朝鮮炭移入計畫) 第四十九節 東北地方農村工業共同作業場に對する配電設備費助成

第四十九節 東北地方農村工業共同作業場に對する配電設備費助成

會を開き小林支部長、松崎(秋田縣代表、盛岡電燈常務)國分(岩手縣代表、馬淵川電氣社長)熊田(宮城縣代表、縣電氣局長)荒木(山形縣代表、山形電燈社長)小原(青森縣代表、七戸水電支配人)の六氏出席成案を遂げ當日發會式を遂げつゝあつゝ東北振興聯盟に對し陳情書を提示し東北振興聯盟より他の陳情と共に議會に陳情したが東北の振興は先づ電氣事業の助成によつてなされると云ふ見地から行はれ注目を蒐めた。

電氣事業助成ニ關スル陳情

東北ノ地ハ天恵ニ乏シク數年毎ニ昨年ノ如キ冷害凶作ニ遭遇シ、加フル積年ニ亘ル不況ニ依リ最近産業界、經濟界ノ不振ハ極度ニ達シ其ノ疲弊困憊言語ニ絶スルモノアリ、此ノ秋ニ當リ政府ハ東北振興調査會ヲ設置シ眞ニ東北振興ノ根本的對策ヲ講ゼラレントス誠ニ時宜ニ適シ感激ニ堪ヘザル所ナリ。

東北ノ振興ハ固ヨリ産業ノ振興ニ俟ツベク就中一般工業、農村工業ノ徹底的普及及發達ヲ計ルヨリ途ナク此等ノ進展ニハ廉價ニシテ豊富ナル電力ノ解決ガ最も重要ナルモノト信ズ。

我が國ノ電氣事業ノ現状ハ約五百萬一キロノ發電力ヲ有シ其ノ投下資本約五十億圓ニ達シ、其ノ利用範圍モ一層擴大セラレ今後ノ發電力増加ノ趨勢ハ益々顯著ナリ、面シテ此レガ施設經營ノ良否ハ一國産業ノ盛衰ニ影響スル處極テ甚大ナリ、然ルニ我が東北ノ現状ハ發電力十三萬一キロ其ノ

投下資本二億七千萬圓ニシテ其ノ面積人口ニ於テ全國的ニ比シ如何ニ電氣事業ノ發達遅々タルカ又如何ニ高價ナル電力ヲ使用スルカヲ窺知スルト同時ニ地方産業ノ不振ヲ物語リテ餘リアルモノアリ。

由來東北地方ニ於ケル電氣事業ハ概ネ規模小ニシテ其ノ建設費極メテ高價トナリ、其ノ施設ハ局部的ニ止マル狀況ニアリシト雖モ、今ヤ電氣事業者ハ相互ニ密接ナル關係ヲ生ジ又其ノ設備モ漸ク飽和ノ狀態ニ達シ一大變換期ニ望メリ、故ニ今後事業者ハ局部的利害ニ拘泥セズ眞ニ國民經濟ニ照應スベク、統制アリ秩序アル事業設備ヲ爲シ、以テ事業ノ圓滿ナル進展ヲ期スベキ秋ナリ即チ國家百年ノ大局ヨリシテ有利大規模ナル水利地點ヲ開發シ大發電所ヲ施設スルト共ニ東北六縣下ノ中樞部ヲ連絡スル幹線動脈タル送電線路ヲ架設シ、既群小發電所ヲ整理改修シ重復スル豫備ヲ離脱シ、各地方ノ特異ナル需用ヲ重複綜合シテ負荷率ヲ向上セシメ依ツテ以テ事業設備ヲ有利ニ活用シ發電原價ヲ低減シ安價ナル電力ヲ供給シ産業ノ進展ヲ期スベキナリ。

然ルニ斯ノ如キ大規模發電ト長距離送電ニハ巨額ノ資本ヲ要スルハ勿論況ンヤ低廉ナル電力ヲ農工業者ニ供給シ東北産業振興ノ根幹ヲラシメントス。到底民間營利會社ノ處期スル處ニアラズ、宜シク國家自ラ之ガ事業管理ノ陣頭ニ起テテ政府自ラ出資ヲナシ、發電所ヲ起シ送電線路ヲ建設シ或ハ半官半民ノ會社ヲ設立シ之ガ遂行ニ當ラシ

メザレバ其ノ實現ヲ期待スルヲ得ザルト共ニ到底東北地方ノ産業開發、經濟振興ヲ期スルヲ得ザルモノナリ、斯ノ如キ計畫ハ獨リ我が國ノミラズ英、佛、獨等諸外國ニ於テハ期セズシテ各發電、送電事業ノ國家管理ノ計畫或ハ實行ヲ爲セル狀態ナリ。

本計畫ニ依ル發電力ハ東北ノ現狀ヨリシテ過去ノ實績ヨリシテモ最小十萬「キロ」(數ヶ所ヲ合シテ)ヲ必要トシ、其ノ實現ノ唯一途ニ匡救事業タルノミナラズ安價ニシテ豊富ナル電力ハ東北地方ノ勞力費ノ低廉ト相俟ツテ必ズヤ大工業ノ勃興ハ勿論農村工業、家内工業ノ普及發達期シテ俟ツベク、又實ニ水力開發ハ一日早ケレバ一日ノ利アリ、一適多ケレバ一滴ノ利アリ而モ其ノ惠澤ヲ永ク子孫ニ殘スベキモノニシテ誠ニ有意義ノモノナリ。

東北振興調査會ニ於カレテモ天然資源ニ乏シク氣候風土ニ恵マレズ産業不振、經濟力薄弱ナル東北地方ノ爲メ此レガ實現ニ努力セラレントヲ切望スル次第ナリ。

昭和十年二月十五日  
社團法人電氣協會  
東北支部長 小林 久治  
管内各地方長官 宛各通  
共同作業所用電力工事費助成ニ關スル陳情

東北地方冷害凶作ノ救濟事業トシテ富家三井、三菱ノ指定寄附二百萬圓ト政府ノ共同作業所助成金トヲ合シテ冷害凶作救濟甚ナ

ル地方ニ約五千個所ノ共同作業所施設セラレルヲ聞キ誠ニ時宜ニ適シ凶作地方民ノ齊シク感謝スル所ナリ。

由來東北ノ電氣事業者ハ多年農村電化問題ヲ研究シ農村ノ振興ハ農村工業、村副業ノ徹底的躍進ニ俟ツヨリ途ナク、從ツテ農村電化ノ緊要ナルコトヲ痛感シ漸ク計畫ヲ樹立シテ其ノ實行ニ望マントセリ、然ルニ今般ノ共同作業所ハ農村電化ノ魁トモ云フベク電氣事業者トシテハ相當ノ犧牲ヲ拂ヒ其ノ電化實現ニ努力セントセルモ其ノ施設場所ハ主トシテ農山漁村僻陬ノ地ニシテ之ヲ電化スルニハ長距離ノ配電線路ヲ必要トシ此ノ負擔ヲ電氣事業者又ハ需用者ニ求ムルコトハ實ニ困難ノ問題ナリ、加フルニ需用者ハ凶作激甚ノ地ニテ若干ノ負擔金ヲモ不可能ノ狀態ニアルモノナリ、依リテ此ノ際東北振興調査會ニ於カレテハ凶作應急對策トシテ共同作業所電化ニ必要ナル配電線路及同附屬工費全額ヲ國庫補助セララル様何分ノ御配慮ヲ切望スル次第ナリ。

昭和十年二月十五日

社團法人電氣協會東北支部

支部長 小林 久治

東北振興調査會々長並ニ各宛各通

委員管内各地方長官

然して前者に對しては東北興業會社及び東北振興電力會社が設立され目的貫徹したが(第××節参照)後者に對しては逓信省は東北地方農村工業共同施設助成の趣旨を以て共同作

業場配電設置に對し昭和十年度打切經費として七萬二千八百一圓を計上し仙臺逓信局長をして交付せしめた。

仙臺逓信局長 昭和十年六月仙臺局は三宅局長の名を以て東北六縣知事並に各電氣事業者に對し左の通牒を發し趣旨達成に努めた  
東北六縣電氣事業者宛  
通牒仙電第一〇〇號  
昭和十年六月 日 仙臺逓信局長

東北地方農村工業共同作業場ニ對する配電設備助成に關する件

今般逓信省に於て東北地方農村工業共同施設助成の趣旨を以て共同作業場用配電設備に對し本年度打切經費として總額七萬二千八百一圓を助成すること、相成候處右は需用者より工事寄附金の受領を必要とすベキ配電設備に對し政府に於て助成金を交付し共同作業場に低廉なる電力を普及せしめ以て農村振興に資せんとする意圖に有之候條各地方廳及作業場經營者と緊密なる連絡を取り、需用開發及電力利用上の指導に就き積極的に努力を拂はれ度尙當該共同作業場に對する配電設備助成金と當該助成施設なかりせば之が配電設備に就き需用者の負擔すべかりし金額との差額は電氣料金算定に當り、之を料金値下の資に振當つるは勿論助成金交付の趣旨に鑑み電氣料金及供給條件を極力低廉ならしめ且つ該料金は需用者の利益を主とし成るべく均一的ならしめ尙認可申請に際しては東北振興關係特殊料

金なることを明示相成度右及通牒候

追て本助成金は左記に依り之を交付するものに有之候條別紙事項を記載したる逓信大臣宛助成金交付申請書を別記締切期日迄に可成多數取纏め當逓信局へ提出相成度尙特に急速電力供給の要あるものに就ては其の事由を記載し右期日に拘らず申請書を提出相成度

記

- 一、工事寄附金負擔を必要とする農村工事共同施設配電設備に對し助成するものなること
  - 二、前項の共同施設は成るべく村又は大字若は之に準ずる區域を單位とする地域居住民多數の相當長期に互り引續き利用する施設なること
  - 三、農林省に於て其の施設を助成する中樞的共同作業場及之に附隨する共同作業場に對し一箇所當り配電工費決算額の七割を助成すること、但し豫算額に餘裕あるときは他の農村工業共同作業場にも及ぼすものとす
  - 四、本助成金は昭和十年度内に其の交付方を指令せられたる者に限り之を交付するものなること
- 〔別紙〕
- 一、助成金交付申請書記載事項及添付書類
  - 1、共同組織の名稱、位置及區域
  - 産業組合等の施設に係るものを除き共同組織の人数を附記すること
  - 2、共同作業場設置地及共同作業の種類

3、配電設備

施行規則第十五條第一項六配電設備に準じ相當事項を記載する外支持物數、電線路長及變壓器等の事項を記載し尙圖面に依り申請内容を明にすること

4、工費豫算書

施行規則第三號様式に準ずること

5、工事着手及竣工豫定期限

本申請に係る共同組織が當該共同作業場に關し他の官廳に對し既に提出し又は提出せんとする他の助金交付申請書の寫又は申請概要を記載したる書面、並少くとも左の事項を含む當事者間の電氣料金に關する覺書を添付すること

キロワット數

一ヶ年中供給期間

晝間、夜間、晝夜間の別

供給料金

電動機電熱等の別に依り記載し尙同一配線より電燈供給を爲す場合は之に關しても相當記載すること

二、助成金交付申請書締切期日

- 第一期 昭和十年六月末日
- 第二期 同 年八月末日
- 第三期 同 年十月末日
- 第四期 同 年十二月末日
- 第五期 同 十一年三月十五日

東北六縣知事宛

仙電第一〇〇號  
昭和十年六月 日

仙臺逓信局長 三宅 枕一

東北地方農村工業共同作業場に對する配電設備助成に關する件

今般逓信省に於て東北地方農村工業共同施設助成の趣旨により可成低廉有利なる電力を利用せしむる目的を以て共同作業場用配電設備に對し本年度打切經費として總額金七萬二千八百一圓也を助成すること、相成候處右は東北地方電氣事業者の現下の配電設備普及及狀態に照し共同作業場に對する配電設備費全額を電氣事業者に負擔せしむることは採算上不適當なる場合多かるべく斯くては共同作業場に對し低廉有利なる電力の供給困難となるべく又需用者より工事寄附金を徴せしむること此の際妥當ならざるに付政府に於て左記に依り電氣事業者に助成金を交付することに相成りたる次第に御座候

尙本件は元來農林省關係の助成施設に迫らざるに付政府に於て左記に依り電氣事業者に助成金を交付することに相成りたる次第に御座候

追而本助成金は本年度打切經費なると助成配電設備選定上電力利用の共同作業場は可成速かに御決定相成様御配意相煩度尙乍御手数共同作業場經營者に對し右の趣旨を御傳達の上電動力に依る作業の普及方御配慮の程併せて御願申上候

一、工事寄附金負擔を必要とする農村工業共同施設配電設備に對し助成するものなり

二四四

一、前項の共同施設に成るべく村又は大字若は之に準ずる區域を單位とする地域居住民多數の相當長期に互り引續き利用する施設なること

三、農林省に於て其の施設を助成する中樞的共同作業場及之に附隨する共同作業場に對し一箇所當り配電工費決算額の七割を助成すること但し豫算額に餘裕あるときは他の農村工業共同作業場にも及ぼすものとす

四、本助成金は昭和十年度内に其の交付方を指令せられたる者に限り之を交付するものなること

第五十節 電柱税賦課

改正問題

電柱税改正に關する電氣業者よりの要望は常に全國の當業者を以て組織されてある電氣協會に依てなされてきた。即ち先づ要望の第一は電柱税の撤廢であるが電氣協會は大正十一年以降總會の決議を以て屢々當局に陳情してきた。そのいふところは電氣事業は國家的公益施設にしてその文化の發達、産業振興の原動力たることは政ていふまでもなく、故に國家は各種の公課を免除すべきものが負擔を輕減し以てその發達を助長すべきものと信ずる然るにこれに對し電柱税を賦課するなどは

正に之が發達を助長する所以ではない、といふのであつた。然るに事態は正にこれと反對に地方財政上の都合から事業の現状を顧みずひたすら電柱税の増徴を圖らんとする傾向が著しいので電氣協會は更に昭和九年十一月二十六日內務、大藏兩大臣に對し左の陳情を提出し電柱税賦課の妥當なる改正方を陳情した。

大藏大臣 高橋是清殿

內務大臣 後藤文夫殿

電柱税賦課改正に關する件

電柱税の賦課徴収は電氣事業が公共事業に屬し社會公衆の利害と離るべからざる關係を有するに鑑み電氣協會の前身たる日本中央九州三電氣協會より屢次之が廢止方陳情する所ありたるも遂に實現するに至らずして今日に及びたる次第に御座候處最近一に地方財政上の都合に依り事業者の現状を顧みず只管徴税額の増加を圖らんとする傾向逐年著しきもの有之事業者の苦痛甚だしきに至れるは洵に遺憾とする所に御座候べきものと思想被致候得共地方財政の關係上今直ちに之を斷行せらるゝこと亦不可能なりとせらるゝに於ては少くも事業者の現状を斟酌せられ課税の對照物たる工作物の實態に即して其の負擔力を考量し課税の輕減を圖ると共に賦課の公正を期せられ以て事業者の苦痛を除去せられんことを冀ふ次第に御座候

右見地に基き差向實現を希望する事項別

第一篇 電燈電力 第五十節

電柱税賦課改正問題

紙の通りに有之候間御採納被下候様御詮議被下度此段奉頓願候

(別紙)

一、課税標準を速に當初の標準に改められ

電柱税は當初利益配當率六分未満のものは課税なかりし其の後利益配當率四分以上のものにも課せらるゝこととなり更に内務省發地第五三號に依るものは其制限を三分に低下せらるゝに至れり、斯る低配當の電氣事業者に對する電柱税の賦課は事業の普及發達を阻害するものなるを以て少くも當初の標準に改められた

二、賦課率の制限を低下せらるゝと共に不當なる賦課を嚴重御取締願ひたし

(イ)電柱税本税及附加税の制限は賦課率の最高限度を定めたるものなるを以て重課に亘らざる程度に於て適當に賦課すべき旨大正十二年一月内務省發地第一一號依命通牒あるにも拘らず事實は全く之に反し低率なるものは漸次之に引上げらるゝ情勢にあるを以て右通牒の趣旨嚴重御勵行相成と共に此の際電柱税本税及附加税賦課率の限度を低下せられたし

(ロ)現在各町村より特別の事由なきに拘らず電柱税のみに對し他の雜種税附加税に比し著しく高率なる附加税賦課の申請を爲したる場合に於ても地方長

官は輒く之を許可せらるゝ爲電柱税は益々加重するゝの實情にあるを以て制限外不均一賦課の申請に對しては其の審査を嚴にせらるゝ様御配慮を煩し度

三、農漁山村の如き點燈少きものに對しては電柱税を減免せられたし電氣供給事業は一般的に見て急速の進歩發達を遂げたりと雖も農村に於ては尙特別の保護助長に賴る可きもの少からず右はその電柱一本當りの建設費と供給電力量を對比することにより自ら明かなるものあり故に之が實狀に應じ電柱税を減免せられむことを希望す

四、コンクリート柱及鐵製管柱は木柱と同様に賦課せられたし  
コンクリート柱及鐵製管柱は其の形狀木柱と同様に對し何等木柱と異なる所なきを以て木柱と同様に賦課せられたし  
五、鐵塔鐵柱の區別は左記に依られたし  
(一)鐵塔とは主脚材間隔一メートル以上なるもの  
(二)鐵柱とは主脚材間隔一メートル未満なるもの

現在各府縣に於て採用せられある鐵塔鐵柱の區別は甚だ區々に亘り不當なるもの少なからざるを以て右の通り統一せられたる日本電氣工業委員會に於て是認せられたる區別標準なるを以て最も公平妥當なるものと認められる

昭和十年にありては電氣協會は電柱税問題に



關し本部二回、東北支部一回の陳情運動を行つた。秋田縣に於ける電柱稅 秋田縣に於ては從増額計畫に關し陳情 來の電柱稅を一躍五割増と爲すの議が縣會を通過し、當業者の苦情とする所甚大なるを以て電氣協會は關係支部並に當業者とも連絡を採り之が對策を講究の上、同縣知事宛に斯る増額計畫は實施せられざる様陳情を爲すに決し同會東北支部を通じて左記陳情書を提出した。

昭和十年一月九日

社團法人電氣協會 會長 本間 利雄 秋田縣知事 兒玉政介 殿 電柱稅ニ關スル件

惟フニ電氣供給事業ハ既ニ諸種ノ名目ノモトニ多種多額ノ諸稅公課ヲ賦課セラレ居候處近時地方財政上ノ都合ニ依リ事業者ノ現況ヲ顧慮セラレズ只管徵稅額ノ増加ヲ圖ラレムトスル傾向逐年著シキモノ有之候カクテハ公共事業ニ屬シ社會公衆ノ利益ト雖ルベカラザル關係ヲ有シ且基礎的事業トシツ各般産業ノ隆替ト因果關係ニ在ル吾ガ電氣事業ノ發展ヲ阻害スル結果ヲ招來スベク邦家ノため遺憾ニ堪ヘザルモノ有之候 就テハ敝上御明察ノ上前記增稅計畫ハ之

ヲ實施セラレザル様ニ御配慮相煩シ度此段陳情仕候也 電柱稅附加稅の不均一課稅並制限 外課稅に關する東北支部の陳情 陳情書

東北地方ニ於ケル電氣事業ハ此處數年來著シキ進歩發達ヲ見ルニ至レルモ一般電氣利用ノ程度關東、關西地方ニ比シ未ダ比肩ノ域ニ達セズ益々其利用ト電力ノ普及ヲ計リ以テ文化ノ向上、産業ノ開發促進ニ努メサルベカラザル秋ニ御座候、幸ヒ政府ニ於テハ東北振興調査會ヲ設置シ東北振興ノ爲メ種々ノ施設ニ付研究相成居リ又電氣事業者ニ於テモ電氣事業本來ノ使命ニ鑑ミ只管設備ノ改善營業費ノ輕減ヲ計リ以テ通ク文明利器ノ普及ニ努メツツアルハ素ヨリ電氣事業者ノ執ルベキ途ナリト雖モ亦洵ニ刻下ノ急務ニシテ國家ノ爲メ欣快ニ堪ヘザル所ニ御座候

惟フニ貴縣電氣事業者ハ未供給區域ニ於ケル農村ヘノ供給ニ甚大ノ便益ヲ與ヘンガタメ今日迄屢々電柱稅ノ撤廢乃至輕減方ニ付貴縣當局ヘ陳情仕候得共遺憾ナガラ未ダ願意御聽許無之各電氣事業者ハ何レモ是等農村ニ對スル電燈ハ勿論農村電化用大小動力ノ供給ニ付至大ノ苦心ヲ致居候、然ルニ最近貴縣内市町村ニ於テハ財政逼迫ノ理由ヲ以テ電柱稅附加稅率ヲ増加セントシ課稅率ヲ不均一ナラシムルニ止マラズ尙ホ進ンデ制限外課稅ヲ徵センガ爲メ許可申請ヲ爲ス向増加ノ傾向アルハ甚大遺憾ニ堪ヘザル

所ニ御座候

前述セル如ク電氣事業者ハ未供給區域ノ供給、農村電化、各種農家ノ副業ノ發達ノ爲メ努力致居候秋ニ當リ如斯不均一課稅並制限外課稅ノ如キ重課ハ電氣事業ノ發達ヲ阻害スルノミナラズ延イテ之ガ需用者ニ對スル負擔ヲ増加セシムル因トナリ今後發展セントスル貴縣産業ノ進路ヲ阻止スルハ明ニシテ此點特ト御賢察被下貴縣事業者ノ苦衷ニ垂憐賜リ電柱稅附加稅ノ不均一課稅制限外課稅ハ申請アルモ之ガ御許可無之様謹ミテ及陳情候

昭和十年八月二十八日

社團法人電氣協會東北支部 支部長理事 加勢 清雄

岩手縣知事 石黒英彦 殿

新潟縣知事 宮脇梅吉 殿

山形縣知事 金森太郎 殿

秋田縣知事 兒玉政介 殿

東京市の電柱稅附加稅計畫 廢止に關する建議

昭和十年九月十八日

社團法人 電氣協會 會長 池尾 芳藏

社團法人 帝國鐵道協會 會長 杉浦宗三 郎

社團法人 鐵道同志會 會長 根津嘉一郎

東京市長 牛塚虎太郎 殿

電柱稅附加稅計畫廢止ニ關スル建議 電氣事業若ハ鐵道軌道事業ハ公益企業ニ

ハ之ヲ廢止相成度及建議候

### 第五十一節 災害時電氣施設對策に關し電氣協會陳情

電氣協會本部は災害非常時に於ける電氣工物の應急施設、その防護、復舊對策其他に關し昭和十年中左の陳情書を所管當局に提出した。

天災事變に際し電氣施設に關する陳情

昭和十年七月十七日

社團法人 電氣協會 會長 池尾 芳藏

逕信大臣 床次竹二郎 殿 電氣事業ノ普及發達ニ伴ヒ電氣供給上必須ノ施設タル電線路ガ國家社會ニ對シ負フ所ノ任務ハ重且大ナルモノ有之候現行電氣事業法ニ於テ其ノ施設並運用ニ關シ特別ナル保護規定ヲ設ケラントハ蓋シ此ノ任務ヲ圓滿ニ達成セシムルノ御趣旨ニ外ナラズト相信ジ候然ルニ現行法ニハ一朝天災事變ニ際シタル場合之ガ應急施設ヲ敏速ニスルニ必要ナル規定ニ於テ缺クル點有之爲メ送電ノ復舊ガ災害地ノ各般ノ復興上最モ急務ヲ要シ寸刻ノ猶豫ヲモ許サザルモ

シテ文化ノ發達産業振興ノ原動力タルハ敢テ多言ヲ要セス故ニ國家ハ地方鐵道補助法ヲ制定シテ地方鐵道ノ配當ヲ補償シ或ハ鐵道、軌道用地ノ地租ヲ免除シ或ハ都市計畫事業ニ於テ受益者負擔金ヲ免除スル等之レガ保護助長ヲ爲セリ然ルニ之ニ對シ電柱稅ヲ賦課スル者アリ斯クノ如キハ國家ノ助成政策ト矛盾スルモノニシテ洵ニ遺憾ニ堪ヘザル所ニ有之候 仄聞スル所ニ依レハ東京市ニ於テハ電燈電力用電柱並軌道用電柱ニ對シ其ノ基本數ヲ調査セラレ居ル趣ノ所右ハ電柱稅附加稅ノ計畫ニ基クモノナランカト斯業者實ニ恠々トシテ不安ニ驅ラレ居ル次第ニ候地方鐵道軌道ハ國家ノ交通機關トシテ重大ナル使命ヲ有スルニ拘ラズ經濟界ノ不況ト自動車ノ進出トニ因リ經營頗ル困難ニ陥リ其ノ使命トスル鐵道、軌道事業ノミニテハ到底其ノ任務ヲ全フスル能ハズ各種ノ副業ヲ營ミ以テ主體事業ヲ助成シツツアリ、而シテ昭和七年市場擴張以來法人ノ公課ハ益加重セラレ軌道稅及道路占用料ノ負擔亦輕カラズ此ノ秋ニ於テ新タニ電柱稅ヲ賦課スルコトアランカ忽チ甚大ナル打撃ヲ蒙リ延テハ交通事業ノ經營ヲ危殆ナラシメ其ノ發達ヲ阻害スルニ至ルノミナラズ元來軌道稅ヲ賦課セル場合ニ於テ其ノ目的、效用ガ共通不可分ノ軌道用電柱ニ對シ電柱稅ヲ賦課スルガ如キハ是レ實ニ二重課稅ニシテ苛斂誅求ノ誹ヲ免レサルモノト存候 實ニ敝上ノ實情ニ鑑ミ電柱稅附加稅ノ計畫

第一篇 電燈電力 第五十一節

災害時電氣施設對策に關し電氣協會陳情

二四七

ノナル場合其ノ進捗ヲ阻マレタル事例不尠候 送電ノ復舊遲延スルニ於テハ電燈供給ノ停止ニ依リ公安ノ維持上憂慮スベキ事應ヲ惹起スル虞レアルノミナラズ、電力供給ノ停止ハ水道瓦斯ノ供給杜絶、交通通信ノ斷絶、其ノ他一般公衆ノ生活ヲ脅スベキ幾多ノ事故ヲ發生セシムル等社會ニ及ボス影響極メテ重大ナルモノ有之電氣事業本來ノ使命ヲ全フスル能ハザルハ洵ニ遺憾ニ御座候 天災事變時ニ於ケル應急事項ニ關シテハ夙ニ土地收用法ニ規定スル所アルモ應急施設ニ要スル事業ノ認定ハ常ニ地方住民ト密接ナル關係アル市町村長ノ權限ニ委ネラル、爲メ公正迅速ナル處置ヲ期シ難キ憾ミアルヲ以テ天災事變ニ於ケル電線路ノ應急施設ニ必要ナル規定ハ之ヲ特ニ電氣事業法ニ於テ規定シ且ツ其ノ處分ニ關スル權限ハ之ヲ地方長官ニ屬セシメラレ以テ災害ノ復興ヲシテ一層迅速ナラシメラル、様御賢慮賜度奉 悃願候 右ハ昨年關西地方風水害當時ニ於ケル經驗ニ鑑ミ特ニ其ノ必要ヲ痛感致候次第何卒事情御洞察ノ上至急電氣事業法中改正方特別ノ御詮議相仰度當時各事業者ノ復舊工事狀況調査ヲ添ヘ此段陳情仕候 追而當協會ノ希望スル改正草案別紙御高覽ニ供シ候條御採擇賜度候 (別紙) 電氣事業法中改正案 法第九條ノ二(追加)

天災事變ニ際シ送電ノ復舊ヲ圖ル爲電線路ノ應急施設ヲ必要トスル場合ニ於テハ電氣事業者ハ第六條第一項、第七條第二項及前條第二項ノ規定ニ拘ラズ他人ノ土地ニ立入り植物ヲ伐除シ若クハ移植シ又ハ土地ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ電氣事業者ハ其ノ範圍ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス許可ヲ受ケタルトキハ工事着手前ニ其ノ旨ヲ土地ノ所有者及占有者又ハ植物ノ所有者ニ通知スベシ

第一項ニ依ル土地ノ使用期間ハ六ヶ月ヲ超ユルコトヲ得ズ

法第十條第一項(改正)

第六條、第七條、第九條及前條ノ場合ニ於テ現ニ生ジタル損失ハ電氣事業者之ヲ補償スベシ

(添付書類)

昭和九年拾貳月昭和電力株式會社報告要旨

昨年九月二十一日關西地方ヲ中心トシ殆ド全國的ニソノ災害ヲ蒙リタル未曾有ノ風水害ノ際左記地籍ニ於テ不幸當社北陸送電線ノ倒壊有之、之ガ復舊ニ當リ倒壊地ニ於ケル地主トノ交渉ニ甚シキ遲延ヲ來タシ之ガ爲メ當社電力ノ需要地タル大阪市ノ復興公安等ニ不尠迷惑ヲ及ボシタリ左ニ其ノ概要ヲ具陳ス

當社鐵塔倒壊地域ニ京都電燈株式會社京福線ノ交叉個所アリ當社ト同様ノ事例ニ遭遇致サレタル趣

左記

- 一、鐵塔倒壊地域ノ狀況
  - (イ)倒壊地 滋賀縣高島郡百瀬村大字中ノ庄、同知内、海津村大字海津(琵琶湖畔ニテ地質軟弱ノ土地)
  - (ロ)倒壊月日 昭和九年九月二十一日
  - (ハ)送電線 北陸送電幹線(十五萬四千ワット)特別高壓送電線
  - (ニ)倒壊基數 五基(中ノ庄地域三基、知内地域一基、海津地域一基)此ノ延長約三軒
- 二、假工事用地交渉願末
  - (イ)其 中之庄地域ニ於テ京都電燈株式會社京福線鐵塔一基倒壊セリ
  - (ロ)假工事用地交渉願末

前項記述ノ通り倒壊基數五基、延長三軒ニ及ビタルヲ以テ本線ヲ其儘復舊セシムルコト不可能ナリキ應急處置トシテ本線經過地ニ添ヒ木塔ニ依リ假工事ヲナスノ方針ヲ樹立シ左記條件ヲ提示シテ用地交渉ヲ開始シタル趣

(イ)本柱、一本二圓

(ロ)支線一本一圓

(ハ)踏荒料米一升

(ニ)線下ハ立會ノ上實損害支拂

(三)知内區民ハ克ク當社送電線ノ復舊ガ寸刻ノ猶豫ヲ許サザルモノナルコトヲ理解シ直チニ當社ニ希望ヲ容レルト同時ニ同區長自ラ現地ニ地主等ヲ引率シテ會社ノ必要ナル土地ヲ會社ノ單價ヲ以テ自由ニ利用セシムル様態ヲ要求ス

然ルニ中ノ庄區民ハ區民會ヲ開イテ結束

規定セラレ居ルモ前述ノ通り地籍町村長ガ地主側ノ代表ノ如キ態度ニ出タル場合ハ法ノ公平ナル運用ヲ期シ難シ右ノ如キ事情ニ依リ豫定日數ヨリ約五日間ノ遅延ヲ見タリ

非常災害時に際シ電氣工作物防護並ニ迅速復舊對策ニ關スル陳情書

昭和九年九月近畿地方ニ襲來セシ未曾有ノ颱風ハ海陸山河到ル處ニ莫大ナル慘害ヲ及ボシタルハ今猶ホ記憶ニ新ナル所ニ御座候而シテ電氣事業ニアリテモ發、變電所ノ浸水、送、配電線路ノ破壞等被害夥シク一時其機能ヲ喪失スルノ已ムナキニ立到リ社會一般ノ活動ニ障礙ヲ及ボシタルハ洵ニ遺憾トスル所ニ有之候仍テ當協會ハ災禍ノ直後風水害豫防調査會ヲ設ケ右等災厄ノ豫防並災害時ニ於ケル應急對策ニ關シ鋭意調査研究ヲ重キ候結果電氣工作物其他關係施設物ニ於テモ今後幾多改善ヲ必要トスル點アルヲ認メ不日調査完了ヲ俟ツテ夫々ノ改善案ヲ具シ巨細御報告仕度ト存居候然ル處今秋二十日、二十一日等颱風季モ目前ニ接近致居候折柄別紙記載ノ事項ニ就テハ此際特ニ監督官廳ノ御裁量ヲ相仰キ以テ事變ニ際シ善處ノ途ヲ講シ度候條何卒御賢察

シ左ノ決議ヲナシ

- 決議 (イ)穴一ツ二十圓(穴ノ大小ヲ問ハズ)
- (ロ)踏荒料 坪六十圓
- (ハ)線 下 線一本一圓ニツキ二十錢
- (ニ)七本アルヲ以テ一圓ニツキ一圓二十錢
- 會社ガ此ノ要求ヲ容レザレバ一步モ土地立入ヲサセナイ又土地ノ使用モ一切罷リナラヌト言フ強硬ナル態度ニ出タリ、右ノ單價ニヨリ會社ノ必要トスル土地代ヲ算定スレバ中之庄地域ノミニテ一萬圓以上トナリ此ノ單價ヲ以テ他ノ地域ニ均霑スルコト、セバ其額莫大ナリ
- 事業者ガ復舊遲延ニ依リ蒙ル損害ト比較スレバ或ハ斯ル不當ナル代金ヲ支拂フモ猶得策ナラヌモ是ガ將來ニ及ボス影響ヲ考フルトキ、斯ル不當ノ要求ヲ直チニ承任スルコト能ハズ何トカ讓歩ノ途ナカラムカト協議セントスルモ區長始メ各地主共多忙ニ名ヲ藉リ會見ヲ避ケタリ

三、地元警察官ノ態度

其間ニ於ケル地元警察官ノ態度ヲ申上グルルニ中之庄方面ニ於テ斯ル態度ニ出デタルヲ以テ止ムナク地元警察官ノ仲介斡旋方申出タル處(イ)猶地主側ト協議ノ餘地ガアル様ニ思フ(ロ)又假リニ仲介ニ立ツトシテモ金錢ノ多寡ニハ關係出來ナイガ只公安ノ爲メ至急工事ニ着手シ得ル様態ヲ進メヨト區民ニ懇進スルニ過ギヌ

トノ回答ナリキ

四、縣當局ノ態度

斯クシテ約一週間ヲ經過シタリ愈々電氣事業法ノ救済ヲ仰グヨリ外途ナントノ見解ニテ縣當局ニ陳情セシ滋賀縣ガ直接ノ災害地ニアラザリシ事ヤ新聞ノ報ズル處區々ナリシ等ノ爲メ最初ハ諒解ヲ得難キ様ナリシモ當社總務ノ説明ニ依リ電氣事業法第九條ノ申請ヲ即日許可スルヲ以テ至急提出セヨトノ内諾ヲ得タリ依ツテ至急其準備ニ着手セシ處前記中之庄區民モ此ノ狀況ヲ察知シ急ニ協議ニ依リ解決シ度シトノ態度ニ出タルヲ以テ當社モ之ニ應ズルコト、シ縣當局ノ仲介ヲ得テ二十八日ニ圓滿解決ヲ見タリ

先方ニ於テ相當ノ讓歩ヲナシタルモ猶會社ニ於テハ莫大ノ犧牲ヲ忍ビタリ

五、希 望

當社ガ最初カラ電氣事業法ニ據ラザリシハ同法ノ規定スル處ニ依レバ許可ヲ得タル場合少クトモ五日前ニ通告スルコトヲ必要トスルコトハ換言スレバ五日後ニ非ザレバ工事ニ着手スルコト能ハザル次第ニテ此以前ニ圓滿解決ヲ期シタル爲メナリ

斯カル天災地變ニ際シ故意ニ協議ヲ遷延セラル、コトハ電氣事業者ノ蒙ル損害ハ外トシテモ治安維持其他ノ見地ヨリ其及ボス處測リ知ル可ラザルモノアリ

又土地收用法第十五條ニ於テ地籍町村長ノ認定ニ依リ強制土地使用ヲナシ得ル旨

願候

ノ上本陳情ノ趣旨御採納相蒙リ度此段奉懇

(別紙) 陳情事項書

一、非常災害時に際シ電氣工作物被害復舊ニ必要ノ場合電氣事業者ニ對シ公衆電話ノ優先通話ノ御承認ヲ相願ヒ度キコト

理由 非常災害ノ爲メ電氣事業者ノ私設電話及保安通話設備破壞セラレタル場合事業ノ性質上片時モ早ク送電ノ復舊或ハ運輸ノ恢復ヲ致シ一般保安ノ上ニモ御貢獻申上ケ度キモ現場復舊作業上最モ必要ナル通信連絡杜絶シ廣範圍ニ互ル區域ノ狀況ヲ知ルニ由ナク自然徒ニ復舊ノ遲延ヲ見ルニ到ル次第ニ御座候斯ル場合公衆電話ニモ多大ノ被害アルハ勿論ト存セラレ候へ共尙往々無故障線ノ有之場合アリ此ノ場合通話ノ性質ヲ稽查シ特ニ其ノ無故障線ノ使用ヲ許サルカ如キ場合ニハ電氣事業者ノ故障復舊用通話ハ必ス其ノ内ニ加ヘラレ應急措置ニ至便ヲ得ラレ候様各通信局等へ御通達相願度シ

二、左記ノ如キ重要ナル場合ニハ私設電話又ハ保安通話設備トシテ在來ノ有線電話搬送電話等ノ外更ニ短波長又ハ超短波長ノ無線通信設備ヲ併置致度ニ付爾今右様ノ申請ニ對シテハ御認可相願度キコト

(一)重要ナル隣接事業者相互間

(二)重要ナル發、變電所相互間

(三)重要ナル電氣鐵道車庫及運輸指令所間

理由 現今電信法ニ據ル私設電話及電氣事業法ニ據ル保安通信設備ハ主トシテ有線電話ヲ使用シ最近搬送式電話ノ施設アルモ搬送式ハ甚ダ高價ナルカ爲長距離送電ノ場合ノ外一般的ニハ未タ利用ノ域ニ達セス且先般ノ災害時ニ於ケル實例ニ徴スルニ送電線ノ被害ニ伴ヒ長ク其用ヲナサリシモノ多シ

依リテ前掲ノ如キ重要場所ニハ從來ノ設備ニ加ヘ更ニ無線電話ノ設備ヲ併置シ以テ通信連絡ノ完全ヲ期シ度次第ニ付右様ノ申請有之場合ハ御認可被成下様奉懇願候

三、非常災害時ニ際シ必要アル場合隣接電氣事業者相互間ニ於テ私設電話又ハ保安通信設備ノ一時の連絡ヲ計ル爲機宜ノ處置ヲ講ズルモノニ對シ簡易ナル御許可方法ヲトシ度キコト

理由 電氣事業者相互間ノ電力需給關係極メテ密接ナルニ至リタル今日非常災害時ニ際シテハ相互ノ交渉ニ依リ機敏ナル處置ヲ講ジ以テ或ハ復舊ノ速カニシ或ハ送電ノ連絡ヲ圖ルノ必要アリ斯ル場合應急の便宜ノ處置トシテ隣接事業者間ノ通信設備ヲ臨時接続連絡シ其ノ效用ヲ發揮致度ニ付右機宜ノ處置ニ對シテハ格段ニ簡易ナル御許可手續ニ依ララル様是亦各通信局長等へ御通達相煩度候

第五十二節 大日本電力 東部電力合併

大日本電力會社(資本金八千四百萬圓)内拂込六千二百四十七萬八千餘圓)はかねて東部電力會社(資本金三千十萬圓)拂込二千三百十三萬五千圓)の株式の三分の一を占めてその支配權を握り合併の機會を待つてゐたが、昭和十年十一月廿九日兩社重役間に合併の假調印が成立した。その要綱左の通り

第一篇 電燈電力 第五十二節 大日本電力東部電力合併

序及其供給電力ノ分量等ニ關シテハ監督官廳機敏ニ之ヲ指揮セラレ以テ急速善處ニ遺漏ナキ様處置アリ度キコト

理由 非常災害時ニ於テ鐵道、通信、水道、新聞、食料品關係ノ市場、工場並街路照明等ハ一般保安、衛生ノ上ニ重大ナル關係アルヲ以テ一刻ト雖モ速カニ送電シ其職能ヲ全クセシメサル可カラズ先般ノ災害ニ際シテモ各事業者共其方針ヲ以テ實行ヲ期シタルモ當時ノ實例ニ徴セバ中ニハ斯ル一般公安ニ關スル實情ヲ無視シ寧ロ沒義道ノ苦情ヲ申出タルモノアリシ爲其實行ニ不尠不便ヲ感ジタリ又發電所變電所等ニアリテモ送電復舊ヲ敏速ナラシムル爲相互電力ノ融通救済等ニ關シ臨機ノ處置ヲ講ズル必要多シ斯ノ如キ場合ハ監督官廳ノ機敏ナル指揮裁量ニ俟ツテ適當ト認メララルヲ以テ此點御諒察ノ上前來申上候ト同様各通信局長等へ夫々御通達相成度切望ニ不堪候

市街地屋根葺トタン飯、看板、廣告塔等構造強化ニ關する陳情 昭和十年七月廿七日 社團法人 電氣協會 會長 池 尾 芳 藏

要目をみるのではないかとさへ取沙汰されたが、結局五月三十日に至り正式認可發令され六月一日を以て合併成就した。

兩社合併の経緯 この合併問題は新たに發生したものでなく、元來大日電は舊稱北海道電燈時代から東北電力界制覇、更には關東東界月東邦系の保有する東部株式一萬六千餘株を肩替りして傍系北電興業の持株十萬七千餘株と合せ、總株數六十萬二千株の三分の一を確保し爾來東部電力の支配權を掌握してゐたものである。従つて合併後その經營方針にさしたる變化なきことが窺はれる、合併條件八對十は東部に厚く大日電に薄しとの批評があるが、大日電がかゝる不利益を忍んでまで合併を敢行したのは外ならぬ大日電の東北制覇政策に出でゐること疑ひなしとしても、然しこの東北電力界の制覇も合併の目的には相違ないが大日電にすれば營業區域が北海道、北關東の三地方に分れる結果、天變地異或は農作の豊凶による一地方の營業不振は他の二地方でカバーし得る様になり、また一方東部の方も合併により頗る有利な結果を招くこととなる。といふのは福島縣下の小化學工場は近來の繁忙で需要激増を續けてゐるがそれらの電力料金は從來の特殊料金から殆ど倍額に引上げられ二重の寄與を受けてゐる。これら化學工業會社は創設時代を低廉な特殊料金で保護されてきたため社業も確立しており引上料金に充分堪へ得られるし、今後もまだく

及ボシタルハ今尙記憶ニ新ナル所ニ御座候而シテ電氣事業ニアリテモ之ガ爲各種ノ工作物ニ夥シキ損害ヲ蒙リ一時送電ノ機能ヲ喪失スルノ已ムナキニ立到リ社會百般ノ活動ニ一大障害ヲ及ボシ候ハ洵ニ遺憾トスル所ニ有之候是ニ於テ當協會ハ災禍ノ直後風水害豫防調査會ヲ設ケ遺蹟ノ實狀ニ鑑ミ將來ニ對スル災厄ノ防止等鋭意調査研究ヲ重ネ候結果電氣工作物其他關係施設物ニ於テ今後幾多改善ヲ必要トスル點ヲ認メ不日調査完了ヲ俟テ其ノ改善策ヲ具シ巨細御報告ノ心組ニ致居候而シテ先般風災ノ實例中最モ煩雜且多岐ヲ極メタル被害ハ市街地配電線ニ於ケル細大トナキ斷線ニシテ之等ヲ當會ニ於テ精細調査シタル結果右ハ電線自ラ風壓ニ耐エズシテ切斷ニ至レルモノト認ムベキモノ甚少ク大部分ハ電柱等ノ損壞ニ原因スルモノ及屋根葺トタン飯、看板、廣告塔等ノ如キ外物ノ破損飛來シ電線上ニ落下衝撃切斷セルモノニ外ナラズ候

申上ル迄モナク電氣ノ供給ハ一般交通、衛生、保安ノ上ニ至大ノ關係ヲ有スル次第ニ候間業者自ラモ其重責ニ鑑ミ將來一層施設改善ニ力ヲ須フヘキハ勿論ニ候ヘ共前掲ノ如キ大風ニ際シ飛散シ易キ施設物ニ對シテハ今後一層其取附方法等鞏固ニシテ出來得ル限り再ビ先般ノ如キ大損害ヲ生ズルコト無之様致度特ニ都市内建造物ノ御取締方ニ付テハ急速適當ノ御高慮相仰キ度此段奉懇願候 敬具

需要の増加があるものとみられる。また茨城縣下の炭田方面も可なり進出の餘地があり、これらの供給策としては日橋川發電所の増設工事が完成すれば八千五百キロを増し、これで購入電力を廢止して不足分を補給し更に需要増加に應ぜんとする譯である。これらの諸事業はこの合併によつて更に圓滑に遂行されるものと思はれるが、大日電の宿望たる東北制覇もこれを一轉機として大いに前途有望となつた。

# 第二編 電氣鐵道軌道

1 — 56

|      |                   |    |
|------|-------------------|----|
|      | 概要目次              |    |
| 第一節  | 總觀                | 一  |
| 第二節  | 昭和十年電鐵界年誌(一月—十二月) | 三  |
| 第三節  | 國鐵電化計畫            | 一九 |
| 第四節  | 帝都交通統制問題          | 二二 |
| 第五節  | 名岐愛電合併問題          | 二四 |
| 第六節  | 全國交通網調査           | 二六 |
| 第七節  | 地方鐵道軌道運賃割引規程      | 二七 |
| 第八節  | 各地方鐵軌懇話會          | 二九 |
| 第九節  | 大型バス取締            | 三〇 |
| 第十節  | 東京市電更生案           | 三二 |
| 第十一節 | 交通協議會の設置          | 三六 |
| 第十二節 | 伊勢電整理と關西急行鐵道創立    | 三八 |
| 第十三節 | 昭和十年地方鐵道異動        | 四〇 |
| 第十四節 | 昭和十年軌道異動          | 四四 |
| 第十五節 | 地方鐵道現況            | 五三 |
| 第十六節 | 軌道現況              | 五五 |

## 日本海電氣株式會社

資本金 三千二百五十萬圓  
富山市櫻橋通一

|       |      |
|-------|------|
| 社長    | 山田昌作 |
| 常務取締役 | 新田與一 |
| 同     | 吉見靜一 |

第二編

電氣鐵道軌道

1 — 56

概要目次

|      |                   |    |
|------|-------------------|----|
| 第一節  | 總觀                | 一  |
| 第二節  | 昭和十年電鐵界年誌(一月—十二月) | 三  |
| 第三節  | 國鐵電化計畫            | 一九 |
| 第四節  | 帝都交通統制問題          | 二二 |
| 第五節  | 名岐愛電合併問題          | 二四 |
| 第六節  | 全國交通網調査           | 二六 |
| 第七節  | 地方鐵道軌道運賃割引規程      | 二七 |
| 第八節  | 各地方鐵軌懇話會          | 二九 |
| 第九節  | 大型バス取締            | 三三 |
| 第十節  | 東京市電更生案           | 三四 |
| 第十一節 | 交通協議會の設置          | 三六 |
| 第十二節 | 伊勢電整理と關西急行鐵道創立    | 三八 |
| 第十三節 | 昭和十年地方鐵道異動        | 三九 |
| 第十四節 | 昭和十年軌道異動          | 四〇 |
| 第十五節 | 地方鐵道現況            | 四三 |
| 第十六節 | 軌道現況              | 四五 |

日本海電氣株式會社

資本金 三千二百五十萬圓  
富山市櫻橋通一

社長 山田昌作  
常務取締役 新田與一  
同 吉見靜一

# 第二編 電氣鐵道軌道 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第一節 總 觀                    | 一  |
| 交通統制問題                     | 一  |
| 交通協議會の設置                   | 二  |
| 未成線の整理                     | 二  |
| 大型貸切自動車取締                  | 二  |
| 運賃割引規程の制定                  | 三  |
| 第二節 昭和十年電氣界年誌              | 三  |
| 一月                         | 三  |
| 東海道中央線短絡計畫成る               | 三  |
| 電氣スピードの規程緩和さる              | 三  |
| 朝鮮鐵道局の建設計畫                 | 三  |
| 鐵道省電化運轉に備へ送電線建設に着手す        | 四  |
| 大岩名古屋市長の斡旋で名岐愛電の合併具體化す     | 四  |
| 私鐵合同統制の機關設置を促進             | 四  |
| 二月                         | 四  |
| 鐵道同志會總會                    | 四  |
| 全國交通網調査成る                  | 五  |
| 京阪省線電化の設備改良計畫              | 五  |
| 三月                         | 五  |
| 東京高速對東京地下鐵新橋虎ノ門間競願問題       | 五  |
| 京都吹田間電化の工事準備完了す            | 六  |
| 阪神電氣首腦部更迭                  | 六  |
| 四月                         | 六  |
| 福島米澤間電化の經濟調査に着手            | 六  |
| 名古屋天龍峽間の直通運轉開始             | 六  |
| 富士身延鐵道の社債償還再延長             | 六  |
| 五月                         | 六  |
| 新潟合同自動車白根バスを合併             | 七  |
| 廣島鐵道局開設の準備に着手す             | 七  |
| 帝都交通委員會が圓タク統制に着手           | 七  |
| 地方鐵道軌道運賃割引規程發令さる           | 七  |
| 電力回生機關車の公式試運轉に成功           | 八  |
| 六月                         | 八  |
| 國鐵工務關係改良費割當                | 八  |
| 國鐵電氣關係改良費指定豫算額             | 八  |
| 關門トンネル崩落準備に着手す             | 九  |
| 鐵道工務會議                     | 九  |
| 全國交通統制に調査局乗り出す             | 一〇 |
| 七月                         | 一〇 |
| 大阪電氣聯合會交通統制を協議             | 一〇 |
| 鐵道省車輛新製                    | 一〇 |
| 地方鐵道軌道の統一に就き名古屋商議陳情す       | 一一 |
| 京王が武藏を合併                   | 一一 |
| 非常災害時に關し地方鐵道軌道運輸復舊對策に關する陳情 | 一二 |
| 東京市電氣事業更生審議會設置             | 一二 |
| 八月                         | 一二 |
| 參急伊勢電の合併成る                 | 一三 |
| 名鐵の連絡計畫                    | 一三 |
| 高速鐵取締は軌道法を適用               | 一三 |
| 省營バス反對運動                   | 一三 |
| 九月                         | 一三 |
| 單軌式電車の出現                   | 一四 |
| 河川法第三十二條第二項改正陳情            | 一四 |
| 十月                         | 一四 |
| 大型バス取締の依命通牒を發す             | 一四 |
| 道路費分擔に關し内務省通牒を發す           | 一五 |
| 東京近郊の省線改良案                 | 一五 |
| 鐵道省がバス網協定を斡旋               | 一五 |
| 第二十五回鐵道車輛研究會               | 一六 |
| 梅田難波間地下鐵開通                 | 一六 |
| 十一月                        | 一六 |
| 名古屋市長がバスを買収                | 一七 |
| 米原敦賀間電化を要望                 | 一七 |
| 高速度線の統制                    | 一八 |
| 東横電鐵が王電株を買収                | 一八 |
| 交通協議會の設置                   | 一八 |
| 十二月                        | 一八 |
| 國鐵新建設二十線鐵道會議で決定            | 一八 |
| 王子電軌社長に本間利雄氏就任             | 一九 |
| 第三節 國鐵電化計畫                 | 一九 |
| 都市中心線                      | 一九 |
| 急勾配隧道線                     | 二〇 |
| 名鐵局の電化計畫                   | 二〇 |
| 京阪神電化施設工事繰上げ               | 二〇 |
| 京都神戸間線路増設                  | 二〇 |
| 神戸鷹取間線路増設                  | 二〇 |
| 和田岬線路増設費                   | 二〇 |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 三宮驛改良             | 三 |
| 神戸旅客驛改良           | 三 |
| 兵庫驛改良             | 三 |
| 信濃川發電工事進捗         | 三 |
| 第四節 帝都交通統制問題      | 三 |
| 交通統制の機運起る         | 三 |
| 東京商工會議所の統制案       | 三 |
| 大東京交通統制に關する意見     | 三 |
| 都市研究會の統制會社設立案     | 三 |
| 第五節 名岐、愛電合併問題     | 三 |
| 合併の經過             | 三 |
| 名岐鐵道の議案           | 三 |
| 愛知電鐵の議案           | 三 |
| 合併假契約書            | 三 |
| 名古屋鐵道と社名變更        | 三 |
| 第六節 全國交通網調査       | 三 |
| 第七節 地方鐵道、軌道運賃割引   | 三 |
| 規定                | 三 |
| 割引規程に關する官民協議會     | 三 |
| 全國私鐵業者の動搖         | 三 |
| 鐵道省依命通牒を發す        | 三 |
| 地方鐵道、軌道運賃割引規程適用要綱 | 三 |
| 第八節 各地方鐵軌懇話會      | 三 |
| 山陽四國鐵道同志會         | 三 |
| 鐵道運輸研究會           | 三 |
| 金澤鐵軌懇話會           | 三 |
| 關西鐵軌懇話會           | 三 |
| 西部鐵軌懇話會           | 三 |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 第九節 大型バス取締      | 三 |
| 大型バスの進出         | 三 |
| 監督局依命通牒を發す      | 三 |
| 第十節 東京市電更生案     | 三 |
| 東京市電氣事業更生審議會設立  | 三 |
| 市電更生東交案         | 三 |
| 東交側更生案大要        | 三 |
| 第十一節 交通協議會の設立   | 三 |
| 交通協議會規程         | 三 |
| 協議會委員           | 三 |
| 第十二節 伊勢電整理と關西急行 | 三 |
| 鐵道創立            | 三 |
| 伊勢電整理案          | 三 |
| 伊勢電整理の經過        | 三 |
| 第十三節 昭和十年地方鐵道異動 | 三 |
| 敷設免許            | 三 |
| 工事施行認可          | 三 |
| 開業              | 三 |
| 買收              | 三 |
| 免許失効並ニ取消        | 三 |
| 工事着手            | 三 |
| 會社合併            | 三 |
| 運輸營業廢止          | 三 |
| 目的事項變更          | 三 |
| 動力變更            | 三 |
| 資本減少並ニ増加        | 三 |
| 本社並ニ事務所移轉       | 三 |
| 代表者變更           | 三 |

|               |   |
|---------------|---|
| 營業管理委託並受託     | 三 |
| 社債募集          | 三 |
| 讓渡許可並ニ實施      | 三 |
| 軌道ヲ地方鐵道ニ變更    | 三 |
| 商號變更          | 三 |
| 會社解散          | 三 |
| 鐵道敷設權讓渡       | 三 |
| 第十四節 昭和十年軌道異動 | 三 |
| 敷設特許          | 三 |
| 工事施行認可        | 三 |
| 開業            | 三 |
| 特許失効          | 三 |
| 會社解散          | 三 |
| 軌道ヲ地方鐵道ニ變更    | 三 |
| 代表者變更         | 三 |
| 工事着手          | 三 |
| 本社變更          | 三 |
| 動力變更          | 三 |
| 社債變更          | 三 |
| 會社合併          | 三 |
| 資本減少          | 三 |
| 定款變更          | 三 |
| 第十五節 地方鐵道現況   | 三 |
| 開業線           | 三 |
| 工事施行認可線       | 三 |
| 敷設免許線         | 三 |
| 第十六節 軌道現況     | 三 |
| 開業線           | 三 |
| 工事施行認可        | 三 |
| 敷設特許線         | 三 |

# 第二編 電氣鐵道、軌道

## 第一節 總觀

昭和七年度に於いて不況の底を突いた電氣界は先づ國有鐵道が八年度以來累進的な収入増加の實績を擧げて好況來の曙光を見せ、續いて私鐵會社の業績も大體に於いてインフレ景氣に依る運輸收入の増加と、低金利に依る利拂負擔の軽減から漸く好轉の傾向を示すに至つた。國有鐵道の最近十年間に於ける純益金累年表を見るに近年に於ける頂點は昭和二年度であつて前年度より七百萬圓以上殖えてゐる。これを頂點として三年度二百二十九萬圓減、四年度千六百八十萬圓減と毎年引續いて著しい遞減となり五年度の如きは更に四千三百萬圓以上と云ふ激減を見、六年度七百萬圓、七年度更に七百萬圓と漸減した。而して七年度を底として八年度以降は漸く一陽來復の感を呈し純益金も遽かにめきめきと増加した。即ち八年度は二千七百萬圓以上、九年度は一千二百萬圓以上、孰れも前年度に對して増加したのである。これは實に著しい好轉振で、十年度も相變らず好調を續け、更に種々の改良施設も夫々所期の効果を擧げた。纏つ

第二編 電氣鐵道、軌道 第一節 總觀

て私鐵界の業績を見るに、昭和八年以降に於いて、インフレ景氣に依る運輸收入の増加と低金利に依る利拂負擔の軽減から漸く好轉の傾向を示すに至つたと云へ、この傾向は都市近郊の一、二流電氣會社にのみ見る處であつて、僻地の地方に散在する數多の私鐵會社は依然として不振の業績を續け、全國地方鐵道、軌道會社二百六十餘會社の約七割は無配當の有様で殆ど想像もし難いやうな窮境に喘いでゐる。この原因となるものは、要するに新興勢力たる自動車の壓迫、資本の固定、借金過多、その上、交通界がバスの進出に依つて全く無統制、混亂の状態にあつたことが重大なる一因である。かくて私鐵會社の更生策は自動車の交通を統制する一方各私鐵會社が合同統制を行ひ、營業經費の節減、借入金利率の引下等の外ないとき、昭和十年度はこれらの解決を目標として、大型バス取締の實施、地方鐵道、軌道運賃割引規程の制定、借入金利率の引下げ等が行はれて次第に立直つて來たのであるが、中以下の私鐵業者は未だ經營難の重壓に沈淪する者多く、今後は益々本格的な交通統制時代にはいるべき傾向を示してゐる。即ち之まで自由主義に依つて普及

され、陸上交通機關は、十分に再吟味されねばならぬ時機に達したのであり、利用者から見ても、經營者から云つても適當に統制されるべき必要であり、統制の必要は萬人がひとしく認める處であるが問題は其の具體的方法如何と云ふ點に集中された。

交通統制問題 昭和十年二月一日夜東京九ノ内東京會館に開催された鐵道同志會定時總會懇親會席上に於いて内田鐵相の代理として喜安鐵道次官は國有鐵道對地方鐵道、軌道問題並に地方鐵道、軌道の合同統制に關し次の如く語つた。

數年來本邦に於ける地方鐵道、軌道も激しい競争並に一般社會經濟の不況に伴ひ尠からぬ不況に陥つた結果最近漸く他の産業と同様に統制機運が高まりつゝあるが、如何に實行可能なる合理的統制案を案出するか目下の懸案とされてゐる。幸ひ鐵道同志會が地方鐵道合同統制に關する特別委員會を設けて盡力する一方、更に東京商工會議所を主體とする帝都交通統制協議會或は大坂電氣聯合會等々つわを並べて同一目的の下に研究を進めてゐる事は眞に喜ばしい事といはねばならぬ。此大なる事業が諸氏の努力により進展するならば鐵道省當局は勿論これが確立の爲に援助の勞を惜しまぬものである。唯一日も早く此高まりつゝある統制機運が具體的實施に進む様深く期待してゐる。尙最近の國鐵が非常な好況を呈しつゝある事並にその反面に地方鐵道が不況裡に在る事から國有鐵道の地方鐵道に對する壓迫、挑戰等の如く云ふものがあるが

頗る心外である。本來から兩者の對立は許されず互に相携へて本邦交通業の發達に努力すべきだ。最近の統計によれば國鐵の延長距離は約一六、五〇〇キロに上つてゐるが、その内約五、五〇〇キロは民間線を買収して經營してゐるもので、いはば國鐵の三割三分は民間の手により建設されたものといふべく、我が國鐵道史に對する民間鐵道が貢獻せる處こそ莫大なるものと云へよう。又今後の増設計畫も國鐵七千キロに對し民間が三千キロの計畫を有してゐる事は將來の鐵道發達に民間事業の有する任務は頗る重大たるものがあり、今後益々衷心より國鐵との緊密な握手を望むものである。

而して内田鐵相は五月八日内務省に開かれた地方長官會議の席上に於ける訓示の中に「交通統制と申しましたも、合同とか共同經營とかの如く高度の統制もあり、營業管理運賃管理又は運賃協定の如き低度の統制もあるものであります。近時鐵道省に於きましても常にこの交通統制といふことを重大なる一つの基準として各地の行政處分を行つてゐるのであります。」と述べてゐるが、この建前から鐵道省では交通協議會の設置、未成線の整理、大型貨切自動車取締、運賃割引規程の實施、借入金利率の引下等を実行して、統制強化と私鐵の經營難打開に努め、更に高速度鐵道法の制定準備、バス讓渡に關する許可方針の確立、伊勢電整理と關西急行鐵道の創立、愛電名岐の合併等、官民提携、着々として交通統制の効果を擧げ

た。

交通協議會の設置 統制の具體的方法に就いては鐵道同志會その他民間側に於ても調査研究が進められてゐるが、鐵道省では各地方鐵道局に交通協議會を設置して、鐵道省所管事務に關する重要事項に就て協議を行ひ、その施設の改善並に關係諸事業との聯絡統制を圖ることになり、昭和十年十一月二十二日交通協議會規程並に人選を發表した。同協議會は全國の各地方鐵道局毎に設置せられ、その名稱には各地方鐵道局名を冠し會長は鐵道局長を以て之に充て、委員會には軍部、鐵道、地方長官、その他我が國交通關係の諸權威を網羅したもので、これが成果は我國交通機關の國防的並に産業經濟的見地よりの發達充實に資するは勿論、更に一步を進めて我國交通統制の中央機關設立の前提とも云ふべきものであつた。(後節參照)

未成線の整理 全國に於ける地方鐵道の未成線は昭和十年三月末日現在に於いて、三、一四四餘、軌道の分が七八五餘といふ數字を示した。この中に含まれる未成線の中には工程が可成り進められて遠からず竣工の望みあるものも多少あつたが、大部分は期限延期を重ねたもので殆ど完成の見込なきものであつた。期限延期申請を繰返して居ることに付ては勿論種々の理由もあつたが、未成線の檢利が存在することは運命未定の懸案が横はつて居ることであつて、新しい交通機關の登場を展止めたり、交通統制の障礙となつたりするのみならず、財産の内容を堅實にする點か

ら考へて未成線が相當の理由なく残存して居ることは、整理されるべき財産が繰延べられて居る譯で、交通統制の立場から觀て、未成線の整理は早急に解決されねばならない問題であつた。鐵道省は之が整理に努めた結果、昭和十年四月から十一月までの八ヶ月間に八二七餘の整理に成功した。此の數字を八年度の三六一餘、九年度の三三五餘に較べると、格段の増加であつた。

大型貨切自動車取締 大型貨切自動車は最も時勢に適した尖端的運送事業であり、交通界の寵兒となつたが、然しその反面に於ては亦地方鐵道、軌道事業、或ひはその他の遊覽旅客運輸事業の經營に多大の脅威を與へた。昭和九年十二月末日に於ける大型貨切自動車の事業者數、二五七、認可輛數五六一輛であつたが、時勢に適した交通機關として、その發達並にその數字の増加は著るしいものがあり、他の交通機關との關係は益々錯雜の傾向を示した。即ち地方鐵道、軌道及旅客自動車運輸事業は何れも一定の路線を定期に運行するを必要條件とし、また旅客の乗降も一定の場所に限られ、たとへば閑散時と雖も公共事業たる使命を完うするため多大の犠牲を顧みず旅行の利便と運輸の正確とを期することを必要とし、殊に地方鐵道、軌道の如きは巨額の資本を固定せしめ、長年月後の採算に望みをつゝ、地方の開發公共の利便増進に努力しつゝ、あるに引替へ、大型貨切自動車たるや、隨時隨所に遠距離大量輸送を爲し、然もその運賃は徒らに低額を讀み、極めて無統制な有様であり、

一月

甚だしい場合には旅客により區々の運賃を以て地方鐵道、軌道及旅客自動車運輸事業、既設交通機關の顧客を奪取してその營業地盤を奪取し甚大な脅威を與へた。然も斯事業は新らしい事業であるために地方廳の取扱振が區々となる惧れを免れず、又今後における斯事業の重要性に鑑み鐵道省に於いて遠からず此の事業に對して獨自の取締規定を設けてその統制を圖るべく計畫が進められたが、更に、目下の處、斯業が發達の初期に在つて、日に日に新しい様相を呈せんとする状態であるため遂に十月八日、鐵道省は差當りの方策として大型遊覽バス取締の依命通牒を發した。既設事業の權益保護、新事業の健全なる發達を目的として交通史上に劃期的なものであり、統制への新たな一歩であつた。(後節參照)

運賃割引規程の制定 昭和十年五月に地方鐵道運賃割引規程と軌道運賃割引規程とが制定され、十一月一日から施行された。地方鐵道、軌道相互間に、運賃競争が行はれて居たのは勿論、自動車との對抗關係に因り、實に複雑で微妙な運賃競争が試みられて居たのである。これには相當の理由もあるが、鐵道省では、事業將來の圓滿なる發展と云ふ統制的見地より、一方に於ては自動車に對する運賃の取締をすると共にこの割引規程の制定實施となつたわけである。(後節參照)

第二節 昭和十年電鐵 界年誌

電鐵スピードの規程制限緩和と軌道運轉

信號保安規程中スピードに關し動力制動機を有するものに就て、その第十八條に併用軌道に於ける車輛の運轉速度は一時間平均一六キロ、最高二四キロを超えることを得ずとの規程あり、電鐵業者運轉能率の増進を阻害するものとして、これが改正を要望されてゐたが鐵道、内務兩省の決裁を俟つて一月早々實施を見た。即ち此の改正により平均に於て從來の最高制限を超えると共に、最高は一躍バス乃至トラック並みに引き上げられ、更に實施後は單に地方長官の認可のみで變更實施し得ることになつた。新改正規程左の如くである。

第十八條 併用軌道に於ける車輛の運轉速度は動力制動機を裝置せる車輛に在りては一時間平均二五キロ、最高三五キロ、其の他の車輛に在りては平均一六キロ、最高二四キロを超えることを得ず

朝鮮鐵道局の 朝鮮鐵道局の十年度建設改良建設改良計畫 費二千四百萬圓が八日の閣議で認められたが、その中建設費千六百四十萬圓、改良費七百六十萬圓、主なる計畫内容左の如くであつた。

一、建設 建設中の新線、滿浦線、惠山線、白茂線は國策的見地から計畫通り工事を進め滿浦線は紛古まで、白茂線は延岩まで、惠山線は天下附近まで開通せしめる。慶全線は順天附近まで工事を進める。

二、改良 (イ)從來より繼續中の京釜、京義兩幹線の取替繼續し、七十八ポンド軌條を百ポンド軌條に取替へ、來るべき第



二次スピードアップに備ふ。(ロ)單線の東海中線を複線とし京釜線の萬一に備ふ。(ハ)非常時に備へるため全般的に電信電話の改良増設を行ふをはじめ新設備として無線電信機五箇を購入する。

鐵道省電化運輸に備へ 鐵道省の信濃川發電廠建設に着手す 第一期工事はその基礎工事も九分通りまで進捗し昭和十三年中には完成の見込みであるが、第一期工事完成すれば出力五萬五千キロ全部を中央線武蔵境變電所に送電して關東に於ける省線電化運輸に消費することになつて居るので、發電施設と併行に送電線を完備することになり、武蔵境變電所より東北本線藤野變電所一〇軒、及び藤野變電所より兩國線新小岩井變電所一六〇軒の區間に六萬六千ワット送電線を建設することに決定した。藤野變電所送電の分は東京浦和間の電化運輸に、新小岩井變電所送電の分は兩國線電化延長運輸動力に供給するものである。

大岩名古屋市長の幹線 々岐鐵道と愛知電氣の合併具體化す 鐵の合併問題は昭和八年以來名古屋商會議所副頭青木謙太郎氏、愛電社長藍川清成氏、名岐取締役神野金之助氏等その他數氏が中心となり交渉が進められたが、偶々名岐社長藤田直一氏病氣の爲め一時停滞の状態にあつた。然るに大岩名古屋市長は名古屋市中心とする産業發展の見地から交通統制の喫緊なるを痛感し名岐愛電問題が何時までも行儀みの状態にあるを遺憾として、青木、藍川氏等關係者に名古屋交

通統制の第一歩として各岐愛電の合併を懇願したところ、關係者も直ちにその旨を諒としてその積極的な斡旋方を大岩市長に懇望した。よつて大岩市長は先づこれら關係者と下相談を進めた結果合併成立の見通しつき、一月二十一日兩電鐵代表者を招致して正式に合併を勧告した。兩社は直ちに二十三日各々本社に重役會を開いて合併の件を決議、正式にその斡旋方を市長に依頼、合併條件は市長一任とした。而して合併具體案は大岩市長を中心に藤原愛知縣知事、須田名古屋鐵道局長、岡谷、青木商工會議所正副頭等に依り慎重協議作成された。(後節參照)

私鐵合同統制の 全國地方鐵道、軌道の合同機關設置を促進 統制を目的として昭和九年鐵道同志會に設置された特別委員會は一月三十一日東京丸の内鐵道協會に第三回委員會を開催した。鐵道省からは前田監督局長、大山總務部長出席、業者側は、今西阪神電鐵社長、井上京王電鐵社長、本多京成電鐵社長、林山陽電鐵取締役、三浦小田急常務、平沼玉川電鐵社長、種田大軌專務、寺田南海鐵道社長その外地方鐵道、軌道關係會社の各代表者參集し、中川委員長が司會者として協議を重ねた。而して官民共隔意なき意見の交換を行つたが問題の重大性と、また各社直接利害關係を有するため具體案の進展なく、更に統制機關設置機運を促進せしめる積極的に準備調査の萬全を期することとなつた。

鐵道同志會總會 鐵道同志會第二十五回總會は二月一日から三日間東京丸の内帝國鐵道協會に開催、左の項目を協議可決した。

本部提出

- 一、國有鐵道豫定線に該當する地方鐵道買収促進方建議の件
- 一、國有鐵道豫定線に該當せざる地方鐵道中國有鐵道の使命を代行すと認めらるゝものは速に買収方建議の件
- 一、地方鐵道、軌道に打撃を與ふべき國有鐵道の營業方針廢止方建議の件
- 一、地方鐵道、軌道に打撃を與ふべき省營自動車經營並に計畫廢止方建議の件
- 一、地方鐵道、軌道は乘合自動車の免許並に營業の統制確立促進方建議の件
- 一、省營自動車經營による既設地方鐵道、軌道營業上の損失補償促進方建議の件
- 一、河川法第三十二條第二項改正促進方建議の件
- 一、地方鐵道、軌道に對し政府の低利資金融通促進方建議の件
- 一、地方鐵道中軌道稅及車輛稅廢止促進方建議の件
- 一、地方鐵道に對し道路占用料免除に關する建議の件
- 一、停車場共同使用料廢止に關する件
- 一、會員提出
- 一、電氣工作物規程第五百五十五條改正に關する件(永平寺鐵道提出)
- 一、雪害地に於ける地方鐵道に對し特別の財源により補助期間を五ヶ年延長の件

(仙鐵管内交通懇話會及庄内電鐵提出) 一、地方鐵道、軌道及自動車交通事業の統制に關し政府の方針確立建議の件(神戸市電氣局提出)

一、自動車交通事業法施行規則第二條第一項第三號の「運轉系統」及「道行回數」の變更は主務大臣に於て處分方の件(藝南電氣軌道提出)

一、旅客自動車運輸事業の取締を嚴重勵行方建議の件(同右)

一、北海道の鐵道、軌道補助法による營業費の定め方を法令通り實行方の件(北海道鐵道軌道同志會提出)

全國交通網調査成る

昭和八年四月日本交通協會、帝國鐵道協會、道路改良會、港灣協會の四團體聯合會主催の下に全國交通網調査會が設立され、水野鍊太郎氏を會長として全國海陸空に渉る交通網の統制、連絡、及び改善を圖るべく調査を進めてゐたが、十年に入り漸く完成、二月九日水野會長の名を以つて貴衆兩議院、内閣總理各關係大臣に建議を行ふと共に關係方面へ調査書を送付した。右調査書は國有鐵道既設並に豫定線、省營自動車線、國道、府縣道、港灣、飛行場、航路、關門、隧道等我國に於ける交通網に既設計畫とも細大漏らさず詳細調査、これに就いて軍事上、國家經濟上から資本の二重投下を防ぎ交通機關の連絡統制を計り以つて合理的な全國交通網の制定を希望し更に航空路の開設にも重大な示唆を與へたものであつた。(後節參照)

東京商工會議所の帝都交通統制計畫

工會議所の大東京交通統制調査會は官私諸方面の當路者並に識者を以つて組織され、一ヶ年の審議攻究の結果基礎要綱を決定し之を「大東京交通統制に關する意見」として二月十二日發表した。その主眼とする所は圓々統制の警察的取締の強化であり種々の缺陷も指摘されたが、帝都交通統制機運の醸成に拍車を掛けたものであつた。(後節參照)

- 一、京阪神省線電化の 鐵道省が十一年以降に着手すべき改良工事の内譯が發表され、これに依れば神戸附近の改良工事に對し既設計畫に廣範圍の改訂が行はれ、京都神戸間線路増設は既定の昭和十三年度完成を十二年度として十年度の工事費を倍額以上増額、神戸鷹取間線路増設は十二年度着手を十年度着手に繰上げ、和田岬線路増設、三宮驛改良工事の十年度完成、神戸旅客驛改良、兵庫驛改良の十年度に繰上げ等、同地方の私鐵軌道業者に多大の衝動を與へた。(後節參照)

三月

東京高速對東京地下鐵 昭和九年秋創立された新橋虎ノ門間競願問題 た東京高速度鐵道會社は東京澁谷線、新宿築地線の實施設計を完了したので同社社長門野重九郎氏は二月二十七日東京會館に生保團を招待し工事實施設計の大要並に工費、工事着手時期等を示して金融團側の諒解を求めた。その時發表された工事の概要は、

澁谷 東京驛線

右の如き計畫の下に工事施行認可申請の手續を取つたのであるが偶々これと相前後して東京地下鐵も亦第二期工事たる新橋一品川間を虎ノ門まで迂迴せしめる路線變更の出願をした爲めに新橋虎ノ門間が並行區間となり茲に同區間の競願問題を惹起した。而して同區間の並行は都市計畫の見地からも、また鐵道省の交通統制の建前からするも面白からず、斯くては徒らに認可の遅延を導くため兩當事者間に於いて妥協するの止むなきに至り東京地下鐵、東京高速兩社間に數次の折衝が行はれたのであるが、その解決案として

二、隧道を一本にして線路を二本にするか  
三、隧道路線とも共同にするか  
の立案に付き審議したが容易に纏らず遂に地下鐵は最後案として

新橋―虎ノ門間は先づ高速側で建設し地下鐵第二期線は別個に品川まで着工、完成の晩は右區間の譲渡を受け必要時期まで路線を共用すること、而して右案を高速で容認し得ない時には鐵道省監督局に解決を委任すること

と提案した。然るに東京高速側はこの最後案にも承認せず、未解決のまま着工を發表せんとしたが兩地下鐵の免許條件中には地下鐵との連絡に附いては萬事鐵道省の指圖に依るべしとあり、又高速側に對しては

實施設計提出の場合にはこれに先だち地下鐵との連絡に就いて鐵道省の認可を受くべし

と規定されてある爲め事實上右區間の解決を無視しては工事を行へない譯であり、遂に金融團たる生保筋の要望に加へて鐵道當局も解決に乗り出し公益事業たる建前から新橋に於て兩社線を連結すると云ふことになつて漸く兩社の協定が成立した。然しこの競願問題の解決が長びいた爲め當局の認可も九月に遷延し、新宿築地線は十年度中には遂に認可を見なかつたが、東京澁谷線のみは十月着工するに至つた。斯くて東京市との免許譲渡契約に從ひ十三年十月迄には完成の運びとなつたその區間別完成豫定期左の如くである。

第一工區 田村町―虎ノ門

十年十月着工、十二年十月完成

第二工區 虎ノ門―赤坂一ツ木

十一年二月着工、十二年十月完成

第三工區 赤坂一ツ木―青山四丁目

十一年二月着工、十二年十月完成

第四工區 青山四丁目―澁谷宮益坂

十年十一月着工、十二年十月完成

第五工區 澁谷宮益坂―澁谷驛

十一年六月着工、十二年十月完成

京都市間電化の 鐵道省が昭和十年度事業工事準備完了として着手する京都市間電化計畫に就き大阪改良事務所で實施準備を進めた結果成案を得、三月十二、十三の兩日に亘り奈良猿澤池畔奈良會館に關係者參集の川口、龍田兩技師、建築課遠藤技師の外運輸局、電氣局關係技師參加し、大阪改良事務所案に慎重なる技術的検討を行つた。後節參照

阪神電鐵首腦部更迭 阪神電鐵社長堀啓次郎氏は三月二十六日の重役會に於て、四月二十五日の任期満了を俟つて正式辭任する旨申出で常務取締役山口覺二氏も還曆を迎へた爲め同職辭任を申出たので、兩氏後任者及重役陣容整備に就いて協議した結果、社長に専務取締役の今西與三郎氏を推挙し、専務取締役に朝日海上常務石井五郎氏を、常務取締役に阪神聯合自動車常務岡喜太郎氏が就任することに内定、定時總會に於て正式決定を見た

四月

當局の處置は、斯種紛争に甚甚な示唆を含むものとして注目されるべきものがあつた。

即ち新瀉合同自動車會社は、資本金六十萬圓、新瀉新飯田間を中心として四十一路線、六百軒を經營する有力なバス會社であり、同地方のバス網統制の見地から、白根バス(資本金五萬圓)の買収合併を計畫し、昭和九年末これを鐵道省に申請した。然るに鐵道當局の調査の結果、白根バスの有する六路線の中

新瀉―白根線が新瀉電鐵の軌道と並行して居るため、統制上不可とし、寧ろ白根バスは新瀉電鐵に合併すべきであると決定、新瀉合同自動車に對し申請を却下し、同一趣旨に基き新瀉電鐵と白根バスの合併を推した。然るに新瀉合同は當局の措置に不満を抱き、新瀉電鐵と白根バスの買収價格折衝中、強行手段に依つて白根バスの株券全部を買収し實質上に於ける合同會社とした。而して改めて再申請したの對し、主務當局も事實の前には如何ともする術なく、五月上旬これを許可したが、その條件として、當局はあくまで趣旨徹底を目標に自動車交通事業法により

新瀉合同及び白根兩社の合同は許可するも將來新瀉電鐵から買収申込みありたる場合は之を拒み得ずとの一項を挿入し、當局のこの措置は、交通統制の見地から既設鐵道、軌道會社擁護の態度を鮮明にしたものであり、また自動車營業者に取つては取締の強化として恐慌せしめたるものであつた。

廣島鐵道局開設の準備に着手す 鐵道局新設

福島米澤間電化の 仙臺鐵道局管内の電化路經濟調査に着手す 線は仙山線の面白山隧道奥羽本線の福島米澤間、東北線の郡山白石間に擧げられてゐたが、以上の中仙山線面白山隧道は掘鑿工事の進捗と共に建設費の一部を以つて十二年度開通と共に電化と決定。而して福島米澤間の電化問題は既に十數年來の懸案であり、また地元民より二十數回に亘る請願建議あり、全長四十三キロの間には板谷を始め峠その他のトンネルを合せ二十餘の隧道區間延長五十キロ、加へてスノウ・セツト等が禍して旅客大衆に不快なる煤煙の惱みを與へてゐるに鑑み、鐵道省電氣局は仙鐵局に對し從來の諸調査に基き更に精細なる經濟調査方を指令、仙鐵局は直ちに調査を開始した。

名古屋天龍峽間の 愛知電鐵は豊川、鳳來寺直通運轉開始さる 田口、三信の三電鐵と提携して名古屋天龍峽間の直通運轉を行ふべく主務省に認可申請中とのところ四月九日正式に認可指令に接し十五日より直通運轉を開始した。愛電神宮前驛を始發驛として愛電、豊川、鳳來寺、田口、三信の各電鐵路線を利用して三信の三河川合まで電車で行き同所より天龍峽を飛行艇にて西川まで降り、西川よりバスで豊橋愛電驛前に至り、同所より電車にて神宮前驛に下車するもので、この間百二十キロである。

富士身延鐵道の 富士身延鐵道社債八百萬圓社債償還再延長 (擔保付、三井銀行引受及受託)は去る昭和八年五月償還期日到来した

に關する鐵道局官制中改正の件が五月十四日の閣議に附議され正式に決定をみたので、鐵道省は悉々廣島市に新局を設置することに方針を決定し省内に廣島鐵道局開設準備委員會を設け、監察官池田勝三郎氏を委員長とし關係官八名を委員に任命直ちに諸般の準備に着手八月一日を以て開局されたが、廣島鐵道局開設準備委員會の委員は左の諸氏であつた。

- 委員長 池田勝三郎
- 委員 柳生 六郎
- 同 官房人事課長 坂口 忠治
- 同 文書課長 鈴木 清秀
- 同 運輸局總務課長 山田新十郎
- 同 工務局保線課長 井上 隆根
- 同 電氣局電化課長 森田 重彦
- 同 經理局會計課長 長崎惣之助
- 同 經理局事務官 平 獻雄

帝都交通委員會が 内務省内の都市研究會が圓タク統制に着手 帝都の交通機關の統制を目標として開設した帝都交通統制委員會は先づ鐵道、電車、バスに關する調査研究を終つたので二十一日、殘る圓タクの統制について小委員會を開き討議した。同統制委員會は各交通機關の統制問題について數回小委員會を開いて慎重研究を重ねた結果、半官半民の大交通會社を創設し帝都並に近郊の官公私營の鐵道、電車、バス及び圓タクの全部を同會社に包含、統制することが良策であるとの意見に一致したので悉々その立案に着手した。交通會社は官公私營共に大體現物出資のもとに創設する方法によるはずでこれは内閣審議

る際支拂不能のため同年九月の社債權者會に依り元金支拂期日二ヶ年を猶豫された。然るにその延長された償還期日が四月三十日に迫り、富士身延の業績著しく好轉はしたが未だ支拂の資力なきため、これが再延長を議するため受託者三井銀行の招集で四月二十六日午前十時から富士身延本社に社債權者會を開催社債權者より松本丞治氏が議長に選舉されて議事に入り

五月

新瀉合同自動車 鐵道、軌道の交通機關に加白根バスを合併 へて乗合自動車に進出は、鐵道とバスの對立、軌道とバスの對立となつてバスを對象とする交通機關の競争状態を展開し、更にバスとバスの競争をも演出して、交通機關の統制が都鄙を問はず全國各地の問題となつたが、新瀉縣下に於ける新瀉合同バスと白根バスの合併と、並に之に對する主務

會に提出し交通機關の強制統制の特別立法の制定を期した。

地方鐵道軌道運賃 地方鐵道、軌道業者は乘割引規程を制定する。合自動車、大型貨切自動車等の新交通機關の進出に依り著しい脅威を受け、これに對抗の手段として運賃の割引を行つたが、鐵道バス間の錯雜した對立激化と共に割引競争も甚しく亂脈となり却つて經營困難を深める一因と成りつゝある状態に鑑み鐵道省は監督者としての立場から之が救済と運賃統制の爲め地方鐵道、軌道運賃割引規程を制定、五月二十三日發令した。(後節参照)

六月

國鐵工務關係改良費割當 昭和十年度の鐵道豫算中工務關係改良費第一次豫算各地方局並に各事務所割當額は多數整理の結果、六月六

日左の如く決定發表された。

昭和十年度工務關係鐵道改良費第一次豫算各局割當額(單位千圓)

Table with 2 columns: Agency Name (e.g., 東京鐵道局, 大阪鐵道局) and Amount (e.g., 二、六六八, 四、八〇三). Includes sub-sections for 各局所割當增加(關係分) and 内 容.

(神戸鷹取間線路増設)

Table with 2 columns: Item (e.g., 線路改良費, 停車場改良費) and Amount (e.g., 六二, 四、一〇一).

△岡山建設事務所

Table with 2 columns: Item (e.g., 停車場改良費, 高知及津山驛機關庫築設その他) and Amount (e.g., 〇、〇四〇, 〇、〇四〇).

△大改改良事務所

Table with 2 columns: Item (e.g., 東海道線々路増設費, 京都市神戶間線路増設費) and Amount (e.g., 三、二四一, 二二一).

【局別内譯】

Table with 2 columns: Agency Name (e.g., 東京電氣事務所, 東京鐵道局) and Amount (e.g., 二、〇二二, 一七二、四〇〇).

の計畫を立て總經費千八百萬圓、四ヶ年繼續事業として完成することに決定した。而して鐵道省は同工事の重大性と技術上翻期的難工事たるに鑑み省内關係局、學會より専門委員を任命し調査準備の萬全を期した。

Table with 2 columns: Agency Name (e.g., 名鐵局, 大阪鐵道局) and Amount (e.g., 二〇、六〇〇, 八五、一四〇).

Table with 2 columns: Agency Name (e.g., 東京電氣事務所, 東京鐵道局) and Amount (e.g., 四、九〇〇, 一七三、三一〇).

Table with 2 columns: Agency Name (e.g., 東京電氣事務所, 東京鐵道局) and Amount (e.g., 二、〇二二, 一七二、四〇〇).

第二編 電氣鐵道、軌道 第二節

昭和十年電氣界年誌

- 三、連絡線に於ける電化機關
- 四、隧道工事方式の決定
- イ、シールド式
- ロ、沈埋式
- ハ、その他工事方式等の比較
- 五、水底隧道線或は複線式の決定
- 六、第一期工事として單線隧道を施工するの可否

これに對し地元では弟子待一小森江間經由を熱望、當局に對し運動を續けた結果、十一月二十五日の關門トンネル技術委員會に於いて内田鐵相は、係官數次の出張による現地の技術的調査に更に政治的考慮を加へて鐵道省の原案を放棄し、地元民の要望を容れて最後の斷案を下し遂に弟子待一小森江間經由に正式決定した。即ち山口縣下長崎陸橋附近より右折して更に彦島豫定驛附近より廻越へ左折、弟子待鼻から海中に入り大瀬戸海峽三十米の地點を潜り九州に至り關門貨車航送船の發着所小森江町より地下鐵で門司の次驛大里驛に至ると云ふコースであり、この間全長四キロ六五、トンネル部分二キロ二七、トンネル部分は全部電化となし總工費一千八百萬圓の中心二百萬圓はこの電化費に當てられるものである。施行方法としてはシールド式を採用と決定したが、壓縮空氣により掘進するシールド式掘進法は我が國に於ては極く小規模なる工事施行の經驗を有するに過ぎず、更に慎重なる研究が進められた。

- 七、速度向上實施と線路改善に關する件
- 八、保安設備の保守および改良に關する件
- △工務局計畫課提出
- 九、昭和十年度指定改良工事に關する件
- 一〇、局所提出の改良費次年度要求工事調査および五ヶ年計畫工事調査の件
- △工務局改良課提出
- 一一、昭和九年度改良費決算に關する件
- 一二、匡救工事豫算に關する件
- 一三、設計何提出期日に關する件
- △東京改良事務所提出
- 一四、請願または委託工事その他の處理方に關する件
- △大阪改良事務所提出
- 一五、電車専用乘降場建設規定改正の件
- △東鐵工務課提出
- 一六、線路中心標を線路諸標設備心得中に規定せられたし
- 一七、ガソリン動車驛構内の勾配は簡易線(千分の十五)と丙線以上(千分の十)とに區別する必要なきをもつて別に勾配の限度を定められたし
- 全國交通統制に 内閣調査局は從來一産業に調査局乗り出す 對する關係各省の綜合統一の有機的關聯より基本國策の確立が、各省の豫算或は分擔事務の方針範圍等の差異に阻止されて行はれざりし過去及現在の情勢に鑑み調査局独自の立場に於て之を根本的に改革し其の調査を開始することとなつたが、特に交通問題に於ては内務省都市計畫課が中心となり帝都交通統制問題の確立を急げるも關係官

應の聯合協議を俟たなければならぬので各官廳の主張を取纏めるに相當の困難を來し遅々として其の具體案の成立を見ず、未だ多くの歲月を要するものと見られて居るので交通産業の上より速かに之等解決の必要あり他の産業部門に率先して交通機關の綜合統一調査を行ふこととなつた。而して飯沼、内田、奥村の三調査官を主任として調査を徹底させることとなつた。其の調査の眼目は海運、航空、電力政策、各交通機關の有機的連絡、各種交通料金の整備等であつた。

七月

大阪電氣聯合會 大阪を中心とする私鐵八社交通統制を協議 阪急、阪神、京阪、大軌、南海、大鐵、阪和、阪堺に更に大阪市電を加へて昭和九年七月に結成された大阪電氣聯合會は創立一周年を迎へて愈々大阪の交通統制に乗り出すことになり、同會顧問大倉公望男の來阪を機として七月十五日大阪俱樂部に府市側關係者と協議を遂げた。而して府市側と隔意なき懇談の結果、電鐵、バス等の紛争再發を防止すると共に大阪交通統制の具體案確立のため早急調査研究に着手することになつた。

|    |       |    |       |    |       |    |       |    |       |    |     |     |     |    |     |     |     |     |       |    |       |    |          |    |           |    |       |     |     |     |     |    |     |    |   |      |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-------|----|-------|----|----------|----|-----------|----|-------|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|---|------|
| 客車 | 三號御料車 | 一輛 | 食 堂 車 | 二輛 | 一等食堂車 | 四輛 | 二等餐臺車 | 八輛 | 三等餐臺車 | 七輛 | 二等車 | 一〇輛 | 三等車 | 六輛 | 二等車 | 五七輛 | 三等車 | 三九輛 | 三等緩急車 | 四輛 | 三等荷物車 | 五輛 | 三等ガソリン動車 | 一輛 | 三等ディーゼル動車 | 一輛 | 郵便荷物車 | 一〇輛 | 荷物車 | 一三輛 | 煖房車 | 四輛 | 試驗車 | 一輛 | 計 | 二二九輛 |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-------|----|-------|----|----------|----|-----------|----|-------|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|---|------|

|    |     |        |       |      |     |      |     |      |     |     |     |        |     |      |     |     |            |    |     |     |     |    |   |        |
|----|-----|--------|-------|------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|--------|-----|------|-----|-----|------------|----|-----|-----|-----|----|---|--------|
| 貨車 | 有蓋車 | 一〇、六〇輛 | 有蓋緩急車 | 一三〇輛 | 冷藏車 | 一〇〇輛 | 通風車 | 一〇〇輛 | 家畜車 | 五〇輛 | 無蓋車 | 一、三四〇輛 | 石炭車 | 一一五輛 | 長物車 | 三〇輛 | タンク車(揮發油用) | 五輛 | 雪櫃車 | 一〇輛 | 操重車 | 一輛 | 計 | 二、九八一輛 |
|----|-----|--------|-------|------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|--------|-----|------|-----|-----|------------|----|-----|-----|-----|----|---|--------|

名古屋市は産業都市として近時著しき躍進を遂げ工業總額五億圓に近く貿易總額亦二億圓を突破し中部日本産業圏の樞軸としてその將來への發展は大いに期待せられつゝあり、その由來する所は各種經濟施設の完備殊に交通網の充實に負ふ所甚大なるものあり本市を圍繞する地方鐵道は現に延長一千軒を超え運輸貨客二百五十萬噸六千二百餘萬人を算するの情況で而もその敷設軌條の間隔は殆ど國有鐵道と同様三呎六吋にしてこれを超ゆる所謂廣軌なるもの一線だになく之が爲め貨客は輸送連絡上實に利便にして遺憾なく交通機關の使命を果しつゝあり就中數社線の接續乗入れを實施し殊に國有鐵道軌條を利用し一貫長距離運輸を實施する社線さへある、よつて交通機關の産業への影響並に地方特殊事情等綜合の上爾今本市を中心とする地方鐵道は其の軌道を三呎六吋として既設鐵道との連絡を圓滑ならしめらるゝ模範ありたり

**東王が武蔵を合併** 武蔵中央電氣會社は經營困難のため七百萬圓の資本金を三百萬圓に減資し、京王御陵線に對抗し御陵參拜者と高尾登山者を目當てに經營を續けて來たが、兩者が競争を續けることは甚だ不得策であるとの意向が兩社の重役間に擡頭し、折衝の結果七月末京王會社の青木重役の一行が中央電氣沿線踏査の結果合併して京王會社が經營することになり、更に高尾ケーブルカー、八王子自動車線の三社を正式合併し、この方面遊覽地帯

の交通網は京王の手によつて掌握されることになつた。  
**非常災害時に際し地方鐵道軌道** 鐵道同志會、鐵道復舊對策に關する陳情 電氣協會及び鐵道協會によつて組織された三會懇談會は七月三十日電氣協會主催にて同會に開催  
 一、非常災害時に於ける借入車輛運轉上の簡易手續に關する件  
 一、電氣會社の買入レールの價格引下方交渉の件  
 を協議、軌條値下げに關しては現在私鐵の購入價格相當り百三十圓程度のもの鐵道省なみに九十五圓程度に引下げ方を強硬に日鐵に交渉することに決定、非常時對策に關しては同懇談會の決議により、三團體聯合を以つて翌月九日左の如き陳情書を關係當局に提出した。  
 昭和十年八月九日

社団法人帝國鐵道協會 會長 杉浦宗三郎  
 社団法人鐵道同志會 會長 根津嘉一郎  
 社団法人電氣協會 會長 池尾 茅藏  
 非常災害時ニ際シ地方鐵道軌道復舊對策ニ關スル陳情  
 昭和九年九月近畿地方に襲來セシ未曾有ノ颱風ハ海陸山河ノ到ル處ニ莫大ナル慘禍ヲ及ホシ吾人ノ心膽ヲ寒カラシメタルハ今尙記憶

新ナル所ニ御座候而シテ其節一電氣鐵道事業者ハ大阪灣ニ發生セル高潮ノ爲全線ニ亘リ線路ヲ破壞セラレ或ハ車庫ニ浸水ノ爲メ車輛ノ大部ヲ損傷セラレ等慘狀ヲ呈シ久シク運輸杜絶ノ已ムナキ場合ニ立到リ候斯クノ如キハ未曾有ノ天災トハ申セサル場合コソ却ツテ一層敏速ナル活動ヲ必要トスル交通機關力法規ノ拘束ヲ受ケ應急ノ措置ヲ講スル能ハサリシカ如キハ甚タ遺憾ト被存候  
 而シテ右災害ノ直後調査會ヲ設置シ將來ノ對策ニ付研究審議ヲ相重ネ候結果前陳ノ如キ場合ニ於テハ事情ノ許ス限リ事業者間ニ於テ車輛ヲ相融通シ急遽運輸ノ恢復ヲ期スルヲ最モ適切且有效ト相認メタル次第ニ御座候ニ付テハ如上非常災害時ニ當リテハ保安上格別ノ支障無之限リ臨時他社車輛ノ借入使用ニ對シ主務大臣又ハ地方長官ニ電報届出等簡捷ノ手續ニ依リ得ル様特ニ御配慮ニ預リ度不堪懇願候刻下本年度颱風季ノ差迫リ居リ候折柄萬一ノ準備トシテ取急キ右特ニ陳情仕候次第御高察相仰キ度候 敬具  
**東京市電氣事業** 東京市電の業績は二億を超え更生審議會設置 える甚大な内外債の負擔の上に軌道事業の收入上らず赤字市債の發行は年々増加の傾向を示し、これが根本的打開策の確立に迫られたので後藤電氣局長は七月中旬市電所管事業の更生に關する重要事項の調査審議を目的として東京市電氣事業審議會を設置、同月三十一日第一回委員會を開き續いて更生具體案の審議に入つた。(後節參照)

八月

**參事伊勢電の合併成る** 參急と伊勢電の合併は伊勢電の整理と関西急行の設立を前提として十年四月二十二日以來鐵道省、大藏省、三井銀行、興業銀行、四日市銀行及參急と伊勢電當事者によつて實地研究された結果元鐵道次官青木周三氏案が先づ妥當とされ該案に基いて各關係者の承認を求めたところ、八月三日遂に異議なく認められ、茲に交通統制と三重縣財界安定の見地から昭和六年以來懸案となつてゐた伊勢電の整理は遂に具體化するに至つた。(後節參照)

**名鐵の連絡計畫** 名岐、愛電兩社の合併は七月末正式認可と共に、社名を名古屋鐵道株式會社と變更して八月一日より兩社の事務を繼承し營業開始したが、舊名岐、愛電兩社の路線は全く連絡方法がなく僅かに舊愛電が投資してゐる名バスを以つて連絡輸送を行つてゐる状態であつた。斯くては兩電鐵の合併も單なる資本的の合同に止まり交通統制には何等資する所のない實情である爲に、舊兩社路線の連絡が先決問題であるとして會社當事者は鋭意考究の結果、一部を地下鐵とする連絡線の新設を決定、これが建設許可を正式に主務當局に申請した。即ち建設計畫路線は舊愛電が有してゐる神宮前驛より金山橋に至る亘長一キロ六百の市内乗入線を利用し、金山より省線の東側に沿つて進み、臨海線が通過してゐる堀川橋附近で省線を越え、それより直線となつて新名古屋驛の北側に建設豫定の名鐵新

驛に至る亘長五キロ六百の延長線で、これが建設費は六百二十八萬千圓である。而して舊愛電が六月中に工事施行を申請した市内乗入線は神宮前より省線の西側を併行して建設することになつてゐたが、省線熱田驛前の通過が困難なる爲め此の計畫を變更して、省線熱田驛の裏手を行き同驛からは現在殆んど使用されない省線古渡線の拂下を受けて之を利用して、更に古渡線の中間より省線に併行して金山に到るべく、古渡線の拂下をも鐵道當局に申請した。  
**高速鐵道取締** 東京、大阪に於ける高速鐵道軌道法を適用 道の著るしい進展に伴ひこれが取締に關する獨一の法規制定が要望され、鐵道省監督局に於いて積極的に法規制定に關する研究に着手されたが、内務省より軌道法の適用を主張し、鐵道、内務兩省協議の結果、取り敢へず獨立法規制定までの暫定的方針として原則的に軌道法を適用することに八月初旬決定した。即ち東京に於ては東京地下鐵が現在の營業區間の外に更に第二期工事を計畫して居り、東京高速鐵道は十三年度營業開始を目標として着々と工事を進めて居り、大阪に於ては大阪市高速鐵道の外、阪急阪神の高架線等著しい發展を示してゐるが、これが取締に關しては事業者の地方的事情或は行政業務の便宜に應じて地方鐵道法若くは軌道法を適用されてゐたもので、東京市對東京地下鐵の道路占用料問題等を契機として、法規適用方針の統一、或は獨立法規の制定を要望されるに至つたのである。即ち東京市は地方鐵

道法の適用下にある東京地下鐵に對し全線共東京市に占用料支拂ひの義務ありと主張し、若し東京地下鐵が此の市側の主張を容認すれば市に對し一ヶ年全額約百萬圓を支拂はねばならぬ爲め地下鐵側は肯んぜず、驛出入口のみの占用料を申し出て互に譲らず、紛争が續けられたが斯る煩雜な問題の惹起する原因は要するに地下鐵道法の不備にありとして業者はその獨立法規を要望し、關係當局に於ても慎重にこれが對策を考究した。  
 而して鐵道省に於ては高速鐵道が専用線路による運輸事業たる點を理由として地方鐵道法適用を至當としたが、これに對し内務省側の見解としては我が國高速鐵道事業の本質が道路交通の補助機關であり且つ専用線路によるとは云へ道路併用と見做さるべきであると云ふ解釋を以て居り、結局内務省側の主張に基き高速鐵道の取締は軌道法に準據することに決定した。  
**省營バス反對運動** 省營バスは元來國鐵の代用機關として鐵道の便なき地方の運輸機關たるべきものであるに拘らず之が開設は屢々私鐵民間バスの既設營業權を脅威し省バス開設反對運動が各地鐵道バス事業者によつて行はれたが、八月二十五日に開かれた民政黨交通部會に於て黨議を以て之が善處方を決議した即ち同黨交通部會は日本乗合自動車協會を始め民間バス業者より聴取した一切の資料を參考として對策考究中であつたが、二十五日の部會により左の如き對策を樹立し徹底的に民營擁護の陣を布くことになつた。

- (一) 九中汽船會社の場合の如く實際工程を誤魔化し民營壓迫の不當を糾明する事
- (二) 従来省營バス開通時に於ける補償金の使途其他妥當を缺く點に對しては嚴重な警告を鐵道省になす
- (三) 鐵道會議の席上民政黨所屬の依、頼母木兩代議士(鐵道會議委員)をして省營バス路線の選定に關し充分なる質問をなさしめる
- (四) 民間業者より徹底的に省營バスに關する材料を蒐集する
- (五) 補償令が民間業者に有利となるやその改正を議會で要する事
- (六) 道路改修名義で民間から費用を徴収しながら改修せざる事實其他不當なる處置を充分糾明する事

九月

**單軌式電車の出現** 箱根登山鐵道が新線建設と舊路線改修により小田原強羅間を直通する工事は昭和九年九月以來滿一年を費して完成十年九月日本最初の山嶽單軌式電車の出現を見た。即ち従來の箱根登山は小田原驛前から登坂電車に乗換へ湯本で再び登山電車に乗換へたのであるが、この工事完成により小田原驛構内から板橋まで一・七五キロの間に新線を建設し、同線にはパンタグラフ式(單軌式)車輛を採用、更に高圓寺、風間、湯本間三十キロの軌道を變更改修し、これにより省線並に小田急の小田原驛構内から海拔二千尺の強羅まで五十分で新登山電車が直通となつた。河川法第三十二條第二項改正方陳情 鐵道同

志會は河川法中、第三十二條第二項の改正に關し大正十三年以來數次に亘つて内務、鐵道兩大臣その他關係方面へ建議を行つて來たが、内務省が河川法の根本的改正をなすこととなり土木會議に諮問することとなつたので鐵道同志會は急據根津會長の名をもつて内務鐵道兩大臣、土木會議々長、土木會議特別委員會委員に同志會としての意見採用方を建議した。建議文左の如し。

河川法第三十二條第二項改正に關する建議

政府又は地方行政廳が治水事業として施行する河川改修工事に基因し鐵道、軌道の移轉變更を要するもの頻々として發生せるに至り候處、此の場合に於て河川法第三十二條第二項の規定に依れば「河川に關する工事に因りて必要を生じたる他の工事の費用はその工事の管理者たる行政廳の直接に管轄する公共團體若は管理者たる私人の負擔とす」とあり又この但書に於て「命令の定むる所に從ひ河川に關する費用の内より其の費用の全部若は一部を補助することを妨げず」と規定せるも斯る場合に於て政府又は行政廳の諒解を得て全部の補助を受けることとの至難なるは從來の例に徴し明瞭なるのみならず、元來河川に關する工事は起業者自らの必要に因りて之を施行するものなるを以て其の工事に因りて必要を生じたる他の工事の費用も亦起業者之を負擔すべきは理の當然なることと相信し候。地方鐵道、軌道は國家の交通機關として重

十月

大なる使命を有するに拘らず現今經濟界の不況と自動車進出とに因り經營は頗る困難に陥り事業主體の六割五分は無配當、若くは缺損を蒙る實情にあり此の秋に於て河川に關する工事のため巨額の費用を負擔することは到底堪へ得ざる所に有之候、本會は大正十三年以來河川に關する工事に因りて必要を生じたる他の工事の費用は河川に關する費用を以て之を支辨すること「改正せられたる旨屢々建議を重ねたるも未だ實現するに至らず、然るに仄開する所に依れば内務省に於ては河川法改正に關し目下御審議中の趣に候間、何卒叙上の實情に篤と清鑑を垂れられ此の機會に於て何卒本會の翹望を御採納賜り度定時會員總會の決議に基き及建議候。

**大型バス取締の** 大型貸切自動車は最も時勢依命運轉を發すに適した尖端的運送事業であり一躍交通界の寵兒となつたが、然しその反面に於て既設鐵道、軌道事業の經營に抄からざる脅威を與へた。即ち鐵道、軌道事業が巨額の資本を固定せしめ閑散時と雖も一定の路線を定期に運行するを必要條件とするに引替へ大型貸切自動車は隨時隨所に遠距離大量輸送を爲し然もその運賃は徒らに低額を競ひ極めて無統制な状態にあり、鐵道省ではこれが取締の獨自の規定制定の前提とも云ふべき大型バス取締の依命運轉を、十月八日差當りの方策として各地方長官宛發陳した(後節參照)

**道路費分擔に關し** 鐵道省營バス開設に伴ふ内務省通牒を關す 道路費分擔問題に關して鐵道、内務兩省の次官同士に依る政治的折衝では漸く解決の機運をみせてゐたが偶々京都府下京都鴨ヶ岡間省バス開設に端を發し京都府知事と鐵道省との分擔折衝が圓滑を缺いだ爲め内務省が乗出して茲に根本的に兩省の分擔問題が決裂、あまつさへ内務省局は之を契機として向後この種の問題に就ては一切地方長官に委せず、内務省自ら乗出して本省間に交渉すると云ふ全國通牒を發陳した。即ち九年十一月二十日京都鴨ヶ岡間省バス開設計畫に就いて京都府知事と鐵道省との間に道路分擔費が従來の半額負擔とならず、鐵道側では三割八分八厘の負擔に軽減した爲めこの申告を京都府知事から求めて内務省から實情調査を進めた結果鐵道省の行爲に對しては承認し難しとなし、十月九日内務省赤木次官から鐵道省喜安次官に對して「本計畫に關する省バス開設は異存なきも現狀は大型車に依る定期運行には一般交通との關係上相當改良の必要あるのみならず工事費の分擔率は僅少に過ぐるものと認むるを以て京都府知事宛之を示達したる」旨公文書を提示し併せて省バス開設分擔通牒を添附したものである。

あるが昭和九年末頃から鐵道省の分擔金が全額の三割八分八厘に低下し更に昭和十年に入つてからは三割二、三分迄引下つて來たので京都鴨ヶ岡間を契機として公文書を以て根本的に之を抑へようと云ふ段取りになつたのである。しかして最近に於ては地元地方廳と鐵道省との本交渉が惡化する場合に地方産業財政の確立上適宜本省から問合せ其の地方廳に嚴然たる方針を明示して來たのであるが、事態は樂觀を許さぬ情勢に立至つたので内務省土木局長の名を以て全國地方長官に對して一、將來幅員(道路)四米五〇以上の道路に非ざれば大型自動車の運行は許可せぬこと二、鐵道當局との分擔費協定問題は現地に於て之を爲す事は穩當を缺くものであるから今後一切直接本省間に於て折衝する旨の通牒を發し遂に公式鐵道省との應戰を開始する事となつた。

この中道路幅員四米五〇とは從來の省バス開設時の道路が内規として三米を要求してゐるのであるが幅二米二〇の省バスでは僅かに〇・八〇米の餘裕しかなく一般交通に極めて危険であるから二米二〇の約二倍幅員を要求したものである。

**東京近郊の省線改良案** 東京附近鐵道交通網の合理的發展のため急速な具現化を要望されてゐる東京近郊第一期改良計畫に關し鐵道省工務局は東京改良事務所と協力し研究協議を進めつゝあつたが十月頃具體的成案を得て先づ計畫を三次に分割し昭和十一年度より逐次四ヶ年計畫で帝都を繞る鐵道網一新に邁進することになつた。

**第一次工事** (東京驛收容列車の一部を尾久操車場に廻送すべき連絡線建設工事) 一ヶ年。

**▲工事内容** 現洗車場を沙留に移轉せしめ、車掌所を一時東電事務所附近に假設する。自修寮も同様保線派出所及構内適當個所に假設する。又小荷物扱所を現自修寮、保線派出所等の跡に假設、北勾配線を現小荷物扱所寄りに移轉し北方留置線を切換へると共に尾久操車場の擴張を計る。

**第二次工事** (東京驛殘部全列車を品川に廻送するまでの工事) 一年半。

**▲工事内容** 構内線路を切換へ跨線橋を新設して五番ホーム一部を利用し降車口地下道に連絡するもの轉車臺動線地下道一部共に撤去し五番ホーム高架築造する(乗降場一本及び廻送用線路二本を新設) 北部高架橋築造(吳服橋及び北方留置線に並行する高架橋にして品川廻送の引上線を架設するもの) 小荷物扱所を新設し五番ホームを利用して移轉する外東京、田町間高架橋築造、品川客車操車場新設等を計る。

**第三次工事** (東京驛收容の列車を全部品川に廻送後施行するもの) 約二ヶ年。

**▲工事内容** 東京驛東側乗降場及び本屋その他一切の諸設備の一新を計る。

**鐵道省がバス網協定を締結** 大阪に於ける二大並行鐵道會社(南海及び阪和兩會社)が自己勢力範圍の競ひから近郊バス會社の買収工作に端を發し紛糾してゐる情勢に鑑み、監督局

陸運課山脇課長は十月二十九日兩社代表、清水(南海)八尾村(阪和)兩氏を鐵道省に招き問題表面化防止に關する協定の重要協議を交した、即ち大阪難波—和歌山市間の南海鐵道と大阪天王寺—和歌山市間の阪和鐵道とが並行線である所からこの區間に介在する南海乗合畑谷自動車及び畑谷自動車諸會社を互に買収し各社の直營バス路線の延長乃至合併と相俟つて鐵道事業の防衛補強に備へんとする意向がある。同團結は寧ろ懲懲する所ではあるが、偏見的政治監督の裁斷を下さねばならぬ現在の進行運動を互の協定に依り勢力分野を保持せしめる事が必要であるとの見地から兩社の協定を鐵道省が斡旋し勞々警告を與へたものである。

**第二十五回鐵道車輛研究會** 鐵道省工作局主催第二十五回車輛研究會は十月二十九日より四日間東京に於て開催されたが、出席者は遠く滿洲、朝鮮、臺灣をも含む全國の技術者代表百一名に達し、その第一日たる二十九日は午前九時半より鐵道省第一會議室に於て特別委員會調査報告會を開催、前同迄の特別研究項目に就て特別委員會より發表された詳細な研究成果に關し討議を重ね、翌三十日より本會議に進み各研究會より提出された新規議題十三項目に就いて研究審議された。出席者並に議題左の如し。

- △京、名古屋、大阪、廣島、門司、仙臺、札幌各鐵道技術師、南滿洲鐵道、朝鮮總督府鐵道局、臺灣總督府鐵道部、電氣協會
- △カー側 汽車會社、川崎車輛、日本車輛日立製作、三菱重工業、住友金屬工業、神戸製鋼所、東京瓦斯電工、東京汁器製作、新潟鐵工、池貝鐵工、大阪鐵工、梅本鐵工、東武鐵道
- 特別委員會調査報告項目**
- △第七回車輛研究會特別委員會「氣筒アツンユ及ピストン輪材質」擔當者工作局
  - △第十一回車輛研究會特別委員會調査報告「壓力計プルトン管の形狀及製作法」工作局
  - △第十七回車輛研究會第一特別委員會調査報告「内火室板鑄接の縮み代」研究所
  - △第十七回車輛研究會第二特別委員會調査報告「内火室板龜裂發生の狀態と鋼板ロールの方向」工作局
  - △車輛研究會第十九—二特別委員會調査報告「煉管と火室管板の取付方法」工作局
  - △車輛研究會第十九—四特別委員會「動輪輪心の強度」研究所
  - △車輛研究會第二十一—一特別委員會「外輪止裝置」工作局
  - △車輛研究會第二十一—二特別委員會調査報告「外輪弛緩原因及防止方法」工作局
  - △車輛研究會第二十三—一A特別委員會調査報告「腸路辨の構造」東鐵工作課
  - △車輛研究會第二十三—一B特別委員會調査報告「腸路裝置の大きさ」研究所

- △車輛研究會第二十三—二特別委員會調査報告「制動率」運輸局運輸課
- 議題**
- A 機關車一般に關する事項
    - (一) 鐵一般 1、鐵歴方の増加の程度と方法について(滿鐵) 2、火室後部の形狀について(東、門鐵、朝鮮) 3、廣火室搖火格子の分割法の研究(大鐵)
    - (二) 回線通過に對しての機關車の構造に關する件
    - (三) 機關車の曲線通過を安全ならしめる爲の先從臺車に關する研究(各鐵、滿鐵、朝鮮)
  - B 特殊材料及特殊加工法に關する事項
    - (四) 特殊鋼の應用について(神鋼、大鐵、仙鐵)
    - (五) 特殊鋼の應用について(住友)
    - (六) 特殊鋼合金の應用について(各鐵、三菱)
  - C 内燃車輛機械部分に關する事項
    - (七) クランク室の適當なる油容量について(東、門鐵) 點火裝置について(名、大鐵、臺灣)
    - (九) 點火進め裝置について(門鐵)
    - (十) 機械傳達式内燃車輛の傳達比の研究(臺灣)
    - (十一) 總括的運轉制御裝置の研究(大、門鐵)
    - (十二) 暖房裝置の研究(東鐵、大鐵)
- 梅田難波間地下鐵開通 大阪市高速鐵道は梅田心齋橋間の延長たる心齋橋—難波間約一

料を完成し十月三十日より延長運轉を開始した。心齋橋—難波間は長堀川河底橋斷の難工區間であり之によつて總延長四軒五百の梅田難波間地下鐵の全通を見たわけである。勿論これは大阪高速鐵の老大な第一期工事の一部であるが昭和五年四月着工以來一千八百六十七萬八千圓の工費と延人員百四十三萬人と云ふ老大な従業員を使用して南北大阪の發展を結び共に南海、國鐵各路線との緊密な連繫を具現したものであつた。而して第一期事業線として計畫されてある路線は南方より我孫子に至る延長十六軒二百の所謂南北線で此の内南方より淀川南岸國鐵高架貨物線迄及び阿部野大阪鐵道橋斷箇所より我孫子迄約七軒の間は高架線に依ることとなつて居り其の他は地下構造或ひは河底橋斷となつてゐる。

十一月

**名古屋市がバスを買収** 名古屋市を中心とする交通統制の見地から愛電名岐の合併斡旋に成功した大岩名古屋市長は更に名古屋乗合自動車買収の實現を期し、名バス社長藍川清成氏と數次の折衝を重ねた結果交渉進捗し十一月十三日名バス讓渡の假契約書を締結、ついで十二月二十八日監督官廳の許可を俟つて引續手續を完了した。

契約書

名古屋市(以下單に市と稱す)と名古屋乗合自動車株式會社(以下單に會社と稱す)との間に乗合自動車事業の讓渡に關し契約すること左の如し

- 第一條 會社は其の經營に係る乗合自動車事業及之に伴ふ別紙目録記載の設備物件其の他の一切の營業用物件以下(單に事業及讓渡物件と總稱す)を市に讓渡し會社は之れと同時に解散するものとす
  - 第二條 市は前條の事業及讓渡物件讓渡の對價(解散諸雜費を含む)として金貳百參拾萬七千五百圓を以て會社に支拂ふものとす
  - 第三條 第一條の事業及讓渡物件の受渡期日は昭和十年十二月二十日とし其の日に於て監督官廳の許可を得ること能はざるときは受渡期日を許可の日より十日以内にて市長會社代表者の協定に依り之を定むるものとす
  - 第四條 會社は本契約締結の日より受渡期日迄善良なる管理者の注意を以て第一條の事業及讓渡物件に付誠實に管理修補其他必要又は有益なる一切の行爲を爲し受渡期日に圓滿且完全に引渡すべき義務あるものとす
  - 第五條 本契約締結の日より受渡期日迄に於て別紙目録記載の設備物件其の他の一切の營業用物件が滅失又は毀損したるときは市長會社代表者協議の上會社は相當の金額を現金を以て市に支拂ふものとす
  - 第六條 會社は本契約締結の日の現在に依る會社、財産目録を本契約締結の日より五日以内に提出し其の他市長に於て必要と認むる書類を市長の指定する期間内に提出する義務あるものとす
  - 第七條 市長は本契約締結の日より受渡期日迄會社の業務を監視し必要と認むるときは會社の帳簿を閲覧し財産の調査を爲すことを得るものとす
  - 第八條 會社は本契約締結の日より受渡期日迄毎月末日現在の貸借對照表並に貯藏物品其の他の受拂表を翌月七日迄に市長に提出するものとす
  - 第九條 會社が第三者に對し本契約締結の日迄に於て現に有し又は將來有すべき義務は一切市に於て之が承継を爲さざるものとす但し會社と第三者との契約に付ては市長は會社代表者と協議の上其の全部又は一部を承継することを認むるものとす會社が發賣又は發行したる乗車券に對しても市は其の義務を承継せざるものとす
  - 第十條 本契約の履行並に前各條に定むるもの、外事業の讓渡に關し必要なる事項其の他細目の決定は市長、會社代表者協議の上之を定むるものとす
  - 第十一條 本契約は左の場合に於ては其の效力を發生せざるものとす
    - 一、昭和十年十一月三十日迄に市に於ては市會の決議、會社に在りては株主總會の決議を経る能はざるとき
    - 二、監督官廳の許可を要すべき事項に付其の許可を受くる能はざるとき
- 本契約を證する爲本書二通を作成し各自署名捺印の上各一通を保有するものとす
- 昭和十年十一月十三日  
名古屋市長 大岩 勇夫

名古屋乗合自動車株式會社

取締役社長 藍川 清成

引繼書

名古屋乗合自動車株式會社事業及設備物件の一切別紙目録書の通り引繼候也

昭和十年十二月二十八日午前零時

名古屋乗合自動車株式會社社長

引渡人 藍川 清成

名古屋市長 大岩勇夫殿

前記の通り正に引繼相受候也

昭和十年十二月二十八日午前零時

引受人 名古屋市長 大岩 勇夫

藍川 清成殿

引繼成立と共に名バスより市に引つがれた職員七十二名、運轉手三百二十五名、車掌二百六十七名、職工九十一名、計七百五十五名の従業員には二十八日朝、市の辭令が手交され正式に市従業員となつた。

米原、敦賀間電化を要望 日滿關係の緊密化から裏日本の交通益々頻繁となつて來たので長濱商工會議所は敦賀商工會議所と提携し、米原敦賀間の電化促進及び雪と煤煙の難所柳ヶ瀬トンネルの大改修について、十一月四日大津市に開かれた東海商工會議所總會及び十九日東京で開かれた日本商工會議所總會に建議案として提案、政府當局に對し之が實現運動を開始したが、その建議案大體の内容は、米原敦賀間の交通は近時著しく増加したが未だ電化の實現及び柳ヶ瀬トンネルの對策具體化を期するは甚だ遺憾とするところであるからこの際至急實現に着手されたい。

と云ふのであつた。

高麗路線の統制 東京に於ける高速度鐵道は省線山ノ手線を中心として現在運輸營業中の東京地下鐵並に昭和十三年度營業開始豫定の東京高速澁谷線あり、その上東京地下鐵第二期計畫、東京高速新宿線、東京市の有する免許線等今後益々高速機關の錯雜が豫想されるが東京市の有する免許線は大體都市計畫線と並行して居り先づ第一路線大崎 本所間及び第二路線目黒―千住間は目黒電鐵に連絡し、第三路線澁谷―大塚間は帝都電鐵及玉川電車に連絡、第四路線新宿―巢鴨間は小田急、京王、西武の三社線に連絡、第五路線池袋―洲崎間は武蔵野及東武鐵道に連絡するもので何れも東京市中央部を横斷する重要路線であるが、此の内第三路線の一部、澁谷―東京驛間及第四路線の一部新宿―築地間の二區間は東京高速鐵道が譲り受けて施工中である。斯の如く高速鐵道網の系統は複雑を極めて居り且つ各私鐵及山ノ手線と連絡することになつて居る爲その統制は帝都交通統制上重要眼目の一つとなり、都市研究會はこれが統制と帝都交通會社案との連關に就き十一月十五日銀行集會所に第一部會幹事會を開き慎重協議を行つた。

東横電鐵が玉電株を買収 東京横濱電鐵は玉川電鐵の株式五萬一千六百餘株を内國貯金銀行及び日本徵兵保險會社から買収し、その結果東横電鐵の玉電株保有は五萬九千餘株即ち玉電全株式の約二割三分を所有することになつた。而して東横電鐵は從來玉川電鐵と競争

的立場にあり、豫ねて玉電を合併すべく數次の折衝を重ねて來たが玉電側強硬にこれを拒絶し兩者の對立は漸く激烈を加へんとした際であつたので、右玉電株の肩替りは東横の内務工作による實力合併の前提として玉電側に脅威を與へた。而して東横電鐵の企劃する合併の利點として擧げられるものは左の諸點であつた。

- 一、玉川にデパートの計畫あり之を東横デパート一箇所に集中し得る。
  - 二、東横電鐵の電燈は自家供給となり經費が節約される。
  - 三、乗合自動車及び電車の競争が無くなる
  - 四、玉川の奥地が開發され好影響を齎す。
- 交通協議會の設置 鐵道省は各地方鐵道局に交通協議會を設置して、同省所管事務に關する重要事項に就て協議を行ひ其の施設の改善並に關係諸事業との聯絡統制を圖ることとなり十一月二十二日交通協議會規程並に人選を發表した。同協議會委員には軍部、鐵道、地方長官その他我が國交通關係の諸權威を網羅し、我國交通機關の國防的並に産業的見地よりの發達充實に資するは勿論、我國交通統制の中央機關設立の前提とも云ふべきものであつた。(後節參照)

十二月

國鐵新建設二十線 昭和十一年度着手の國鐵鐵道會議で決定す 新線建設計畫、四私鐵買収及び鐵道敷設法中改正の件を諮詢する鐵道會議は十二月十九日午前十時より鐵道省内第

一會議室に開かれ、新建設線は東北匡救、北海道開發を中心として左の二十線が選定された。

新建設線二十線

- 第一 新に工事に着手すべき鐵道線路並に其完成年度は左の如し。(着手日全部十一年度括弧内は完成年度)
- 一、天鹽國羽幌より遠別に至る(十六年度)
- 二、北見國中佐呂間より常呂に至る(十四年度)
- 三、十勝國御影附近より膽振國邊富内に至る(十七年度)
- 四、渡島國函館より戸井に至る(十五年度)
- 五、青森縣田名部より大畑に至る(十三年度)
- 六、青森縣青森より小所川原に至る(十七年度)
- 七、岩手縣茂市より小本に至る(十七年度)
- 八、岩手縣橋場より秋田縣生保内に至る(十六年度)
- 九、宮城縣氣仙沼より前谷地に至る(十七年度)
- 十、山形縣楯岡より寒河江に至る(十四年度)
- 十一、山形縣左澤より荒砥に至る(十五年度)
- 十二、福島縣田島より栃木縣今市に至る(十七年度)
- 十三、新潟縣白山より新發田に至る(十六年度)
- 十四、富山縣水見より石川縣羽咋に至る(十五年度)
- 十五、愛知縣豊橋より伊良湖岬に至る(十四年度)

第二編 電氣鐵道、軌道 第三節 國鐵電化計畫

十六、兵庫縣那波附近よ 岡山縣西大寺に至る(十七年度)

十七、愛媛縣近永附近より高知縣江川崎に至る(十三年度)

十八、高知縣後免より室戸に至る(十六年度)

十九、佐賀縣基山より福岡縣甘木に至る(十三年度)

二十、福岡縣羽犬塚より矢部に至る(十六年度)

第二 既定鐵道線路中着手及び完成年度を繰り上げべき鐵道線路左の如し。

△二俣、佐久間鐵道着手年度を一ヶ年、完成年度を一ヶ年繰り上げ十一年度着手十五年完成とす

第三 既定鐵道線路中完成年度を繰り上げべき鐵道線路は左の如し。

△大町、糸魚川間鐵道完成年度を一ヶ年繰り上げ十四年度完成とす

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左の通り改正す

別表第八十六號の末尾に「及び赤穂附近より分岐して那波附近に至る鐵道」を加ふ

別表第九十一號の次に左の一號を加ふ

百十一ノ二 福岡縣羽犬塚より矢部に至る鐵道

別表第九十二號の次に左の一號を加ふ

百十二ノ二 佐賀縣基山より福岡縣太刀洗を経て甘木に至る鐵道

別表第九十八號中「釜石」を「井戸」に改む

別表第九十四號の次に左の一號を加ふ

百四十二の二 十勝國御影附近より日高國

右左府を経て膽振國邊富内に至る鐵道

地方鐵道買収並に補償法律案

△岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道及び營業に屬する索道(六五・四料)

△廣瀨鐵道株式會社所屬鐵道(一三・八料)

△阿南鐵道株式會社所屬鐵道(一〇・五料)

△佐世保鐵道株式會社所屬鐵道(三五・五料)

一、江常軌道株式會社所屬鐵道の營業廢止による補償の件

王子電軌社長に 王子電軌株の過半数が東京

本間利雄氏就任 電燈の手に移つたため同社

社長金光庸夫氏は遂に辭表を提出し、十二月

末の定時總會に於て取締役缺員補充の件附議

された結果、その後任として同社監査役前東

電常務本間利雄氏が選任され正式に社長に就

任した。これに依り王子電軌は名實共に東電

の子會社になつた。

第三節 國鐵電化計畫

鐵道省の國鐵電化計畫は九年度に於て決定された大綱に基き都市中心線並に急勾配隧道區間の電化を目標として進められたが、實際に着手されたものは東京、大阪の二大都市を中心とする路線であつた。

都市中心線 即ち九年度に完成した總武線市川―船橋間電化の繼續事業として、十年七月船橋―千葉間十六キロ七分を完成。また關西私鐵界に獨働を與へた京阪神電化は吹田―明石間が九年度中に完成したるに伴ひ、京都―



吹田間三十五キロ二分を一ヶ年繰上げて、十一年度早々工事に着手し、十一年度中に開通の見込みとなり、更に十二年度には京都―大阪間をも電化完成の運びとなつた。而して京都―吹田間電化に對し、神足に變電所を設置することに於ては、その他電化工事の概要は左の如くである。

- 一、變電所の新設
  - 神足に設置、工費約三十萬圓
- 一、電車車庫の新設
  - 宮原車庫を増築
- 一、トロリー線の架設
- 一、饋電線の架設
- 一、送電設備
- 一、電車製作
- 一、停車場設備改良
  - 吹田、茨木、攝津富田、高槻、山崎、神足、向日町、梅小路各驛の乗降場の改良その他の工事
- 一、自働信號設備

かくて東京、神戸を兩端とする東海道線全線電化を目標として、名古屋、濱松、豊橋等大都市を中心として計畫が進められるに至つたが、その實施には未だ遙かに遠いものであつた。

その外に新規事業として十年早々着手された常磐線―野―松戸間電化工事は着々として進捗し十一年末には電化運轉開始の運びとなり、十一年度以降四ヶ年計畫として更にその延長たる松戸―我孫子間電化工事に着手することゝなつた。

急勾配隧道線 以上の他北陸本線敦賀―米原間が有力な電化候補線として注目され、また地元民の熱心な運動が行はれたが遂に豫算の計上を見ず、また急勾配隧道線として有力視されてゐた奥羽本線米澤―福島間、山陰本線豊岡―鳥取間も延期となり、唯一つ仙山線面白山隧道は十一年度中掘鑿工事順調に進捗し、建設費の中から電化施設を爲すことに決定し十二年夏には隧道開通と共に電化運轉を爲す運びとなつた。

名鐵局の電化計畫 名古屋鐵道局は名古屋を中心とする都市交通網の充實を期して附近ロカル線の電化計畫を立て、その第一次調査を終つたが更に各線に本格的な電化調査に取掛つた。即ち

- 東海道線 名古屋―豊橋間
- 名古屋―大垣間
- 中央線 名古屋―多治見間
- 關西線 名古屋―龜山間

尚豊橋大垣間の電化計畫は東海道全線電化を目指すものである。

京阪神電化施設工事業 京阪神電化施設に伴ふ改良工事は、國鐵事業經營の根本方針たる集中主義により九年度以來多額の豫算が集中され同方面の工事は大いに促進されたのであるが、十年度に於いては更に既設計畫に對して廣範圍の改訂が行はれ、繼續事業の豫定年度繰上げ、工事費の増額が行はれた。その計畫内容は次の通りで、工事着々として進捗し、さしも豪華を誇る關西私鐵界に與へた脅威は甚大であつた。

京都神戸間線路増設 本區間は從來既に線路の負擔過重の實情にあつたが最近電車運轉開始に伴ひ一層その増設が急務となつたので右工事の完成を一年繰上げ既設計畫の昭和十一年度の如きは工事費を倍額以上に増額、阪神間の複々線工事を急ぐことゝなりその年度割は次の通りとなつた。

(單位千圓)

| 年度     | 既定量       | 追加額   | 合計    |
|--------|-----------|-------|-------|
| 昭和十一年度 | 一、六五〇     | 一、六七〇 | 三、三二〇 |
| 十一年度   | 一、二四七     | 一、三三〇 | 二、五七七 |
| 十二年度   | 一、六〇〇 (減) | 一、三〇〇 | 三、三〇〇 |

神戸電取間線路増設 神戸市附近改良工事の完成を急ぐため、右區間の線路増設をとり急ぎ完成することゝし、既設計畫に對し、昭和十二年度着手を十一年度着手とし、完成年度を二ヶ年繰上げ、京都神戸間同様に昭和十二年度完成に改訂所要經費を次の通り繰上げ増額した。

| 年度     | 既定量   | 追加額   | 合計    |
|--------|-------|-------|-------|
| 昭和十一年度 | 一、一五〇 | 一、一五〇 | 二、三〇〇 |
| 十一年度   | 五〇〇   | 五〇〇   | 一、〇〇〇 |
| 十二年度   | 三〇〇   | 三〇〇   | 六〇〇   |

和田岬線路増設 懸案の右計畫に就いては方針いよゝ具體化し、昭和十二年度に經費三十二萬圓を以て實施することに決定した。

三宮驛改良 本計畫は既設計畫通り昭和十一年度に七十五萬九千圓を支出竣工を終つて完成の運びとなつた。

神戸旅客驛改良 本計畫も既設計畫通り昭和十一年度六十萬圓、十一年度九十五萬六千圓を

計上することとなつた。

兵庫驛改良 本計畫は昭和十一年度着手の豫定であつたが、十年度に繰上げた。

信濃川發電工事進捗 國鐵電化計畫は東京大阪を中心として着々と施設の完備を見、都市中心線より更に進んで東海道全線電化、急勾配隧道區間の電化が計畫され、名古屋鐵道局仙臺鐵道局では何れも本格的經濟調査を先行して豫算の計上を待つのみであり、更に關門連絡施設の改善は十一年度以降四ヶ年繼續事業として着手されるが隧道完成と共に電化され、引いては九州主要幹線電化の遠大な計畫も意圖されて居り、斯くの如く電化計畫の進捗は必然的にその電源の確立を促すことゝなり、信濃川第一期發電工事は送電線路の施設と共に更に豫算を増加してその完成を急ぐことゝなつた。基礎工事は十年度中に殆ど完成し、取水堰堤、沈砂池、水路等仕上げ工事を急いで居るが、工事進捗の概要左の如くである。

即ち信濃川千手發電所第一期工事は新潟縣中魚沼郡見野村に信濃川を横斷する三百三十メートルの堰堤と、その左岸に徑間六メートルの水門八連より成る取入口を設け、取り入れた流水は一旦長さ三五三メートル、幅一一メートルの沈砂地に導き、こゝで土砂、塵芥等を沈澱させた上二條の水路により七・六キロ下流の吉田村宇津河原に溪谷を利用して設けた高さ最高三九・四米、堤防の長さ二一六米の土堰堤で築造した満水面積一三二、〇〇〇平方米、利用水

### 第四節 帝都交通統制問題

交通統制の機運起る 東京市郊外の交通は十數箇の短小鐵道會社の經營に屬し、徒らに冗費を投じて無益の競争をなし、その間何等の統制なきを遺憾として、これが大合同を行ひ、合理的統制を圖るべしとの聲は、既に昭和初年の私鐵好況時代より一部有識者の間に叫ばれて來たのであるが、これに對し、痛切な關心を關係官廳並びに業者より持たれるに至つたのは、昭和六、七年の財界恐慌時代であつた。即ち不況は益々深刻を加へ、各社の業績は不振に陥り、これが更生の途を拓くには、斷乎資産の整理を行ひ、合同を敢行して經營の革新を策するほかなしとされた。而して此の大計畫の實行には幾多困難の伴ふべきは明かであり、之を専ら私鐵業者にのみ委ねるならば、其の實現は不可能たるべく、これが完成には政府自ら其の先驅となり、都市交通機關の使命、これが統制、これが健全なる發達

に立脚して、山手環狀線を提供し、各私鐵鐵道を糾合し、官民合同の一大會社を設立すべきであるとされた。

而して合同の利益として擧げられるものは

- 一、合理的統制の實を擧ぐることを得
- 二、政府は大株主として監督の實行を期するを得
- 三、事實上の減資を行ひ經濟上の立直しを爲すことを得
- 四、共済、保險、労働條件等の統一改善を行ひ争議頻發を防止することを得
- 五、會社の信用を高上し金融を容易ならしめ經濟界を安定せしむることを得
- 六、無益なる競争を除くことを得
- 七、優秀なる専門家を得て經營の改善に進むことを得
- 八、經費の合理的節約を行ふことを得
- 九、旅客の利便を増進することを得
- 十、適當の時機に於て郊外電車の賃金引下を行ふことを得

而して其の當時には鐵道省内に山手線の提供に難色あり、具體化を見なかつたのであるが、その後私鐵合同問題の擡頭と共に漸次交通統制の議論が沸騰し、昭和九年東京商工會議所は大東京交通統制調査會を設置して審議を重ね、十年二月その基礎的要綱を發表した。

東京商工會議所の統制案 東京商工會議所の大東京交通統制調査會は官私諸方面の當路者並に識者を以て組織され、一ヶ年の審議攻究の後基礎要綱を決定し之を「大東京交通統制に關する意見」として發表した。その全文

左の如し。

大東京交通統制に関する意見

大東京に於ける旅客交通の統制は市民即ち利用者の便益と經營の合理化とに在るを以て交通機關全般に對し運轉の系統及運賃を整備し事業相互の連絡協調を企圖すべきは勿論なりと雖も、現下市の内外には鐵道、軌道、電車、自動車等各種各様の機關相錯綜し殊に圓タク事業の如きは他と其の業態を異にするを以て一舉にして大東京全部に亘る大合同會社を設置し、資本的合同を完成するが如きは事實上困難なるを思ひ、不取敢本件を

一、應急的處置を要するもの  
二、恒久的對策として考究すべきもの  
との二種に大別して調査を進むることとなせしが以下其の要綱を列記すれば左の如し

- 第一 應急的處置を要するもの  
應急的處置を要するものは主として圓タク事業の統制に關するものにして大體左の如き處置を要す  
1 自動車業者組合組織の強化  
2 營業自動車車輛數の制限  
3 駐車場制度の擴張に因る「流し」の禁止  
4 メーター制の採用(運賃取締)  
但し隣縣と一律ならしむるを要す  
而して右は主として警視廳當局に於て其の統制を實現し得べき事項なるを以て現狀に鑑み、成るべく急速に臨機處置せられむことを望む

第二 恒久的對策として考究すべきもの

- 一 統制すべき交通機關  
東京市及び其の附近に於ける  
1 鐵道  
2 軌道  
3 自動車運輸事業  
4 貨切自動車(圓タクを除く)  
二 統制の方法  
法律を制定し資産の併合に依る半官半民の一大合同會社を設立するを以て終局の理想とするも、之に至る道程として左記の如き特別の管理機關を設置し、之に各事業の經營權を歸屬せしめ、共同經營となすを以て實際に則するものと思考するが故に、左に其の大綱を列記す  
1 管理機關は半官半民の株式會社とし其の當初の資本は經營に必要な額とし株式は大體各事業者に於て之を引受くること  
2 各事業者は運輸營業上必要な人的物的設備の一切を提供し之が管理經營を委託すること  
3 委託經營に就ては評價委員會を設け利益分配の標準となるべき資産及び益金等の評價をなさしむること  
4 政府は各事業者に對し從來の益金を繼續し且つ管理期間中増進する利益は之を追加配當し得るの保證を爲すこと  
5 政府は公益上必要と認むるときは

事業者に對し管理委託を強制し得るの法規を制定すること

- 三 統制すべき地域別  
(A) 中央に於ける統制の範圍は大體品川池袋間山手線及び池袋洲崎間環狀道路以内とし其の詳細左の如し  
1 鐵道、軌道  
玉川電氣(澁谷天現寺間及び澁谷中目黒間の區域内に於ける相互發着に限る)  
西武鐵道(荻窪線)  
王子電氣(全線)  
城東電氣(全線)  
東京地下鐵(全線)  
東京市營(全線)  
省線(左の區域内に於ける相互發着に限る)  
イ、東京、品川、新宿、池袋、東鴨、上野、東京間  
ロ、新宿、兩國間  
ハ、神田、御茶ノ水間  
ニ、池袋、赤羽間  
2 自動車運輸事業  
目黒運輸(五反田、田町間)  
玉川電氣(澁谷、廣尾間)  
東横乗合(目黒、田町間)  
日本興業(全線)  
甲州街道(原宿、千駄谷間及び新宿青山四丁目間)  
西武(荻窪線)  
關東乗合(全線)

- ダット乗合(全線)  
王子電氣(全線)  
王子環狀(全線)  
城東乗合(全線)  
城東電氣(小松川線及び其の支線)  
芝浦乗合(全線)  
中村融一(全線)  
日比谷乗合(全線)  
東京乗合(全線)遊覽バスを含む  
東京市營(全線)

- (B) 地方的統制の範圍は左の如し  
1 東武(東上線)、武蔵野、西武(荻窪線及び是政線を除く)、越生、多摩湖  
2 南武、西武(是政線)、青梅、五日市  
3 京王、玉川(天現寺線及び中目黒線を除く)  
4 帝都、小田急  
5 東横、目蒲、池上、京濱  
6 東武(東上線を除く)  
7 京成

但し以上列挙せる鐵道、軌道の勢力範圍内の自動車運輸事業を含むこと  
以上が東京商工會議所提案の統制試案であるが、その主眼とする所は圓タク統制の警察的取締の強化であり、最も深刻な窮狀に悩みつつある市電問題の解決には殆ど資するところがなく、其の他幾多の缺陷が擧げられたが、帝都交通統制の具體案として商工會議所が率先して該試案を發表したことは、關係各方面

の現狀を集めると共に久しく待望されて來た統制實現の第一歩とも云ふべきものであつた都市研究會の統制會社設立案、東京商工會議所提案の統制試案が發表されるに先だち、内務省内に内務大臣を會長として設置された都市研究會を中心とし、關係各省、東京府、及び民間交通業の代表者を以て、十月初頭帝都交通問題研究會が組織され、帝都を總る全交通機關の完全なる統制を目標として研究に着手し、十年末には成案を得た。同研究會の統制試案は、最初は資本金四億圓の半官半民會社設立の計畫であつたが、更にその後、鐵道省よりの提案により六億圓の統制會社案を作成、これにより東京市電問題の解決は勿論、帝都交通機關中最高交通量を誇る省線電車をも運輸協定により統制範圍内に包含する劃期的な計畫であつた。統制案並に法律案要綱は左の如くである。

統制案要綱

- 一、東京市及び其の附近に於ける交通機關及之に關聯する事業を統制する爲一の株式會社を新設す、政府は設立委員を命じ新設會社の設立に關する一切の事務を處理せしむ  
二、統制すべき交通機關及之に關聯する事業の範圍左の通りとし合併、現物出資又は買収の方法に依り新設會社に綜合す  
(1) 東京都市計畫區域内に起終點を有し又はこれを経過する地方鐵道、軌道及自動車運輸事業の全部、但し事情に依り別途經營を可とするものは之を切離すことあるべし  
(2) 地方鐵道、軌道及自動車運輸事業の兼

- 業及附帶事業の全部、但し事情に依り別主體として之を切離すことあるべし  
(3) 東京都市計畫區域内に於ける交通を主たる目的とする不定期遊覽及大型貨切事業にして統制上必要と認むるもの  
(4) 國有鐵道にして東京都市計畫區域内に於ける交通を主たる目的とするものは將來新設會社の經營に合一する方針を以て差當りは鐵道省との運輸協定に依るものとす  
三、新設會社の投資額、發行株式及債務の承繼關係は左の各號に依るものとす  
(1) 新設會社の投資額は原則として統制せらるべき總事業の投資額の合計を超えざるものとす  
(2) 統制せらるべき事業に交付すべき株式額は當該事業の投資額、収益率、業態その他諸種の事情を審査參酌して之を定む  
(3) 債務を承繼する場合に於ては前號の交付すべき株式額より債務に相當する額を控除す、但し控除額が交付すべき株式額債務の承繼及びその範圍並に前各號の控除額は交通統制委員會に諮問し政府之を認可す  
四、新設會社は預金部資金其他低利資金の融通を受け得るものとす  
五、地方鐵道補助法の規定に依り有資格鐵道は新設會社に統制後に於ても政府の補助を受け得るものとす  
六、新設會社はその年度毎の純益金が一定率の配當金(法定準備金その他を含む)を超過する場合に於ては式の算式に依り計算したる金額を一定期間を限り東京市に支拂ふこと

とを得  
超過金額(東京市投資額)一(東京市に對する交付株式額)(新會社の投資)前項に依る配當資金支拂金の使途及び期間については交通統制委員會に諮問して之を定むるものとす、東京市長は一定數の重役を任命することを得

- 七、新會社は政府の任命に依る參與を以て參與會を設置し左の事項を諮問す
- (1) 運賃又は料金の制定若しくは變更
- (2) 商法第九十條に掲げたる書類の作成
- (3) 前各號の外事業經營上重要と認むる事項に參與會は事業經營に關し會社の機關に意見を述べることを得

法律案要綱

- 一、政府は交通事業統制の爲め地方鐵道事業軌道事業及其他勅令を以て指定する事業を經營するものに對して、左の事項を命令し得る旨並にその命令を實行に伴ふ當事者間の協議調はざる場合に於ては、事情に依り政府之を裁定する旨の規定を設けること
- (1) 會社の合併
- (2) 買収又は讓渡
- (3) 共同經營
- (4) 營業又は運轉の管理
- (5) 事業の全部又は一部の廢止
- (6) 線路又は設備の新設、變更廢止又は其用
- (7) 運賃の變更又は連絡若しくは直通運輸其の他の運輸上の協定
- (8) 前各號の外交通統制上必要と認むる事

第五節 名岐、愛電合併問題

- 二、一定の地域に互る交通事業の全部又は大部分を統制する會社(以下統制會社と稱す)成立する場合に關しては左の規定を設けること
- (1) 政府は必要ありと認むるときは設立委員を命じ統制會社の設立に關する一切の事務を處理せしむることを得ること
- (2) 統制會社は配當率を異にする株式を發行し得ること
- (3) 統制に因りて解散する場合は統制會社の株式を以て殘餘財産の分配を爲すことを得ること
- (4) 國及公共團體は統制會社の株式を取得することを得ること
- (5) 統制の爲にする左の事項其の他之に關する事項に付ては國稅地方稅を免除すること
- (イ) 會社の新設、解散又は資本の増加或は減少
- (ロ) 營業又は財産の移轉
- (6) 政府は必要ありと認むるときは統制會社をして定款の變更、每營業年度の事業計畫事業費及營業收支の豫算、決算並に利益金の處分に付認可を受けしむることを得ること
- (7) 國及公共團體の事業を併せ統制する場合に於ては、當該公共團體は役員に任命及解任に付相當の權限を有すること

以上の如きものであつたが、社長の椅子には愛電社長藍川清成氏を推舉する意圖に對し、名岐側では吸收合併である以上社長は名岐側より出すべきであると主張して絶対に譲らざる人事問題に絡んで合併は又も延期の止むなきに至るものと思はれたが、青木氏の斡旋により藍川氏は遂に兩社合併の犠牲として合併會社社長の椅子を名岐側に譲歩することを決意し、こゝに改めて合併裁定者會を開いて案の調整を行ひ、愛電名岐兩當事者を招致してこれを提示した。兩社は之に對し二月十五日各々重役會を開き裁定案の承諾書に調印したので、同日夜名古屋商工會議所に名岐側から神野、上遠野兩取締役、山田常務、千田支配人の四氏、愛電側は藍川社長、田代、野口兩取締役、水谷支配人、桑田總務課長の五氏出席し裁定者たる篠原愛知縣知事、須田名鐵局長、岡谷、青木名商議正副會頭(大岩市長は不在缺席)の立會の下に合併の正式調印を完了した。よつて兩社は三月八日臨時株主總會を開いて合併承認の件可決、同十一日内務、鐵道、逓信各省に認可申請書を提出した。兩社の總會議案及び合併契約書は左の如きものであつた。

第一條中「前項の付帶事業として電燈、電力の供給、娛樂場の經營、土地建物の賣買、貸賃借、自動車運輸業、渡船營業及倉庫營業を爲すことを得」とあるを「前項の付帶事業として電燈、電力の供給、電氣機械器具の製造販賣並に電氣工業の請負、娛樂場の經營、土地建物の賣買、貸賃借、倉庫營業、土地開拓、家屋倉庫の建設及自動車、船舶、飛行機による一般運輸並に之等に關聯したる事業を爲すことを得」と改む

第三條中「一千九百五十萬圓」とあるを「三百九十九萬一千五百圓」と改む

第六條中「三十八萬二千株」とあるを「七十二萬三千八百二十一株」と改む

但各務原鐵道株式會社合併認可あり效力發生したるときは第三條中「一千九百五十萬圓」とあるを「三千六百二十九萬一千五百圓」と改め、第五條中「三十八萬二千株」とあるを「七十二萬五千八百二十一株」と改む、この定款變更は合併に因る資本増加の手續を完了し、商法第二百三條に依る株式總會終結の時其效力を發生す

第十五條中「取締役九名以内」とあるを「取締役十二名以内」と改む

知電氣鐵道會社(以下愛電と稱す)との間に兩會社合併に付左の如く契約す

第一條 名岐愛電は合併す、之に因り名岐は存續し、愛電は解散す

第二條 名岐は資本金一千七百九萬一千十圓を増加し、其増加資本に對し額面金五十圓、全額拂込済株式四萬五千五百七十一株及額面五十圓内金四十二圓五十錢拂込済株式二十九萬六千二百五十株を發行し之れを合併期日現在に於ける愛電の株主に對し、其持株數及拂込金額に應じ割當交付するものとす、前項に依り發行したる株式に對しては合併後第一回の配當期に於て名岐の株式配當率と同率に依り、昭和十年六月一日(合併期日)が昭和十年下期決算に關する總會以後に變更したるときは同年十二月一日、以下之れに準ず)以降日割計算を以て計算したる金員を交付するものとす

第三條 愛電は昭和十年二月一日現在の貸借對照表及財産目録を基礎とし、之れに合併期日迄に於ける收入支出を加算したる資産負債狀態を以て營業權其他一切の權利義務を名岐に引繼ぐものとす

第四條 合併期日迄に到來したる決算に關する株主總會に於ては其決算期までに生じたる利益金從前の配當率に依り處分し得るものとす、但昭和十年上期決算に限り名岐は年六分の割合に依る利益配當をなすことを得

第五條 兩社は昭和十年三月八日を期し株主總會を招集し、本契約承認並に其實行に必要

要なる決議を経るものとす

第六條 兩者の合併期日を昭和十年八月一日とす、但同日迄に主務官廳の許可認可を得ることは能はざる等延期の必要生じたるときは協議の上變更するものとす

第七條 名岐に於て本合併期日迄に愛電の推薦する名岐と同数の取締役及監査役を選挙するものとす

第八條 兩者は本契約後其所有に係る財産並に其他の権利の管理保存に關し最善の注意を爲し、之に重要な變更を爲さんとするときは又は新なる義務の負擔、建設工事費其他特別の支出、訴訟提起、和解、取下げ等は豫め協議するものとす、但既定契約に依る工事費の支出、營業上日常の取引に就てはこの限りにあらず

第九條 愛電の従業員は全部名岐に於て引續き使用するものとす、其勤続年数は之を通算するものとす

第十條 本契約並に付隨せる事項は株主總會に於て承認得ざるか、又は主務官廳の許可認可を得ざる能はざるときは其效力を失ふものとす

名古屋鐵道と社名變更 合併の経緯以上の如くであるが、更に愛電の希望により合併後の社名は變更することになり、兩者協議の結果名古屋鐵道株式會社と改名し、新社長は名岐社長跡田直一氏と決定してゐたが、合併直前に於て跡田氏急逝し、かくて正式認可と共に藍川清成氏を社長とする名古屋鐵道株式會社は八月一日兩社の事務を繼承して營業を

開始した。愛知電鐵資本金一千七百九萬一千五十圓(千四百八十六萬七千七百七十五圓拂込み)、名岐鐵道資本金千九百十萬圓(千四百八十七萬四千圓拂込み)、新會社の合併資本金三千六百二十九萬一千五百圓(内拂込二千九百八十四萬三千七百七十五圓)となり、線路延長三百九十八キロ二九、この營業キロ三百六十一キロ二五、社員従業員二千五百人と云ふ大會社が成立した。

第六節 全國交通網調査

日本交通協會、帝國鐵道協會、道路改良會、港灣協會の四團體聯合を以つて組織された全國交通網調査會は昭和八年四月以來、全國海陸空に渉る交通網の統制、連絡、及び改善を圖るべく調査を進めてゐたが十年に入り漸く完成、二月九日水野會長の名を以つて貴衆兩議員、内閣總理各關係大臣に建議を行ひ、調査書を關係方面へ送付した。建議書全文左の如くであつた。

本邦交通機關は近年異常の進歩發達をとげ我國文化の向上、産業の振興に至大なる貢

獻をなしつゝありと雖も、その分布密度は規模に於てまだ完たしといふ事を得ず、殊に陸上及航空交通機關の整備擴張に關しては一日も之を忽に付すべからざるものあり而も最近自動車運輸著しく發達したるをもつて陸上交通機關の施設に關しては鐵道と自動車との適否を比較検討し、之が選定を適切ならしむるを要す、又航空事業も已に實用の域に入り極めて重要な機能を發揮し益々之が整備充實を圖るの急なるものあり、斯の如く新興交通機關の進歩發達により、各其長所を活用し益々之が助成を圖るの必要生じたるのみならず、各種交通機關の連絡統制を計るの必要も亦緊切なるものあり惟ふに交通に關する現行法規の大半は十數年前の制定にかゝるを以て現時に比せば政策の對象著しく趣を異にするに至り、而も其主管は内務、逓信、鐵道等に分屬して連絡協調を缺く憾みなしとせず仍つて此際特に緊密なる調査研究を遂げ不急不利の企劃を更むると共に投下資本の重複を避け國民經濟上最も合理的なる全國交通網を設定し、諸般の施設亦之に伴ふて以て國民福利に寄與するを要す、本會は如上の趣旨に基き帝國鐵道協會、道路改良會、港灣協會、日本交通協會の四團體共同して之が研究調査を目的として設置せるものにして既往一年有半屢次會合を重ね慎重審議の結果左の提案を得たるに付清鑑賜り度及建議候也

全國交通網調査會々長 水野鍊太郎

(一) 現行鐵道法に大正十一年の制定に係り當時本邦自動車運輸は未だ尙幼稚の域を脱せざりしも爾來道路の改良、自動車の發達に伴ひ本法中時代の要求に適應せざるものあるに至れり、仍て政府は此際同法別表に定むる豫定線路を添付別紙に記載せる趣旨により改正せられると同時に鐵道の急設を要せざる區間は省管自動車の先行又は代行を認容し得べき旨を法文中に規定せられんことを望む

(二) 從來省管自動車の運行は鐵道豫定線の代行又は先行の趣旨に出でたるもの多きが如きも往々にして他の趣旨に由りたるものあり、爲に既設交通機關の營業發達を阻害し資本の二重投下となるの嫌なからしむる様留意せらるゝと共に今後に於ける省管自動車路線の選定は特殊の場合を除き、鐵道豫定線の先行又は代行の趣旨に限定せられんことを望む

(三) 國道及府縣道は近年著しく改良せられたりと雖も、今猶自動車運行しあたはざるもの少からず、之が改正の急を要するは論をまたざる處なるも既設鐵道に連絡する路線或は鐵道豫定線に代るべき路線、その他重要な路線については其の國道たる府縣道たるを問はず自動車運行に適するやう速に改良せられんことを望む

(四) 本邦主要の飛行場は既に國際交通の要件たるのみならず軍事及經濟上亦樞要の意義を有するに至れるを以て、此際道路法中國道たるべき路線中に「樞要の飛行場に達す

る路線」を追加せられんことを望む

(五) 鐵道船舶の連絡は港灣の修築と相まつて好果の觀るべきもの少からずと雖も、國內外交通の現勢に鑑み尙一層の整備を要す、殊に近年自動車の急激なる發達に對し、船舶、自動車の連絡設備を缺如せるものあるは不便不利少からず、更に最近に於ける航空事業も亦急速充實の必要に迫られるを以て、政府は之等新興機關相互間の連絡は勿論、自動車及飛行機と他の海陸交通機關との連絡施設についても一層機宜の處置を講ぜられんことを望む

左記

Table with columns for route types (幹線, 支線, 特殊幹線) and specific routes (e.g., 東京-那珂, 東京-青森, 東京-青森, 東京-小笠原, 東京-静岡, 東京-名古屋).

(六) 本邦航空事業は極めて幼稚にして今日の實狀に適應せざるものあり、政府は速にその根本政策を確立し、先づ以て内地航空の充實を圖ると共に對外關係に於ても急速に航空路の開設に着手すべきは緊急中の緊急事項たり、本會は慎重審議の結果左記航空路は最も重要な路線を認めたるに付至急實現に邁進せられんことを望む

第七節 地方鐵道、軌道 運賃割引規程

地方鐵道、軌道運賃は乗合自動車の脅威をうけて無軌道的な割引を行ひつゝ自ら墓穴を掘るの窮狀にあつた。鐵道省監督局は之が救済と運賃統制のため地方鐵道、軌道運賃割引規程を立案、五月二十三日發令して十一年一月一日から實施された。

地方鐵道、軌道運賃割引規程

第一條 地方鐵道業者臨時に運賃の割引をなさんとする時は本規程の定むる處によるべし

第二條 地方鐵道業者は左の各號の一に該當する場合に於て片道運賃及往復運賃に限りその五割以内の割引をなすことを得、但し割引期間は同一區間に對し一年を通じて九十日を越ゆることを得ず

一、季節により旅客を誘致するとき  
二、祝祭日、緣日、記念日等多數旅客の集散するとき

第三條 地方鐵道業者は特に出荷獎勵の必要ある場合に於て荷物運賃の五割以内の割引をなすことを得、但し割引期間は同一區間に對し一品名付き一年を通じて百八十日を越ゆることを得ず

第四條 地方鐵道業者は天災事變その他之に準ずべき場所に於て公益上必要ありと認めたるときは旅客、復舊建築材料、救恤品等の無貨輸送或は運賃の割引をなすことを得

第五條 地方鐵道業者は前三條の規定により運賃の割引又は無貨運送をなす時は實施の日より三日以内の理由、期間、區間、割引率その他必要な事項を具申し鐵道大臣に届出づべし

第六條 地方鐵道業者は本規程に定むる割引率、割引期間その他の制限を超えて運賃の割引をなさんとするときは鐵道大臣の認可を受くべし

附 則

本令は昭和十一年一月一日より之を施行す

本令施行前地方鐵道業者が認可を受けたる運賃割引率則は本令施行の日より之が適用をなすことを得ず

割引規程に關する官民協議會 これに對し私鐵業者は運賃割引規程の適用は鐵道當局の意に反し、益々私鐵業者を窮地に陥れるものなりとして反對の聲をあげた。即ち鐵道同志會は全國私鐵業者を代表して鐵道省に對し

一、實施期日の延長  
二、規程適用範圍の緩和

の二點を強調して陳情を行ふと共に、更に該規程運用に關する官民協議會を開催した即ち七月廿六日午前九時半より東京丸の内帝國鐵道協會に於いて鐵道省監督局前田局長、早川業務課長、鈴木、松尾兩事務官等關係官臨席の下に全國私鐵の運輸首腦者四二名參集して開催。先づ監督局側より割引規程制度に至つた経緯並に今後の運用方針を明かにして後之れに基いて種々協議が重ねられた。即ち規程制定に至つた理由として省當局では

自動車事業の興隆に壓迫され續けてゐる私鐵業界が運賃割引を以つて對抗せんと焦慮せる結果漸次その運輸方針が無軌道化しつゝある點を指摘し、さなきだに憂慮されてゐる私鐵業界の不況を更に必然的に深刻化せしめる懼れある爲めこれを未前に防止する爲めに斯くの如き運賃統制の確保に進むに至つた

旨を述べたのに對し私鐵業者側は對自動車事業の武器として運賃割引の止むを得ざるが如き最近の業界の實情を詳細に説明して隔意なき

き懇談を遂げたが、結局省當局側では私鐵業界の好轉を目指し現在實施されつゝある運賃割引をより效果的ならしむるために規程運用方針を誤らざる様研究に努められた

と希望を述べた。全國私鐵業者の動搖 鐵道同志會の運賃割引規程に關する官民協議會は前述の如くであるが、全國私鐵業者の該割引規程に對する疑義未だ解せず、山陽四國鐵道同志會、鐵道運輸研究會、關西鐵道懇話會、西部鐵道懇話會等全國各地に於ける私鐵業者を以つて結成された各團體は、何れも定期總會を利用して該規程に關する官民協議會を開催し、主務當局の意圖を詳細聴取すると共に、私鐵側の希望條件を述べ、その運用に關し誤りなきを期したが、該規程の發表が私鐵業者に與へた衝動は實に甚大なものであつた。

鐵道省依命通牒を發す 運賃割引規程の制定が私鐵業者に異常なる衝動を與へたに鑑み、鐵道省は各鐵道局管内に於ける私鐵業者の懇話會に夫々關係官を派して該規程制定の経緯規程適用に對する方針並に規程實施案の詳細なる解釋を明かにして私鐵業者の認識を求めて來たが、愈々實施期日の切迫に伴ひ、更に一層の徹底を計るべく、十一月十二日左の如き内容の通牒を全國關係業者に發した。

地方鐵道、軌道運賃割引規程適用要綱  
一、運賃の範圍に就て(第一條)  
本條の「運賃」には單に普通運賃のみならず特定運賃(實施期間を附し又は責任數量

等條件とする割引運賃を含まず)をも包含するものとす

二、割引期間に就て(第二條、第三條) 割引期間の計算は旅客に在りては割引運賃にて乗車せしむる日數、荷物に在りては割引運賃に依り受託し之を發送する日數に據る、割引往復乗車券の復片に依る乗車期間は割引期間に算入せざるものとす

(註一) 本割引運賃に依る乗車券の通用期間は運送規則に定むる所定日數の範圍内とし通用期間の定なきものにはありては特に使用開始日通用期間を明示するか又は色刷等を施し(この場合は別に通用期間に付揭示を要す)普通乗車券との識別を明瞭ならしむること

(註二) 一日中の列車又は時間を限り割引を爲すが如き場合に於ても實施當日を各一日として計上するものとす

(註三) 同一區間に於て同時に二種以上の割引を施行する場合には假令割引率又は目的を異にするものと雖も割引期間の計算に付ては單一割引として取扱ふものとす

三、同一區間に就て(第二條、第三條) (イ)同一區間とは經濟效用より觀たる利用の區間を謂ひ必ずしも線路上の區間を指すものに非ず

例之 (例一) A B間に於て徑路二途あるも割引の目的がBへの旅客誘致なる場合には恰も徑路一途なる單一區間と觀るべきものとす(例二) A B間に於てBに於ける催物に

對しAより旅客を誘致するが爲A發B行の運賃(片道又は往復)を割引したる場合と他日其の反對にAに於ける催物に對し同様BよりA行の運賃(同上)を割引する場合は取扱はざるものとす

(ロ) 同一區間は一鐵道、軌道に付ての觀念なるも左の場合には同一鐵道、又は軌道として取扱ふことを得るものとす

(一) 同一業者の鐵道と軌道にして直通又は連絡し居る場合  
(2) 當時直通運輸を爲し居る鐵道又は軌道  
(3) 經營者を異にする鐵道、軌道間に於て運輸の常態より觀て同一徑路と認めらるるものが本規程に依る同一區間として取扱ふことに付き特に當局の承認を得たる場合

(註一) (ロ)の場合他の鐵道、軌道に跨る區間の割引運賃は一鐵道、軌道に屬する部分のみの割引運賃と他の鐵道、軌道の普通運賃との合算額を以て構成することを得ざるものとす

(註二) 東武の本線と東上線三信の南線と北線、京都電燈の越前線、嵐山線、叡山線の如く線路が點在し居り隔地なる場合は各別の鐵道、軌道として取扱ふものとす

兩線間に他鐵道、軌道、自動車を介し連絡する場合亦同じ

四、出貨獎勵の意義に就て(第三條) 從來其鐵道、軌道に依らざりしものを新に利用せしめ又は從來の利用數量を増加若く

は維持せしめんとする意にして發送、到着、通過何れなるを問はざるものとす、但し其の施行の範圍は依命通牒の趣旨を遵守せしむるものとす

第八節 各地方鐵道懇話會

山陽四國鐵道同志會 廣島鐵道局管内山陽四國鐵道同志會秋季第二十回總會は十月十一十二の兩日に亘り津山市商工會議所で開催、幹事、中國鐵道、稻荷山鋼索鐵道二社を始め片上鐵道、岡山電軌、西大寺鐵道、下津井鐵道、井笠鐵道、住吉別子鑛山鐵道、伊豫鐵道赤穂鐵道、播丹鐵道、四國水力電氣、琴平參宮電鐵、高松電軌、琴平電氣、琴平急行電鐵神高鐵道、瀬戸内商船、尾道鐵道、鹽江温泉鐵道等二十社參集して種々協議を行つたが、特別議案として一月一日より實施される私鐵運賃割引規程に對する善處策並にこれに伴ふ將來の運輸營業方針確立に就いて慎重なる討議が行はれた。

協議議案

提案者 琴平參宮電鐵株式會社  
一、自動車運輸事業以外の自動車による運送事業にして路線を定めざる所謂旅客運送貨切自動車營業者が一定路線に於て日々個別に運賃を受け他の旅客を同乗せしめ何ら自動車運輸事業と選ぶところなく公然昭和八年鐵道省令第一〇號自動車運輸事業以外の自動車による運送事業規則第七條の犯則を冒し鐵道、軌道業者及自動車業者の營業に

大打撃を與ふこと目を追うて甚しきものあり當局の嚴重なる取締あらんことを鐵道省に要求したし

提案者 井笠、播丹、中國、片上、赤穂、西大寺、下津井鐵道株式會社

二、省線と自動車連帶運輸につき競願の場合地方鐵道業者の兼營に係るものに對し優先的に許可せられたし

尙地方鐵道又は軌道と競争の立場にある他自動車運輸業者に對しては絶対に連帶運輸を許可せられざる様取計はられたし

提案者 赤穂鐵道株式會社

三、近時乗合自動車を以て他の定期營業路線に乘入るもの尠からざるに付き之が取締方につき當局の御意見承りたし

提案者 井笠鐵道株式會社

四、地方鐵道法施行規則第四十九條營業及統計報告並に自動車交通事業法施行規則第二十八條による營業及統計報告書の記載例を一致せしむること能はざるや

提案者 井笠、播丹、中國、片上、赤穂、西大寺、下津井鐵道株式會社

五、昭和十年五月二十三日鐵道省令第一號地方鐵道引規程實施の曉は引期期間短少にて春、夏、秋の三季に各々引する能はざるに至るに非ずや、又貨物にありても貨物自動車事業の如き隨時自由に運賃を定めて運送し得る機關と對抗すること能はず、自然託送の減少となり地方鐵道業者は益々窮地に陥るものと思料するに付之れが立法の趣旨を明かに承知したし、一面貨切、旅客

及貨物自動車等に對する運賃の取締監督は如何なる方法を以てせらるゝや併せて承りたし

提案者 井笠、播丹、中國、片上、赤穂、西大寺、下津井鐵道株式會社

六、連帶貨物運賃計算方法を省社程通算方請願の件

提案者 同上

七、山陽四國地方鐵道同志會總會出席者に對し省線無賃乘車證御交付の方法はなきや

提案者 井笠鐵道株式會社

八、廣島鐵道局管内地方鐵道並に軌道業者に對し山陽四國地方鐵道同志會に加入方勸誘しては如何

提案者 住友別子鐵道株式會社

九、認可を受け臨時に列車度數及速度の変更をなしたるものと全く同一なるものをその後再び實施せんとする場合は之を届出事項として處理せられ度く監督局長に請願の件提案者 同上

一〇、構外側線の伸縮増減を届出事項に變更方請願の件

鐵道運輸研究會 第五十一回鐵道運輸研究會は十月二十九日東京丸の内帝國鐵道協會に於いて、運賃割引規程を中心問題として開催し、東鐵局管内鐵道各社より船舶及自動車關係業者を除いた私鐵各社も臨時會員として合流し、出席者は富士身延鐵道以東北海道に至る東日本の私鐵業者五十二社を網羅し、一方鐵道省側より監督局早川業務課長、松尾事務官及屬二名、運輸局天坊總務課事務官及貨物課

屬、經理局關係官列席して隔意なき懇談を遂げた。當局の方針としては

一、割引規程を適用する際は對抗機關との關係、地方的情勢並に當時の營業狀態を充分に考慮すること

一、しかして規程解釋上許容せられる範圍内に於いて私鐵業者の意向を尊重すること

の二點を強調し、實施後の影響に對する私鐵業者の不安除去に努めた。

鐵道運輸研究會議事

尙同研究會の議事は左記の如くであるが、會長杉本義朗氏(南武)の辭任による改選は畑中四郎氏(東武)が會長に就任し、副會長には中川登代吉氏(湘南)理事には佐藤敬三氏(小田急)と決定した。

一、省線に於ける旅客及貨物運賃割引に關する件

(決)鐵道省側より可及的希望に副ふ旨回答

一、旅客運賃臨時割引示に關する件

(決)同前

一、補充往復乘車券發行の件

(決)鐵道省側より現行改正の餘地無しと回答

一、發祥に於ける乗越扱を認められたき件

(決)同前

一、今回國鐵貨物規程改正に於いて宅扱に係る驛留及び驛託を廢止されたる趣旨何ひ度し

(決)鐵道省より説明

金澤鐵道會 鐵道運賃割引規程實施を前に北陸地方私鐵業者の要望に應じ金澤運輸事

務所主催で金澤運輸事務所管内鐵道懇話會は十月卅一日午前十時より宇奈月温泉に於いて開催、鐵道省監督局より松尾事務官出席し割引規程に關し詳細なる説明を行った。

關西鐵道懇話會 關西鐵道懇話會第五回總會は十一月十九、二十日の兩日大津市琵琶湖觀光ホテルで開催された。鐵道省から監督局早川業務課長、古川屬が出席し、運賃割引規程の適用範圍に關し懇談した。その他に各社提出議題左の如くであった。

議案

一、省線新設計畫は關係地方鐵道の存在を十分考慮せられたし(山陽電氣鐵道提出)

一、廣告用照明(ネオンサイン)により信號現示を疑はれ保安上弊害多し(大軌參急提出)

一、西成線及臨港線電化の時期及び運賃について(大阪市電提出)

一、城東線電化前後の乗客増減について(同上)

一、岡山運輸事務所の廣島鐵道局移管を更に大鐵局に移管の噂あるが當局の説明を承りたし(播但鐵道提出)

一、交通安全週間、親切奉仕週間等を施行の際に關係軌道、バスにも通告し同一歩調をとられたし(合同電氣鐵道提出)

一、全國鐵道荷物愛護週間に就て(大鐵局提出)

一、城東線旅客特定運賃を引き下げられたし(大阪市電提出)

一、連帶線に於て省社連帶區域の擴張の件(南海鐵道提出)

一、宮崎鐵道提出

一、同體手数料將來の方針に就て(阪和電鐵提出)

西部鐵道懇話會 門司鐵道局管内西部鐵道懇話會第十七回總會は十一月二十四日福岡市に於いて開催された。鐵道省より監督局鈴木事務官出席し、割引規程問題を中心に種々懇談を遂げたが、その他に左の如き事項が協議された。

議案

一、同一地域を各連帶運輸機關が双方配達區域と定めたる地域に到着する小荷物及宅扱貨物の著驛は荷送人の選定による旨關係規程を改正せられる様請願の事

(理由)一地域に對し配達受持驛が二以上ある場合荷物著驛の選定を發祥の自由となす現行取扱は荷主の不便を來すこと尠からざるを以て此場合に於ては荷送人の意志に基きその著驛を定むる様關係規程に明示せられんことを望む(小野田鐵道提出)

二、社線鐵道線路に沿ふて運行する乗合自動車は省社共同使用驛に立入を許可せられざる様その筋に申請の件

(理由)路面を運行する自動車は軌條により運行する列車と異なり運行上の自由を有するのみならずその運行時刻並に運行回數を適宜變更するの利便を有するを以て、共同使用驛に立入る時はその驛待合の社線旅客を奪取し、殊に社線列車發車直前に立入りたる場合に於ては旅客を奪取せらるゝこと一層多く社線は大なる損失を被るによる(宮崎鐵道提出)

三、三角一島原間の汽船と省線並に島原鐵道との連帶輸送を速かに開始せられんことを其筋に建議すること

(理由)會場に於て説明(島原鐵道提出)

四、地方鐵道補助法中十年限りとあるを十五年限りと改正の件

(理由)會場に於て説明(能延鐵道提出)

五、共同使用料金の低減實施を省に請願の件

(理由)再三問題となれる本件を此際實行委員を選定し極力實行すること(同上)

六、西部鐵道懇話會に幹旋部を設け各社との聯絡を計り設備品の賣買等幹旋されたし

(理由)會場に於て説明(同上)

七、地方鐵道兼營の自動車業者に對し政府補助金交付方陳情の件

「自動車興業資金に對し經營後五ヶ年間一年割の政府補助金交付を要するものとす」

(理由)國鐵の培養線たる地方鐵道、軌道は軌道漸次自動車の進出により莫大なる固定資本を投じながら何れも經營難に陥り無配當に終るもの多く甚だしきに至りては破産の狀態に沈淪せるもの亦尠からず、而して此難局を打開せんが爲に殆ど凡てこの鐵道が自動車を兼營しつゝあるの現狀に鑑み之が健全なる發達を期するの目的を以て自動車に對し補助金の恩典を求めんとするにあり(鹿本鐵道提出)

八、省線と連帶運輸をなす鐵道、軌道、自動車、汽船會社に對する無賃乘車證交付規程中營業料による制限削除方の件

(理由)路線延長程により制限せらるゝを

以て短距離業者の受くる不便不利からざるを以てその削除を請はんとす、詳細は議場にて説明(門司築港提出)

九、廣島鐵道局管内所在會員分離並に會費處分の件

〔參考〕(イ)廣島鐵道局においても斯種會を創設する計畫ある趣なるを以て同局管内所在會員は今より分離すること(ロ)本會積立費は現在高二百三十一圓八十三錢にして本總會費概算五十圓を控除すれば殘高約百八十二圓となり、現在會員會社五十九社なるを以て一社當り約三圓となる(門司鐵道局提出)

十、本會々名改稱の件

〔理由〕廣島鐵道局所在會員分離により現在の會名にては不適當の感あるに因る(同上)

### 第九節 大型バス取締

大型バスの進出 近年自動車運輸事業の發達著しく、公共運輸機關として確乎たる地歩を占めるに至つたので、政府は昭和八年自動車交通事業法並に關係法規を制定實施し、斯業の統制と保護助成の途を講じ、各種交通機關は各その分野に従ひ、長所特性を發揮することとなり、かくて將來交通機關の圓滿なる發達が期待された。然るに最近に至り大型貨切自動車に依る旅客運送事業を營むもの漸次増加し、隨時隨所に遠距離大量輸送を爲し、而もその運賃は徒らに低額を競ひ、極めて無統制な有様であつた。甚だしい場合には旅客に

依り區々の運賃を以て地方鐵道、軌道及旅客自動車運輸事業、既設交通機關の顧客を奪取してその營業地盤を奪取し、甚大なる脅威を與へつゝあつた。昭和九年十一月八日電氣協會、帝國鐵道協會、鐵道同志會の三團體はこの大型貨切自動車の普及發達が地方鐵道及び旅客自動車運輸事業に壓迫を加へ、既設交通機關、なかんづく地方私鐵の權益を脅威すること甚だしいので、これが取締方針確立に關し内田鐵相宛共同建議した。その趣旨は大凡左の如くであつた。

監督局依命通牒を發す 建議の趣旨大凡右の通りであつたが、その後鐵道省監督局に於ては右の要望に對應せんため鋭意大型バス統制について諸般の調査を進め、十月八日大臣決裁を経て直ちに全國地方長官宛依命通牒が發せられた。その全文は左の通りであるが、要するに從來無統制に放置されてゐた大型遊覽バスをこれにより全交通統制網の一環に操り入れ、既存交通事業者を保護する一方、大型バスの健全なる發展を保證したものであつて我國交通事業史上特記すべき事柄である。しかし此の通牒の効果を實際に擧げるためには直接監督官廳たる各地方廳に於いて實行細目の決定とこれが嚴重なる實施に俟たねばならないのは勿論であつて、此の通牒に接した各地方長官は各地方の取締の統一と具體策決定の爲め協議をなし交通統制に遺憾なきを期することになつた。通牒全文左の如し。

#### 大型貨切自動車の取締方針確立に關する通牒

監陸第一〇八六六號 昭和十年十月八日

鐵道省 監督局長  
各地方長官(東京府ニ在リ)宛  
テハ警視總監

依命通牒

近時自動車ノ貸切營業者ニシテ大型自動車ヲ使用シ遊覽其ノ他團體旅客輸送ノ便ヲ計ル者有之候處從來各府縣ノ取扱區々ニ流レ交通統制上ニ於テモ亦遺憾ノ點有之候條爾今本通牒ニ依リ取扱相成度此段依命及通牒候尙之ヲ取扱方ニ付テハ關係事業者及必要

ノ向へ通達相成度

(一) 大型自動車ヲ使用シ運送事業ヲ營ムモノニ付テハ昭和八年鐵道省訓令第一號ニ依リ處分前票何ヲ要スベキモノナルモ其ノ許否ニ關シテハ左記ニ依リ詮議スルコト

(イ) 申請ノ事業ト同ジ系統ニ在ル旅客自動車運輸事業者、鐵道、軌道業者、旅客自動車運送事業者又ハ之等ノ合同シタルモノニ優先免許スルコト

(ロ) 免許申請ニ當リ「自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則」第三條第二號所定ノ記載事項(主たる事業地)トシテ目的地又ハ經營區間ヲ定メシムルコト(別記記載例參照)

(ハ) 申請ノ目的地ガ遠距離ニ在ル場合及既設ノ交通機關ヲ利用スレバ著シキ不便ナキ場合ニ在リテハ本則トシテ免許セザルコト

(ニ) 一定地域内(例ヘバ東京市内、日光、箱根等一圓ノ如キ)ノミニ運行ヲ目的トスルモノニ付テハ需要ト施設トノ關係ヲ調査シ詮議スルコト

(ホ) 目的地又ハ經營區間ノ追加及變更ニ付テハ稟何ノ上處分スルコト

(1) 右ノ方針ヲ採ル所以ハ畢竟斯ル遊覽地ヲ目的トスル運送ニ在リテハ途

第二編 電氣鐵道、軌道 第九節

大型バス取締

中ハ成ルベク既設交通機關ヲ利用セシメ目的地域内ニ於テハ必要ニ應ジ遊覽自動車ヲ整備セシメ之ト充分ナル運賃ヲ保タシメントノ意嚮ナルコト

(2) 今後免許申請ニ方リテハ其ノ目的地又ハ經營區間ヲ定メシムルモノナレバ、大型自動車ノ方面別使用車輛數漸次明瞭トナルモノニ付其ノ許否ニ際シテハ此ノ點モ併セテ考慮ニ入レ其ノ輛數ヲ適當ニ調節スル様配慮セラレ度キコト

(三) 免許狀ニハ主たる事業地トシテ目的地又ハ經營區間ヲ記載スルコト

(四) 旅客自動車運輸事業者ガ其ノ豫備車ヲ大型自動車ニ依ル運送事業ニ流用セントスルトキハ自動車運輸事業ニ支障ヲ來サザル様實情ヲ調査シ其ノ使用車輛數ハ一事業者ニ付一定數ニ制限スルコト(昭和八年十月三日監陸第六九八號通牒參照)

(五) 大型自動車ヲ運行シテ營業ヲ爲ス場合ハ其ノ車輛ニ免許狀ノ寫ヲ備付ケシムル外車輛制限ノ勵行方法トシテ同時ニ使用シ得ル輛數迄證標ヲ交付シ置ク等適宜ノ方法ヲ採ルコト

(六) 大型自動車ニ依ル旅客運送事業ノ免許ヲ受ケタル者、學生、生徒、青年團、在郷軍人等ノ團體ノ申込ヲ受ケ又ハ冠婚葬祭、講中參詣、各種視察等(何々探勝會、何々ビクニツク會等遊覽ヲ主トスル團體ヲ含マズ)同時ニ一團トシテ旅行スル必要アル者ノ求メアリタル場合主たる營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ於テ取締上支障ナシト認メタルトキハ免許狀記載區間外ニ互テ臨時ニ大型自動車ヲ運行シテ旅客ノ運送ヲ爲スヲ認ムルコトヲ得、但シ同一方面ニ對スル回数多クナリタルトキハ目的地ヲ定メシメ正規ノ手續ヲ爲サシムルコト、尙右運送ハ個々ノ旅客ヲ募集シ團體ニ名ヲ藉リ輸送ヲ行、如キ場合ヲ包含セザルモノニ付留意相成度キコト

三三

ハ豫メ本省ニ報告シ其ノ處分ニ付テハ事業別處分件數ヲ當分ノ内一ヶ月分ヲ取經メ翌月末日迄ニ本省ニ報告セラレ度キコト

(七) 大型自動車ニ依ル旅客運送事業ノ讓渡及旅客定員八人未滿ノ自動車ヲ使用スル運送事業者ガ旅客定員八人以上ノモノニ變更セントスル場合ノ許否ハ前記(一)ノ趣旨ニ依ルコト

タル者ノ取扱方ハ左記ニ依ルコトトスルモ、成ルベク新方針ニ則シタル事業經營ヲ爲サシムル様輪旋セラレ度キコト

離」の範圍をどの程度にとるか問題であるが、監督局の肚としては總て之等はその地方の交通關係の實情調査に依りて決する考へであるらしい。然し既設の大型バス運轉中のもので現に私鐵を相當苦しめてゐるものが尠くない。之等の處置をどうするか。依命通牒には從來大型自動車にて免許を受けた者の取扱方は「成ルベク新方針ニ則シタル事業經營ヲ爲サシムルヤウ輪旋セラレタキコト」としてゐるが、この點がまた頗る曖昧である。然しこの依命通牒に依り從來全く無政府状態を呈してゐた大型遊覽バスも一先づ統制の枠内に收められることとなり、遠からず大型遊覽バスに關する獨自の取締法規も制定されるものとみて良く、曩に鐵道省に建議書を提出した電氣協會等の要望せるところもその一半はこれで貫徹されたと見做さるべきものであつた。

【別記】

記載例

| 目的地又ハ經營區間   | 經營區間                         | 總行程(軒) | 運賃                   |
|-------------|------------------------------|--------|----------------------|
| 出發地 東京 香取鹿島 |                              |        |                      |
| (營業所) 水郷    |                              | 一八〇軒   | 二〇人乗 四五圓<br>二五人乗 五〇圓 |
| 宇都宮         | 宇都宮—那須—<br>鹽原—鬼怒川—<br>日光—宇都宮 | 二〇〇軒   | 二〇人乗 五〇圓<br>二五人乗 六〇圓 |

注意

一、本記載例ハ假定ノモノニ付斯クノ如キ目的地ノ選定及運賃ヲ可能トスルノ意味ニ非ザルコト

二、經過地又ハ行程ヲ示ス略圖ヲ添付スルコト

依命通牒の要旨 依命通牒の要旨は大凡左の二點にある。

イ、同系統の交通事業者に優先免許する。ロ、餘り遠距離の場合には免許しない。既設の交通機關を利用して著しく不便のない場合も免許しない。即ち私鐵側の要望するところはこの二項に依りて酌量されるのであるが特に「既設の交通機關を利用して著しく不便のない場合」といふがその判断は仲々困難であらう。亦「遠距離」

第十節 東京市電更生案

東京市電氣事業更生審議會設立 東京市電氣事業は軌道、自動車、供給(電燈電力)の三部門に分れ、右の内、自動車、供給は收支相償ひ剩餘金を出してゐるのであるが、軌道のみ就いて其の決算報告を見ると、昭和三年度は三十五萬圓、四年度は百七十二萬圓、五年度は三百四十一萬圓、六年度は五百一十一萬圓、七年度は八百四十萬圓、八年度は九百三十萬圓と年々歳入欠陥が増加する一方で、十年度の欠損は一千萬圓を超えるものと見られてゐる。これに對して當局は九百八十八萬圓の赤

宇市債を起し、供給經濟より百二十八萬圓、自動車經濟より五萬圓、普通經濟より四十四萬四千圓を繰入れ、その外財産の賣拂ひ收入によつて僅かに收支の辻褄をつけてゐる始末であり、内債外債總計二億七千八百八十一萬九千四百五十二圓の重荷を背負つて、身動きの出来ない窮狀である。而してこれが打開策として八年夏の立石案、九年秋の山下案は單に一時の糊塗策に過ぎず、市電經濟の根本的立直しに對してはその片鱗だにも見られなかつた。茲に於いて市電經濟の根本的打開策の樹立に迫られ、七月中旬、新任の後藤電氣局長は電氣軌道、電氣供給、乗合自動車等電氣局所管事業の更生に關する重要事項の調査審議を目的として、東京市電氣事業更生審議會を設置した。而して同月三十一日委員の初顔合せ會合をなし、更生策の審議に入つたが、審議會の機構は左の如きものであつた。

- 一、審議會は左に掲ぐる事項に關し市長の提出したる事項又は審議會に於いて必要ありと認むる事項を調査審議し、その結果を市長に具申するものとす。
- 1 事業經營の改善に關する事項
- 2 事業公債に關する事項
- 3 交通機關の統制に關する事項

組織し、特別の事項を調査審議するため必要ある時は臨時委員を置くことを得。會長は市長を以て之に充て、委員は市會議員十一名、電氣事業常設委員會委員長關係官廳高等官若干名、學識經驗ある者

第二編 電氣鐵道 第十節 東京市電更生案

第十節 東京市電更生案

若千名、市吏員五名以内につき市長これを命じ又は囑託する。審議會の答申 而して同審議會は成立と共に直ちに調査審議に着手し、先づ諸問題第一號軌道事業經濟に關する債務の處理方策如何に就いて十數次の會合を重ねた結果、十二月に至つてこれが答申を市長に具申した。その他事項に關しては引續き調査審議を進めてゐるが、該答申の内容は概要左の如きものであつた。

- 一、巨大なる負債(不活動資本)
- イ、軌道兩側鋪設費並に橋梁分擔金
- ロ、軌道敷設に伴ふ道路擴築費
- ハ、震災應急施設費並に復舊復興費
- ニ、國策影響に依る爲替差損金
- 三、他の交通機關の進出壓迫(獨占性の喪失)
- イ、省線の電化及市内貫通
- ロ、バス營業の異常なる發達
- ハ、タクシー及遊覽自動車の勃興
- ニ、地下鐵道の開通
- ホ、郊外電車の新市域へ移動
- 四、電車利用者の市内進出
- 五、一般的不景氣
- 六、監督行政に伴ふ支障及經營上の缺陷

事情かくの如くなるを以て直ちにこの難局を打開し、事業の更生を企圖するは至難のこと

ことに屬するも、現狀を以て推移せんか、收支は益々その均衡を失し益々收拾すべからざる窮狀に立至るべきを以て、理事者は眞にこれが打開更生の方策に邁進し獨り公債處理の諮問に止まらず、軌道事業の根本對策につき講究審議すべき必要ありと認む本諮問は東京市電氣局軌道事業經濟に關する債務の處理方策如何と題する案件なるが之を廣義に解すれば、軌道事業の根本的更生策と相俟つて初めて公債政策の善處を望み得べきも、理事者提案の參考案に依れば本諮問は此の如き廣義の諮問にあらず、差當り當面の問題として公債自身の所謂手近の改善方策に付き諮問せられたるものと解するを至當とすべく、又斯く解せずして廣義の一般的軌道事業の更生策に涉ることは他日の諮問機會を期し、茲には當面に於ける公債の處理方法につき答申するものとす

- 一、市債費の過重なる負擔を調整するため事業の本質並に現狀に鑑み當分の間元金(復興外債を除く)償還の繰延を爲すこと
- 二、外債は成立事情並にその費途に鑑み、他の市債とその處理を異にすべきものなるを以て、元利償還の處理に關しては特に政府の援助を求むること
- 三、電氣局事業所屬の市債は事業の本質並にその將來性に鑑み、これを低利且つ長期のものに借替へ以て市債費の輕減を計ること
- 四、前記一に依る償還繰延の元金については本市全般の財政計畫に基き漸次之が償



五、不活動資本の處理は軌道事業更生に關する問題の核心をなすものにして、之が對策としていはゆる公債の本市經濟府稅說を提唱する者あるも、之は根本的更生策に關する審議を俟ち決定すべく、從つてそれ迄の間に於ける收支の不足分については本市普通經濟に於いて適當に處理すること

尚上記の各種方策を達成するためには、市各方面關係者の一致協力並に監督官廳の指導援助を要するものなるを以て、切に關係者の奮起自制と監督官廳の一層好意ある理解を懇望して已まず

追て電氣局の提示する債務處理參考案は概ね上記處理要項に副ふものと認む。而して經營の改善、事業施設の整備等に努め以て豫期以上の成績を挙げたるときは順次市債元金の償還並に全局員待遇の改善に資せられむことを望む

**市電更生案** 東京市電當局の更生案に對し、市電從業員の組織する東京交通労働組合は組合の立場に於て市電更生審議會を設置し、九月十八日の審議會全體會議に於て成案を得、發表と同時に牛塚市長に該案を手交しその實現を要望した。東交側審議會委員、並に更生案大要左の如きものであつた。

立石信郎(前市電氣局長) 道家齊一郎(専修大學教授) 黒田保次(黎明會所屬市議) 淺沼稻次郎(社會大衆黨市議) 阿部茂夫(同) 藤生久(社會大衆黨書記長) 松岡駒吉(總同盟委

員長) 河野密(全國労働組合同盟委員長) 加藤十(労働組合全國評議會委員長) 橋本富貴良(東京市從業員組合委員長) 高橋龜吉、鈴木茂三郎、それに佐々木清三、北田一郎、松太郎、河野平治、佐々木清三、北田一郎

**東交側更生案大要** 市電の軌道、供給、自動車の經濟より新規の起債並に元利償還のため市債費の一切を控除せる純經濟によれば昭和十年度豫算を基準とすれば少くとも一千三萬四千圓の剰餘金を生ずる。尙此のほか市電の不要土地の處分により六十萬圓、職制改正により九十萬圓毎年增收又は節約する事が出来るので、彼れは一千五百三十三萬四千圓となる勘定である。(但し土地収入は尙後五ヶ年)

此のうち八百五十三萬四千圓を前記の如く市電經濟負擔の舊債の元利償還に充當し殘額三百萬圓をもつて市電事業の積極的更生のため從業員の待遇改善、電車、バスの車體其他の製作改善等に使用する。これは積極的更生のためになほ不充分なるも更生の緒につく迄はやむを得ない。なほ市電内に「市電計畫改善委員會」を設置し左の事項の調査、研究を行はしめ、可及的速かに之れが實現を期する。

一、多摩水電の買収及水力發電計畫並に新たに火力發電計畫を研究し、又購入電力料の徹底的引下げのために購入方法の改善を考究する等一應白紙にかへつて調査立案する

二、自治體の經營を主體とする交通統制に關する方針策の樹立

三、職制の改正—特に電氣局の政治機關化し、職制の改善、監督制度の改正を行ふ

四、從業員の待遇改善

五、車體其他の製作、改造の徹底

六、電氣局内の不要土地建物の整理

七、「東京乗合自動車」(青バス)の買収案の研究

八、二電協定の更改期を通じて市民のため電燈料金値下げを行ふ

九、其他、省線に對する市電乗入れ、基本料金制バスの發行、市民に對するサービス、運輸系統の再調査、遊覽、貸切自動車、配車の合理化其他の改善に關する調査研究

### 第十一節 交通協議會の設置

**交通協議會規程** 鐵道省は同省所管事務に關する重要事項の協議並にその施設の改善、關係諸事業との連絡統制の完備を期して、各地方鐵道局を中心とする交通協議會を設置すべく慎重研究を重ねた結果、十一月二十二日成案を得て協議會設置を決定、協議會規程並に人選豫定を發表した。同協議會は全國の各地方鐵道局毎に設置せられ、その名稱には各地方鐵道局名を冠することとし、會長は鐵道局長を以て之に充て、委員會には軍部、鐵道、地方長官、その他我國交通關係の諸權威を網羅したもので、これが成果は將來に於ける我國全交通機關の國防的並に産業經濟的見地よりの發達充實に資する所大なるものとして多大の期待を持たれた。尙之に伴ひ從來の運輸

事務所を中心として設けられてきた四十五の運輸委員會は右交通協議會の設置と同時に廢止された。

### 鐵道局交通協議會規程

- 第一條 鐵道局交通協議會は鐵道省所管事務に關する重要事項につき協議を行ひ其の施設の改善と並に關係諸事業との聯絡統制を圖るをもつて目的とする
- 第二條 協議會は各鐵道局ごとに之を置き當該鐵道局名を冠す
- 第三條 各協議會は左に掲ぐる者を以て之を組織す
- 東鐵 會長一人 委員二十五人以上
  - 名鐵 會長一人 委員十五人以上
  - 大鐵 會長一人 委員二十五人以上
  - 廣鐵 會長一人 委員十五人以上
  - 門鐵 會長一人 委員十五人以上
  - 仙鐵 會長一人 委員十五人以上
  - 札鐵 會長一人 委員十五人以上
- 第四條 會長は鐵道局長を以て之に充つ
- 委員は關係地方の官公吏、交通業者並に學識經驗を有する者の中より鐵道大臣之を委嘱す
- 第五條 委員の任期は二年とす、但し再任することを妨げず
- 第六條 會長は會務を整理す、會長事故あるときは會長の指名したる鐵道局職員其の職務を代理す
- 第七條 鐵道大臣は必要に應じ部内職員をして協議會に列席せしむることを得
- 第八條 協議會の議事の主要は會長より之を

### 鐵道大臣に報告すべし

昭和元年十二月二十八日達第二、三號は之を廢止す

### 協議會委員

- 委員は關係地方の官公吏、交通業者並に學識經驗を有する者の中より委嘱し委員の任期は二ヶ年である。
- 東京**
- 近衛師團參謀長△第一師團參謀長
  - 長△横須賀鎮守府參謀長△東京總領事△横濱稅關長△東京府知事△東京總監△神奈川縣知事△東京市長△横濱市長△局管内指定運送取扱人會聯合會會長△三橋豐吉△日本郵船專務取締役清水安治△日本航空輸送常務取締役川政治△鐵道同志會副會長中川正左△東京市電氣局長後藤悌次△京濱電氣鐵道社長生野團六△京王電氣軌道社長井上篤太郎△三井物產常務取締役向井忠晴△三菱商事常務取締役田中完三△三菱倉庫取締役會長三橋信三△東神倉庫常務取締役手島知健△大倉商事取締役今井文平△古河石炭鐵業取締役佐々木敏綱△東京商工會議所副會長中野金次郎
- 大阪**
- △第四師團參謀長△舞鶴要港部參謀長△大阪逓信局長△神戸稅關長△大阪府知事△京都府知事△兵庫縣知事△大阪市長△京都市長△神戸市長△局管内指定運送取扱人會聯合會會長伴律治△大阪商船專務取締役堀新△日本船主協會會長黒川新次郎△大阪市電氣局長平塚米次郎△大軌

- 名古屋**
- 第三師團參謀長△名古屋逓信局長△愛知縣知事△名古屋市長△局管内指定運送取扱人會聯合會會長長武藤嘉門△名古屋市長△電氣局長菊池信次△名古屋鐵道社長藍川清成△三岐鐵道社長伊藤傳七△豐田自動鐵道社長△名古屋商工會議所副會長頭豐田利三郎△名古屋商工會議所會頭岡谷惣助△日本車輛常務取締役秋山正八△清水商工會議所會頭鈴木與平△東邦電力社長松永安左衛門△名港土地社長神野金之助△大隈鐵工所社長大隈榮一
- 廣島**
- 第五師團參謀長△廣島逓信局長△廣島縣知事△廣島市長△局管内指定運送取扱人會聯合會會長香川伊八△廣備鐵道社長中村峰夫△中國鐵道社長杉山岩三郎△伊豫鐵道社長太宰孫九△倉敷鐵道社長岩田澄治△小野田セメント社長笠井眞三△廣島商工會議所會頭山崎吾一△陸軍運輸部長松田卷平△播磨造船社長松尾忠二郎
- 門司**
- 第十二師團參謀長△佐世保鎮守府參謀長△熊本逓信局長△門司稅關長△福岡縣知事△門司市長△局管内指定運送取扱人會聯合會會長宮原忠直△小倉鐵道專務取締役豐原雄太郎△博多灣鐵道社

社長金森又一郎△京阪社長太田光熙△日本電力社長池尾芳藏△住友倉庫常務取締役北澤敬二郎△大阪商工會議所會頭森平兵衛△京都商工會議所會頭田中博△神戸商工會議所會頭岡崎忠雄△宇治川電氣社長林安繁△日本船主協會理事西宮銀行頭取八馬兼介△住友合資常務理事川田順△鐘紡社長津田信吾

長太田清藏△九州電氣軌道社長村上好見△日本製鐵八幡製鐵所長渡邊義介△門司商工會議所會頭出光佐三△筑豊石炭鐵業會總長安川清三郎△堀鐵業社長堀三太郎△麻生商店社長麻生義之介

### 第十二節 伊勢電整理と關西急行鐵道創立

十二月二十三日、鐵道省監督局より伊勢電氣鐵道株式會社所屬の桑名一名古屋間鐵道敷設權を關西急行電氣株式會社發起人金森又一郎氏七名に讓渡するの件を正式認可する旨の免許讓渡が發表された。伊勢電氣桑名一名古屋線の關西急行電氣發起人への讓渡許可は關西急行電氣創立の確定であり、數年來の難問たる伊勢電整理、四日市銀行の更生が此處に解決の實を結んだと同時に新會社の出現は中京、近畿交通界に一大革新をもたらすものであつた。

伊勢電整理案 即ちこれに依り伊勢電と伊勢電を合併し桑名と大軌からの現金出資と、伊勢電側の現物出資により桑名一名古屋間二十三キロ四分に九百萬圓を投じて新線を建設し、大阪一名古屋間私鐵連絡の完成を見るもので關西急行電氣は直ちに創立總會を開いて工事に着手し昭和十二年中には工事竣工、營業開始の豫定である。整理案の内容は八月初旬鐵道省に於いて行はれた關係者協議により決定したもので、關係者中主なる者は關係者にし

て該案の立案者たる元鐵道次官青木周三氏を始め債權者側、三井銀行今井常務、興銀小竹理事、會社側、大軌種田專務、參急井内常務伊勢鐵神田專務、鐵道省側、早川業務課長、その他富田三重縣知事等。整理案の内容は一、養老線を分離し新會社を設立しその經營は之を參急に一任し參急より金百萬圓の融通をうけ保險團の債務を同額だけ償還し残額百五十萬圓は利子を低下し從來の保證人の外に參宮をも保證人に加ふる事二、伊勢電の優先株主總會を開き優先株十株に對し普通株十五又は優先株と同額の社債に繰りかへ優先株を排除する事三、伊勢電と參宮は對等條件をもつて參急に合併する事、伊勢電従業員は引續き採用する事四、三井、興銀は伊勢電に對する利息を低下し關西急行線開通後の情勢を見た上當事者協議の上償還計畫を樹つる事五、四日市銀行の伊勢電に對する擔保付債權は擔保物件を減債にふりあて完了する事、四日市、明治兩行の無擔保債權は半額に切り下げその一半は現金をもつて、その一半は養老新會社株式をもつて辨償に振りあてる事、前項現金償還に必要な資金は參急より融通する事六、明治銀行伊勢電間の訴訟は參急株を提供して和解する事七、その他の債務は擔保物件又は擔保株を引あて辨償する事八、岐阜縣の訴訟進行に應じ適當に處置を講

ずる事 伊勢電整理の經過 更に伊勢電整理の經過を見れば、伊勢電の負債は十年十月三十一日末現在で實に一千九百五十萬二千圓の巨額に達しその内三井銀行の六百五十萬圓、興業銀行の百三十萬圓、東京海上火災財團の二百四十八萬圓、四日市銀行その他の四百二十二萬圓が大口債權として債務履行を迫つたが、利子百萬圓に對して同社の營業収益は六十萬圓と云ふ状態でも利子も満足に拂へない東京海上では既に二年前から財團抵當權を行使して唯一の収入線たる養老線を強制管理に付して仕舞つたので伊勢電は益々窮地に追ひ込まれた。この打開のために昭和七年興銀から選ばれて半田貢氏が專務に就任したが如何とも解決點を見出し得なかつた。十年五月ごろ元鐵道次官青木周三氏が整理委員長として出馬し、整理案を作成、同氏の横濱市長就任後は元滿鐵理事十河信二氏が代理として債權者の諒解に努め幾多の變轉があつて十二月半ば漸く整理案の承認を得たのであつた。整理案は青木氏案を骨子としたもので一、關西急行電氣を設立し伊勢電の有する桑名一名古屋間の免許讓渡をうけ評價額三百十六萬圓の現物出資をうける、工事資金は三井、興銀、大軌から融通二、養老線を獨立せしめて養老電氣會社を設立し大軌から百萬圓を新會社に貸付けこれをもつて東京海上の債務の一部を返済し、強制管理を解除せしめる、残りは大軌の保

三、關西急行と養老電氣設立の後伊勢電と參宮急行(大軌)は合併する

右三項をもつて大口債權者と交渉の結果債權削減額七百四十四萬圓に成功、即ち左の如き見透しを得た。

一、關西急行電氣への現物出資三百十六萬圓に對する株式で百十六萬圓を代物返済、残る二百萬圓は小口債權者へ關急の株式で代物返済をする

二、養老線を分離、この株式二百五十萬圓を受け、百二十五萬圓を代物返済、残りは大軌へ擔保に入れる、その結果債務が養老電氣へ肩替りとなるわけでその額は二百四十八萬圓

三、伊勢電の有する三重鐵の株式時價三十四萬圓(單價三十一圓)で代物返済

四、所有の宇治山田の土地、西南銀行への預金九萬九千圓は債務と相殺

五、債務免除額二百四十一萬圓、合計七百七十四萬圓

斯くして伊勢電の債務の残り三井六百五十萬圓は契約利率六分五厘を昭和十一年以降二分五厘に、興銀の百三十萬圓の利率七分三厘を十一年以降二分五厘に、大軌から整理のため借りる百廿五萬圓は市場利率として漸次返済、小口債務二百三十萬圓は關西急行株の残り代物返済し、この合計九百五萬圓となる

かくして伊勢電は關西急行に讓渡した三百十六萬圓の資本を利用して開業の場合二十一萬圓を受けるほか、収益率のいゝ養老線の獨

### 第十三節 昭和十年地方鐵道異動

#### 敷設免許

五月 藤岡縣榛原郡高田村地内……… 五・七〇  
七月 富山電氣鐵道 自富山縣下新川郡石田村至同縣同郡三日市町……… 三・三三

#### 工事施行認可

二月 自西馬音内至禁……… 五・八四  
九月 自澁谷起點一軒九一六至同七  
東山電氣鐵道 自滑川至魚津……… 五・九七  
富山電氣鐵道 自滑川至魚津……… 八・六四  
鶴見臨港鐵道 自辨天橋至鶴見河口……… 一・三五

#### 開業

一月 鶴見臨港鐵道 自假鶴見至鶴見……… 五・一〇〇  
御嶽登山鐵道 自瀧本至御嶽山……… 一・〇〇〇  
二月 雄勝鐵道 自西馬音内至禁……… 二・〇〇〇  
南武鐵道 立川、西立川間貨物營業線 旅客運輸營業認可  
三月 北九州鐵道 自山本至伊萬里……… 三・五・二〇〇  
四月 名岐鐵道 自新一宮至新笠松……… 八・〇〇〇  
五月 大雄山鐵道 小田原驛連絡線……… 〇・〇〇〇  
六月 博多灣鐵道汽船 自宇美至大谷炭礦前……… 〇・五二  
知多鐵道 自河和口至河和……… 三・三三  
八月 知多鐵道 自河和口至河和……… 三・〇〇〇  
十月 箱根登山鐵道 自小田原至箱根湯本……… 六・一〇〇  
十一月 三信鐵道 自温田至門島……… 五・七〇〇  
國東鐵道 自武藏至國東……… 三・〇〇〇  
十二月 鶴見臨港鐵道 自辨天橋至鶴見川口(貨物運輸)(電氣ハ未竣工)……… 一・〇〇〇  
廣濱鐵道 自横川町至廣濱可部……… 一・三・〇〇  
富山電氣鐵道 自滑川至越中中村……… 三・〇〇〇

買收

大隅鐵道 串良 高山... 鹿屋 高須... 宮崎縣營鐵道 飲肥 東飲肥... 東飲肥 油津...

三月

東武鐵道 下板橋起點一杆一六〇、上板橋間 複線使用開始ノ件認可

四月

京都電燈 福井口、開發間複線使用開始

運輸營業休止

光明電氣鐵道 新中泉、二俣間一杆九八分ハ 常分運輸營業休止

三月

京阪電氣鐵道 西院、京阪京都間及四條大宮 町、四條通小橋西入真町間貨物運輸起業 廢止

免許失效並ニ取消

東京橫濱電鐵 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ

免許取消、自瀧谷町(廣尾)至麻布二ノ橋

久喜筑波鐵道 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ 免許取消、自久喜至同起點五杆五三二、 自久喜起點六杆二五六至同起點...

二月

相武電氣鐵道 指定期限迄ニ工事施行認可 申請ヲ爲ササル爲、自神奈川縣高座郡田 名村至同縣愛甲郡愛川村...

四月

佐世保鐵道 指定期限迄ニ工事施行ノ認可 申請ヲ爲ササル爲、自佐世保市俵町至同 市八幡町...

宮城電氣鐵道 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ 免許取消(昭和一〇、四、一五、取消)宮 城縣宮城郡鹽釜地内...

伯陽電鐵 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲 地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ免許 取消(昭和一〇、四、一五、取消)自島根縣 能義郡母里村至同縣同郡井尻村...

五月

三河鐵道 指定期限迄ニ工事施行ノ認可申 請ヲ爲ササル爲、自愛知縣碧海郡上郷村 至同縣西川郡翠母町...

柳谷登山鐵道 同上、自京都府乙訓郡海印寺 村大字淨土谷至同縣同郡同村大字金ヶ原

自築港起點五杆至同六杆二〇〇... 〇・八七三 殘區間... 〇・二〇三 關東電氣鐵道 指定期限迄ニ工事施行ヲ受 ケサル爲、自茨城縣猿島郡古河町至同郡 岩井町...

三原登山鐵道 指定期限迄ニ工事施行ノ認可 申請ヲ爲ササル爲、東京府大島元村地 内...

峰山間人鐵道 指定期限迄ニ工事著手セザル 爲、自京都府中郡丹波村至同府竹野郡間 人町...

愛知中央鐵道 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ 免許取消(昭和一〇、七、一七、取消)自愛 知縣名古屋市長倉...

茨城鐵道 同上(昭和一〇、七、一七、取消)自 御前山至長倉...

京雄鐵道 同上(昭和一〇、七、二〇、取消)自 京都市中京區(舊下京區)西京團町至同市 右京區梅ヶ畑(舊京都府葛野郡梅ヶ畑村)

大東京鐵道 指定期限迄ニ工事施行ノ認可可 申請ヲ爲ササル爲、自埼玉縣北足立郡大 宮町至東京市豊島區巢鴨二丁目...

並區荻窪四丁目至埼玉縣北足立郡大宮町 三・七二七

琴平急行電鐵 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ 免許取消(昭和一〇、五、一六、取消)自 香川縣綾歌郡飯野村至同縣同郡栗原村...

武州鐵道 指定期限迄ニ工事著手及工事施 行ノ認可申請ヲ爲ササル爲、自鳩谷至赤 羽...

鳩谷赤羽間ノ除外區間... 二・二二〇 庄内鐵道 指定期限迄ニ工事施行ノ認可申 請ヲ爲ササル爲、自山形縣鶴岡市大字大 寶寺至同縣東田川郡山添村...

八日市鐵道 指定期限迄ニ工事著手セザル 爲、自滋賀縣神崎郡御園村至同縣同郡山 上村...

帝國火藥工業 指定期限迄ニ工事施行ノ認可 申請ヲ爲ササル爲、自愛知縣知多郡武豐町 至同郡内海町...

武州鐵道 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲 免許取消(昭和一〇、五、三一、取消)自蓮 田至行田...

京都鐵道 同上(昭和一〇、五、三一、取消)自 京都府南桑田郡龜岡町至大阪府豐能郡東 郷村...

博多灣鐵道汽船 同上(昭和一一、〇、六、七、取 消)自福岡縣宗像郡津屋崎町至同縣鞍手 郡若宮村...

東京多摩川電鐵 同上(昭和一一、〇、六、二一、取 消)自東京府北多摩郡小金井村至同郡西

新三河鐵道 指定期限迄ニ工事ニ著手セザル 爲、自愛知縣愛知郡天白村植田至同縣 名古屋市中區東大曾根町...

光明電氣鐵道 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ 免許取消(昭和一〇、八、一九、取消)自靜 岡縣磐田郡二俣町至同縣光明村...

白山電氣鐵道 同上(昭和一一、〇、八、一九、取 消)石川縣能美郡國府地内...

九十九里電氣鐵道 同上(昭和一一、〇、八、二七 取消)自佐原起點二八杆一六四至飯岡...

買收

大隅鐵道 串良 高山... 鹿屋 高須... 宮崎縣營鐵道 飲肥 東飲肥... 東飲肥 油津...

三月

東武鐵道 下板橋起點一杆一六〇、上板橋間 複線使用開始ノ件認可

四月

京都電燈 福井口、開發間複線使用開始

運輸營業休止

光明電氣鐵道 新中泉、二俣間一杆九八分ハ 常分運輸營業休止

三月

京阪電氣鐵道 西院、京阪京都間及四條大宮 町、四條通小橋西入真町間貨物運輸起業 廢止

免許失效並ニ取消

東京橫濱電鐵 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ

免許取消、自瀧谷町(廣尾)至麻布二ノ橋

久喜筑波鐵道 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ 免許取消、自久喜至同起點五杆五三二、 自久喜起點六杆二五六至同起點...

二月

相武電氣鐵道 指定期限迄ニ工事施行認可 申請ヲ爲ササル爲、自神奈川縣高座郡田 名村至同縣愛甲郡愛川村...

四月

佐世保鐵道 指定期限迄ニ工事施行ノ認可 申請ヲ爲ササル爲、自佐世保市俵町至同 市八幡町...

宮城電氣鐵道 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ 免許取消(昭和一〇、四、一五、取消)宮 城縣宮城郡鹽釜地内...

伯陽電鐵 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲 地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ免許 取消(昭和一〇、四、一五、取消)自島根縣 能義郡母里村至同縣同郡井尻村...

五月

三河鐵道 指定期限迄ニ工事施行ノ認可申 請ヲ爲ササル爲、自愛知縣碧海郡上郷村 至同縣西川郡翠母町...

柳谷登山鐵道 同上、自京都府乙訓郡海印寺 村大字淨土谷至同縣同郡同村大字金ヶ原

自築港起點五杆至同六杆二〇〇... 〇・八七三 殘區間... 〇・二〇三 關東電氣鐵道 指定期限迄ニ工事施行ヲ受 ケサル爲、自茨城縣猿島郡古河町至同郡 岩井町...

三原登山鐵道 指定期限迄ニ工事施行ノ認可 申請ヲ爲ササル爲、東京府大島元村地 内...

峰山間人鐵道 指定期限迄ニ工事著手セザル 爲、自京都府中郡丹波村至同府竹野郡間 人町...

愛知中央鐵道 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ 免許取消(昭和一〇、七、一七、取消)自愛 知縣名古屋市長倉...

茨城鐵道 同上(昭和一〇、七、一七、取消)自 御前山至長倉...

京雄鐵道 同上(昭和一〇、七、二〇、取消)自 京都市中京區(舊下京區)西京團町至同市 右京區梅ヶ畑(舊京都府葛野郡梅ヶ畑村)

大東京鐵道 指定期限迄ニ工事施行ノ認可可 申請ヲ爲ササル爲、自埼玉縣北足立郡大 宮町至東京市豊島區巢鴨二丁目...

並區荻窪四丁目至埼玉縣北足立郡大宮町 三・七二七

琴平急行電鐵 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ 免許取消(昭和一〇、五、一六、取消)自 香川縣綾歌郡飯野村至同縣同郡栗原村...

武州鐵道 指定期限迄ニ工事著手及工事施 行ノ認可申請ヲ爲ササル爲、自鳩谷至赤 羽...

鳩谷赤羽間ノ除外區間... 二・二二〇 庄内鐵道 指定期限迄ニ工事施行ノ認可申 請ヲ爲ササル爲、自山形縣鶴岡市大字大 寶寺至同縣東田川郡山添村...

八日市鐵道 指定期限迄ニ工事著手セザル 爲、自滋賀縣神崎郡御園村至同縣同郡山 上村...

帝國火藥工業 指定期限迄ニ工事施行ノ認可 申請ヲ爲ササル爲、自愛知縣知多郡武豐町 至同郡内海町...

武州鐵道 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲 免許取消(昭和一〇、五、三一、取消)自蓮 田至行田...

京都鐵道 同上(昭和一〇、五、三一、取消)自 京都府南桑田郡龜岡町至大阪府豐能郡東 郷村...

博多灣鐵道汽船 同上(昭和一一、〇、六、七、取 消)自福岡縣宗像郡津屋崎町至同縣鞍手 郡若宮村...

東京多摩川電鐵 同上(昭和一一、〇、六、二一、取 消)自東京府北多摩郡小金井村至同郡西

新三河鐵道 指定期限迄ニ工事ニ著手セザル 爲、自愛知縣愛知郡天白村植田至同縣 名古屋市中區東大曾根町...

光明電氣鐵道 指定期限迄ニ工事竣工セザル 爲、地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ 免許取消(昭和一〇、八、一九、取消)自靜 岡縣磐田郡二俣町至同縣光明村...

白山電氣鐵道 同上(昭和一一、〇、八、一九、取 消)石川縣能美郡國府地内...

九十九里電氣鐵道 同上(昭和一一、〇、八、二七 取消)自佐原起點二八杆一六四至飯岡...

十一月 溫泉電軌 指定ノ期限迄ニ工事ニ著手セサル爲、白石川縣江沼郡大聖寺町至同縣同郡三木村...

七月 富山電氣鐵道 起業廢止許可(昭和一〇、七、一七、許可) 富山縣下新川郡石田村地内ノ一部...

許可(昭和一〇、一、一五、許可)自推出至大門... 京都鐵道 同上(昭和一〇、一、一四、許可) 自大阪府豐能郡東郷村野間中至同村妙見山...

十二月

兵庫淡路快速交通 指定ノ期限迄ニ工事施行ノ認可申請ヲ爲ササル爲、自兵庫縣津名郡假屋町至同郡洲本町、自同郡志筑町至同郡江井町... 兵庫山陽電氣鐵道 指定ノ期限迄ニ工事ニ著手セサル爲、自兵庫縣神戸市須磨區板宿町至同縣明石市...

信貴生駒電鐵 牧方東口、私市間貨物運輸起業廢止ノ件許可セリ(昭和一〇、八、一九、許可) 群馬鐵道 起業廢止許可並會社解散決議ノ件認可(昭和一〇、八、一九許可並認可) 自群馬縣邑樂郡館林町至同郡伊奈良村...

東武鐵道 起業廢止許可(昭和一〇、一、二、九、許可) 自群馬縣佐波郡茂呂村至同縣勢多郡南橋村... 自同縣勢多郡桂葉村至同縣前橋市... 三岐鐵道 同上(昭和一〇、一、二、三、許可) 自三重縣四日市市至同縣起點一軒一〇〇...

起業廢止

宇佐參宮鐵道 起業廢止許可(昭和一〇、四、一七、許可) 自大分縣宇佐郡宇佐町至同縣同郡豐川村... 富士身延鐵道 起業廢止許可(昭和一〇、六、二一、許可) 自靜岡縣庵原郡富士川町至同縣富士郡芝富村...

上田溫泉電軌 起業廢止許可、自長野縣小縣郡長村大字眞田至同村大字大日向... 空中電氣鐵道 起業廢止許可並會社解散決議ノ件認可(昭和一〇、九、一二、許可並認可) 自神奈川縣鎌倉郡片瀨町片瀨至同町江ノ島...

雄勝鐵道 昭和一〇、二、六、西吾馬内、禁間ハ工事ニ著手セリ 釧路臨港鐵道 昭和七、八、八、認可シタル東釧路、茂尻矢間昭和一〇、一、二五、工事著手セリ

六月

大阪電氣鐵道 同上(昭和一〇、六、二一、許可) 自大阪市東成區中道町(元大阪府東成郡中本町)至大阪府中河内郡大戸村... 東武鐵道 同上(昭和一〇、六、二一、許可) 自立岩至新里(貨物線)...

長野電鐵 起業廢止許可(昭和一〇、九、一九、許可) 自長野縣長野市至同縣更級郡八幡村... 高野山電氣鐵道(元高野電氣鐵道) 起業廢止...

富山電氣鐵道 昭和一〇、九、二八、認可シタル滑川、魚津間鐵道工事施行ノ件ハ昭和一〇、二、一、工事著手セリ 鶴見臨港鐵道 昭和一〇、九、一〇、認可シタル

ル辨天橋、鶴見河口間鐵道工事施行ノ件ハ昭和一〇、一〇、二〇、工事著手セリ

增加シ資本總額三六、二九一、〇五〇圓ト爲ルモノトス

十一月

東京高速鐵道 昭和一〇、九、二一、許可シタル澁谷起點一軒九一六、同七軒九〇三間地方鐵道ハ澁谷起點六軒九八〇、同七軒九〇三間ニ於テ昭和一〇、一〇、一八、工事ニ著手セリ

名岐鐵道 愛知電氣鐵道株式會社合併ノ件、昭和一〇、八、一、實施シ、愛知電氣鐵道株式會社ハ解散セリ 名古屋鐵道 名岐鐵道株式會社ハ商號ヲ名古屋鐵道株式會社ト變更セリ

昭和一〇、七、七、之カ實施ヲ爲セリ 十一月 目黒蒲田電鐵 昭和一〇、九、一九、許可セル雪ヶ谷、新奧澤間鐵道運輸營業廢止ノ件、昭和一〇、一、一、實施セリ

會社合併

二月 富士山麓電氣鐵道 昭和九、二一、九、認可シタル富士山麓土地株式會社合併ノ件、昭和九、二、一、其ノ登記ヲ完了セリ

播電鐵道 昭和九、一〇、一五、許可シタル網干港、新宮間及糸井、網干港間運輸營業廢止、昭和九、一、二五、ヨリ實施セリ

加悅鐵道 (舊)地方鐵道ヲ敷設シ一般運送業務及一切ノ附帶事業ヲ營ムコト(新)地方鐵道ヲ敷設シ一般運送業務及一切ノ附帶事業ヲ營ム、尙自動車其ノ他ノ方法ニ依リ前項區間及區間外ノ地域ニ於テ一般運送事業ヲ營ムコトヲ得

三月

名岐鐵道 名岐鐵道株式會社ハ各務原鐵道株式會社ヲ合併ス、各務原鐵道株式會社ハ解散シ名岐鐵道株式會社ハ存續スルモノトス、存續會社ハ合併ノ結果資本金一〇〇、〇〇〇圓ヲ増加ス

西濃鐵道 赤坂本町市橋間旅客運輸營業廢止 東武鐵道 運輸營業廢止許可(昭和一〇、六、二一、許可) 自野州山邊至借宿(貨物線)...

東京地下鐵道 目的事項中一部變更 定款二條「當會社ハ東京市及隣接郡部ニ鐵道ヲ敷設シ旅客並ニ貨物ノ運輸ヲ營ムヲ以テ目的トス」トアルヲ「當會社ハ東京市及其隣接郡部ニ鐵道ヲ敷設シ旅客並ニ貨物ノ運輸ヲ營ムヲ以テ目的トシ且此ノ目的ヲ達スルニ必要ナル他ノ事業ニ投資スルコトヲ得」ト改ム

四月

名岐鐵道 昭和一〇、三、二六、認可シタル各務原鐵道株式會社合併ノ件、昭和一〇、三、二八、實施シ、昭和一〇、四、二二、合併増資登記完了

西濃鐵道 旅客運輸營業廢止實施(昭和一〇、六、二七、實施) 昭和一〇、五、三、赤坂本町、市橋間旅客運輸營業廢止ノ件許可セルトコロ昭和一〇、六、二七、其ノ廢止ヲ實施セリ

東京橫濱電鐵 目的ニ左ノ事項追加 「清涼飲料水ノ製造販賣業」ヲ追加(昭和一〇、一、八、登記)

七月

名岐鐵道・愛知電氣鐵道 名岐鐵道株式會社ハ愛知電氣鐵道株式會社ヲ合併ス、愛知電氣鐵道株式會社ハ解散シ、名岐鐵道株式會社ハ存續スルモノトス、存續會社ハ合併ノ結果資本金一七、〇九一、〇五〇圓

目黒蒲田電鐵 自東京市大森區雪ヶ谷町至同市世田ヶ谷區東玉川町(新奧澤) 東武鐵道 昭和一〇、六、二一、許可シタル野州山邊、借宿間貨物線運輸營業廢止ノ件、

北九州鐵道 目的中附帶事業變更 (舊)附帶事業トシテ自動車及ホテル、貸

住宅、運動場、遊園地ノ經營ヲ爲スコト  
(新)附帶事業トシテ自動車及ホテル、貸  
住宅、運動場、遊園地及温泉等ノ經營ヲ  
爲シ尙關係事業ニ對シ投資ヲ爲スコトヲ  
得ルモノトス(昭和一〇、二、八、登記)  
住友別子鑛山 目的ニ「土木建築業」ヲ追加  
シ「機械製作業」ヲ削除(昭和一〇、二、  
五、登記)  
新潟電鐵 目的ニ「自動車ヲ以テ一般旅客貨  
物ノ輸送ヲナス」ヲ追加(昭和一〇、二、  
一六、登記)

宇佐參宮鐵道 目的中附帶事業變更  
(舊)鐵道又ハ軌道ヲ敷設シ旅客並ニ貨物  
運搬ノ業ヲ營ムヲ目的トス(新)鐵道又ハ  
軌道ヲ敷設シ之カ培養機關トシテ自動車  
ヲ使用シ旅客並ニ荷物輸送ノ業ヲ營ムヲ  
以テ目的トス、尙ホ本會社ニ關係アル事  
業ニ投資スルコトヲ得  
島原鐵道 目的事項中ニ「鐵道ハ營業若クハ  
運轉ノ管理受託ヲ爲スコトヲ得」ヲ追加  
(昭和一〇、二、二二、登記)  
瀨美電鐵 目的事項中ニ「自動車ニ據ル一般  
運輸並ニ之ニ附帶スル事業」ヲ追加(昭  
和一〇、二、二三、登記)

中國鐵道 目的事項中ニ「前項ノ目的ヲ達ス  
ル爲メ他ノ會社ニ投資ヲ爲スコトヲ得」  
ヲ追加  
帝都電鐵 目的ニ「自動車ニ依ル一般運輸業  
ヲ營ムモノトス」ヲ追加、(昭和一〇、四、一  
六、登記)

六、登記

飯山鐵道 目的事項中ニ「自動車ニ依ル一般  
運輸業ノ經營」ヲ追加(昭和一〇、七、八、  
登記)  
島原鐵道 目的事項中ニ下記一項ヲ追加  
一、當會社ノ營業ニ關係アル他人ノ事  
業ニ投資ヲ爲スコト(昭和一〇、八、八、  
登記)

能美電氣鐵道 目的事項中ニ「自動車運輸」  
ヲ追加セリ(昭和一〇、七、二二、登記)

大阪電氣鐵道 定款中第二條第二項ヲ下記ノ  
通り變更シ昭和一〇、一、七、登記完了  
セリ(舊)ニ、食堂ノ經營及日用品ノ販賣  
(新)ニ、百貨陳列販賣業(デパートメン  
トストア)輸出入業、商取引ノ代理業、  
卸賣業、請負業、富貴業、賣藥部外品、  
清涼飲料水ノ販賣、食堂ノ經營並ニ以上  
ノ業務ニ附隨スル製造業

動力變更  
丸子鐵道 昭和九、一二、一〇、認可シタル瓦  
斯倫動力併用ノ件、昭和九、一二、二九、  
實施セリ  
三河鐵道 蒸氣動力廢止ノ件認可 知立、大  
濱間 知立、猿投間 大濱港、新蒲郡間  
新川町、新川口間及大濱港、大濱口間(貨  
物線ヲ含ム)蒸氣動力廢止

物線ヲ含ム)蒸氣動力廢止  
二 月  
篠山鐵道 昭和九、一二、二七、認可シタル篠  
山篠山町間蒸氣動力ニ瓦斯倫動力併用ノ  
件昭和一〇、一、一六ヨリ實施セリ  
南武鐵道 西國立、西立川間蒸氣動力ニ瓦斯  
倫動力併用認可  
四 月  
藝備鐵道 昭和一〇、三、二七、認可シタル廣  
島宇品間瓦斯倫動力ニ蒸氣動力併用ノ  
件、昭和一〇、四、一ヨリ實施  
五 月  
鹿本鐵道 全線瓦斯倫動力廢止ノ件  
九 月  
釧路臨港鐵道 全線蒸氣動力ニ瓦斯倫動力併  
用ノ件認可セリ  
高島鐵道 全線蒸氣動力廢止ノ件認可セリ  
(昭和一〇、九、二五、實施)

北海道鐵道 全線瓦斯倫動力併用ノ件認可セ  
リ  
相模鐵道 全線蒸氣及瓦斯倫動力ニ重油動力  
併用ノ件認可セリ  
耶馬溪鐵道 全線蒸氣動力ニ瓦斯倫動力併用  
ノ件認可セリ  
十一月  
耶馬溪鐵道 昭和一〇、一〇、二二、認可シタ  
ル蒸氣動力ニ瓦斯倫動力併用ノ件、昭和  
一〇、一〇、二四、實施セリ  
相模鐵道 昭和一〇、一〇、一六、認可シタル  
全線重油動力併用ノ件、昭和一〇、一一、  
一六、登記)

三ヨリ實施セリ  
神中鐵道 全線蒸氣瓦斯倫動力ニ重油動力併  
用ノ件認可セリ

清算結了

四 月  
新宮鐵道 昭和一〇、二、一五、清算結了シ昭  
和一〇、三、一八、清算登記完了  
七 月  
叡上鐵道 昭和一〇、五、二二、清算事務結了  
登記完了セリ

資本減少並ニ増加

一 月  
長野電鐵 資本金七、〇〇〇、〇〇〇圓ヲ金六  
〇〇〇、〇〇〇圓ニ減資(昭和九、一二、一  
一、登記)  
三河鐵道 資本金六、二五〇、〇〇〇圓ヲ金四  
六八七、五〇〇圓ニ減資(昭和九、一二、二  
九、登記)  
二 月  
龍崎鐵道 資本金一、一五、〇〇〇圓ヲ一〇〇、  
〇〇〇圓ニ減資セリ(昭和一〇、二、四、  
登記)  
愛知中央鐵道 資本金二、〇〇〇、〇〇〇圓ヲ  
金一、五〇〇、〇〇〇圓ニ減資(昭和九、一  
二、二七、決議)  
雄勝鐵道 資本金六〇〇、〇〇〇圓ヲ金三〇  
〇、〇〇〇圓ニ減資(昭和一〇、一、三一、  
登記)  
三 月

愛知中央鐵道 資本金二、〇〇〇、〇〇〇圓ヲ  
金一、五〇〇、〇〇〇圓ニ減資

九 月  
尾小屋鐵道 資本金五〇〇、〇〇〇圓ヲ金二  
五〇、〇〇〇圓ニ減少セリ(昭和一〇、九、  
一、登記)  
富山電氣鐵道 資本金一、八六〇、〇〇〇圓ヲ  
金二、六〇〇、〇〇〇圓ニ増資セリ(昭和  
一〇、九、三、登記)

十 月  
湘南電氣鐵道 資本金一、〇〇〇、〇〇〇圓  
ヲ金一〇、七五〇、〇〇〇圓ニ減資セリ  
(昭和一〇、一〇、一、登記)  
本社並ニ事務所移轉

一 月  
伯陽電鐵 行政區劃變更ニ依リ本社所在地變  
更(新)米子市道笑町三丁目一六九番地  
東京高速鐵道(新)東京市赤坂區表町二丁目  
一五番地(昭和九、一二、二六、登記)  
佐久鐵道(新)長野縣南佐久郡中込町三三二  
番地(昭和一〇、一、二四、登記)  
三 月  
膽振鐵道(新)東京市麹町區丸ノ内三丁  
目二番地一、丸ノ内ビルディング第六七  
三號  
御嶽登山鐵道(新)東京府西多摩郡三田村御  
嶽字瀧本四八三番地、出張所東京市日本  
橋區馬喰町四丁目一番地  
東北鐵道礦業(新)東京市麹町區大手町二丁  
目二番地日清生命館五階五〇八號五〇九

號(昭和一〇、三、二六、登記)

四 月  
大東京鐵道(新)東京市赤坂區溜池町一第  
地ハ

六 月  
大谷石村鐵道 本社移轉(新)宇都宮市石町四  
五番地(昭和一〇、五、一、登記)  
湘南電氣鐵道 本社(新)橫濱市中區黃金町三  
丁目一四番地ハ、事務所(新)芝區高輪南  
町一七番地ハ  
京濱電氣鐵道 本社(新)川崎市堀川町二九番  
地一ハ、事務所(新)芝區高輪南町一七番  
地ハ

七 月  
花卷溫泉電氣鐵道(新)岩手縣禰貴郡湯本村  
大字湯本第壹地割一二五番地ハ(昭和一  
〇、五、三〇、登記)  
八 月  
夕張鐵道(新)東京市日本橋區丸ノ内一丁目  
二番地一(昭和一〇、八、五、登記)  
九 月  
北海道拓殖鐵道(新)上川郡新得町宇新得基  
線三三ノ八(昭和一〇、九、四、登記)

十 月  
名古屋鐵道(新)名古屋市南區熱田東町宇新  
宮坂四四番地(昭和一〇、一〇、一九、登  
記)  
代表者變更  
一 月  
佐世保鐵道 武文彦代表取締役ニ就任(昭和

九、二、二九、登記)  
 琴平電氣鐵道 代表取締役湯淺豐太郎任期満了退任、監査役白川朋吉、代表取締役ニ就任(昭和一〇、一、七、登記)  
 茨城鐵道 取締役高須鴻三代表取締役(常務)ニ就任(昭和一〇、一、七、登記)  
 伯陽電鐵 取締役社長岡田平次郎辭任、松本精取締役社長ニ就任(昭和九、一、一、七、代表登記)  
 善光寺登山鐵道 取締役社長小柴三郎辭任、原鴻太郎取締役社長ニ就任(昭和一〇、一、一、一、登記)  
 水戸電氣鐵道 代表取締役加地一吉辭任、崎憲代表取締役ニ就任(昭和一〇、一、一、二、登記)  
 二月  
 湖南電氣鐵道 代表取締役野村龍太郎昭和一〇、二、一三、代表取締役ヲ辭任シ取締役トシテ留任(昭和一〇、二、一〇、登記)  
 大東京鐵道 取締役志村四方一代表取締役(專務取締役)ニ就任、長田馨代表取締役ニ就任  
 庄内電氣鐵道 中野忠太郎取締役(社長)ニ就任  
 三月  
 筑波鐵道 高村國策代表取締役(社長)ニ就任(昭和一〇、三、五、登記)  
 筑波山鋼索鐵道 專務取締役小林恒一郎代表取締役ニ就任(昭和一〇、三、一三、登記)  
 東北鐵道鐵業 田中道爾代表取締役(專務)ニ就任(昭和一〇、三、二六、登記)

四月  
 別府遊園鋼索鐵道 取締役社長木村久太郎辭任、專務取締役山田英三代表取締役トシテ爾後社務ヲ遂行ス  
 北海道拓殖鐵道 代表取締役北村正雄昭和一〇、三、三一、辭任(昭和一〇、四、一七、登記)

五月  
 壽都鐵道 取締役社長佐々木平次郎昭和一〇、五、四、死亡  
 加太電氣鐵道 取締役木本圭一郎代表取締役辭任(昭和一〇、五、一六、登記)  
 六月  
 豐川鐵道 取締役瓜生卓爾專務取締役ニ就任、常北電氣鐵道 代表取締役竹内權兵衛辭任、取締役林甚之丞代表取締役ニ就任(昭和一〇、五、二九、登記)  
 能登鐵道 取締役社長釜本三郎辭任(昭和一〇、六、一、登記)  
 峰山間人鐵道 代表取締役(專務)關廣爾辭任、家村五郎代表取締役(社長)ニ就任(昭和一〇、五、三〇、登記)  
 草津電氣鐵道 代表取締役(社長)中原岩三郎辭任、取締役水野豊社長ニ就任  
 成田急行電鐵 代表取締役葛西又次郎辭任、鹽川啓助代表取締役(專務)ニ就任(昭和一〇、六、一、登記)  
 北海道拓殖鐵道 取締役中木伊三郎代表取締役ニ就任(昭和一〇、五、三二、登記)  
 加太電氣鐵道 取締役(社長)垣内興一郎代表取締役ニ就任(昭和一〇、七、一、登記)

湘南電氣鐵道 取締役望月軍四郎代表取締役(取締役會長)ニ就任(昭和一〇、七、五、登記)  
 善光寺登山鐵道 取締役(社長)原鴻太郎辭任、社長缺員中、專務取締役政岡保一代理ス  
 壽都鐵道 專務取締役畑金吉取締役社長兼專務取締役ニ就任(昭和一〇、六、八、就任)  
 白山電氣鐵道 專務取締役中木戸佐吉常務取締役ニ就任、町谷彦作專務取締役ニ新任  
 八月  
 摩耶鋼索鐵道 代表取締役(專務)上野直吉代表取締役辭任シ黒瀬弘志代表取締役(社長)ニ就任(昭和一〇、七、二、登記)  
 九月  
 名古屋鐵道 藍川清成代表取締役(社長)ニ取締役神野金之助代表取締役ニ就任(昭和一〇、八、三一、登記)  
 九十九里鐵道 代表取締役(社長)藤原藤司辭任シ、監査役中村尙武代表取締役(社長)ニ就任(昭和一〇、九、一、一、登記)  
 長門鐵道 取締役(社長)吉本悟退任シ取締役岡本清社長ニ就任セリ  
 善光寺白馬電鐵 取締役羽田重一郎代表取締役(副社長)ニ就任セリ(昭和一〇、九、二六、登記)  
 十月  
 壽都鐵道 專務取締役畑金吉取締役社長ニ就任セリ  
 小坂鐵道 取締役社長藤田徳次郎昭和一〇、九、一八、死亡、向後業務一切、常務取締

役日吉平吉擔任

十一月  
 中國荷山鋼索鐵道 取締役(社長)池田泰親任期満了退任シ、横山泰造取締役(社長)ニ就任(昭和一〇、一、八、登記)  
 十二月  
 岡山井笠鐵道 取締役(社長)淺野富平任期満了退任、小川郷太郎取締役(社長)ニ就任(昭和一〇、一、二八、登記)

新設、變更並ニ改稱  
 三月  
 飯山鐵道 平瀨停留場ヲ停車場ニ變更シ昭和一〇、三、一ヨリ貨物運輸營業開始  
 播丹鐵道 田原停車場ヲ停留場ニ變更  
 四月  
 三重鐵道 「櫻村驛」ヲ「櫻驛」ト改稱、「川島村驛」ヲ「伊勢川島驛」ト改稱、昭和一〇、四、一ヨリ實施  
 伯陽電鐵 「米子町」ヲ「米子市」ト改稱、昭和一〇、五、一ヨリ實施  
 和歌山鐵道 前宮、神前間ニ津秦假停留場新設シ昭和一〇、四、一ヨリ實施  
 五月  
 有田鐵道 明天寺停留場ハ昭和一〇、三、二九運輸營業開始  
 加越鐵道 福野、高瀬間ニ「燒野」停留場新設シ、昭和一〇、五、一ヨリ實施  
 三信鐵道 佐久間停車場ヲ「中野天龍」ト改稱シ、昭和一〇、六、一五ヨリ實施  
 六月  
 三信鐵道 蒲川、下川合間ニ「早瀬停留場」新設シ、昭和一〇、五、一ヨリ運輸營業開始セリ  
 瀨戶電氣鐵道 「横山驛」ヲ「尾張横山」ト改稱シ、昭和一〇、六、一ヨリ實施セリ  
 三信鐵道 出馬、浦川間ニ「三信上市場」停留場新設シ、昭和一〇、六、二〇ヨリ實施セリ  
 七月  
 南海鐵道 西村停車場ヲ「初芝停車場」ト、北野田停車場ヲ「大野野停車場」ト改稱シ、昭和一〇、八、一ヨリ實施  
 八月  
 安濃鐵道 荒木、安西間ニ「岡本停留場」ヲ安西本間ニ「椋本口停留場」新設セリ  
 名岐鐵道 「各務補給部前」停車場ヲ「航空廠前」ト變更シ、昭和一〇、八、一ヨリ實施セリ  
 三河鐵道 「玉津」停留場ヲ停車場ニ變更シ、昭和一〇、七、三一ヨリ實施セリ  
 九月  
 能美電氣鐵道 寺井西口、本寺井停留場間ニ「自動車連絡」停留場新設シ、昭和一〇、九、一ヨリ實施セリ  
 帝都電鐵 「東駒場」停車場ヲ「一高前」ト變更シ、昭和一〇、九、一ヨリ實施セリ  
 銚子鐵道 燈臺前假停留場ヲ常設停留場トシ、昭和一〇、九、一ヨリ實施セリ  
 九子鐵道 下九子停車場ヲ停車場ニ變更シ信濃九子ト改稱シ、昭和一〇、九、一ヨリ實施セリ

東野鐵道 西那須野起點一軒六〇〇米ノ地點ニ乃木神社停留場新設セリ  
 十月  
 河西鐵道 入舞停留場ヲ停車場ニ變更セリ  
 十一月  
 福武電氣鐵道 鳥羽中停留場新設シ、昭和一〇、一〇、一ヨリ實施セリ  
 目黒蒲田電鐵 桐ヶ谷停車場ヲ停留場ニ變更シ、昭和一〇、一〇、一ヨリ實施セリ  
 廣島瓦斯電軌 鹽濱海水浴場前臨時停車場ヲ本停車場ニ變更並ニ隅ノ濱停留場ヲ廢止ノ件認可セリ  
 十二月  
 信貴生駒電鐵 河内森、交野間ニ「信貴電磐船」停留場新設シ、昭和一〇、一、二、二ヨリ實施セリ  
 國東鐵道 杵築祇園停留場ヲ停車場ニ變更、昭和一〇、一、二、二九、實施  
 五月  
 南總鐵道 茂原奥野間貨物運輸營業開始  
 營業管理委託並ニ受託  
 五月  
 雲仙鐵道・島原鐵道 雲仙鐵道所屬鐵道全線ノ營業管理ヲ島原鐵道ニテ管理受託  
 六月  
 雲仙鐵道・島原鐵道 昭和一〇、五、二二、許可シタル雲仙鐵道所屬鐵道全線ノ營業管理ヲ島原鐵道ニテ管理受託ノ件、昭和一〇

〇、六、一ヨリ實施

社債募集

五月 南海鐵道 社債金一五、〇〇〇、〇〇〇圓募集  
シ、昭和一〇、五、一、其ノ全額ノ拂込完  
了ス(昭和一〇、五、九、登記)

讓渡許可並ニ實施

六月 九州鐵業・筑豐鐵業 九州鐵業株式會社ニ明  
治四四、四、二七、免許シタル福岡縣遠賀  
郡香月町、同郡鞍手郡木瀬屋町間鐵道ヲ  
筑豐鐵業株式會社ニ讓渡ノ件、昭和一〇、  
六、六、許可

七月 九州鐵業・筑豐鐵業鐵道 昭和一〇、六、六、九  
州鐵業株式會社ヨリ筑豐鐵業株式會社ニ  
讓渡許可シタル香月町、木瀬屋町間地方  
鐵道讓渡ノ件、昭和一〇、六、一、九ヨリ實  
施セリ

鐵道財團競落許可

七月 光明電氣鐵道 高島順作(新潟縣西頸城郡能  
生町大字能生七〇〇六番地)ニ光明電氣  
鐵道株式會社所有鐵道財團(靜岡縣磐田  
郡新井泉、田川間及同縣同郡田川、二俣  
間地方鐵道)競落ニ付該免許ニ屬スル權  
利義務承繼ノ件、昭和一〇、七、九、許可  
セリ

軌道ヲ地方鐵道ニ變更

七月 廣瀨鐵道 明治三九、一、一〇及明治四二、  
五、二七、廣瀨鐵道株式會社ニ對シ特許シ  
タル廣瀨鐵道廣島市横川町、同縣安佐郡中  
原村間軌道ヲ地方鐵道ニ變更ノ件、昭和  
一〇、七、一五、許可セリ

客車直通運轉

八月 加悅鐵道 鐵道省所屬客車直通運轉ノ件認可  
セリ

貨物線隨時團體旅客輸送

八月 東武鐵道 西川田、荒針間貨物線隨時團體旅  
客輸送ノ件許可セリ

商號變更

九月 名古屋鐵道 名岐鐵道株式會社ハ其ノ商號ヲ  
名古屋鐵道株式會社ト變更ノ件、昭和  
一〇、八、一、商號變更登記ヲ完了セリ

會社解散

十月 群馬鐵道 昭和一〇、一〇、一五、會社解散登  
記完了セリ

鐵道敷設權讓渡

十二月 伊勢電氣鐵道 讓渡許可(昭和一〇、一、二、二  
三、許可)桑名、名古屋間鐵道敷設權ヲ關  
西急行電鐵發起人金森又一郎外七名ニ讓  
渡ノ件許可セリ、但シ下記條件ヲ附ス  
一、本許可ハ讓受人ニ於テ昭和十一年五  
月二十一日迄ニ會社ヲ設立シタルトキ  
ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第十四節 昭和十年

軌道異動

敷設特許

十月 富山市電 富山市東田地方町字指引割同市同  
町字宮下割……………〇・四九

工事施行認可

二月 阪堺電鐵 自湊ノ濱至濱寺……………二・六三  
四月 大阪市營軌道 自北區空心中町一丁目至北區東  
野田町四丁目……………〇・七九  
五月 阪神電氣鐵道 自神戶市加納町至同市元町……………〇・八九  
六月 京都市電 西大路四條、西大路七條……………一・六〇  
八月 京都市電 七條大宮、九條大路大宮(片原町)

(御器屋町)……………一・〇三

十月 帝國電力 龜田村地内(龜田、五稜郭)……………一・八二

十一月 京都市電 千本北大路、平野榎木町……………一・〇五

十二月 宮山市電 東田地方、櫻橋北詰……………〇・四九

大阪市電 川口町(昭和橋)大川町(淀屋橋)……………二・一五

大阪市電(高速度) 難波元町三丁目、敷津町  
一丁目……………〇・三八

開業

一月 仙臺市 白石名坂至新河原町……………〇・六〇

二月 神戸市營軌道 自脇濱町三丁目至小野柄通八  
丁目……………一・六〇

五月 熊本市營軌道 自熊本市段山町至上熊本驛前  
……………一・三〇

六月 京都市電 西大路四條西大路七條……………一・六〇

七月 阪堺電鐵 湊ノ濱、濱寺……………二・六〇

九月 京都市電 自七條大宮至九條大路大宮……………一・〇〇

十一月 大阪市電 心齋橋、難波……………〇・九〇

梅田、梅田停留場……………〇・三〇

特許失效

五月 肥筑軌道 北茂安村(千歲村)(崎村)巨勢村  
(高尾)佐賀市神野町……………一・六〇

小樽市營軌道 小樽市内……………七・〇三

六月 靜岡電氣鐵道 指定ノ期限迄ニ工事施行ノ認  
可申請ヲ爲ササル爲、音羽町、宮ヶ崎町  
……………三・二九

九州鐵道 同上水田村、瀬高町……………四・〇三

七月 鹽原電車 指定ノ期限迄ニ工事施行ノ認可申  
請ヲ爲ササル爲、磐根村、鹽原町……………三・八三

八月 札幌郊外電氣鐵道 丹山三丁目琴似驛前 指  
定ノ期限内ニ工事竣工セサル爲……………四・三三

輕石軌道 花畔、石狩 指定ノ期限内ニ工事  
竣工セサル爲……………九・一五

矢島鐵道 全線 指定ノ期限迄ニ工事施行申  
請並ニ工事竣工セサル爲……………三・九三

相馬鐵道(元原電氣鐵道) 相馬郡中村町地  
内 工事施工ノ認可ヲ得サル爲……………四・二五

日向軌道 越野尾村所 指定ノ期限迄ニ工事  
施行ノ申請ヲ爲ササル爲……………一・八七

九月 中村電氣鐵道 名古屋市中區中村町、同榮生  
町 指定ノ期限迄ニ工事施行ノ認可申請  
ヲ爲ササル爲……………二・〇七

十一月 中村電氣鐵道 稻葉地、大正橋

起業廢止

一月 阪神電氣鐵道 自三宮起點二軒四七四至同起  
點二軒六四三……………〇・六九

九月 南海鐵道 平野、柏原……………九・七六

十月 大阪市電 梅田空心中線殘區間及木津霞町線  
一部……………一・九三

帝國電力 湯川遊園地前、根崎……………一・六七

十一月 大阪市電 梅田空心中線殘部及木津霞町一部  
……………一・九三

運輸營業廢止

一月 矢作水力 省明知線開通ノ爲自 井至岩村……………二・〇〇

二月 矢作水力 昭和一〇、一、一九、許可シタル大  
井岩村間軌道ハ昭和一〇、一、三〇ヨリ運  
輸營業廢止實施セリ

三月 伊佐軌道 自吉則至北川……………二・〇〇

札幌鐵道 省札沼線開通ノ爲自札幌至茨戸……………二・〇〇

四月 伊佐軌道 昭和一〇、二、七、全線軌道運輸營  
業廢止ヲ許可セラレタルトコロ昭和一〇  
三、一〇、實施ノ旨届出アリタリ(但シ貨

物ハ從前通り取扱フ

札幌軌道 昭和一〇、三、二、全線軌道運輸營業停止ヲ許可セラレタルトコロ昭和一〇、三、一五、實施ノ旨届出アリタリ

五月 肥筑軌道 高尾、崎村……………キ・〇〇〇

六月 九州鐵道 福島、水田……………七・〇四二

大迫軌道 好地村、大迫村……………三・〇六六

七月 神戸市營軌道 脇濱町三丁目加納町五丁目……………一・八〇〇

八月 谷地軌道 神町、谷地……………五・六〇〇

十月 箱根登山鐵道 箱根板橋、箱根湯本……………四・三六六

十一月 谷地軌道 昭和一〇、八、二、全線運輸營業廢止ヲ許可シタル處昭和一〇、九、三〇ヨリ實施ノ旨届出アリ

十二月 堀之内軌道運輸 堀之内、池新田……………四・八二〇

關原電車 西那須野、鹽原口……………四・五六〇

九州電氣軌道 東本町三丁目、日之出町九丁目……………〇・八〇〇

門司築港 日之出町九丁目、田ノ浦……………一・七〇〇

會社解散 大迫軌道 會社解散決議ヲ許可セリ

運輸營業休止

二月 好間軌道 北好間、平間運輸營業休止期間ヲ昭和一〇、一〇、三〇迄延長ス

五月 富山市營軌道 安野屋町吳羽公園間營業休止期間ヲ昭和一〇、八、末日迄延長

七月 堀之内軌道運輸 全線休止期間自昭和一〇、四、一、至同年一二、末日……………四・八〇〇

軌道ヲ地方鐵道ニ變更 廣濱鐵道 明治三十九年十一月十日及明治四十二年五月十七日廣濱鐵道株式會社ニ對シ特許シタル廣島縣廣島市横川町、同縣安佐郡中原村間軌道ヲ地方鐵道ニ變更ノ件七月十五日許可セラレ

代表者變更 一月 佐賀電氣軌道 奥村代表取締役ニ就任(昭和一〇、一、四、登記)

二月 秋保電氣軌道 專務取締役小林軍太郎取締役社長ニ就任

三月 大函急行電鐵 取締役社長百瀬彦市辭任、藤田侃英取締役社長ニ就任(昭和一一、一、二九、登記)

佐賀電氣軌道 代表取締役(社長)古賀明之助辭任、奥村代表取締役(社長)ニ就任(昭和一一、三、一、登記)

四月 札幌郊外軌道 取締役奥村代表取締役ニ就任

小倉電氣軌道 社長梅谷茂樹ハ丸橋清平ト更迭ノ旨届出アリ

溫泉電軌 岡部博、長野與平取締役ニ就任ノ旨届出アリ

五月 愛知 濱松電氣鐵道 青葉延太郎常務取締役ニ就任ノ旨届出アリ

大阪 阪神急行電鐵 取締役上田掌代表取締役ニ就任ノ旨届出アリ

大阪 南海鐵道 取締役肥塚源次郎死亡ノ旨届出アリ

六月 阪神電氣鐵道石井五郎代表取締役ニ岡喜太郎取締役ニ就任ノ旨届出アリ

七月 佐賀電氣軌道 代表取締役奥村代表辭任シ、末松階一郎代表取締役ニ就任ノ旨届出アリ

小倉電氣軌道 代表取締役社長別府三穗三郎ハ專務取締役梅谷茂樹ト更迭ノ旨届出アリ

靜岡電氣鐵道 穴澤清次郎取締役ニ就任ノ旨届出アリ

新三河鐵道 恒川光太郎ハ取締役ニ、横田祐ハ監査役ニ就任ノ旨届出アリ

八月 十一日迄開設ノ旨届出アリ

京王電氣軌道 「松原」ヲ「明大前」ニ變更

東京市電 「今川小路」ヲ「專修大學前」ニ變更

「本八丁堀」ヲ「八丁堀」ニ「高等學校前」ヲ「帝大農學部前」ニ「大學赤門前」ヲ「帝大赤門前」ニ「大學正門前」ヲ「帝大正門前」ニ變更

山陽電氣軌道 「舞子」ヲ「舞子公園」ニ「山田」ヲ「電鐵舞子」ニ變更

京成電氣軌道 「京成八幡」京成中山「兩停留場」ニ「中山鬼越」停留場ヲ新設シ八月三日ヨリ開始ノ旨届出アリ

九州電氣軌道 「大阪町」停留場ヲ「大阪町九丁目」ニ「室町」停留場ヲ「小倉驛前」ニ「到津」停留場ヲ「下到津」ニ各變更ノ旨届出アリ

十一月 旭川市街軌道 「八條北都前」停留場ヲ「八條市立高女前」停留場ニ名稱ヲ變更セル旨届出アリ

十二月 帝國電力 「市役所前」停留場ヲ「商工會議所前」停留場ニ名稱變更ノ旨届出アリ

金澤電氣軌道 「練兵場前」停留場ヲ「出羽町招魂社前」停留場ニ名稱變更ノ旨届出アリ

京都市電 「北大路今宮神社前」停留場ヲ「船岡公園前」停留場ニ名稱變更ノ旨届出アリ

光庸夫就任ノ旨届出アリ

停留場開設及名稱變更

一月 東京市電氣局 湯島五丁目ヲ「湯島二丁目」ト變更

五月 大阪市營軌道 櫻島假終點ヲ櫻島驛前停留場ニ變更ス

大沼電鐵 「鬼柳」ヲ「池田園」ニ「留之澤」ヲ「大沼溫泉」停留場ニ變更ス

六月 四國水力電氣 白羽停留場ヲ開設ス

神戸市電 「楠公前」停留場ヲ「湊川神社前」ニ「兵庫驛裏」ヲ「兵庫驛南口」ニ名稱變更ス

九月 福博電車 「平尾」驛ヲ「南藥院前」驛ニ變更ス

仙臺市電 「石名坂」停留場ヲ「船丁」停留場ニ變更ス

七月 阪堺電鐵 下石津、諏訪ノ濱兩停留場間ニ「石津川橋」停留場ヲ新設ノ旨届出アリ

琴平參宮電鐵 「女學校通」停留場ヲ「中學校通」停留場ニ名稱變更ノ旨届出アリ

九州電氣軌道 日明、中井口兩停留場間ニ日明海水浴場前臨時停留場ヲ七月十一日ヨリ九月十日迄開設ノ旨届出アリ

阪神電氣鐵道 西宮西口、森具兩停留場間ニ夙川橋臨時停留場ヲ七月一日ヨリ八月三日迄開設ノ旨届出アリ

三河鐵道 大財日出德支配人ニ選任ノ旨届出アリ  
山陽電氣軌道 佐近允基、山田英吉支配人ニ選任ノ旨届出アリ  
米子電車軌道 取締役坂口清太郎ハ坂口平兵衛ト改名ノ旨届出アリ  
十月 福島電氣鐵道 取締役加藤逸次死亡ノ旨届出アリ  
十一月 靜岡電氣鐵道 取締役常世克己及監査役尾崎元次郎辭任ノ旨届出アリ  
堀之内軌道運輸 取締役山下伊太郎、伊東徳太郎辭任シ、監査役佐野清吉ハ取締役ニ松下和作ハ監査役ニ就任セル旨届出アリ  
京阪電氣鐵道 田中博監査役ニ就任ノ旨届出アリ  
輕石軌道 代表取締役宮城和一ハ若狹清治ト更迭ノ旨届出アリ  
松本電氣鐵道 取締役職務代行坂本武辭任シ、小崎壽就任ノ旨届出アリ  
十二月 大沼電鐵 監査役横山庄右衛門死亡ノ旨届出アリ  
山陽電氣軌道 取締役榎谷音三死亡ノ旨届出アリ  
廣島瓦斯電軌 取締役多川一治辭任ノ旨届出アリ  
菊池電氣軌道 武文彦取締役ニ就任ノ旨届出アリ  
京王電氣軌道 代表者井上篤太郎ハ辭任シ金



工事着手

若松市營軌道 若松市築地町、同市中川通間  
並ニ同市中川通、同市濱十二番地間軌道  
ハ昭和九、二、二七、工事着手シタリ  
阪神急行電鐵 西灘村、神戸間軌道ハ昭和一  
〇、一、二一、工事着手セリ

四月 阪堺電氣 昭和一〇、二、二八、工事施行ヲ認  
可セラレタル湊ノ濱、濱寺間ハ昭和一〇、  
三、一二、工事着手ノ旨届出アリタリ

六月 大函急行電鐵 萬代町、龜田村間工事五月一  
日ヨリ着手ノ旨届出アリ

大坂市電 北區空中心町一丁目、北區東野田町  
四丁目間工事昭和一〇、四、二三ヨリ著  
手ノ旨届出アリ

七月 阪神電氣鐵道 神戸市内延長線(元町、神戸)  
工事六、二四ヨリ着手ノ旨届出アリ

本社變更

二月 米子電車軌道 行政區劃變更ニ伴ヒ町名番地  
變更(舊)米子市角盤町一丁目一七一番地  
(新)同市富士見町二丁目一八〇番地  
三月 矢作水力(新)名古屋市東區東片端町二丁目  
一二番地ノ一

名古屋鐵道 本社ヲ名古屋市南區熱田東町字  
新宮坂三四ニ移轉ノ旨届出アリ

動力變更

三月 廣島鐵道 廣島、宇品間瓦斯動力ニ蒸  
氣動力併用ノ件認可

線路及工事方法變更

四月 九州鐵道 花畑、久留米間ヲ廢止シ宮ノ陣、  
花畑間ニ變更ス(壺川經由)木區間ハ目下  
假線ニテ營業中ニシテ甘木、花畑間及福  
島、花畑間折返シ運轉トス

五月 九州鐵道 起點福岡市天神町ヲ同市因幡町ニ  
變更ノ結果線路ノ延長ヲ四六米短縮

買收

四月 宮崎縣營軌道 自星倉至大藤……………五、三〇〇

社債變更

四月 大坂電氣鐵道 第五回社債一、〇〇〇、〇〇〇  
圓ヲ全額償還  
九州電氣鐵道 一號社債七、八五〇、〇〇〇圓  
ノ内一五〇、〇〇〇圓償還  
九月 京都電燈 昭和八年八月三十一日登記ニ係ル  
社債貳千萬圓ヲ全額償還シ新ニ社債貳千

萬圓發行ノ旨届出アリ  
阪神電氣鐵道 昭和八年八月二十二日發行ニ  
係ル社債壹千五百萬圓ヲ全額償還シ新ニ  
社債壹千五百萬圓發行ノ旨届出アリ

十月

廣島瓦斯電軌 第六回社債二、〇〇〇、〇〇〇  
圓ヲ償還シ第九回社債八、〇〇〇、〇〇〇  
圓ヲ發行シタル旨届出アリ

金澤電氣鐵道 昭和九年七月六日登記セル社  
債ヲ一部償還ニヨリ總額二四〇、〇〇〇  
圓ニ又昭和九年九月三日登記セル社債ヲ  
一部償還ニヨリ總額ヲ二、七五〇、〇〇〇  
圓ニ各變更ノ旨届出アリ

十一月 金澤電氣鐵道 第五回物上擔保附社債二百七  
十萬圓發行ノ旨届出アリ

十二月 山陽電氣鐵道 第二物上擔保附社債發行ノ旨  
届出アリ

會社合併

七月 名岐鐵道 愛知電氣鐵道ヲ買收合併ノ件許可  
セラル

資本減少

九月 小倉電氣鐵道 資本金六拾萬圓ヲ參拾萬圓ニ  
變更ノ旨届出アリ

定款變更

第十五節 地方鐵道現況

(昭和十年十二月末現在)

備考 鐵道經營者數ノ計カ内譯ト一致セサ  
ルハ一經營者ニシテ二動力以上ヲ併  
用スルモノ及開業線未開業線ヲ併用  
スルモノアルニ依ル一部開業鐵道ノ  
建設費豫算(分割シ難キモノニ限ル)  
及資本金ハ開業線ノ部ヘ計上ス

開業線

Table with 4 columns: 鐵道經營者數, 瓦, 電, 蒸. Rows include 鐵道經營者數, 瓦, 電, 蒸, 計, 瓦, 電, 蒸, 計, 瓦, 電, 蒸, 計, 瓦, 電, 蒸, 計.

第二編 電氣鐵道、軌道 第十五節 地方鐵道現況

瓦 計 七、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 五、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 二、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

瓦 計 一、〇〇〇、〇〇〇

電 計 一、〇〇〇、〇〇〇

蒸 計 一、〇〇〇、〇〇〇

五三

**敷設免許線**

|           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         |
| 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         |
| 1,500,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,500,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |

**資本金**

|           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         |
| 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |

**建設費豫算**

|           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         |
| 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |

**第十六節 軌道現況**  
 (昭和十年十二月末現在)  
 備考 地方鐵道現況表備考欄參照ノコト  
 開業線  
 軌道經營者數

**建設費決算及豫算**  
(開業線八十年首決算額)

|           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         |
| 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |

**工事施行認可**  
軌道經營者數

|           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         |
| 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |

**敷設特許線**  
軌道經營者數

|           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         | 蒸氣        | 電氣        | 瓦斯        | 計         |
| 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         | 瓦斯併用      | 地高懸鋼普     | 電氣併用      | 斯         |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3,000,000 |

第三編

電氣通信

1 — 23

概要目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第一節 總觀                 | 一  |
| 第二節 通信網の整備、再編成         | 二  |
| 第三節 電信電話擴張計畫           | 四  |
| 第四節 電信設備の改良            | 九  |
| 第五節 電話設備の改良            | 九  |
| 第六節 日滿通信連絡             | 一三 |
| 第七節 滿洲の電氣通信事業          | 一五 |
| 第八節 國際電話               | 一七 |
| 第九節 航空無線、テレビジョン、無線寫真電送 | 一八 |
| 第十節 同盟通信社の設立           | 一九 |
| 第十一節 其他雜項              | 二〇 |

電氣年報 (昭和十一年版)

|       |        |
|-------|--------|
| 電氣    | 二九,〇六四 |
| 普高地   | 三六,〇五八 |
| 瓦斯及蒸氣 | 二〇,二六九 |
| 併用    | 〇,三〇三  |
| 力倫    | 七,三三三  |
| 力倫    | 一三,八八〇 |
| 力倫    | 六六,七四八 |
| 計     | 四四,八八一 |

建設費決算及豫算 (開業線ハ十年度首決算額)

|       |            |
|-------|------------|
| 電氣    | 一三,五〇,九三三  |
| 普高地   | 一四,一九六,五八八 |
| 瓦斯及蒸氣 | 一,九二四,一三七  |
| 併用    | 九,三〇〇      |
| 力倫    | 一〇〇,〇〇〇    |
| 力倫    | 一,二〇,〇〇〇   |
| 力倫    | 一,〇四,〇〇〇   |
| 計     | 二二,二九〇,九〇六 |

|       |     |
|-------|-----|
| 電氣    | 九四  |
| 普高地   | 三三五 |
| 瓦斯及蒸氣 | 七   |
| 併用    | 九   |
| 力倫    | 一四  |
| 力倫    | 一四  |
| 力倫    | 七   |
| 計     | 一四  |

軌道經營者數

|       |           |
|-------|-----------|
| 電氣    | 二,四四四,八七七 |
| 普高地   | 四七,七五五    |
| 瓦斯及蒸氣 | 三,八二五     |
| 併用    | 一三,六六四    |
| 力倫    | 一〇七,五四二   |
| 力倫    | 一,五〇,三三三  |
| 力倫    | 三三三,八六三   |
| 計     | 三,九三,三五六  |

五六

|       |               |
|-------|---------------|
| 電氣    | 一,四四,〇〇〇      |
| 普高地   | 三,七九五,〇〇〇     |
| 瓦斯及蒸氣 | 三,四三三,七〇〇     |
| 併用    | 七,九〇,〇〇〇      |
| 力倫    | 三,五五六,三三三     |
| 力倫    | 一,五九九,九八七,七三九 |
| 計     | 一,五九九,九八七,七三九 |

第三編

電氣通信

1 — 23

概要目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第一節 總觀                 | 一  |
| 第二節 通信網の整備、再編成         | 二  |
| 第三節 電信電話擴張計畫           | 四  |
| 第四節 電信設備の改良            | 九  |
| 第五節 電話設備の改良            | 九  |
| 第六節 日滿通信連絡             | 一三 |
| 第七節 滿洲の電氣通信事業          | 一五 |
| 第八節 國際電話               | 一七 |
| 第九節 航空無線、テレビジョン、無線寫眞電送 | 一八 |
| 第十節 同盟通信社の設立           | 一九 |
| 第十一節 其他雜項              | 二〇 |

電氣年報 (昭和十一年版)

|               |               |
|---------------|---------------|
| 電氣            | 九、九、六、四       |
| 蒸氣及瓦斯併用       | 三、六、〇、五、六     |
| 瓦斯            | 〇、〇、〇、三       |
| 馬力            | 七、〇、四、三       |
| 人力            | 一、三、八、〇       |
| 計             | 六、七、四、八       |
| 建設費決算及豫算      | 四、三、八、一       |
| (開業線八十年度首決算額) |               |
| 電氣            | 一、一、五、〇、九、三   |
| 蒸氣及瓦斯併用       | 四、八、九、六、五、八   |
| 瓦斯            | 一、九、九、四、一、三、七 |
| 馬力            | 九、九、〇、〇       |
| 人力            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 計             | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 建設費決算及豫算      | 一、〇、〇、〇、〇     |
| (開業線八十年度首決算額) |               |
| 電氣            | 一、二、八、五、〇、〇   |
| 蒸氣及瓦斯併用       | 一、九、〇、〇、〇     |
| 瓦斯            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 馬力            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 人力            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 計             | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 建設費決算及豫算      | 一、〇、〇、〇、〇     |
| (開業線八十年度首決算額) |               |
| 電氣            | 一、二、八、五、〇、〇   |
| 蒸氣及瓦斯併用       | 一、九、〇、〇、〇     |
| 瓦斯            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 馬力            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 人力            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 計             | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 建設費決算及豫算      | 一、〇、〇、〇、〇     |
| (開業線八十年度首決算額) |               |

|               |               |
|---------------|---------------|
| 電氣            | 九、九、六、四       |
| 蒸氣及瓦斯併用       | 三、六、〇、五、六     |
| 瓦斯            | 〇、〇、〇、三       |
| 馬力            | 七、〇、四、三       |
| 人力            | 一、三、八、〇       |
| 計             | 六、七、四、八       |
| 建設費決算及豫算      | 四、三、八、一       |
| (開業線八十年度首決算額) |               |
| 電氣            | 一、一、五、〇、九、三   |
| 蒸氣及瓦斯併用       | 四、八、九、六、五、八   |
| 瓦斯            | 一、九、九、四、一、三、七 |
| 馬力            | 九、九、〇、〇       |
| 人力            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 計             | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 建設費決算及豫算      | 一、〇、〇、〇、〇     |
| (開業線八十年度首決算額) |               |
| 電氣            | 一、二、八、五、〇、〇   |
| 蒸氣及瓦斯併用       | 一、九、〇、〇、〇     |
| 瓦斯            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 馬力            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 人力            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 計             | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 建設費決算及豫算      | 一、〇、〇、〇、〇     |
| (開業線八十年度首決算額) |               |
| 電氣            | 一、二、八、五、〇、〇   |
| 蒸氣及瓦斯併用       | 一、九、〇、〇、〇     |
| 瓦斯            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 馬力            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 人力            | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 計             | 一、〇、〇、〇、〇     |
| 建設費決算及豫算      | 一、〇、〇、〇、〇     |
| (開業線八十年度首決算額) |               |

五六

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 電氣            | 一、六、四、一、〇、〇       |
| 蒸氣及瓦斯併用       | 三、七、五、〇、〇         |
| 瓦斯            | 四、三、七、五、〇         |
| 馬力            | 七、〇、〇、〇、〇         |
| 人力            | 一、五、三、九、九、八、七、五、九 |
| 計             | 一、五、三、九、九、八、七、五、九 |
| 建設費決算及豫算      | 一、五、三、九、九、八、七、五、九 |
| (開業線八十年度首決算額) |                   |

# 第三編 電氣通信 目次

|                   |   |                        |    |
|-------------------|---|------------------------|----|
| 第一節 總觀            | 一 | ル種類決定                  | 九八 |
| 電信                | 一 | 電話特別架設                 | 九八 |
| 電話                | 一 | 第四節 電信設備の改良            | 九  |
| 國際電信              | 一 | 電信交換用ストロージヤー式自動交換機の採用  | 九  |
| 外國電報              | 一 | 音聲周波搬送式多重電信裝置          | 九  |
| 國際電話              | 一 | 第五節 電話設備の改良            | 九  |
| 放送無線電話            | 一 | 自動局内裝置                 | 九  |
| 第二節 通信網の整備、再編成    | 二 | 小自動交換機                 | 九  |
| ケーブル線路の選定         | 二 | 半自動交換機                 | 九  |
| 各幹線の使命            | 二 | 遠隔市外ダイヤル法              | 九  |
| 計畫遂行上必要な無線網       | 二 | 電話局用電力裝置の改良            | 九  |
| 電信網搬送化基本計畫        | 二 | 市内電話線路                 | 九  |
| 電線路統一問題で遞信省聲明     | 二 | 市内電話設計資料調査             | 九  |
| 統一實行案作成さる         | 二 | 大都市市内電話の整備             | 九  |
| 線路統一すべき電氣通信線路の範圍  | 二 | 弱電流線の統一                | 九  |
| 第三節 電信電話擴張計畫      | 三 | 市外電話線路                 | 九  |
| 電信關係の事業計畫         | 三 | 長距離無裝荷ケーブルの實施          | 九  |
| 電話關係の事業計畫         | 三 | 電信電話共同計畫               | 九  |
| 昭和十一年度電信電話擴張及改良計畫 | 三 | 海底電話線                  | 九  |
| 昭和十一年度新規着手の電信電話事業 | 三 | 電話中繼裝置                 | 九  |
| 電信電話擴張改良事業計畫の費目決定 | 三 | 搬送式電話                  | 九  |
| 計畫の概要             | 三 | 第六節 日滿通信連絡             | 三  |
| 昭和十一年度長距離電話擴張計畫   | 三 | 新設無線局設備                | 三  |
| 昭和十一年度架設長距離電話ケーブル | 三 |                        |    |
|                   |   | 日滿直通連絡ケーブル線敷設          | 四  |
|                   |   | 日滿直通電話理想通話數            | 四  |
|                   |   | 滿鮮間通信連絡                | 四  |
|                   |   | 第七節 滿洲の電氣通信事業          | 五  |
|                   |   | 事業梗概                   | 五  |
|                   |   | 電信事業                   | 五  |
|                   |   | 電話事業                   | 五  |
|                   |   | 放送事業                   | 五  |
|                   |   | 第八節 國際電話               | 七  |
|                   |   | 通話圈の擴張                 | 七  |
|                   |   | 我國に於ける國際電話回線連絡時間       | 七  |
|                   |   | 並に通話料                  | 七  |
|                   |   | 對外無線通信施設               | 七  |
|                   |   | 第九節 航空無線、テレビジョン、無線寫眞電送 | 八  |
|                   |   | 航空機用方向探知器              | 八  |
|                   |   | テレビジョン                 | 八  |
|                   |   | 無線寫眞電送                 | 八  |
|                   |   | 第十節 同盟通信社の設立           | 九  |
|                   |   | 第十一節 其他雜項              | 九  |
|                   |   | 東京桑港間電信料一割遞減           | 九  |
|                   |   | 通信線移轉費負擔問題             | 九  |
|                   |   | 日滿間直通ケーブルの工事負擔額        | 九  |
|                   |   | 我國最初の電力線用搬送電話          | 九  |
|                   |   | 遞信、鐵道兩省の電話施設共有協定       | 九  |
|                   |   | 新設市外電話回線の決定            | 九  |
|                   |   | 名古屋、大阪間長距離交換集信試驗       | 九  |
|                   |   | 對外無線電信施設の移轉擴張計畫        | 九  |
|                   |   | 國內無線施設                 | 九  |

資本金 壹千八百萬圓  
富山市 櫻橋通一

# 黒部川電力株式會社

社長 山田昌作  
専務取締役 神吉英三  
常務取締役 福田俊

## 第三編 電氣通信

### 第一節 總觀

電氣通信事業は最近經濟界の活況に伴ひ漸次事務の増進を來し、昭和十年の勢頭より創始された年賀電報の如きも一般の非常なる好評を博して夥しき利用を呼び、從來動もすれば考へられた電報が常に不吉なるニュースを運んで來るものであるかの如き感じを解消すると云ふ効果を收めた。また電報をして一層民衆的の迅速通信機關たらしむることに就ては逓信省は鋭意努力を傾注し、通信力稀薄なる村落に對しても取扱ひ機關の普及を圖り昭和十年度においては一千餘の三等局及在來の電話所の全部に電報の取扱ひを開始したが、尙、今後は一般加入電話に依る電報送の簡易化から、延いては郵便局全部における電報の取扱ひ開始にまで及ぼす意向であるといはれてゐる。

増設することとなり、昭和十年はその第一年として三萬八千個を増設し今後逐年その數を加へる豫定であるといはれてゐる。尙加入者數の増加並に電話取扱局所の増置に伴ひ市外電話線の増設を要するので、これ亦五ヶ年間に四萬里を架設することとなり、その第一年として昭和十年は六千里を増設した。

路の無線連絡を増設し、現在の無線通信系統は東洋においては滿洲國のほか中華民國、比律賓、瓜哇、佛領印度支那、暹羅、印度、シリヤ、カムチャツカ、ニューギニー、歐羅巴においては英、佛、獨、伊を始め和蘭、瑞典、波蘭、又アメリカ地方においては北米合衆國墨西哥、伯刺西爾、亞爾然等合計二十餘ヶ國との間に直通連絡の途が開かれ、世界の主要地との電報は殆ど第三國の通信機關を介する要なく、所謂對外通信の自主獨立が略達成せられたばかりでなく、滿洲國と諸外國との間に波蘭と佛領印度及比律賓との間に發着する電報の國際中繼を開始する等、今や我邦は東洋における國際電信センターたるの觀を呈しつゝあることは快事である。

電話 次に電話事業の躍進は近來益々目覺しきものがあり、電話加入申込の激増は既定の擴張計畫豫算を以てしては到底一般の需要に應ずること困難となり、新たに豫算の増額を得て五ヶ年計畫を以て加入電話約二十萬個を

増設することとなり、昭和十年はその第一年として三萬八千個を増設し今後逐年その數を加へる豫定であるといはれてゐる。尙加入者數の増加並に電話取扱局所の増置に伴ひ市外電話線の増設を要するので、これ亦五ヶ年間に四萬里を架設することとなり、その第一年として昭和十年は六千里を増設した。

キシコ、キューバとの間に通話を開始したが更に昭和十年は倫敦及伯林との間に無線連絡を開設して歐羅巴及亞弗利加の一部を含む二十九ヶ國との間に國際電話の取扱ひを開始した。かくして全世界三千二百萬の加入者の中約九十パーセントは直接に我が日本より肉聲を交はし得ることとなつた。創始後僅々二ヶ年にこの一大伸展を見たことは、世界における國際電話史上特筆大書せらるべきことである。更に昭和十一年は二月から上海との間に無線電話の開通を見ることになり、暹羅、佛領印度等とも近く開始される豫定になつてゐる外、荷佛蘭西に對する直通の電話回路の開設、その他南米、濠洲、印度、香港、シンガポールの各地との連絡に對しても交渉を開始し、又は開始せんとしてゐる情勢にある。

放送無線電話 最後に放送無線電話、即ちラヂオは創業以來昭和十年を以て滿十年となつたが終始順調なる進展を遂げ、今日聴取者の數は二百三十萬に達する飛躍振りで、昭和十年一ヶ年のみで四十萬を増加し、その普及の迅速なることは洵に驚嘆すべきものがある。一面放送局は昭和十年開設を見た鹿児島及富山の兩局を加へて現在二十七局を數へ、更に近く帶廣、山形、甲府、鳥取、宮崎その他數箇の地方に放送局が新設されるほか、目下建設工事中の東京中央放送局の百五十ヶ口大電力放送も昭和十一年秋頃には華々しく開始されることであるから、我國放送事業は更に一大躍進を見るものと期待されてゐる。又昭和十年六月一日から短波による海外放送が

開始され、海外同胞に大なる満足を与へてゐるのみでなく、我國の眞相を廣く海外に傳へる上において至大の効果を收めてゐる。

### 第二節 通信網の整備 再編成

我國に於ける通信網の整備再編成の必要は平時と非常時とを問はず、緊急なる主要問題となり、依つて逓信省電務工務兩局は斯問題に關する調査研究に着手し大よそ左の通り計畫を立てた。この案は全部實現するのは二十年後の昭和三十年であるが、然しこの整備案の確立は、今後我國通信事業界の指針となるものであり、逓信當局苦心の結實である。

#### 計畫の要旨

國の通信網を整備するに際しまづ考慮すべきは電話と電信の共同計畫であり、然して電話は最も經濟的なる我國産品たる無裝荷ケーブルを採用し、これに搬送を入れて多重電話方式に依り同時に搬送式多重電話方式により、電信電話を同一線路に通じてその共同計畫を行はんとするにある。然して無裝荷ケーブルとしては取敢へず、三通信路の搬送回線をと、音響一回路と共に四線式回線を作成し、電信として音響一回路をとり、回線利用能率を増大せしめ、經濟的線路計畫を實施し將來の技術的發展に依り得らるべき多くの搬送回線のために、中繼所の位置を全部六十

軒以内とする。多重電信方式として十二通信路及び十八通信路のものを用ひ、音響周波帯に之を用ふる。無裝荷ケーブルの本質として裝荷回線の如く線路に遮断周波數なきため、音響周波帯全部を電信に使用することができ。然して短距離電信線としては全部電話線に用ふる直流コンポジット方式を用ひんとするものである。かくして本邦全土に亘りて電信電話共同計畫を理想として搬送式中心線路方式の簡易化を計り保守の容易さと共に整然たる通信網を得て電信電話事業の技術的經濟的經營を行はんとするものである。

#### 各幹線の使命

北部幹線は裏日本を縦に連ねる幹線にして日本海地方の産業交通の發達に取て最も必要なるものである。中部幹線は中央日本の各都市を縦断し之等相互間の連絡の使命を有すると同時に滿洲、朝鮮、北九州中國、近畿、關東を連ねる日本國策上の主要幹線である。南部幹線は南部日本を連ねる九州、四國、紀伊半島を連ね東京に接續する幹線にして同時に長崎より臺灣、上海、青島等に到る電信回線及び鹿児島より那覇に到る無線電信回線を收容して大阪、名古屋東京方面と連絡せんとする幹線である。而して、中部幹線とともに大阪、東京方面と九州との連絡に於て重要な幹線をなすものである。

東京より東北方面に向つて東部及び西部を縦断し青森に至る二幹線を次の如く選定す。東部幹線は東京より福島、仙臺、盛岡を経て青森に至る東北地方東側の地域を貫く青森線である。西部幹線は新潟より秋田を経て青森に至る幹線にして東北地方西部日本海岸を貫く幹線である。以上の日本列島縦断線に對して之を横断する横断幹線九本を設置して連絡を取らる。

計畫進行上必要なる無線網 海峡横断ケーブルの障害時、その他非常時に備ふべき回線として短波の無線連絡を用ふるものである。そのルートは左の如く選定す。朝鮮海峡を挟んで吉見近郊より朝鮮釜山の方面に三通信路の短波長電話連絡を行ひ障害時用として用ふる津輕海峡を挟んで同縣三通信路の短波無線連絡を取る。宗谷海峡を挟んで一通信路短波無線連絡を取る。鹿児島那覇線に短波無線を用ひ電話網に接續する。

電信網搬送基本計畫 通信網のケーブル化の計畫は、當り、電信電話回線を共に同一ケーブル内に收容し共營の基礎確立するに至りて始めて電信事業の經濟的經營が行ひ得らるゝことは言を要せず。而して電信回線をケーブル内に收容する場合經濟的又技術的見地から可及的に搬送電信方式に據ることが得策である。かかる意味に於て茲に全國の電信網搬送化を計畫して左記案を樹てる。

- 一、主要回線を最も多く收容せる敷局を選び搬送電信端局装置を置きこの主要地間を結ぶケーブル中に回線を收容す

### 第三編 電氣通信 第二節 通信網の整備、再編成

二、主要地以外の地を結ぶ主要回線は總て双信法により端局地迄導き出來得るだけ有効に搬送回線を利用す

三、但し搬送回線を経由するときは著しく迂回するものは直接双信法により結ぶものとし搬送端局收容回線中より省く

四、通信速度を低下せしめざる爲め端局装置を通過する度數を可及的に少くす

五、以上の諸點を考慮して搬送電話端局装置を設置するを便とするは左の十局とす。札幌、函館、青森、仙臺、東京、名古屋、大阪、下關、福岡、長崎

ゾーン・システムを採用 逓信省は昭和十一年度通信特別會計豫算において電信電話擴充五ヶ年計畫、總額二億五千萬圓の第二年度計畫を實施するに當り、全國通信網の整備擴充に關する基準方針を設定して昭和十一年以後の擴充計畫實施は總てこれに基礎を置くこととなつた。右基準方針は大體ゾーン・システム(地帯制)を使用することに決定し、この原案はさらに検討して多少の修正は加へられるが、その内容は

- 一、本州、中部において全國を二分し東京ゾーン、大阪ゾーンの兩地帯に分割し東京、大阪を總轄局とする。
- 一、東京ゾーンはさらに八ブロックに分ち東京を除く各ブロックの中心地帯を青森、仙臺、新潟、長野、函館、札幌、旭川の各市に置く
- 一、大阪ゾーンも同じく九ブロックに分ち大阪を除く各ブロックの中心地帯を名古屋、金澤、岡山、廣島、門司、福岡、鹿児島、各市の各市に置く

而してこれが實施の基準方針としては、(イ) 既設の有線回線は各ブロック中心局にまづ收容した上、總轄局に集中し今後擴充せらるべき地方諸都會東京または大阪との間の直通回線も一應當該區域の中心局を経由するやうに改めしめ、これによつて回線の使用を最も有效ならしめ遠距離通話の圓滑を圖る。しかしてこれに關連して總轄局所在の東京、大阪兩地に中央逓信局を新設する。

(ロ) 次に風水害その他の災害對策として東京以北二ルート、東京大阪間三ルート大阪以西三ルートの地下線をもつて各中心局を連繫する。而して昭和十一年度にはまづ東京、大阪間に二ケーブル線(中仙道經由)増設起工に着手する。

(ハ) 無線施設に關してはこれも災害非常對策については全國各中心局所在地に中短波設備を備へた無線局を設置するを原則とするが、定期航空路に當るものは海事局同様の航空無線局を併用せしむ。しかして昭和十一年度計畫においては仙臺、青森、札幌、新潟の四ヶ所(豫算總額約百五十萬圓)に固定局併用の航空無線局を新設する。

電線路統一問題 逓信省は官廳用及び私設用電氣通信線路を整備統一することに乗出し、同統一案に對し一般の認識を深め且協力を求めるために同省では昭和十年七月末主旨書を發表した。主旨書のうちに特に

農山村の救済問題が織り込まれてゐる點は注目すべき處で要旨は次の如くであつた。

主旨書概要

我國に於ける電氣通信線路は本省所管電信電話線路の外に私設電信電話規則、官省電信電話規則並に軍用電氣通信法の三法規により建設せらるゝものなり。之等他所屬線路の施設者は軍用電氣通信法によるものを除き昭和八年度末に於て二千七百二十九件その總延長は二十四萬五千七百八十六里の多きに達し、而かも之等の電氣通信線路は施設者を異にする毎に殆んど各別に建設維持せられつゝあるを以て、國家經濟上頗る不利益なるは勿論、市街地に於ては交通上著しく支障を與へ都市の美觀を損するもののみならず、多大の建設敷地を占用する等のため一般公衆の受くる不便利益甚多からざるものあり、また之を地方に於て見るときは只さへ耕地面積の狭少に苦しみつゝある我國農山村に幾多の重大なる電氣通信線路が併行し、或は交錯して建設せられ殊に大都市近郊にありては送電線路等の強電流線路と相俟つて電柱、支柱、支線等文字通り林立の状態を示し、これが爲め耕地面積を減殺せらるゝこと夥しきのみならず農耕作業上の不便困難は實に想像に餘りあり、斯くの如き田畑内の電柱の有無はその土地の賣買價格に影響すること尠なからざるものありと言はれ、無統制なる電氣線路の存在は農民の怨嗟の的となり來れるの實情

にして社會政策上頗る遺憾たるは言を俟たざるところなり、仍つて本省に於て之が統制を行ひ、如上の如き弊害を除去し且つ通信線路の整備統一によつて社會政策遂行を助成せんと企つるものである。統一實行案作成さる 全國に架設されてゐる公私有全般に互る通信線路を整備統一するに、逓信省では別項の通り委員會を設置して準備を進め、その統一範圍を決定し實行に入つた。本問題に對しては早くから反對意見が現はれ、殊に陸海軍、鐵道方面では極力反對的態度を固持した。逓信省案の統一範圍は左記の如くである。

線路統一すべき電氣通信線路の範圍

- 一、逓信、内務、鐵道、宮内、外務、陸軍、海軍、文部所管のもの及び私設のもの全部を包含せしむるを理想とするも、これが決定は委員會の調査に俟つこと
- 二、現行官廳の軍用及び私設電線維持受託規程による電線維持料金並に私設電信規則によるケーブル芯線使用料の適否について再検討を行ふこと
- 三、前號の外一般的に現行官廳用電信電話規程私設電信規則及び軍用電氣通信法を檢討し電氣通信線路統一に關係する條項の處理に關し調査すること
- 四、部外より電氣通信線路の創設又は變更等の委託を受くる場合工事費の算定並に負擔方に關し調査を行ふこと
- 五、線路統一上必要な通信線路網の計畫案の作成

六、左記事項の調査を各逓信局へ通牒すること

- (一) 管内における各種電氣通信線路の件數並に延長
- (二) 整理統一を必要とする實情
- (三) 他所管線路施設者の統一に對する意見
- (四) 現行電線維持料及びケーブル芯線使用料定價の適否に對する意見
- (五) 線路統一上必要な通信線路網の計畫案

第三節 電信電話擴張

計畫

電信關係の事業計畫 逓信省の昭和十年度以降に於て施行すべき電信關係設備の擴張改良豫算の要目は左の通り決定をみた。

- △昭和十年度電信擴張改良計畫
- 一、電信取扱開始 九五、九一〇圓。電信回線増設一九〇、九三〇圓。通信方式變更四〇、二四〇圓。局内裝置變更六五、六〇〇圓。無線電信施設 四二、二、六四五圓。局舎管轄一二、四五〇圓。
- 二、電信取扱開始—線路施設三〇局。局内施設三〇局。電話設備利用電信取扱開始一二〇局。
- 三、電信回線増設(線路施設)—二・九耗硬銅線一七五里。四・五耗鐵線二九里。(局内施設)單信音響機三機、自動機三座、

自働中繼盤二座、複線式自働中繼器二座タイプライター三〇臺。

四、無線電信施設—大阪無電局對植民地設備(新設)二二〇、一六五圓。東京無線局對植民地設備(擴張)三一、〇〇〇圓。大阪對植民地施設に伴ふ連絡線施設費一七一、四八〇圓。

五、通信方式變更—單信音響機を二重に變更四臺。四重音響機を自働印刷に變更二

| 種別     | 十一年      | 十一年      | 十一年      |
|--------|----------|----------|----------|
| 電信取扱開始 | 九五、九一〇   | 九五、九一〇   | 九五、九一〇   |
| 電信回線増設 | 一九〇、九三〇  | 一九〇、九三〇  | 一九〇、九三〇  |
| 無線電信施設 | 四二、二、六四五 | 四二、二、六四五 | 四二、二、六四五 |
| 通信方式變更 | 四〇、二四〇   | 四〇、二四〇   | 四〇、二四〇   |
| 局舎管轄   | 一二、四五〇   | 一二、四五〇   | 一二、四五〇   |

△電信取扱開始

|        |     |     |     |
|--------|-----|-----|-----|
| 線路施設   | 三〇里 | 三〇里 | 三〇里 |
| 線内施設   | 三〇  | 三〇  | 三〇  |
| 電話設備利用 | 一三〇 | 一三〇 | 一三〇 |
| 電信取扱開始 | 一三〇 | 一三〇 | 一三〇 |

△電信回線増設

|         |     |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 硬銅線架設   | 一七里 | 一七里 | 一六里 | 一六里 |
| 鐵線添架    | 七   | 五   | 一〇〇 | 七   |
| 八〇對ケーブル | 一   | 一   | 二   | 三   |
| 單信音響機   | 七   | 五   | 一〇  | 九   |
| 自働中繼盤   | 一   | 一   | 一   | 一   |
| 自働中繼盤   | 一   | 一   | 一   | 一   |
| 複線式中繼盤  | 一   | 一   | 一   | 一   |
| タイプライター | 一   | 一   | 一   | 一   |

第三編 電氣通信 第三節 電信電話擴張計畫

六、局内裝置變更—長崎電信局増築に伴ふ局内裝置變更六一、六〇〇圓、同上に依る線路施設四、〇〇〇圓。

七、局舎管轄—長崎電信局七七、〇〇〇圓、一坪當り建物二〇〇圓、同工作物二〇〇圓。大阪無電局對植民地四二、七五〇圓、送受信所設備一式一六、九五〇圓。

| 種別     | 十一年      | 十一年      | 十一年      |
|--------|----------|----------|----------|
| 電信取扱開始 | 九五、九一〇   | 九五、九一〇   | 九五、九一〇   |
| 電信回線増設 | 一九〇、九三〇  | 一九〇、九三〇  | 一九〇、九三〇  |
| 無線電信施設 | 四二、二、六四五 | 四二、二、六四五 | 四二、二、六四五 |
| 通信方式變更 | 四〇、二四〇   | 四〇、二四〇   | 四〇、二四〇   |
| 局舎管轄   | 一二、四五〇   | 一二、四五〇   | 一二、四五〇   |

電話關係の事業計畫 線路費—市内關係六、八〇一、一八一圓 ▲市外關係九、〇八四圓 ▲合計一五、八八二、七四〇圓

機械費—市内關係九、六八三、五七九圓 ▲市外關係二、三三三、一三六圓 ▲合計一二、〇一六、七一五圓

無線費一部負擔、市外一一五、五四五圓 局舎管轄費—市内關係二、四四六、六二〇圓 ▲市外關係七、九九〇、二〇〇圓 ▲合計三、二四五、六四〇圓

俸給、廳費、其他—市内關係二、七二八、六八〇圓 ▲市外關係一、七一八、七四〇圓 ▲合計四、四四七、四二〇圓

總合計—市内二一、六六〇、〇六〇圓 ▲市

外一四、〇四八、〇〇〇圓 ▲合計三五、七〇八、〇六〇圓

十一年度以降

線路費—(市内)十一年七、〇二〇、八一五圓 ▲十二年七、二五九、八三四圓 ▲十三年七、七一〇、三七九圓 ▲十四年七、六九五、〇八三圓(市外)十一年九、六二六、六三四圓 ▲十二年一〇、一八六、一三七圓 ▲十三年一〇、九四二、九一六圓 ▲十四年一一、六二七、五七四圓

機械費—(市内)十一年一〇、〇〇三、九六五圓 ▲十二年一〇、二五八、六六六圓 ▲十三年一一、〇一五、九一四圓 ▲十四年一〇、九九七、九二六圓(市外)二、四四三、一三一圓 ▲十二年二、五八二、一五四圓 ▲十三年二、七四八、七六四圓 ▲十四年二、九〇八、一一六圓

無線費一部負擔—(市内)十一年一五〇、四四八圓 ▲十二年一二五、三三五圓 ▲十三年一三三、三一四圓 ▲十四年一七〇、八三六圓

局舎管轄費—(市内)十一年二、五二八、四〇〇圓 ▲十二年二、六〇八、三四〇圓 ▲十三年二、七六九、八八〇圓 ▲十四年二、七九六、八八〇圓(市外)十一年八四一、〇七〇圓 ▲十二年八八三、一三〇圓 ▲十三年九三九、二〇〇圓 ▲十四年九九五、二七〇圓

俸給、廳費、其他—(市内)十一年二、八四三、三八〇圓 ▲十二年二、八九五、一



二〇圓▲十三年三、〇五五、一八七圓▲十四年三、〇八八、三七一圓(市外)十一年一、七六八、七二二圓▲十二年一、八五五、二四四圓▲十三年一、九二三、八〇六圓▲十四年二、〇四二、二一四圓

昭和十一年度電氣擴張及び改良計畫 逓信省の昭和十一年度における電氣擴張及び改良計畫については同省工務、電務、整理の三局聯合の協議會を開き右案を正式に議したし實行案として可決した。同案中最も重要視される擴張並に改良は交換方式變更自動九局共電六局、ケーブル架設延長約四〇〇軒搬送中繼裝置、加入者の收容替等十年度に比して非常に多くなつて居り主なる計畫案は左の如し。

Table with 3 columns: 市別 (City), 總數 (Total), 自動 (Automatic), 共電 (Common). Rows include 東京, 大阪, 京都, 名古屋, 神戸, 横濱.

- (2) 自動式に交換方式變更局 佐世保、本田、新宿、六月町、練馬、練馬北、石神井、板橋、玉川、以上九局
(3) 共電式に交換方式變更 平塚、小松、敦賀、倉敷、那覇、鹽釜、以上六局
(4) 簡易直列式に方式變更 佐原、今市、網走、以上三局
(5) 自動式即時通話裝置局 練馬、練馬北、石神井、本田、新宿、六月町、玉川、板橋、天下茶屋、住吉
(6) ケーブル架設工事 彦根細井間五六軒、仙臺盛岡間六二軒、大宮高崎間七五軒、福岡野北間三二軒、大久保半城間一五軒、勝見浦尾崎二四軒、美ノ郷廣島間九軒、岡山茶屋町間七軒、高松坂出間一九軒
(7) 搬送中繼裝置箇所 荒巻端局裝置一六、築館中繼裝置一六、金ヶ崎中繼一六、仙北町端局六、中繼一〇、大阪端局六、京都中繼六、膳所中繼六
(8) 局内電話施設 市外大型交換機二五四臺、即時通話交換機一五臺、三號大型共電式市外機三二臺、一號

- 大型共電式市外機二臺、三號中規共電式市外機二臺、三號中規共電式市外機二臺、三號C型共電式市外機二〇臺、市外監査機一〇臺
(9) 其の他諸工事 東京下谷局を自動式となし根岸分局へ一、二〇〇名收容替へ▲大崎局より高輪分局へ三一〇〇名收容替へ▲名古屋瑞穂局より南分局へ一、七〇〇名收容替へ▲名古屋熱田局へ南分局から三五〇名收容替へ▲大阪市岡局へ西分局より一、九〇〇名收容替へ▲京都壬生局へ西陣分局から一、〇九〇名收容替へ
(10) 東京大阪間に三號電話機 五〇〇臺を施設すること
(11) 全國に公衆電話四〇〇〇臺 増設のこと

まれて居り總額七百萬圓を超えることとなる

- 一、日滿連絡電話ケーブル敷設工事に要する經費
二、海底電線敷設船建造に要する經費
三、電蝕による不良市外電話ケーブル引換
四、航空無線電信施設費
五、新聞放送に要する設備費
六、災害対策無線施設費
七、長崎大連間海底電線敷設に要する經費
八、電信電話並に電信電話技術調査に要する經費
九、電柱敷地手當増額に要する經費
一〇、對外無線電信電話増設に要する經費
一一、私設無線検査監督補充に要する經費
一二、無線並に傳送技術員養成に要する經費
一三、標準電波發射に要する經費
一四、海底電線敷設船改修に要する經費
一五、道路橋梁等改修移築に伴ふ電線路移轉費

三、國際會議並に印刷電信機調査の爲め歐米に技術員派遣に要する經費
電信電話擴張改良事業計畫の費用決定 逓信省の昭和十一年度以降十四年度迄の四ヶ年間に於ける電信電話擴張改良事業計畫中未定となつてゐた各年度の事業費およびその内譯、電話擴張工程、計畫内容の概要等は左の如く

Table showing expansion projects by year (1911-1914) and category (Expansion, Replacement). Includes a note about the official decision and the total budget of 1.7 billion yen.

費一千三百六十六萬六千圓、機械費六百十三萬四百六十圓、無線費二十七萬四千三百圓となつて居り、此外に建物費八十六萬五千圓が計上されてゐる。計畫案の内容は次の如くである

- 一、彦根福井間百三萬圓——十一年度に於て長濱今庄間六十五軒に百八對搬送ケーブル一條架設長濱柳ヶ瀬間二ヶワット、柳ヶ瀬今庄間十五ヶワット裝荷す
- 二、仙臺盛岡間八十五萬一千圓——金ヶ崎花巻間約二ヶワットに四六對搬送ケーブル一條架設、花巻盛岡間三十八軒に九十對搬送ケーブル一條架設二十ヶワットに裝荷す
- 三、盛岡青森間百七十六萬八千圓——二年繼續工事として本年は盛岡青森間二百十六軒の基礎工事を施工し盛岡大館間百二十二軒に四十六對ケーブル一條を架設す
- 四、大宮高崎間百五十三萬三千圓——右區間七十軒に百八對ケーブル一條、二十四ヶワット裝荷す
- 五、東京名古屋間二百八十三萬二千圓——右區間内の二ヶ中繼間百二十軒に百八對搬送ケーブル一條架設、二十四ヶワットを裝荷す
- 六、久留米熊本間二十三萬六千圓——二ヶ年事業として同區間八十九軒に六十四對搬送ケーブル一條架設、十五ヶワット裝荷す
- 七、福岡若尾間十五萬五千圓——約二五軒に十八對搬送ケーブル一條を架設
- 八、鷓尾崎間十三萬六千圓——約二十一軒に十八對搬送ケーブル一條架設

九、廣島三軒屋間四十一萬七千五百圓——既設ケーブルに二十七ヶワット、線輪百七個を裝置

十、宇都宮郡山間十二萬四千圓——施設ケーブルに十二ヶワット、線輪六九個を裝置す

十一、高松坂出間十萬六千圓——既設ケーブルに三十對重信ケーブル一條を架設す、但し約十九軒の區間

十二、堺岸和田間三十四萬七千圓——約十五軒に二百五十二對ケーブル一條架設、大阪岸和田間に二十七ヶワット、線輪二十個を裝置す

昭和十一年度架設長距離電話ケーブルの種類決定

逓信省が昭和十一年度に於いて實行する長距離電話ケーブル架設區間に採用されるケーブルの種類及び通信方式は十月左の如く決定をみた。

- △長濱柳ヶ瀬間 四十八對入ケーブル
- △柳ヶ瀬今庄間 三十六對ケーブルに裝荷するものとす
- △大宮高崎間 七十八軒百八對ケーブルを採用し右のうち三十軒は四十八對ケーブルとす
- △福岡野北間 三十二軒十八對搬送架設ケーブル
- △大久保半城間 十五軒十八對搬送架設ケーブル
- △藤見浦尾崎間 二十四軒十八對搬送架設ケーブル
- △美ノ郷廣島間 九軒百六十四對内種ケーブル

△廣島三軒屋間 二十七ヶワット裝荷線輪を裝置す

△岡山茶屋町間 十六軒三十對架設ケーブルとし全部裝荷す

△高知坂出間 十九軒三十對架設ケーブルを架設し全部裝荷す

△福岡釜山間 二百軒十四對搬送架設海底ケーブルを採用す

電話増設と架設費値下げ 逓信省は昭和十一年度より二十年度迄の十ヶ年計畫として電話施設の一大増備案を具體化することに決めたが、先づ左記二案を實行することに決めた。此案に於ては現在の十ヶ年間に於ける電話増設費三萬二千を最高八萬に増加し十年間の増設總数を六十八萬一千とするものであり、また他の一案は加入者の利便を計るため現在の架設料を引き下げるもので東京は三百圓、大阪は二百五十圓とするものである。之は我國電話實買價格に一大改革を與へるもので電話金融業者に取つては影響するところ決して小さいものではない。逓信省の實行案を示すとす

電話増設數

昭和十一年三萬九千▲同十二年四萬▲同十三年四萬▲同十四年以降二十年迄毎年八萬▲十ヶ年間合計六十八萬一千

電話架設費

東京▲十一年四百五十圓▲二年四百圓▲十三年三百五十圓▲十四年以降二十年迄

三百圓

大阪▲十一年四百圓▲十二年三百五十圓▲十三年三百圓▲十四年以降二十年迄二百五十圓

京都、神戸、名古屋、横濱▲十一年三百五十圓▲十二年三百圓▲十三年二百五十圓▲十四年以降二十年迄二百圓

尙架設科引下げによつて逓信省の損害は約四百六十萬圓であるが、一方架設數の増加によつて七萬圓の増収があり、結局差引年額二百四十萬圓の収益増となる。

電話特別架設 逓信省工務局は通信特別會計の第二年度に於て電話架設特別募集を前年度三萬二千個を六千個増加し、三萬八千個とするに付帶する諸工事を左の如く計畫し、昭和十年四月一日より工事に着手した。尙工事に要する經費は電信電話設備改良及び補充費として三九五五八、四六〇圓を計上、擴張工事に依る市外電話回線總里程は約七千里に互る尨大なものであつた。

- 一、京都下分局自動化
- 二、名古屋東分局同
- 三、青山分局加入者二千五百五十名を赤阪分局へ收容替へ
- 四、高輪分局加入者一千百名を三田局へ收容替へ
- 五、大阪北分局加入者一千二百五十名東分局の加入者千六百名を堀川分局へ收容替へ
- 六、横濱、神奈川分局新設(自動式)
- 七、自動局に変更計畫

松澤、赤羽、落合、長崎、大森、長野(長

### 第四節 電信設備の改良

電信交換用ストロージヤ

自動交換機採用

東京市内及び其の近郊に於ける電信交換用として、昭和三年東京中央電信局に二〇〇回線實装のレレー式電信自動交換機を設備したが、近年東京近郊の急激なる膨脹發展に伴ひ電報回線上交換回線の不足を告げるに至つたので、更に五〇回線の増備を要することとなり、ストロージヤ式を以て改裝せられた。ストロージヤ式自動交換機は現在國産品で、本邦に於ける電話交換の擴張發達に刺戟

### 第五節 電話設備の改良

せられ、價格も著しく低廉となつたのみならず、レレー式施設後約一〇年に渉る保守上の經驗から、ストロージヤ式に於ても電信交換機として容易に改造し、完全に利用し得ることを確め得たのと、且つは將來の増設及び保守費等を考慮するときは、此の際之をストロージヤ式に置換するのを好適なりとせられたのである。

音聲周波搬送式多重電信裝置 我國に於ける音聲周波搬送式多重電信裝置は、昭和三年に青森及び函館に十六通信路の裝置を、昭和七年には吉見(下關附近)及び釜山に四通信路の裝置を施設したのみで、全く不振の状態であつたが、昭和九年度に於て名古屋大阪間に既設の電信ケーブルを無裝荷ケーブル回線として搬送式電話に利用せんとする計畫と、電信電話兩施設を共同に計畫せんとする方針の確立とを契機とし、この方針に最も適合する搬送電信回線の發達の機運を醸成し、昭和九年七月には東京大阪間に二〇通信路、十年三月には名古屋大阪間に六〇通信路の搬送電信回線が作成せられた。昭和十年以後は更に東京大阪間に二〇通信路、大阪下關及び大阪福岡間にも各二〇通信路の搬送電信回線が作成される計畫である。

市外通話サービスの改善

の爲準即時市外通話法が各大都市相互及び其の近郊の磁石式局間に實施された。  
 本法は曩に阪神間に試験的に實施の場合の方法より更に取扱手續の簡易化を計り、閑散時の市外通話を即時市外通話法化するの主旨に基き、相手加入者の話中等の爲接続し得ざる時は加入者に其の旨を告げ切斷し全く即時市外通話法と同様の取扱に依ることとなつた之によつて従來の如く接続不能の場合に一分間其の加入者を保持し置く等の取扱の煩雜を免れ、又設備に於ても相當簡易となつた。  
 本法接続は市外通話の申込受付と共に交換手は番號照合専用中繼線にて番號照合を行ひ直ちに加入者の申込に使用中の記録中繼線を其の儘市外通話に使用し市内中繼の手数を省いたものである。

自動局内設置 我國に於ける自動交換方式は年を追うて増加の趨勢を辿り朝鮮(京城、羅津等)、臺灣(臺北等)が新に自動式に改式され植民地も内地同様自動化の傾向を示してゐる。  
 昭和九年度末に於ける内地に於ける自動式局の總數は約七〇局に達し、内ストロージヤ式局五〇局、シーメンス・ハルスケ式局十五局、シーメンス・ブラザー式局二局の状況である。  
 斯く自動式電話の普及に伴ひ最近改善著しく考案せられた主要なるものを掲げる。  
 我國に於ける状況を挙げれば、  
 小自動交換機 近時電話の需要は大都市内に限らず大小都市の近郊及び邊鄙の地にも

喚起せられるに至つたが、之に對しては時代の進運に副ふ自動方式が最適なりとの見地より、逓信省に於ては歐米各國の諸例を參酌し新に加入者八〇―九〇回線迄を收容し得るA一號小自動交換機を設計し、濱松及び奈良等の近郊に試験的に採用し交換を開始した。  
 最近には更に加入者回線數の僅少なる地域の需要に應ずる爲に一層小規模の小自動交換機を設計したが、本機は二五接點バンク型回轉型スイッチを使用し二〇回線用で加入者用設備としては從來のライン及びカットオフ兩繼電器に代つて唯一箇の二段動作型繼電器を使用し著しく小型になつてゐて、目下實地に試験中である。  
 半自動交換機 村落邊鄙の地に加入申込者も少く又市外線も少い爲に從來手動式では交換業務を開始し得なかつた程度の需用度の處に最適と認められる半自動式交換機が設計されたが、本機は操縱局に至る市外線數の僅少なる話中頻發等從來屢此の種自動式設備で免れなかつた缺點を除き、手動式と略同様に良好なるサービスを發揮し得るものである。  
 遠隔市外ダイヤル法 自動式局の増加に伴ひ市外交換も漸次自動化の氣運に向ひ之が一傾向として市外ダイヤル法が實施されるやうになつた。

は準即時通話を開始すること、(三)或る時期に於ては大都市地域内を單一加入區域となし得るやうな設備に進むこととし、最近に到つて各都市毎に大體の具體案を得て一部は一〇年度から實行に移された。  
 弱電流線路の統一 我國の各種弱電流線路を統一し、合理的施設並に運営を行ふ可しとの意見は從來屢議者の間に論議せられたが、九年九月二十一日の關西地方大風水害に於ける各種通信回線の杜絶より新に此の機運に拍車を加へられた。  
 市外電話線路 我國に於て昭和九年度内に施行せる市外電話ケーブル工事區間は左表に示す通りであつて、ケーブルを架設し裝荷線輪

の遠距離の都市間にも本法を實施するに於ては、着信市外交換機を省略し得る外交換取扱能率を向上し得る爲、目下此の目的に二、〇〇〇サイクル及び二、八〇〇サイクルの交流をダイヤル並に各種信號用電流として使用する遠隔市外ダイヤル裝置の設計中である。  
 電話局用電力裝置の改良 共電式局用の浮動發電機は從來通話に雜音を交へざる爲特にリツブルの少い設計を施したる平滑鐵心型のものを採用してゐたが、今後は塞流線輪を濾波裝置として併用し發電機は普通の型を使用することになつた。之が爲に設備費は非常に低下し得られることになつた。  
 又共電式及び自動式局共用電力盤の基材は主として白色大理石を使用して居た爲運搬、設備等の際の取扱には不便が多かつたが、今後は破損の虞れのない鐵製の電力盤を採用して上記の不便は一掃されることになつた。  
 市内電話線路 昭和九年四月に於ける逓信省所管市内電話線路延長は  
 線條又はケーブル延長  
 比し増  
 前年同月に  
 比し増

を挿入せる部分一九五三、既設ケーブルに裝荷線輪を挿入せる部分一五六三、計三五一三である。斯くして山陽方面は下關に至る迄、又東北方面は仙臺に至る迄長距離ケーブルの完成を見、着々重要市外ケーブル網の建設に向つて進んでゐる。尙名古屋大阪間既設電線ケーブルを利用し無裝荷方式による搬送式多重電線電話を施設する目的を以て、ケーブルの漏話を軽減せんが爲昭和九、十兩年度に互つて其の接続變更工事を施行した。尙昭和九年三月末現在に於ける市外線路互長並に市外線條延長を架空線、架空ケーブル、地下ケーブル、海底ケーブルに分類して示し參考に供す。

十年度の方式變更局は、  
 自動式に 京都下、名古屋東、外一〇局  
 共電式に 熊谷、彦根、外三局  
 であつた。

市内電話線路の技術的改良としては我國で初めて〇、九三、四〇〇對星型市内ケーブル互長約四、〇〇〇を東京及び大阪市内に於て布設したことを挙げ得る。

市内電話設計資料調査 市内電話の設計を行ふためには先づ各都市の各地域に就き加入者の分布發達を豫想しなければならぬ。然るに我國に於ては、從來此の種調査方法の基準となるものが無かつた。此の缺陷を補ふため、逓信省に於ては市内電話設計資料調査心得なるものを制定し、

第一編 市内電話回線分布豫想調査  
 第二編 市内電話回線中心點の決定  
 第三編 分局の設定  
 第四編 各種中繼回線の豫想調査  
 等續々起草せられた。  
 大都市市内電話の整備 技術的發達に伴ひ歐米各國に於ては大都市の電話施設の擴張改良が計畫されて居るが、我國に於ても大都市の急激なる發展と電話の需要の熾烈並にサービス改善の聲の喧しきとに促されて逓信省に於ても大都市電話制度調査會を設け、六大都市及び北九州連繫都市等に對して之が整備改善の考究調査を進めて居たがその各都市に共通で且つ主要なる改善方法としては、(一)之等地域内各局を可及的に自動化すること、(二)各局間に即時また

第三編 電氣通信 第五節 電話設備の改良

昭和九年度市外電話ケーブル工事區間

| 區 | 間   | 互長 (km) | 裝 荷 線 輪    |
|---|-----|---------|------------|
| 德 | 山一  | 四五・六    | 三〇クラッド、二五箇 |
| 小 | 郡一  | 五・四     | 三〇クラッド、五箇  |
| 長 | 府一  | 一〇・〇    | 三〇クラッド、五箇  |
| 福 | 島一  | 六〇・一    | 三〇クラッド、三箇  |
| 岩 | 沼一  | 三・九     | 三〇クラッド、二箇  |
| 東 | 京一  | 六・四     | 三〇クラッド、六箇  |
| 姫 | 路一  | 八七・六    | 三〇クラッド、四箇  |
| 大 | 阪一  | 六・〇     | 三〇クラッド、三箇  |
| 名 | 古屋一 | 三九・〇    | 三〇クラッド、七箇  |

記 事

| ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 |
| ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 |
| ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 |
| ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 |
| ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 | ケーブル架設及び線輪挿入 |

(昭和十年度繼續)

市外線路互長並に  
市外線路延長

|               |            |        |
|---------------|------------|--------|
| 種別            | ケーブル別      | 長さ(km) |
| 市外線路互長        | 架空線        | 一八、八八六 |
|               | 地下ケーブル     | 一、六九〇  |
| 市外線路延長        | 架空線        | 一、六九〇  |
|               | 地下ケーブル     | 一、六九〇  |
| 長距離無裝荷ケーブルの實施 | 長距離無裝荷ケーブル | 三、四八四  |
|               | 長距離無裝荷ケーブル | 三、四八四  |
| 市外線路延長        | 架空線        | 三、九八六  |
|               | 地下ケーブル     | 四、三〇三  |
| 市外線路延長        | 架空線        | 六、三六九  |
|               | 地下ケーブル     | 六、三六九  |

(昭和九年三月末現在)

市外線路互長並に市外線路延長の調査は、昭和九年三月末現在に於て、ケーブル別長さを調査した。市外線路互長は、架空線一八、八八六km、地下ケーブル一、六九〇km、市外線路延長は、架空線一、六九〇km、地下ケーブル一、六九〇km、長距離無裝荷ケーブルの實施は、長距離無裝荷ケーブル三、四八四km、市外線路延長は、架空線三、九八六km、地下ケーブル四、三〇三km、市外線路延長は、架空線六、三六九km、地下ケーブル六、三六九kmである。

市外線路互長並に  
市外線路延長

|               |            |        |
|---------------|------------|--------|
| 種別            | ケーブル別      | 長さ(km) |
| 市外線路互長        | 架空線        | 一八、八八六 |
|               | 地下ケーブル     | 一、六九〇  |
| 市外線路延長        | 架空線        | 一、六九〇  |
|               | 地下ケーブル     | 一、六九〇  |
| 長距離無裝荷ケーブルの實施 | 長距離無裝荷ケーブル | 三、四八四  |
|               | 長距離無裝荷ケーブル | 三、四八四  |
| 市外線路延長        | 架空線        | 三、九八六  |
|               | 地下ケーブル     | 四、三〇三  |
| 市外線路延長        | 架空線        | 六、三六九  |
|               | 地下ケーブル     | 六、三六九  |

(昭和九年三月末現在)

市外線路互長並に市外線路延長の調査は、昭和九年三月末現在に於て、ケーブル別長さを調査した。市外線路互長は、架空線一八、八八六km、地下ケーブル一、六九〇km、市外線路延長は、架空線一、六九〇km、地下ケーブル一、六九〇km、長距離無裝荷ケーブルの實施は、長距離無裝荷ケーブル三、四八四km、市外線路延長は、架空線三、九八六km、地下ケーブル四、三〇三km、市外線路延長は、架空線六、三六九km、地下ケーブル六、三六九kmである。

市外線路互長並に  
市外線路延長

|               |            |        |
|---------------|------------|--------|
| 種別            | ケーブル別      | 長さ(km) |
| 市外線路互長        | 架空線        | 一八、八八六 |
|               | 地下ケーブル     | 一、六九〇  |
| 市外線路延長        | 架空線        | 一、六九〇  |
|               | 地下ケーブル     | 一、六九〇  |
| 長距離無裝荷ケーブルの實施 | 長距離無裝荷ケーブル | 三、四八四  |
|               | 長距離無裝荷ケーブル | 三、四八四  |
| 市外線路延長        | 架空線        | 三、九八六  |
|               | 地下ケーブル     | 四、三〇三  |
| 市外線路延長        | 架空線        | 六、三六九  |
|               | 地下ケーブル     | 六、三六九  |

(昭和九年三月末現在)

市外線路互長並に市外線路延長の調査は、昭和九年三月末現在に於て、ケーブル別長さを調査した。市外線路互長は、架空線一八、八八六km、地下ケーブル一、六九〇km、市外線路延長は、架空線一、六九〇km、地下ケーブル一、六九〇km、長距離無裝荷ケーブルの實施は、長距離無裝荷ケーブル三、四八四km、市外線路延長は、架空線三、九八六km、地下ケーブル四、三〇三km、市外線路延長は、架空線六、三六九km、地下ケーブル六、三六九kmである。

ところ、反響阻止装置は同一回線に二箇以上挿入される虞れなきやう設備してあるが、將來中繼路の關係で、二箇以上挿入される場合もあるべく、斯の如き場合には種々回線安定度及び妨害作用の起り得る虞れあるため、目下此の種妨害作用に關して調査が進められてゐる。

(四) 海底電信ケーブルを利用せる電信電話双信法 昭和九年度に於て長崎—五島間及び下田—大島間の既設電信ケーブルを利用し電信電話双信法を施したが、その成績頗る良好なるため、昭和十年度に於ては北海道の熊石—奥尻間及び國後—根室間等の單心海底電信ケーブルを利用し電信電話双信法を施工した。

搬送式電話 昭和九年は搬送式電話の發達上特筆すべき年であつた。即ち數年來逓信省工務局に於て研究を續けられて居つた無裝荷ケーブルの優良なるものが我國に於ても製造が完成せられ、それと相俟つて高利得を有する搬送式電話装置が製作せられて、我國の長距離ケーブル網構成上利する處多大である。又架空線に重疊し東京豊原間一、七〇〇kmをつなぐ搬送式電話回線の完成は本邦に於ける最も長遠なるものであつた。

内地樺太間連絡搬送電話施設 東京豊原間を連絡する架空式搬送結合回線で、從來のC型三通路式搬送電話装置の外に宗谷海峡用同心型海底ケーブル及び津經海峡用既設電信ケーブル終端に次の如き特殊搬送装置を設備したものである。

第三編 電氣通信 第六節 日滿通信連絡

(一) 宗谷海峡用女體猿拂局特殊搬送装置 高利得を與へるCS型搬送中繼装置に五、七kの下部帯域を使用し、平衡型一通路路搬送端局装置を附加したものであつた。

(二) 青森函館間海底電信ケーブル用二通路路搬送装置 四心入海底電信ケーブルを使用し高利得の搬送端局装置を施設せるものである。

(三) 自動利得調整装置 距離長遠で而も我邦の南北を縦貫せる架空搬送電話なれば天候、温度の變化により利得の變化を受ける事を免れないから、自動利得調整装置を適當なる箇所に挿入をみた。

滿洲電信電話會社は設立以來無線電信、無線電話施設に力を盡し、現在新京—東京間、ハルビン—大阪間に直通無線電信回線を有する他、新京—伯林間及び新京—桑港間の直通無線電信回線をも有し、昭和九年八月二日新京—東京間に無線電話を開始して以來其の通信網は益々擴大せられつつある。昭和十年度には奉天—大阪間の直通無線通信も開始された。滿洲國內は概して平坦であつて電波の利用率が大なる爲國內の小規模無線も亦發達し各所に小無線局が散在してゐるが、其の規模最も大にして國內無線網の中心となつてゐるのは新京無線局である。

第六節 日滿通信連絡

左表は新京無線局の主なる設備である。

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 新東京無線局設備  |                      |
| (A) 送信機   | 種別 臺數 用途             |
| 30kV短波無線  | — 新東京—東京間 無線電話用      |
| 30kV短波無線  | — 新東京—伯林間 無線電信用      |
| 30kV短波無線  | — 新東京—桑港間 無線電信用      |
| 30kV短波無線  | — 新東京—東京間 無線電信用      |
| 30kV短波無線  | — 滿洲國內               |
| (B) 受信機   | 種別 臺數 用途             |
| 短波無線電信受   | — 對歐電信受信用            |
| 短波無線電信受   | — 對米電信受信用            |
| 短波無線電信受   | — 對日電信受信用            |
| 短波無線電話受   | — 對日無線電話用            |
| (C) 送信空中線 | 對手地 送信周波數 空中線素線數 利得率 |
| 米國 電信用    | 六、七六二・五 三三 一三二       |
| — 電信用     | 一〇、一〇五 四 一六九         |
| — 電信用     | 一三、九八〇 四 一九三         |
| — 電信用     | 五、九七〇 八 二一五          |
| — 電信用     | 七、五五〇 三 一三六          |
| — 電信用     | 一三、五三〇 三 一七六         |
| — 電信用     | 一五、九〇五 三 一七六         |

Table showing telecommunication statistics for Japan and other countries, including categories like 'Japan Telephone', 'Japan Telecommunications', and 'International Telecommunications' with various numerical values.

日滿通絡の大ケーブル線の特徴は従来の四線式(電線四本で一回線の作用をなす)の代りに吾國最初の搬送式(電線四本で三回線の作用をなし、十八對で二十七回線の能力を發揮)をケーブルに應用した事でこれに工務局無線課松前、篠原兩技師の世界に誇る研究である。

Table showing telecommunication statistics for Korea and Manchuria, including categories like 'Korea Telephone', 'Korea Telecommunications', and 'Manchuria Telecommunications' with various numerical values.

Table titled '第七節 滿洲の電氣通信事業' showing telecommunication statistics for Manchuria, including categories like 'Manchuria Telephone', 'Manchuria Telecommunications', and 'Manchuria International Telecommunications'.

滿洲の電氣通信事業は從來關東州及滿鐵附屬地に於ては關東局即ち日本政府が經營し、又滿洲國內に於ては滿洲國交通部即ち滿洲國政府の經營下に在つて其通信系統の如きも日本國側と二分され、此の間相互の制度運用を異にし、通信連絡上の不便は洵に大なるものがあったのであるが、昭和八年九月滿洲國建國の大方針に基き滿洲電信株式會社が日滿兩國政府の條約に依つて創立せられて、茲に滿洲に於ける電氣通信事業は統一的に經營せられる事となり、建國後異常の發展を遂げつつある新國家の興隆に順應して其の文化的乃至國防的使命の達成に著々其の歩を進めつつある。

事業梗概 滿洲に於ける電信電話の過去を一言にして云ふと、南滿は「整備」北滿は「不整備」であつた。即ち從來關東局管下に屬した南滿方面は日本政府の經營下にあつただけに、其の施設は比較的整備されてあつたが舊東北政權下に屬した北滿及熱河方面は凡て舊施設が幼稚不整備たるを免れなかつた。試みに之を昭和八年八月三十一日電氣會社設立直前に於ける施設の普及程度と利用狀況を觀るに

は四八八と云ふ數字である。哈爾濱は昭和七年に於て比較すべき數字がないが、昭和七年度を一〇〇とすれば昭和九年度は四四二となつて居る。即ち北に上るに従つて増加率が飛躍的なる事を示して居る。電氣會社は之等飛躍的の利用増進に相應すべく施設の根本的擴充を圖り着々其の目的に邁進しつゝある。即ち初年度たる昭和八年度は約六百七十萬圓、第二年度たる昭和九年度は約九百萬圓の企業費を投じ、昭和十年度は更に約千二百二十萬圓の起業費豫算を以て整備擴張を實施した。

滿洲に於ける電信事業の最も顯著なる點は漢文電報利用の極めて僅少なることである。之を最近平常日に於ける電報發信通數に就て見るに、和文電報約一萬二千通、漢文電報は約三千通其の他は比較的少數の歐文電報である。滿蒙の人口は三萬と稱せられて居るが其の中日本内地人の數は四十萬を出でぬであらう。即ち之を人口當り利用率より見れば日本人の利用率は滿洲人に比し約百五十倍に相當するのである。之は獨り滿洲人の文化程度の幼稚なる爲のみならず、漢文電報の郵便、電送、翻譯等の不便煩雜なるにも因るのであつて、之等は將來何とか改良して一生面を拓かねばならぬ問題である。和文電報に就いては苟くも日本人の住む所、假令一人たりとも假名電報の利用圏外に置かるゝ事なき目標の下に之が取扱局の増加計畫を進めて居つて、電電會社成立當初二百三十四の和文電報取扱局所が電電會社成立以來取扱開始約二百二十箇所滿洲國行政權下に於ける之が取扱通數は一箇月約四十二萬通に達する盛況である。

日滿間の電信連絡については事變以來兩國關係の緊密化と共に躍進的增加を続け、最近一日間彼我通信數四千通を超える盛況であつて之が疏通のためには長崎大連線、佐世保、大連線の兩海底線を始めとし、滿洲側に於ては大連、奉天、新京、哈爾濱の各地、日本側に於ては東京、大阪、下關の兩都市を端局とする有線及び無線の十回路を設けて疏通に努めて居るが益々増進する日滿電報の趨勢に鑑みて姑息的な同線増設に依り満足し難いこと

が明かであるので、電電會社は逓信省の計畫と呼應して安東奉天間に工費約二百六十萬圓を投じて地下ケーブルを敷設し日滿通信の幅を擴げ、目下工事中であつて之が完成は昭和十二年度初頭である。

本ケーブルは所謂無裝荷ケーブル方式を用ふるのであつて、從來世界各國に於て使用せられて來たる長距離ケーブルは總て裝荷ケーブルなのであるが、此の裝荷ケーブルは技術上幾多の缺陷を有して居るのであつて、最近日本逓信省の技術當局に依り發明せられた無裝荷ケーブルに依る時は、其の缺陷を除去すると同時に經濟上に於ても頗る有利である。

尙之が實現の嚆には單に日滿間電話連絡の完備を期し得るのみならず、本ケーブルに管轄周波多重通信を實施することに依り多數の日滿電信回線の需要に應ずることを得べく又放送中繼も本回線を利用する事に依り日本内地との有線中繼を實現し得る事となるのである。

次に電電會社の手に依り運用せられつゝある對外通信の主なるものは對獨、對米通信である。即ち新京無線に依て北米サンフランシスコ及獨逸ベルリンとの間に年中無休、無線連續通信を實施し居る。尙佛蘭西及ソ聯とも同じく新京より無線連絡を開始すべく手續中である。對支通信は哈爾濱無線に依つて上海、天津、芝罘との無線連絡をして居る。其他對支通信としては大連、芝罘間海底線の連絡は從來通り保持せられて居り、又北支支郵問題解決後奉天、天津間二重通信に依り毎日

する。従つて自動交換の必要は極めて大である。一方従業員の人件費特に日本人従業員の人員費は内地の比ではないのであつて、こゝにも自動交換の餘地は大きいのである。右の如き事情に依つて滿洲では自動交換の有利なる場合が多いのであつて、即ち手働局加入(其の大部分は單式交換である)約一萬二千に對して自動局加入約三萬四千、其の割合は自動加入が全體の約八割を占めて居る。

尙電電會社所有電話以外に縣民營電話と稱するものが滿洲各地に散在して居るが、之れは從來東北政權時代電政の不統一と政府の電話建設無能力に乘じて發生したるものであつて、其の數約百、加入者數は約一萬である。電電會社はその使命に鑑みて之が買収統一を企圖して居り、既に重要都市の縣營電話加入者約五千三百の買収を實行し爾餘の小規模なるものも漸次買収する豫定であるといはれて居る。

社が日滿兩國政府より引續を受けた新京、奉天、哈爾濱、大連の各放送局に對し、創立以來中繼線の創設、放送電力の擴大、放送時間の延長、放送内容の充實に努め來り、昭和九年十一月には東洋一の巨大なる電力を誇る新京百キロ放送を開始した。滿洲放送事業の最も困難とする所は、冒頭にも述べた如く、各々言語習俗を異にする各異民族殊に日滿兩國民に對して、満足なる放送を提供し得るか云ふことである。茲に於いて所謂二重放送は急務中の急務であるので、電電會社は創立以來日尙淺く各方面の新規事業多忙なるにも拘らず、事情の許す限り之が實現を計畫して居る。現在のラヂオ聴取者は約一萬八千に過ぎないが、昭和八年電電會社創立當初に比べると三倍餘の増加であつて特に最近に至つて月々増加率が多くなりつゝあることは、前途に多大の希望を抱かしめて居る。

我國に於ても昭和七年十二月二十四日、國際電話會社の設立を以、昭和九年春には無線電話設備の一切を完工し國際無線電話界に進出した。即ち茨城縣名崎村に送信所を、埼玉縣小室村に受信所を建設し、別に臺灣には臺北出張所を置いて中繼送信所及び觀音受信所を建設した。然してこれら送信所及觀音受信所を建設した。然してこれら送信所及觀音受信所を建設した。然してこれら送信所及觀音受信所を建設した。

第八節 國際電話

日滿無線電話は昭和九年八月開始したが、其の利用者は開始當時に於いては僅かに二、三十通話を出でなかつたが、其の後本電話の安定確實なることが認識せられるに至つて漸次通話數の増大を來たし今や平常日は百通話を超ゆるの盛況であつて、通話標準容量を超過して居る。之に對應する爲電電會社は創立早々種々の施設を必要とする起業費中より約二百六十萬圓の巨費を投じて安奉間無裝荷ケーブル工事を施行中である。

世界最初の國際無線電話業務がアメリカ電話會社及び英國郵政廳の協力によりて一九二七年一月七日、紐育倫敦兩都市間に開設されてより斯業は遍く世界各國に普及し、既に大洋又は大陸を横斷して遠隔の諸國を結びつくることゝの無線電話回線の數實に六十六、その總延長約二十五萬哩に達した。

五、六百通の電報を疏通して居る。又最近滿洲國が北鐵を買収して是を鐵路局に委任經營せしむる事となつてからは、從來北鐵が其の鐵道業務に附帶して各驛に於て取扱つて居つた公衆電報、電話、通信業務は一切擧げて電電會社が繼承經營することとなり、北鐵各驛には電電會社の電報電話の取扱所の配置を見る事になつた。

電話事業 電話の制度及料金に關しては電信事業に比して急激に統一するを要しないのと又土地柄と施設の程度等を考ふるも一率統制を困難とする點も多く、爲に業務の運行上支障なき限り當分從來の料金及制度を踏襲し漸次合理的統制を行ふ方針であるといふ。

滿洲人は電報よりも電話を利用する實況であつて、電話加入者の國籍別を見るに日人加入者二萬九千に對し滿人は一萬七千を占め滿人は日本人の約半分を占めて居る。電電會社に於ても之等の事情に基いて電話の擴張を重視して、電電會社創立以來電話事業に對する新規投資額は約七百三十萬圓で、設立當初の引續加入者約三萬が現在では約四萬六千名に増加して居る。又各地の發展に資する爲交換局所の新增設並に通話事務取扱開始をした結果、電電會社設立當初電話交換及通話事務取扱局所は三百十五であつたが現在では更に自動交換局、手働式交換局約四十の増加、通話取扱局は約七十の増加となつて合計四百二十五である。滿洲は異民族の錯綜するのみならず、中には露西亞語も朝鮮語も蒙古語も混入

我國に於ける國際電話同線連絡時間並に通話料(昭和十年四月現在)

| 對手地          | 連絡時間                              | 通話料(圓)   |      | 通話取消料(圓) |                      |
|--------------|-----------------------------------|----------|------|----------|----------------------|
|              |                                   | 最初の三分時迄) | 普通通話 | 至急通話     | 通話者指定通話又<br>は呼出通話附通話 |
| 臺灣           | 午前八時—午後二時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 滿洲           | 午後五時—午後九時<br>(但し夏季は午後<br>四時—午後八時) | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 英領印度         | 午後四時—午後九時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 加那利          | 午前六時—午後三時<br>(但し日曜祭日は午<br>前二時迄)   | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 米國及び<br>第二地帯 | 午前六時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第三地帯         | 午前六時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第四地帯         | 午前六時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| メキシコ         | 午前六時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 比律賓          | 午前六時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第一地帯         | 午前九時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第二地帯         | 午前九時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第三地帯         | 午前九時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第四地帯         | 午前九時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |

對外無線通信施設 最近の我國の對外無線通信施設は、異常なる發達をなし、昭和八年度末迄に於ける直通通信對手地は東京電信局に於て行ふもの八方面、名古屋電信局に於て行ふもの五方面であつたが、昭和九年度に於ては更に上海、羅馬、桑港(マツケイ社)、メキシコ、アムステルダム及びリオデジャネイロ

の六方面を増加し總計十九方面を數ふるに至つた。從つて小山送信所及び福岡受信機置も大擴張の必要に迫られ、二十マツ送信機五臺、二マツ送信機一臺、合計六臺の送信機を増置し受信機置はスーパードロイン方式による高利得のもの十一臺を増加した。

航空網の發達と共に航空無線擴充の必要が起り電氣通信技術委員會に於ては特に急を要する研究事項の一に加へて、各種の方式に關して調査研究を行つて居る。一は龜山無線電信局に於て行ひつゝある遠距離航空路用の無線標識で、方式は米國の Radio Range と同一であるが、アドコック式空中線を使用し、架空並行二線式饋電線で電力を供給して居る。此の他電氣試験所平磯出張所に於ては、より 3000 迄を自動的に表示するやうな利用範圍の廣い標識に於て實驗して居り、航空研究所に於ては超短波を使用する盲目着陸の新しい方式を研究して居る。

第九節 航空無線、テレビジョン、無線寫眞電送

航空網の發達と共に航空無線擴充の必要が起り電氣通信技術委員會に於ては特に急を要する研究事項の一に加へて、各種の方式に關して調査研究を行つて居る。一は龜山無線電信局に於て行ひつゝある遠距離航空路用の無線標識で、方式は米國の Radio Range と同一であるが、アドコック式空中線を使用し、架空並行二線式饋電線で電力を供給して居る。此の他電氣試験所平磯出張所に於ては、より 3000 迄を自動的に表示するやうな利用範圍の廣い標識に於て實驗して居り、航空研究所に於ては超短波を使用する盲目着陸の新しい方式を研究して居る。

第十節 同盟通信社の設立

近時國際的情勢の複雑化するに伴ひ對外新開通信事業はその重要性を加へ列國何れも之に積極的努力を傾注しつゝある實情に鑑み我國にも世界第一流の國際的通信社を設立すべしとの議は多年朝野一致の要望であつたが、特に滿洲事變以來相次いで國際的變局に直面して、益々其の必要が痛感され之を實現すべき機運が熟し、且つ聯合、電通の兩社も國家的見地より夙に政府當局に對し新通信社成立の上は之に合流すべき旨の諒解を與へ、又日本放送協會も其の組成強化に協力すべき意圖を明にしたので五月九日廣田外相、床次遞相は連名で全國の主なる新聞社及び日本放送協會の代表者二十數名を外相官邸に招待し其の席上我國の内外情勢に鑑み且つ無線電信放送其の他近代的通信施設の運用政策上此際全國の新聞社及び放送事業者の自治的共同機關として既存通信社を超越した社團法人組織の一大通信社を設立すべく從應すると同時に若しかる通信社が成立すれば政府は其の報道編輯上の獨立を尊重すると共に其の公益的目的に鑑み近代的通信施設の利用に關し能ふ限りの特典便宜を與ふべき方針である旨を言明した處、出席者何れも其の趣旨に賛成し滿場一致新通信社設立を決議した。

我國に於ける國際電話同線連絡時間並に通話料(昭和十年四月現在)

| 對手地          | 連絡時間                              | 通話料(圓)   |      | 通話取消料(圓) |                      |
|--------------|-----------------------------------|----------|------|----------|----------------------|
|              |                                   | 最初の三分時迄) | 普通通話 | 至急通話     | 通話者指定通話又<br>は呼出通話附通話 |
| 臺灣           | 午前八時—午後二時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 滿洲           | 午後五時—午後九時<br>(但し夏季は午後<br>四時—午後八時) | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 英領印度         | 午後四時—午後九時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 加那利          | 午前六時—午後三時<br>(但し日曜祭日は午<br>前二時迄)   | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 米國及び<br>第二地帯 | 午前六時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第三地帯         | 午前六時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第四地帯         | 午前六時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| メキシコ         | 午前六時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 比律賓          | 午前六時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第一地帯         | 午前九時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第二地帯         | 午前九時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第三地帯         | 午前九時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |
| 第四地帯         | 午前九時—午後三時                         | 1.00     | 1.00 | 0.50     | 0.50                 |

に向つての研究に着手せるものなどがあり、表面的にはあまり著しい發達を示さなかつた

の六方面を増加し總計十九方面を數ふるに至つた。從つて小山送信所及び福岡受信機置も大擴張の必要に迫られ、二十マツ送信機五臺、二マツ送信機一臺、合計六臺の送信機を増置し受信機置はスーパードロイン方式による高利得のもの十一臺を増加した。

航空網の發達と共に航空無線擴充の必要が起り電氣通信技術委員會に於ては特に急を要する研究事項の一に加へて、各種の方式に關して調査研究を行つて居る。一は龜山無線電信局に於て行ひつゝある遠距離航空路用の無線標識で、方式は米國の Radio Range と同一であるが、アドコック式空中線を使用し、架空並行二線式饋電線で電力を供給して居る。此の他電氣試験所平磯出張所に於ては、より 3000 迄を自動的に表示するやうな利用範圍の廣い標識に於て實驗して居り、航空研究所に於ては超短波を使用する盲目着陸の新しい方式を研究して居る。

第十節 同盟通信社の設立

近時國際的情勢の複雑化するに伴ひ對外新開通信事業はその重要性を加へ列國何れも之に積極的努力を傾注しつゝある實情に鑑み我國にも世界第一流の國際的通信社を設立すべしとの議は多年朝野一致の要望であつたが、特に滿洲事變以來相次いで國際的變局に直面して、益々其の必要が痛感され之を實現すべき機運が熟し、且つ聯合、電通の兩社も國家的見地より夙に政府當局に對し新通信社成立の上は之に合流すべき旨の諒解を與へ、又日本放送協會も其の組成強化に協力すべき意圖を明にしたので五月九日廣田外相、床次遞相は連名で全國の主なる新聞社及び日本放送協會の代表者二十數名を外相官邸に招待し其の席上我國の内外情勢に鑑み且つ無線電信放送其の他近代的通信施設の運用政策上此際全國の新聞社及び放送事業者の自治的共同機關として既存通信社を超越した社團法人組織の一大通信社を設立すべく從應すると同時に若しかる通信社が成立すれば政府は其の報道編輯上の獨立を尊重すると共に其の公益的目的に鑑み近代的通信施設の利用に關し能ふ限りの特典便宜を與ふべき方針である旨を言明した處、出席者何れも其の趣旨に賛成し滿場一致新通信社設立を決議した。

爾來新通信社設立の準備は着々進捗したが定款の作成も終り社名も社団法人同盟通信社と定まつたので七月二日附で

報知新聞、東奥日報、東京日々、東京朝日、中外商業、小樽新聞、大阪毎日、大阪朝日、讀賣新聞、神戸新聞、高知新聞、國民新聞、山陽新聞、京都日々、九州日報、都新聞、信濃毎日、時事新報、新愛知の十九社及日本放送協會の代表者が發起人として通署し定款認可の申請書を主務官廳たる逓信、外務兩大臣宛提出し正式に受理された然るにその後床次前逓相の病臥急逝等の事情により年末まで認可が遷延したが、後任の望月逓相は現下の國際的情勢に鑑み同通信社の實現は刻下の急務なりとし就任以來鋭意これが實現を進めた結果、十一月二日午前十一時逓相官邸に全國新聞關係者十數名を招待し、席上、望月逓相は左記要旨の如く本問題に關する政府の所信を明かにして全國新聞の一致協力を求めた。

逓相會明要旨 通信事業の強化を必要とする理由については今さら絮説するまでもなく去る五月廣田外相並に床次前逓相より各位と協議の際述べたところに盡きてゐる。たゞ最近の事實としてかの伊エ紛争事件につきロイテルその他の外國の大通信社が非常なる活躍を示しつつある事情に鑑みてもわが國現在および將來の國際的地位を考慮して一日も早く通信事業の統制強化を實現せんとする希望は國策上の見地よりいよいよ痛感せざるを得ないのである。全國各新

開社並に放送協會が共同して公益法人を組織し最も公平なる條件の下に國策に順應する一大通信社を設立することは正に時代の要求に恰當するものと認めらるゝのである従つてこの主旨により提出せられたる申請に對しては政府はこれを認可するとともにこれに基き計畫がわが國の有力新聞社および通信社の全面的協力によつて圓滿なる發達を遂げんことを望んでやまない次第である

第十一節 其他雜項

右に對し出席者一同逓信省側の望月逓相、青木、大橋兩次官、平野參事、進藤電務局長ならびに外務省側の重光次官、天羽情報部長等との間に隔意なき意見を交換、十二月末認可の指令が發せられ、昭和十一年一月一日より業務を開始した。

社との協力を得て北米(メキシコを除く)中米、西インド南米北部への電信料を一律に五十參に(桑港へは四十參、ハワイのオアフへは三十四參)遞減する事に諒解成立したものである。然し米國側では聯邦通信委員會の承認を必要とするものでその實施は昭和十年九月一日より行はれた。

五、道路に關する工事のため既設道路以外に

ある電線路が工事業又は交通上支障ある場合之が移轉に用する費用は道路管理者の負擔となすこと

日滿間直通ケーブルの工事負擔額 日滿間直通電話ケーブル架設事業中朝鮮總督府が負擔すべき工事費の支出につき滿信省と總督府との間に協議が重ねられ、第一期工事である釜山京城間の工事費負擔が十月、次の如く決定されるに至つた(單位圓)

Table with columns for project names (e.g., 昭和一十一年度, 昭和十二年度) and amounts. Includes sub-sections for 中繼器等 and 各裝置.

△東京間第二ケーブル架設に關する件

東京名古屋間第二ケーブルは東海道を經由せず中仙道を經由とするを可とす、但し信州に於て飯田廻りとするべきか木曾路廻りとするべきか及び中繼所新設位置は調査の上速急に決定のこと、尙名阪間電信ケーブルを電話に利用のため新築せる庄内中繼所は東京名古屋間第二ケーブルの中繼所に充當するも支障なき見込みに付きこれを利用することとし名古屋中央電話局と庄内中繼所間の連絡は音聲周波によるものとし普通電信ケーブルを架設すること又東京、名古屋、大阪の如く地域の大なることには於ては中繼所を二ヶ所に集中することは經濟上不得策と認められるにより二ヶ所又は三ヶ所に分置するものとして各中繼所間の連絡、切替へ方法を調査すること

△東京大阪間既設ケーブル架設變更方式に關する件

東京、大阪間既設ケーブルの裝荷方式變更に關しては優良回線に適するものを裸線條に搬送を重疊して作成するを可とするやの議ありたるも優良線を裸線條により開通するは保守上安固を期し難く且つ裸線條に搬送を重疊するためには東京、名古屋、大阪等大都市を裸線條により引込むこと困難にして端局裝置を市外に置く必要を生じ長距離回線に之を充當することは不可能となることなしとせず、又ケーブル心線の裝荷方式變更は十年度に於て施工せざれば不可能

ととなり、東京、名古屋間第二ケーブル架設

迄長距離優良回線増設を制限するやうになる恐れあるを以つて裸線條に搬送式を重疊するは普通回線増設に當りケーブル心線に不足を來したるときに施工するものにした

我國最初の電力線用搬送電話(長津江) 高壓送電線路を利用して通話を行ふ所謂電力線用搬送電話裝置は幾多の技術的未解決の點があつたので永らく試験研究の域から脱することが出来なかつたが長津江水電が西鮮地方送電線の完成を機會に同線路を利用して搬送電話設備による通話を行ふことを計畫し日本電氣に同裝置區六端局の製作を依頼しこのうち二端局を實際に使用しその成績が極めて良好であつた。即ち第一回目の通話としては昭和十年十一月二十五日西鮮送電線落成祝賀會が長津江と平壤の二ヶ所に催された際、式辭祝辭の交換は全部裝置によつて爲され當日の成績として長津江水電が發表したところによると長津江からの祝辭の中繼並に平壤の式場から長津江向け中繼は極めて良好なる成績を收め電力線用搬送電話としては大いに見るべきものがあるとなつて居り、電力線用搬送が實用に供されたのは之れが我國最初のものであるだけに一般に注目された。



日より昭和十五年三月末迄本協定によつて施設を共有し若しくは今後の施設を兩省協定によつて行ふことになつた。逓信、鐵道二省協定案文は次の如くである。

- 第一條 本協定に於いて委託者とは通信線路の所有者に電線の添架を委託するものを言ひ受託者とは通信線路を所有し電線添架の委託を受けるものを言ふ
- 第二條 電線の添架に付ては受託者の施設標準によるものとし工事の施行、物品の調達その他一切を受託者に於いて爲すものとす
- 第三條 電線添架及び之れに起因する既設線條の移轉、短尺電柱の建換へ、支線の補強、アーム・タイ及びアーム・ブレースの取付け樹木伐採等に要する一切の費用は委託者に於て負擔するものとす
- 第四條 前條の場合における添架電線以外のものは受託者の所有に歸するものとす
- 第五條 受託者の必要に因る添架電線路の移轉、改築等の費用は受託者の負擔となす
- 第六條 受託者に於いて一ヶ年の豫告期間を以つて添架電線路の撤去を要求したる場合委託者は之れに應ずるものとす
- 第七條 天災地變等に因る被害復舊費は線條數に應じ負擔するものとす
- 第八條 添加電線路の保守は障害試験を除く外は受託者に於いて施行するものとす

本協定は昭和十年十二月一日より昭和十五年三月卅一日迄とす  
新設市外電話回線の決定 逓信省では昭和十

年度豫算を以てする市外電話回線新設區間の査定を終り各逓信局に移轉し架設工事に着手することになつたが、その新増設回線中主要區間を挙げれば左の如くである。

- △東京逓信局 一、東京酒田直江津一回線、東京函館一回線、東京郡山一回線、東京富山一回線、東京金澤一回線、濱松名古屋二回線、東京郡山一回線、東京福島一回線、盛岡釜石一回線、仙臺郡山一回線
- △札幌逓信局 一、東京函館一回線、札幌野付牛一回線、札幌内浦河一回線、旭川野付牛一回線、小樽旭川一回線
- △名古屋逓信局 一、大阪名張一回線、大阪津島二回線、東京名古屋二回線、東京富山一回線、大阪名古屋一回線、名古屋大阪一回線、大阪名古屋一回線、大阪山田一回線、大阪一の宮一回線、大阪熊本一回線、大阪津島二回線、大阪名張一回線、大阪榎原松山一回線、東京大阪三回線、東京神戸一回線、横濱大阪一回線、濱松大阪一回線、名古屋大阪一回線、大阪高岡富山一回線、大阪金澤一回線、大阪福井一回線、大阪岐阜一回線、大阪一の宮一回線、大阪四日市一回線、大阪下市一回線、大阪近江八幡一回線、大阪宮津一回線、大阪徳島一回線
- △廣島逓信局 (全部一回線) 大阪一、大阪一、下關、大阪一、高松、神戸一、廣島、廣島一

松山、廣島一、松山一、今治、廣島一、濱田、吳一、松山、下關一、大分

△熊本逓信局 大阪熊本一回線、福岡別府一回線、福岡伊萬里一回線、福岡中津二回線、大阪門司一回線、大阪福岡一回線、下關大分一回線、福岡長崎一回線、福岡佐世保一回線、福岡佐賀一回線、門司熊本一回線、長崎佐世保二回線、熊本鹿兒島二回線

名古屋大阪間長距離交換集信試驗 電信事業運営の合理化を計るために先づ中繼所設備を減少する方法として長距離交換集信を適當な局に裝置すべきであるとの意見が有力になつて來、逓信省に於ては特に之れに留意して種々調査研究の結果先づ試驗的に右の長距離交換集信を名古屋附近の主要局と大阪局に於て現在電信自働交換に收容されてゐる局との間に實施する案を立て昭和十一年度豫算を以つて實行に入ることとなつた。設備の改善と通信の能率化を計る上にどれだけの効果を齎すかは疑問であるが計畫大要を示すと次の如くである。

一、主旨 名古屋附近の主要局である熱田、赤塚、笹島等の三局と大阪局現在電信通信自働交換に收容せられ居る間に長距離交換集信を施し名古屋局及び大阪局に於て現在取扱はれてゐる中繼所を減少せしめ電信事業合理化を計らんとするものなり。

二、設計の大要 現在取扱はれてゐる前記の局間に於ける中繼信數を基礎とし最終時に於ける電信通信の疏通を圓滑ならしむるため名古屋間交換用中繼通信路として四通信路

を要す、右のうち三通信路は現在通信路(大阪、名古屋、臨時名阪二)に充當し通信路を増加せしむるものとす、但し該一通信路に對する線路搬送装置並に中繼裝置の年經費を分擔するものとす

對外無線電信施設の移轉擴張計畫 對外無線電信施設の移轉擴張に關し逓信省は日本無線電信會社に對して命令書を發行し實行に着手した。同命令書に基いて爲される施設の移轉擴張計畫内容中大阪以西の分は左の如くであつた。

- 一、大阪中央電信局に屬す連絡陸揚線は會社が独自の線路を建設することは不經濟と認めらるゝにより大阪神戸間は逓信省の既設ケーブル豫備心線を借用し神戸以西は新規ケーブル線路建設工事の委託を逓信省に依頼する
- 二、逓信省は會社の委託を受け神戸明石間百六十對、明石伊川谷間五十四對、伊川谷小野間三十對ケーブルを新設し神戸伊川谷間は十一月、伊川谷以西は十二月、一月迄に完了の豫定
- 三、右線路中神戸伊川谷間は十一月初頭より約十對を逓信省にて借受神戸明石間豫備心線は必要に應じ逓信省にて借受けるものとす
- 四、依佐美に新設する多重電信受信装置は會社自身が施工するも大阪に新設する多重電信送信装置は委託工事とす、この維持委託料は會社より徴收し之を財源として十二年度以降の維持費及び維持に要する人件費の

増加に充當するものとす  
五、委託工事に要する經費は九送信路二臺、五萬六千七百九十圓維持費(一ヶ年)一萬一千三百五十圓とす

尙右の命令と同時に東京小山間の會社所有コントローラ線十三條は近き將來に於て不足を告げるに付き之に音聲周波多重電信を採用することになり東京市内に必要とする多重電信送信装置は逓信省に委託するやう出願を命ずることになつた。

國內無線施設 最近對植民地通信の輻輳に鑑み東京及び大阪の兩無線局を擴張して通信の疏通を良好ならしめることとなり、昭和九年に於ては先づ東京無線局に二ヶマ通信送信機及び高利得短波受信機を各一臺裝置して東京新京間の通信に使用した。又大阪無線局は從來二重方式であつたが之を中央集中方式に改めることとし、送信所は大阪府泉北郡深井村に、又受信所は兵庫縣明石市附近に移轉すべく既に敷地の選定を終了した。而して昭和十年中には新に送信機二臺、受信機二臺が増置せられ商業都市大阪を中心とする無線局の活躍は目覺しきものがあつた。

又多年沖繩島民の要望劇しかった内地との電話連絡は無線電話によつて行はれることとなり、目下逓信省に於て準備中である。

内地臺灣間の定期航空は愈々豫算成立し、昭和十一年より開始されることとなつた爲之に必要な無線標識を鹿兒島及び那覇に設置することとなり、逓信省に於ては昭和九年末以來龜山無線局に於て之が調査中であるがこれ

# 第四編 放送

1—21

|                    |      |
|--------------------|------|
|                    | 概要目次 |
| 第一節 總 觀……………       | 一    |
| 第二節 聴取加入者の概要……………  | 二    |
| 第三節 放送施設の擴張……………   | 六    |
| 第四節 放送技術の進歩……………   | 八    |
| 第五節 放送技術の研究進歩…………… | 八    |
| 第六節 放送局現況……………     | 一〇   |
| 第七節 日本放送協會の改組…………… | 一〇   |
| 第八節 外地の放送事業……………   | 一一   |
| 第九節 滿洲國の放送事業……………  | 一四   |
| 第十節 世界放送界の概観……………  | 一六   |

資本金 一 千 萬 圓  
大阪市北區宗是町一

## 關西共同火力發電株式會社

社 長 林 安 繁

# 第四編 放送

1—21

## 概要目次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第一節 總 觀……………       | 一  |
| 第二節 聴取加入者の概要……………  | 二  |
| 第三節 放送施設の擴張……………   | 六  |
| 第四節 放送技術の進歩……………   | 八  |
| 第五節 放送技術の研究進歩…………… | 八  |
| 第六節 放送局現況……………     | 一〇 |
| 第七節 日本放送協會の改組…………… | 一〇 |
| 第八節 外地の放送事業……………   | 二  |
| 第九節 滿洲國の放送事業……………  | 一四 |
| 第十節 世界放送界の概観……………  | 二六 |

# 關西共同火力發電株式會社

社長 林 安 繁

資本金 一 千 萬 圓  
大阪市北區宗 是町一

# 第四編 放送 目次

|                    |   |                |    |
|--------------------|---|----------------|----|
| 第一節 總 觀            | 一 | 共同聴取施設         | 八  |
| 聴取加入者の増加           | 一 | 小電力放送其他の研究     | 八  |
| 聴取料の値下げ            | 二 | 海外放送           | 八  |
| 大電力放送              | 二 | テレビジョン         | 八  |
| 聴取設備の認定制度と「共同聴取制度」 | 二 | 第五節 放送技術の研究進歩  | 八  |
| 第二節 聴取加入者の概要       | 二 | 超短波放送の研究       | 八  |
| 昭和十年末所轄別聴取加入数並に普及率 | 二 | 送信空中線に関する研究    | 八  |
| 昭和十年月別許可・廢止・増加數比較  | 三 | 饋電線に関する研究      | 八  |
| 年別許可・廢止・増加數比較      | 三 | 同一周波放送に関する研究   | 九  |
| 市郡部加入數比較           | 三 | 演奏室音響に関する研究    | 九  |
| 市縣別聴取加入現在數並に普及率    | 四 | 水晶發振器の研究       | 九  |
| 都市別聴取加入現在數並に普及率    | 四 | 周波數監視          | 九  |
| 職業別                | 四 | ラヂオ機器認定及監査試験   | 九  |
| 第三節 放送施設の擴張        | 六 | 新型受信機及部分品の調査   | 九  |
| 富山・鹿児島五〇〇ワット施設     | 六 | 一般家庭向受信機に関する研究 | 九  |
| 大電力放送施設            | 六 | 雑音防止に関する研究     | 九  |
| 小電力放送局             | 六 | 共同聴取に関する研究     | 九  |
| 自家發電設備             | 六 | 唸發振器其他の研究      | 九  |
| 東京放送會館             | 七 | 電波傳播に関する研究     | 九  |
| 共同聴取實驗施設           | 七 | テレビジョンに関する研究   | 九  |
| 第四節 放送技術の進歩        | 八 | 第六節 放送局現況      | 一〇 |
| 新設工事               | 八 | 第七節 日本放送協會の改組  | 一〇 |
|                    |   | 第八節 外地の放送事業    | 二  |
|                    |   | 樺太・南洋・臺灣・朝鮮    | 二七 |
|                    |   | 第九節 滿洲國の放送事業   | 四  |
|                    |   | 滿洲放送事業の特異性     | 四  |
|                    |   | 聴取者の状態         | 四  |
|                    |   | 放送用諸施設         | 四  |
|                    |   | 受信施設           | 五  |
|                    |   | 中繼線施設          | 六  |
|                    |   | 第十節 世界放送界の概観   | 六  |
|                    |   | 英吉利            | 六  |
|                    |   | 獨逸             | 七  |
|                    |   | 佛蘭西            | 八  |
|                    |   | 伊太利            | 八  |
|                    |   | ソヴェート聯邦        | 九  |
|                    |   | 亞米利加           | 一〇 |